

第Ⅶ章 木製品

はじめに

1) 木製品の分類について

木製品の整理作業工程及びその分類については、第1分冊 第1章「調査の概要」の中で若干言及したが、ここでは分類方法について更に詳しく記すこととする。大別すると(1)成品・部材(2)それ以外の加工材・加工片に2分される。成品・部材については更に以下の12項目に細分しているが、この分類は奈良国立文化財研究所編『木器集成図録—近畿原始編』(1993、以下、「木器集成原始編」とする。)に準ずる器種名をもって行っている。用途の特定が困難な成品については、その形状の特徴を名称に付し、〇〇状木製品とした。また、横槌など用途に地域差が生じる遺物については、民俗学(民具研究含む)の成果を考古遺物である木製品の用途研究にあてはめて分類を行っている。

- | | |
|---------------|-----------------------|
| 1. 工 具 | (斧柄、その他) |
| 2. 農 耕 具 | (起耕具、田下駄、収穫具、調整具、その他) |
| 3. 漁 労 具 | (タモ網杵、櫂、その他) |
| 4. 祭 祀 具 | (動物形、武器形、舟形、線刻板、その他) |
| 5. 武 器・武 具 | (楯、木甲、弓、その他) |
| 6. 服 飾 具 | (堅櫛、儀仗、木履、その他) |
| 7. 容 器・食 事 具 | (容器、高杯、匙、容器蓋、その他) |
| 8. 紡 織 具 | (紡錘車、機織具、その他) |
| 9. 雑 具 | (発火具、把手、その他) |
| 10. 用 途 不 明 品 | |
| 11. 建 築 部 材 | (柱材、その他) |
| 12. 樹 皮 製 品 | (籠編物、樹皮成品・素材、甍成品・素材) |

なお、成品・部材の「木取り」については、「木器集成原始編」および『出土木器の樹種と木取りⅠ・Ⅱ』(布留遺跡研究中間報告3、1981)を参考とした(詳細は右図及び凡例のとおり)。

また、成品・部材以外については現時点で全遺物データを把握できていない為、遺物構成を提示することは出来ないが、その細分類方法については「第4節木製品」『河内平野遺跡群の動態Ⅲ』(1996)を参考とし、次の項目により分類を行った。また、次頁に提示した「木製品整理カード」を用いて現在も全遺物データの作成に努めている。

	みかん割材	半 額 材	丸 太
横木取り 板目取り			
横木取り 径目取り			
縦木取り			

(表) 木製品の木取り (『河内平野遺跡群の動態』より)

八日市地方遺跡出土木製品		備考
調査地区	グリップ	遺物 (出土品名)
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
調査年度	調査	出土年度 (月日)
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
成分	分類	
<input type="text"/>	<input type="text"/>	
分組 1	分組 2	分組 3
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
本取付	埋蔵層	保存処理
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
種	種	高さ
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
種	種	高さ
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
種	種	高さ
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
その他の遺物		
<input type="text"/>		
		カード作成年月日
		<input type="text"/>

(図) 木製品整理カード (表・裏)

- (ア) 丸材 (丸太、枝)
 (イ) 割目材 (半裁材、扇形材、みかん割材)
 (ウ) 加工材 (板材 [板目材、柁目材、流れ柁目材]、角材 [心持ち材、心去り材])
 (エ) 建築部材 (柱材 [柱根、杭]、その他)。
 (オ) 樹皮 (樹皮、剥ぎ材)
 (カ) その他 (加工片、加工クズ)

2) 木製品の保存処理について

木製品の保存処理については、平成8年度より年間数十点の遺物を国庫補助事業により専門業者に委託実施している(処理はPEG含浸・真空凍結乾燥法による)。また、平成11年度より腐敗・破損が著しい樹皮製品を中心に発掘調査事業費内にて同様に専門業者に委託実施している(樹皮製品は高級アルコール法により処理)。委託業務により保存処理を行っている遺物は、腐食が著しく腐敗・破損の恐れのあるものと、八日市地方遺跡出土木製品の中でも取り分け精巧かつ全国的にも稀な遺物で、遺跡を性格付ける上で重要なものが中心となっている。

更に平成12年3月より木製品保存処理含浸装置(以下「処理槽」という。)を埋蔵文化財調査室内に借上・設置し、独自に保存処理を開始する。処理槽は大型槽1台(槽内長1.7m)と小型槽2台(槽内長1.2m)で、大型槽ではPEG含浸法によって、小型槽では糖アルコール含浸法により処理



(写真) 処理槽からの遺物取出し作業

を行っている。これまでに試行錯誤の上、数百点の保存処理を完了している。

尚、木製品の樹種同定については、保存処理委託時にその前工程として行っているのみであり、厳密には器種ごとの用材選択を提示できるだけの同定結果を得ていない。

3) 木製品の層位と時期について

出土した木製品の帰属時期については、その殆どが弥生時代中期前葉から中期後葉の範囲に内包され、一部上層の遺物包含層より中・近世の遺物も出土しているが本報告書掲載遺物からは除外している。時期毎の詳細については第1分冊第4章第1節「埋積浅谷の概要及び主層位」、第6章第1節「八日市地方遺跡出土土器の検討」を参照されたいが、出土層位と時期の対応については概ね下記様相と捉えている。個々の遺物の層位・帰属時期については木製品観察表を参照されたい。

v層	: 弥生時代中期後葉	ix1層	: 弥生時代中期中葉
vi層	: 弥生時代中期後葉	ix2層	: 弥生時代中期中葉
vii1層	: 弥生時代中期後葉	x層	: 弥生時代中期前葉～中葉
vii2層	: 弥生時代中期中葉～後葉	xi～xii層	: 弥生時代中期前葉
viii1層	: 弥生時代中期中葉	xiii層	: 弥生時代中期前葉
viii2層	: 弥生時代中期中葉		

本報告での、木製品の掲載についてであるが、出土した木製品の大半が埋積浅谷よりの出土であり、上記のとおり時期的にも弥生時代中期に概ね一括されている。ことから土器のように時期毎の形式分類は一部の器種に限定し、その他の遺物については形状・製作段階に観点をおいて分類し、順次図版掲載していくこととした。

また、本報告では必要に応じて「木製品」「木器」などを適宜使い分けているが、遺跡から多量に出土した木質遺物を総称して「木製品」とし、その中で破損品や未成品も含めて用途が限定もしくは推定できる遺物を「木器」と表現している。

4) 博物館での木器展示の一例

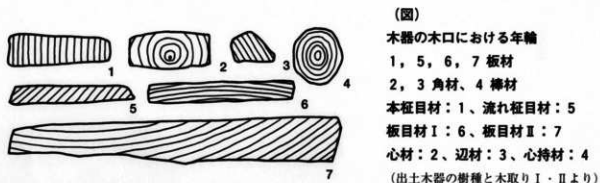
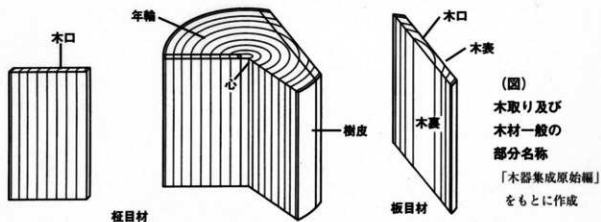
平成14年10月5日より市立博物館にて企画展「樹を活かした木器加工」を開催した。これは静岡市立登呂博物館で開催された「樹のある暮らし」や福島県立博物館の「いにしへの木の匠」などを参考にしたもので、当時の生活用具全般の情報を持つ木器を活用することで、土器・石器では説明出来なかった生活の実態や埋蔵文化財に対する理解が得られるのではないかと考えたからである。以下、木器活用の一例として紙幅の許す限り内容紹介を行うこととする。展示での最大の特徴は一部の復元資料以外の全点(約230点)を八日市地方遺跡出土木製品で賄い、遺物名の下に樹種名を並記したことである。更に会期中、各種木器の持つ情報量に関連して埋文以外の分野の方々をゲストとして招待し、資料を観てもらうことで、考古資料を現代社会に繋げる試みを行った。樹種名を並記したことで、①弥生時代の人々が用材選択の知識を身につけていたことを説明することができた上、現在の用材方法との比較も可能にした。②当時の植生図・地形図から豊かな森林植生に言及することで、森林伐採の進む現在の環境問題と対峙するきっかけに結びつけた。③精巧な木製容器や匙を生地職人や工房経営者に実現してもらい、現代の工芸品との比較により当時の技術力やデザイン的独創性などについて話し合った。以上、今後も考古資料を関係者の枠を超えて現在まで繋げる提案を続けていきたい。またそうした取り組みによって一層の埋蔵文化財に対する理解が得られればとも考えている。

凡 例

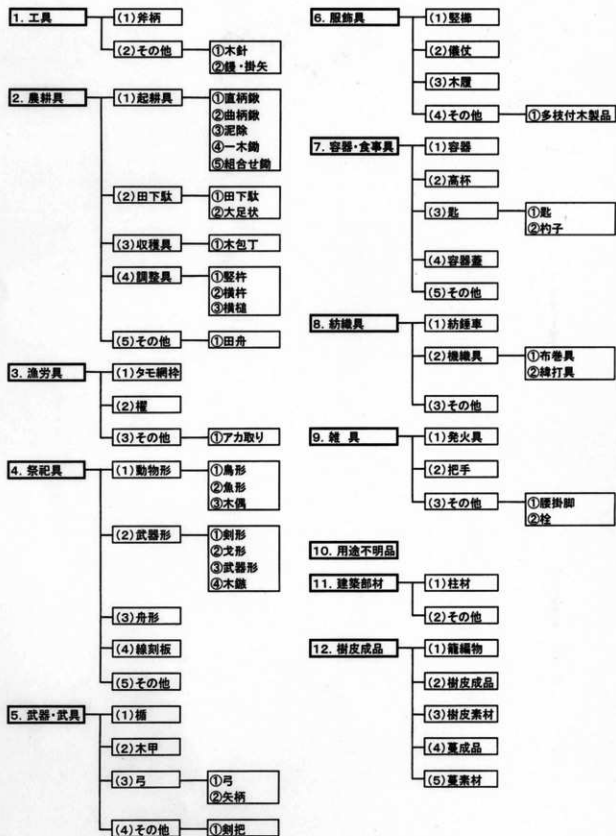
1. 木製品の実測図には、下記の表現記号（スクリーン・トーン）を使用した。



2. 木製品の観察表における木取り及び木材一般の部分名称については下記に示したとおりである。なお、現状での木口面に現れた木目を基準としているため、破片等では必ずしも実際の木取りを表していない場合がある。また容器等の刳物の木取りについては、木材の横断面（木口）を上面として加工したものか、縦断面を上面として加工したものかについて区別して表示してある。



3. 木製品の実測図の年輪は、大体の径と樹心の方向を示すもので、正確な径や年輪の間隔を示すものではない。
4. 木製品の分類とその名称は、(表) 木製品分類一覧表のとおりである。
5. 木製品の観察表における主な計測部位については器種毎に必要なに応じて提示するものとする。
6. 本遺跡の発掘成果については、既に現地説明会資料、博物館展示図録及び考古学関係雑誌などに、その内容の一部が紹介されているが、本書の記載内容がそれらに優先する。



(表) 木製品分類一覧表

第1節 工具(第221~234図)

工具に大別されるものとして、斧柄(・斧台) 53点、掛矢2点、木針1点、鏡1点を確認している。以下、分類及び特徴の提示を行う。なお、工具と農耕具双方に分類される掛矢、横植については、大型の2点のみ工具「掛矢」とし、それ以外は農耕具の中で「横植」として扱うこととした。

斧柄(・斧台)

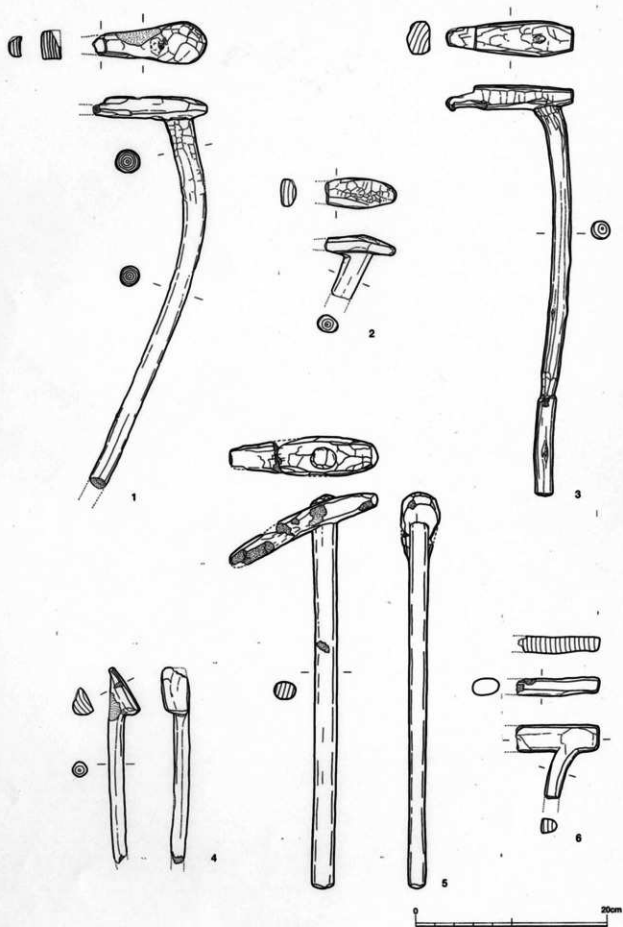
斧は本体である身(斧身)と、これを装着する斧柄(・斧台)とからなる。斧身の刃先が斧柄の主軸とはほぼ平行するものを縦斧、直行するものを横斧と呼ぶ。斧柄には、屈曲した頭部に斧身を装着するための斧台を作り出す曲柄と、真っ直ぐな棒状の頭部側面に孔を開けて斧身をはめ込む直柄がある。出土している石製斧身の形状・大きさなどから、片刃石斧柄(扁平片刃石斧、柱状片刃石斧)、太型蛤刃石斧柄が想定されるが、柱状片刃石斧の装着を想定できる斧柄は現在のところ確認できていない。また斧身装着面の形状から鑄造の袋状鉄斧を装着したと判断できるものも出土している。

曲柄の多くは頭部が斧身の刃の方向へ屈曲する膝柄であり、斧台と握りとが一本の材からなる(一木式:A式)ものと、別材で両者を作り組み合わせる(組合せ式:B式)ものがある。B式の膝柄には、斧台に孔を開けて、柄の頭部先端を挿入した「頭部差込式」(B I式)と、柄の頭部に孔を開けて斧台基部を挿入した「斧台差込式」(B II式)とがあるが、B II式の出土は確認出来ていない。直柄に該当するものには、太型蛤刃石斧柄と袋状鉄斧柄があるが、装着孔及び鉄斧装着部の加工形状からほとんどの資料は縦斧用と判断出来る。

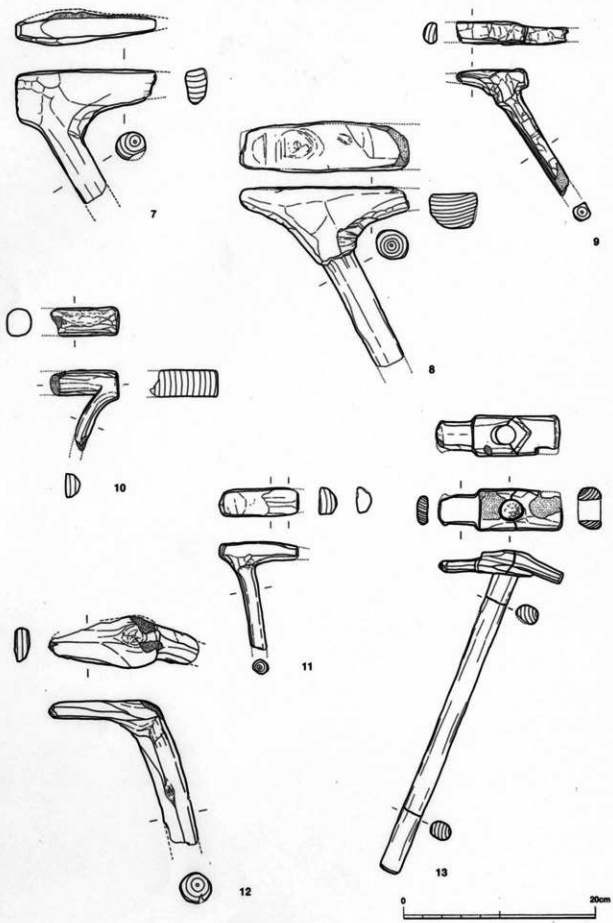
片刃石斧柄(・板状鉄斧柄)

片刃石斧柄は装着面の加工により二種に分けられ、1種は柱状片刃石斧の装着を想定して装着溝を持つものであるが、出土しているものは全て斧台の後面を平坦に仕上げ、先端を一段削り込んで装着面を作ったもの(2種)である。全9点(1・3・13~15・19~22)確認しており、うち3点は一木式、6点が組合せ式である。組合せ式6点のうち14を除いた5点は、全てアカガシ亜属であり、前面の柄孔部分に方形(菱形)又は円形の隆起が作り出され厚みを増している。更に着柄角度の分布においても概ね65~75°の範囲に集中している(13の柄はカエデ属、19の柄はエズリハ属で、共に斧台とは別の材を用いている)。14は形状的には何ら問題はないが、斧柄・斧台ともにスギ材を加工したものであり、樹種から判断するに実用的とは言えず、祭祀的な用途も想定すべき資料である。頭部差込式の5・23は柄穴は穿たれているものの装着面の加工が見られない。また一木式では小型の4点(2・6・10・11)が装着面を欠損している。9・12は着柄角度が鈍角を成すもので、これについても装着面の加工は見られない。16・17・30の3点は上部上面を欠損。18は樹皮が残存していることから未成品と判断している。18同様に未成品としている31・32については、形状から一木式の横植の可能性も考えられたが、樹種同定結果が共に「モミ属」であることを考慮して工具の範疇としている。8は石斧柄または曲柄鎌の柄を想定可能である。着柄角度が鋭角を成す4については、石斧柄とするには難しい点もあるが、現状では別用途を想定出来ていない。樹種に見られる用材選択については、同定結果が出ているものから推測するに組合せ式斧台にはアカガシ亜属が主に当用されているのに対して、一木式ではクヌギ節、モミ属、サカキ、イヌガヤなど多種にわたる一貫性がない。

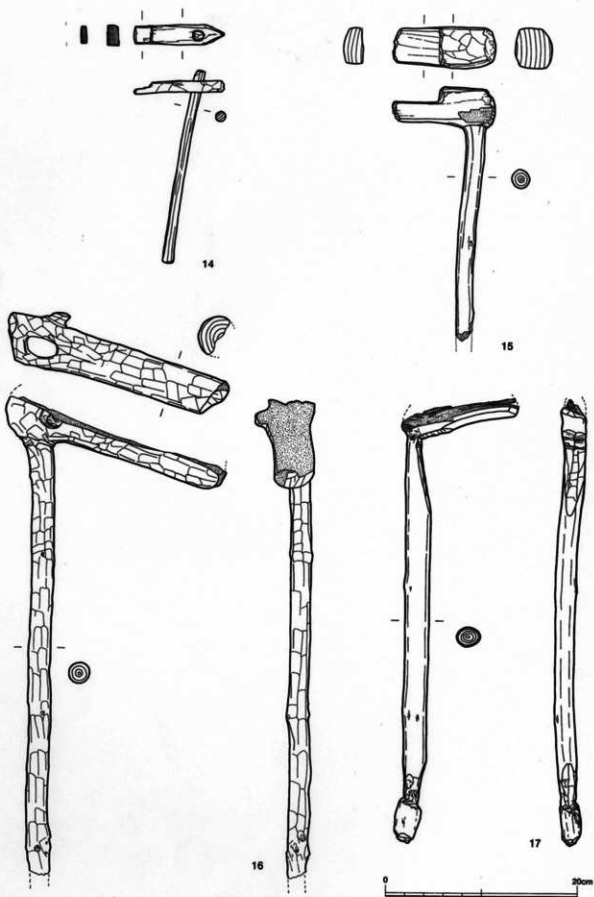
なお、片刃石斧柄・板状鉄斧柄の区別については、頭部差込式の21のみ装着面が中央より幅を減じており、石斧基部の丸味を持った形状と合致することから石斧柄(斧台)と判断している。それ以外については両者を厳密に区別することは出来ない。



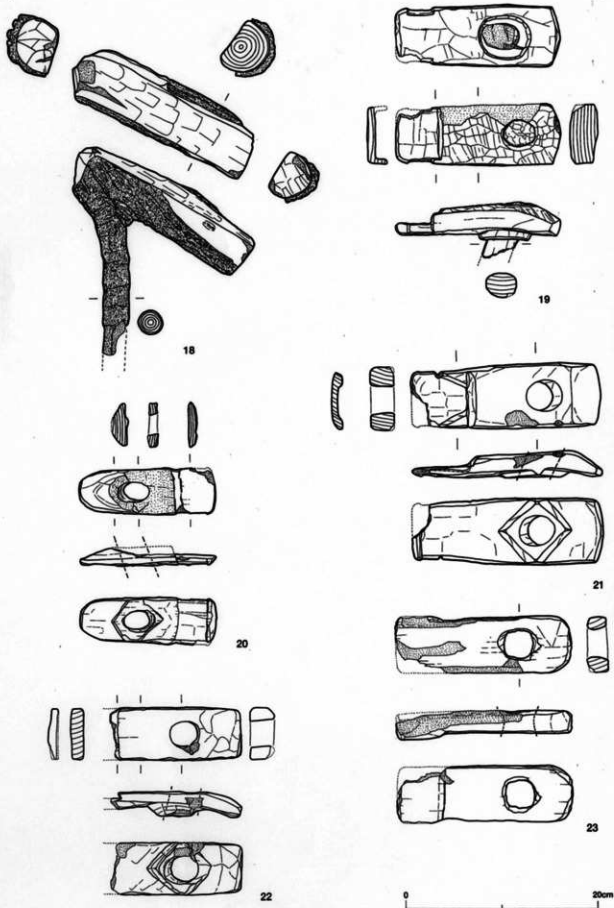
第221图 工具 斧柄1 (S=1/4)



第222图 工具 斧柄2 (S=1/4)



第223图 工具 斧柄3 (S=1/4)



第224图 工具 斧柄4 (S=1/4)

袋状鉄斧柄

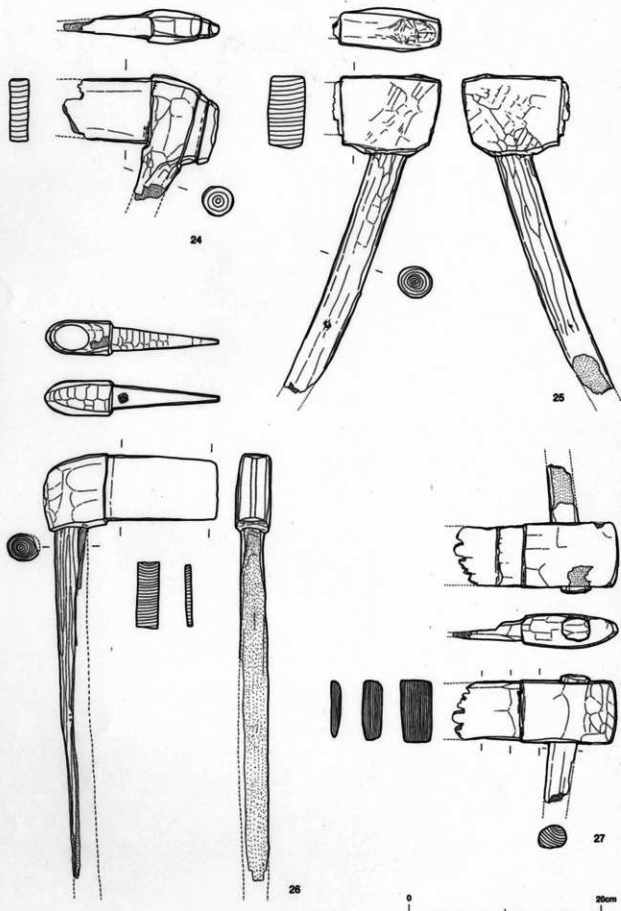
八日市地方遺跡では前述の板状鉄斧及び袋状鉄斧についてその出土例はないが、斧柄の斧身装着面の形状が、先端に向けて徐々に窄まるもの（イ類）や、斧台の装着部全周が段をなして先端に向けて窄まるもの（ロ類）が出土していることから、これらの斧柄（・斧台）にはその形状から鍛造の袋状鉄斧が装着されていたものと判断している。鉄斧自体の出土が見られない理由としては、集落内で製造されたものではないこと、磨製石斧に比べて絶対量が少ないこと、そして低湿地に営まれた遺跡であり腐蝕により残存しえなかったことなどがあげられる。

イ類に該当するものは7のみで、成品であるとの見解から消去法により縦斧用の鉄斧装着を想定している。ただし、装着部の幅と厚さに大きな差が認められないことや着柄角度が 59° であり、以下に示すロ類の6点ほど強くは鉄斧柄を主張できない資料である。また未成品であると仮定した場合は、実際には後面又は側面に装着面を加工することで小型の片刃石斧の装着が可能となる。樹種はクヌギ節という同定結果が出ている。

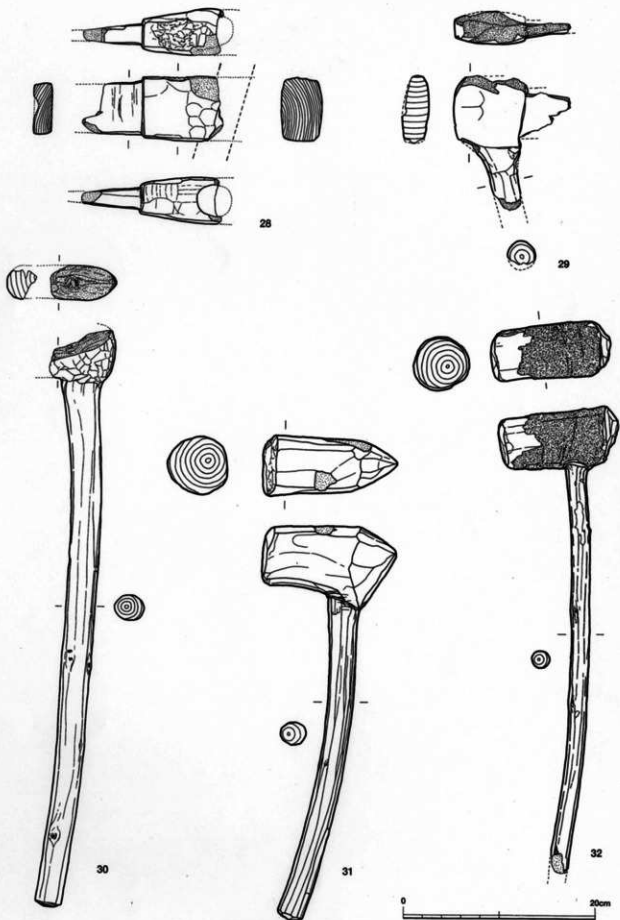
装着部全周が段をなして先端に向けて窄まるロ類に該当する資料は6点（24～29）確認している。この6点は全て伐採斧としての縦斧用で、いずれも装着部先端又は柄（握り部）を欠損していることから、欠損により廃棄されたものと考えている。資料を実見すると一見して装着部の幅・厚さなどが近似していることに気付く。刃幅は装着部先端が欠損しているものもあるが、装着部が段をなしていることから装着されていた鉄斧基部の幅が復元可能である。観察表には、遺跡内より鉄斧の出土が見られず、その形状が明確でないことから、想定される鉄斧基部の幅を「刃幅」として記してあるが、刃幅は5.2～6.9cm、厚さは3.3～4.7cm、握り部径も3cm前後となっていて規格性を伺わせるデータが得られている。鉄斧柄の形状（幅・厚さ）が厳密ではないものの規格性があり、若干の寸法差異で収まることから、それぞれの柄に対応して鉄斧身が存在したと考えられ、定量の鉄製品が存在したと推測できる。さらに供給（搬入）経路までは言及できないが、装着されていた鉄斧は非常に精巧なものであり、朝鮮半島で製作された舶載品の可能性が高いと考えている。

6点の鉄斧柄について若干の説明を加えるが、このうちの4点（24～26・29）は一木式である。上述のとおり装着部の形状には大きな差異は認められないが、24の斧台基部は他の3点とは異なったものとなっている。鉄斧柄は側面から見ると柄を境に一方が装着部、もう一方が基部となるが、この基部に幅約1～1.5cm、深さ2mm弱の溝が施されている。斧身を緊縛する時の紐掛け部分ではないかと当初は考えたが、この資料が袋状鉄斧柄であることと、分析はされていないものの表面に何らかの塗膜が認められることから鉄斧装着における紐掛け溝ではなく、別用途を考えていくべきである。樹種は24がサカキ、25・26はモミ属、29は未同定である。片刃石斧柄の樹種と比較すると、共にモミ属、サカキが同定されており、広義の斧柄用材として共通性を認めるべきかもしれない。また着柄角度から見た場合、後述する太型蛤刃石斧柄が 82° ～ 85° であるのに対して、袋状鉄斧柄では一木式で材が影響しているものを除けば 75° 以内となり、伐採効率の優位を示す結果となっている。

27・28の2点は組合せ式で、27には柄の一部が残存している（28はヤブツバキ、27の樹種同定はされていない）。27の装着面の加工は他の5点と比較してその形状を異にしている。装着部の一方の側面に約8mm程度の段を更に加工しており、その部分を境に厚さは半減している。この加工は片刃石斧（または板状鉄斧）の装着を想定してのものか、袋状鉄斧の折り返し部分の当たりを想定してのものかは判断出来ていない。また、この2点は共通して板目材を加工して台部を作り出している。このことは上記一木式の鉄斧柄と比較すると、材質的な強度以外に使用する上でも別機能が与えられていた可能性が考えられる。



第225图 工具 斧柄 5 (S=1/4)



第226图 工具 斧柄6 (S=1/4)

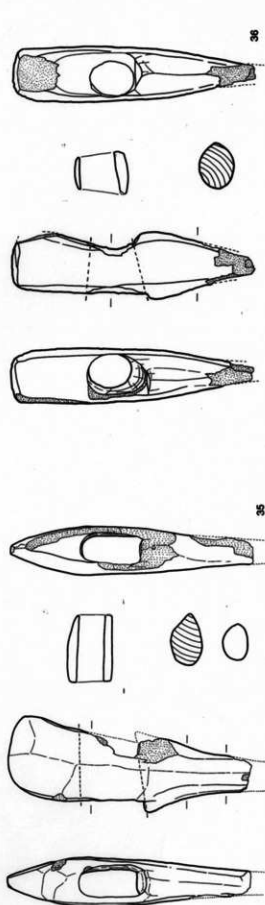
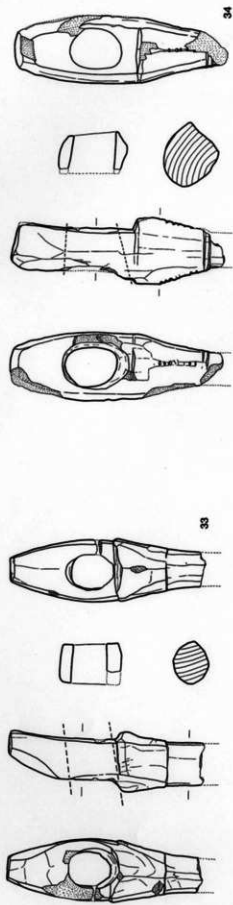
袋状鉄斧柄の出土に際してはその時期比定が重要となることから明らかに袋状鉄斧柄と判断できる6点について見ていく。24・29は11地区の環濠内より出土したもので遺構資料の整理作業が進んでいない現状ではあるが、時期は弥生中期中業～後業に属する。また25・26・27・28については埋積浅谷よりの出土で、25は中期中業、26は中期中業～後業と幅を持つ、27・28は中期中業となる。

大型蛤刃石斧柄

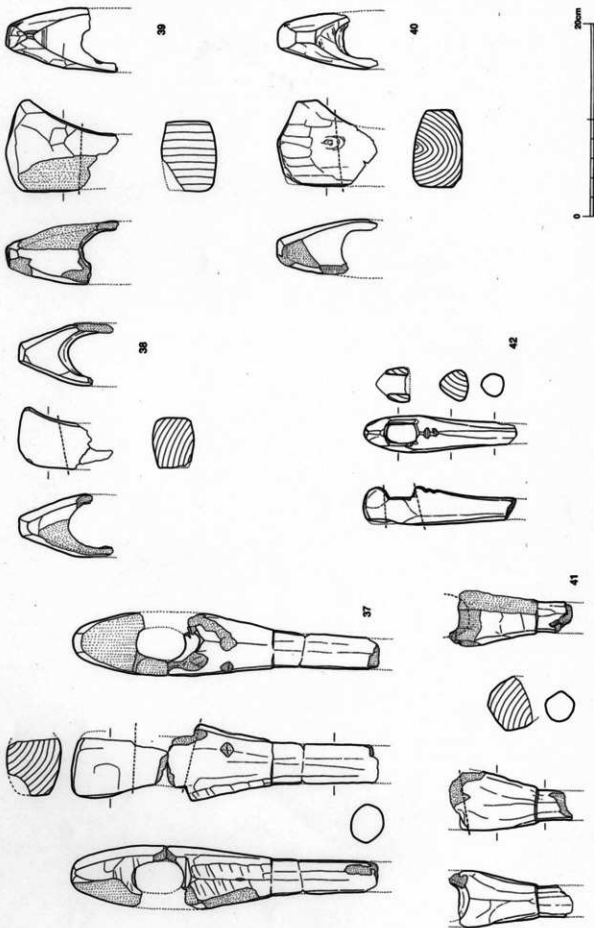
大型蛤刃石斧柄の分類については、「木器集成原始編」を元にして榎田佳男氏がおこなった案に従うこととする。いずれも側面観を重視したもので、A類は頭部と握り部の間の拡張部が両方に作り出されたもので、拡張部から頭部先端に繋がるくびれ部が明瞭なもの。B類は拡張部が片方にだけ作り出されたもの。C類は頭部と握り部の間に拡張部がないものとなる。なお頭部先端の形態については、ばち形のもの（Ⅰ式）、扇形になるもの（Ⅱ式）、ほぼ平行を保つもの（Ⅲ式）に細分する。出土している全21点のうち成品にあたる12点は全て装着孔の両側面で破損・分割または握り部先端を欠損しており、未成品以外で全長を把握可能な完存品は出土していない。また斧身が装着されて出土したのももない。分類を行うと殆どの資料はA類に該当し、頭部先端の形状ではⅠ式のばち形が多く見られる。樹種は、未同定のもの全体が全体の半数以上にのぼるが、アカガシ亜属を主材とし、ヤブツバキが用いられている。以下、特徴的な資料についてのみ説明を加える。握り部を欠損しているものが殆どであるが、33～37の5点は装着孔の形状を把握可能で、35のみ角は丸みをおびるが長方形の装着孔が穿たれている。材質はモチノキ属と同定されている。34は両方の拡張部の後縁に刻みが施されており、53の拡張部にも類似した刻みが見られる。53は握り部先端に紐掛け用の孔が作り出され、握り部と拡張部の境に段はないが側面に貫孔を持つ特殊な資料である。また装着孔が完存していないため装着されていた斧身の形態までは言及できないが、着柄角度が他に比べて鋭角を呈していることは間違いない。53と似たものに48があるが、共にくびれ部は明瞭で全周する。未成品の50も含めて成品の多くの資料には握り部と拡張部の境に1～2条の段を持つものが多く見られる。41は非常に小型の斧直柄で、斧身装着孔は裏面で3.8×2.2cmの長方形を呈し、表面拡張部に刻みを持つ。サイズは小型であるが、斧柄の形態としては他の大型蛤刃石斧柄と同様である。着柄角度は82.5°を測り、資料33～37のそれは82～85°であり、同様の数値を示している。樹種はヤブツバキであり、先に記したスギ材の小型片刃石斧柄のように祭祀的な側面は見られず、実用の1点と言える。

次に未成品についてであるが43・47・49～52の9点を確認している。樹種同定結果が出ているものは5点あり、52のヤブツバキ以外はアカガシ亜属（43～46）である。43は斧身装着孔を穿孔途中である。ただし握り部には加工痕跡が面をもって残存しており、45・46と比較すると粗い作りである。49は未成品ではあるが、頭部先端がⅡ式の扇形になるもので、本遺跡ではこの1点のみである。時間的な分布ではあるが、成品は比較的新しい時期に集中するが、未成品では集落Ⅰ期の中期中業に比定される資料が多く含まれている。上記のとおりアカガシ亜属に同定されている資料と同定結果の出していない49・50がⅠ期の資料で、用材選択にも時期差が存在していたと見ることが出来る。

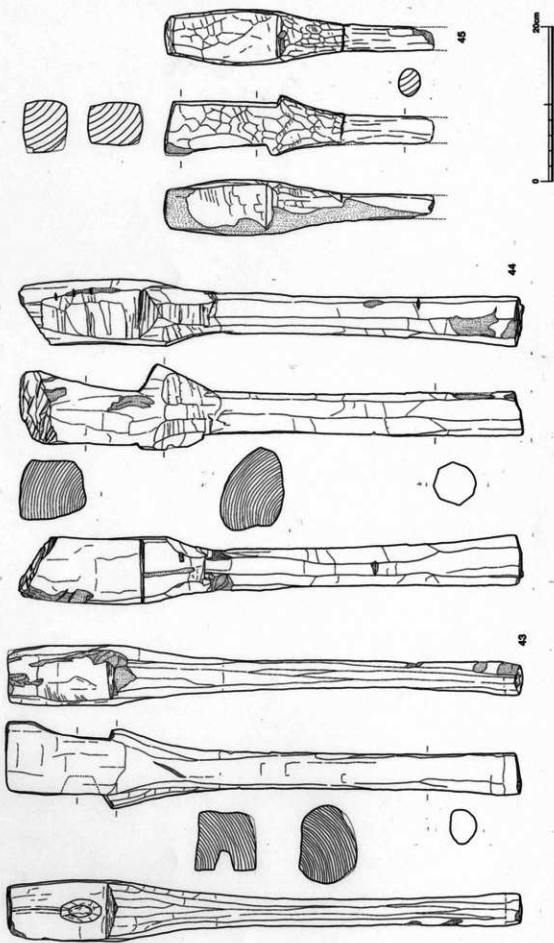
木取りについて2点言及するが、出土しているものは全点割目材を加工しており、心持ち丸材を用いたものは見られない。また、これまでの分類や諸論文では「装着孔が開いていなければ、斧の前後を判断することは困難」とされてきたが、成品で装着孔が完存している資料を調べていくと、殆どのもが材の木表の側が後面となることが分かる。この点について43の資料は木裏に穿孔途中の孔が見られるが、両面穿孔であると考えれば、矛盾はなくなる。各地で出土している全点にこの法則が成立するとは言えないが、材質と用途を吟味しながら各種用具を加工していたとすれば、材の表裏の区別をした上で斧身を装着していたであろうことは容易に想像できる。



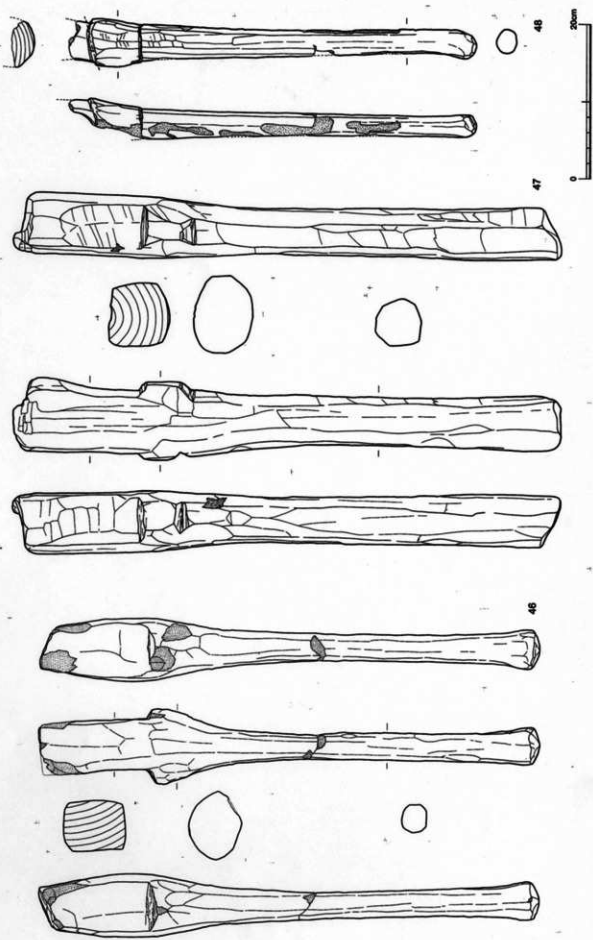
第227圖 工具 斧柄 7 (S=1/4)



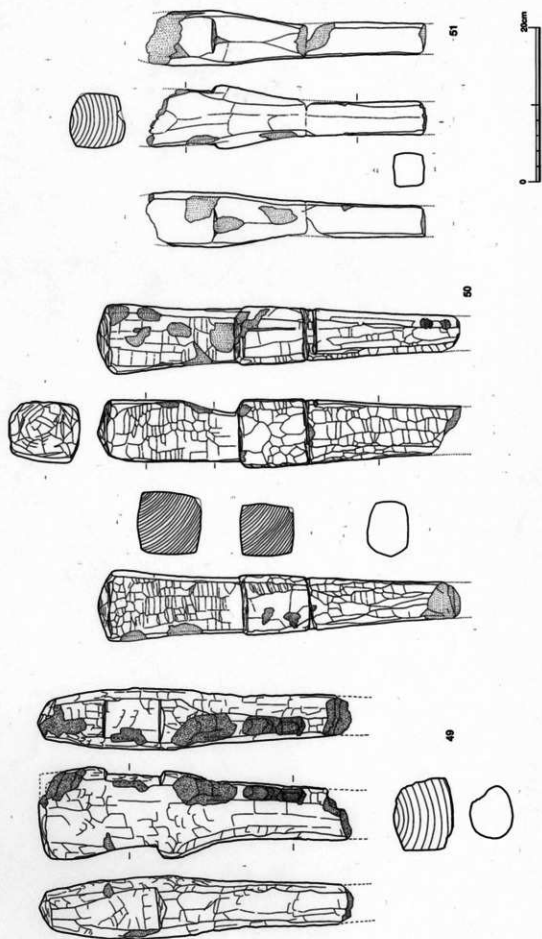
第228圖 工具 斧柄 8 (S=1/4)



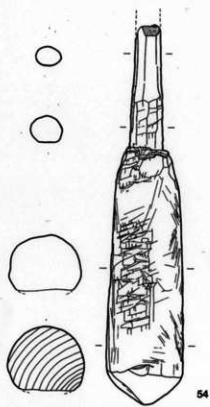
第220圖 工具 斧柄 9 (S=1/5)



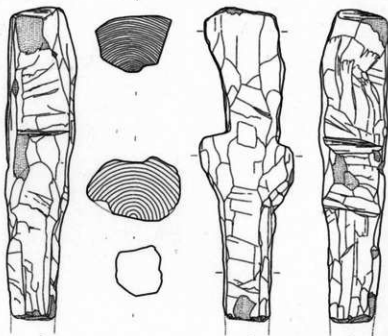
第230图 工具 斧柄10 (S=1/5)



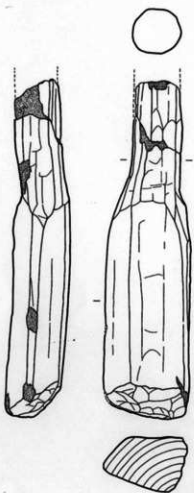
第231图 工具 斧柄11 (S=1/5)



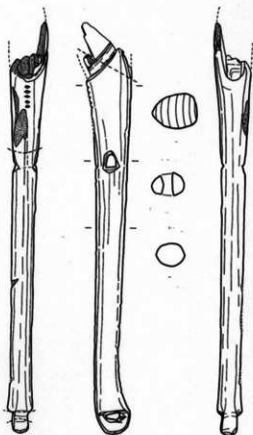
54



52



55



53



第232図 工具 斧柄12・その他1 (S=1/5)

掛矢

前述のとおり形態の上では「横槌」と似ているが、全長（推定）が50cmを越える大型の2点を掛矢とした。54は整件の一方の搦き部と形状及び端部の摩擦の仕方が酷似しており、更に樹種がアカガシ亜属であることから当初整件からの転用と捉えていた。しかし出土しているその他の整件と比較すると明らかに太さも含めた形状が異なることから整件の転用という説には踏み込まず、身側面に多数見られる「板状鉄斧」の基部を叩いたような痕跡を優先させ、分類を掛矢としてある。55は形状には問題がないが使用痕跡に乏しいことから厳密には掛矢と断言できない資料である。

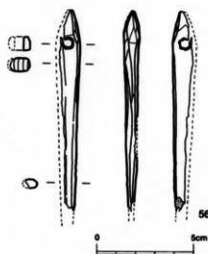
木針

「先端が尖った棒で基部に孔があり、紐などを掛けられるもの」という定義にそった木針が1点（56）出土している。先端及び一方の側面は欠損しているが、基部下1.5cmの箇所直径4mm弱の孔が穿たれている。断面は楕円形を呈し、加工はやや粗く、側面は面取りされており加工痕が残存している。上端部は鋭利ではないが面取りされて尖っている。なお、類似資料で先端が尖っており、上端部に孔の代わりに段を持つものについては第4節 祭祀具の中で「木鏃」として説明を加えることとする。

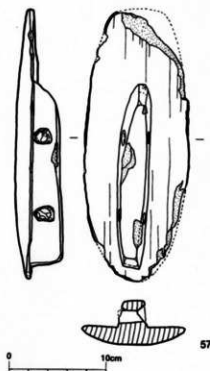
鏡（こて）

「木器集成原始編」では鏡は槌と共に「農具」の中に集成され、苗代作りで表面をならす鏡が存在することを理由としているが、本報告においては遺跡内とその周辺において水田域が確認されていないことと集落の性格が農耕ではなく木器や玉作りといった生産を主としたものであることを考慮して「鏡」を工具の範疇で扱うこととした。

鏡の分類は大阪府鬼鹿川遺跡の調査において芋本隆祐氏が行ったものに従う。それによると全長が20cm以下のA類と、20cm以上のB類に大別することができ、更に把手の位置が中央にあるものと、後方に配されたものに分けられている。本遺跡では1点（57）確認されており、全長は一部欠損しているものの27.4cmを測り、磨り板の下面はやや摩耗している。後方に配された把手には、長軸径1.8cm、2.0cmの孔が2箇所穿たれており、2孔ともに木片（直径1.3～1.5cm）が残存している。この木片が横槌の残片であると仮定したならば、槌を転用した鏡と判断すべきであり、把手孔についてもほぞ孔と捉えるべき資料である。



第233図 工具 その他2 (S=1/2)



第234図 工具 その他3 (S=1/4)

第2節 農耕具 (第235～282回)

農耕具には、耕地の開発や開墾に使用する鍬・鋤をはじめとし、様々な用途に応じた道具が含まれる。本節では耕作に使用された起耕具としての鍬・鋤、補助具としての田下駄、収穫具としての木包丁、脱穀・製粉に用いられた調整具・杵などについて説明を加える。なお、本報告以前においては弥生中期の資料が散見されるのみであり、本資料の提示をもって北陸における弥生中期の農耕具の様相を概ね補完するものと捉え、形態変遷・機能等については最小限にとどめる。また、鍬・鋤については現時点で確認しているほぼ全点を掲載しており、形態的にほぼ同じものも含まれることと紙数に限りがあることから全遺物について形状説明を行うことはしていない。以下、器種毎に概述する。

鍬の分類

報告にあたっては本資料の全体的な様相がいわゆる「北陸型」と呼ばれる広い意味での在地における発展型とは認識しておらず、また上記したとおり本遺跡出土農耕具をもって北陸における弥生中期の様相と捉えているというこの2点と、本資料と同形態のものを多分に畿内のそれに求めることができるという事実から分類にあたっては「木器集成原始編」を引用している。ただし形態的・時期的に異論を生じる資料については個別に説明を加えている。なお、鋤・泥除についても同様である。

鍬の分類（主に弥生～古墳時代を想定している）は、直柄鍬と曲柄鍬に大別され、両者とも鍬身と別材の柄を組み合わせるが、その方法によって分類されている。前者は身に柄孔をあけて棒状の柄を差し込むものであり、後者は上方に伸びた着柄軸に頭部が屈曲した柄を縛るものである。

直柄鍬については原則的に身幅の法量によって狭鍬（身幅 15cm未満）・広鍬（15cm以上）・横鍬（30cm前後）に細分されるが、本報告では一部の資料について本遺跡資料の実体に即して全体形状により分類を行っている。以下、各形態別および着柄角度などの観察点より説明を加える。

直柄広鍬

本報告に掲載した広鍬は未成品も含めて全 54 点（1～30・32～36・39・42～45・49・51・52・54～57・59～64・68）に上り、このうち柄孔が穿たれていない未成品は 35 点（約 65%）と高い割合を示している。広鍬の形態細分については「木器集成原始編」に 7 分類が示されているが、中には本遺跡資料には見られないものも含まれる。よって本資料の実体に沿って次の分類を行った。なお「木器集成原始編」の分類案と対応するものについては、必要に応じて付記した。

広鍬ア：一直線の上端部の両側に耳状の作り出しを持ち、裾広がりで刃縁に至る。この形態を本遺跡の直柄広鍬の基本形とする。

広鍬イ：アと同様で、上部部の形状に変化はなく、両耳直下から外彎しながら幅を増し、刃部の両側がほぼ平行するもの（イ1）。この形態には上部部の作り出しを家形としたもの（イ2）と半円形に加工し



広鍬身、A型隆起の形態細分

たもの(イ3)がある。

広鉄ウ:イの側面加工を踏襲し、上端部は両端から外彎させて中央を僅かに尖らせたもの(ウ1)と、角丸方形にしたもの(ウ2)。**[木器集成V式]**

広鉄エ:上端部を円形にし、刃縁を直線に仕上げたもの(エ1)と、最大幅がほぼ中央で計測され、上下共に円形に加工されたもの(エ2)。**[木器集成Ⅱ式と類似]**

広鉄オ:ほぼ長方形のもの(オ1)、上端に比して刃縁の幅が広いもの(オ2)、上端より刃縁の幅が狭いもの(オ3)。

また柄孔周辺の組合せ部分の膨らみ(A型隆起)のタイプについては、細分表に模式図を加えたが本資料では1・3・4が確認できる。以下、ア～オの形態分類毎に資料を確認していく。

広鉄アに該当するものは、2・4・6・10・23と連結鉄60の6点を確認できる。この6点全てに共通するのはA4隆起を持つことと前面にC1泥除装着装置が加工されていることである。

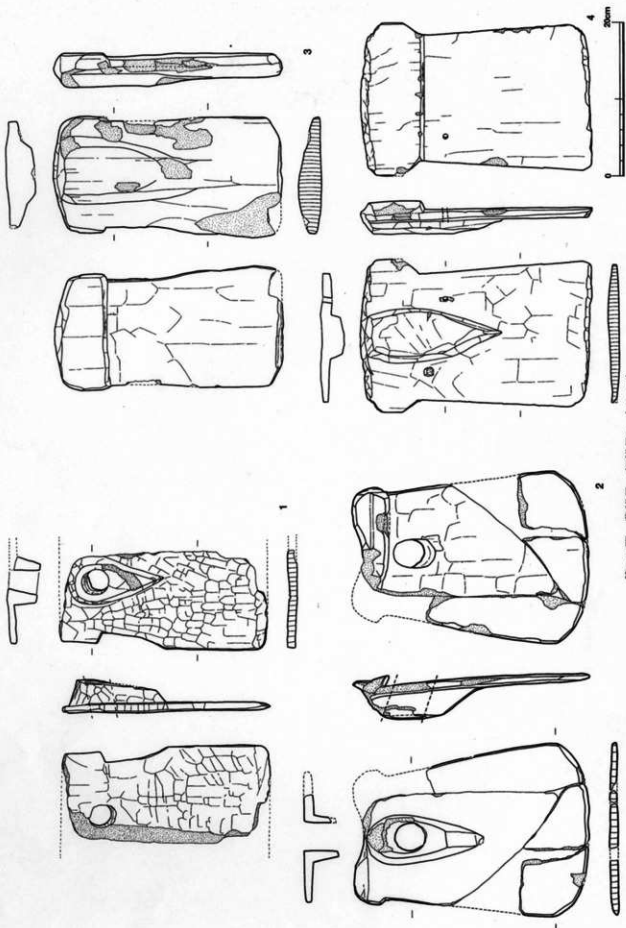
広鉄イ1は、1・5・8・9・12・15・16・18・29の9点が該当し、このうち1・12・16には泥除装着装置の加工が見られない。また隆起の形態は広鉄ア同様でA4である。イ1に分類した中で12はやや特殊品で、この資料のみ隆起の加工が見られず、柄孔はやや大きめの方形である。また刃縁に沿って4孔穿たれているがこれについては使用目的が不明である。更に直柄鉄では唯一樹種がスギと特定されている。広鉄イ2に該当する資料は7・68の2点で、68が成品化後の形状と捉えられる。広鉄イ3は、3・11・45の3点で、3・11は未成品で加工の程度についてもほぼ同一段階の資料といえる。この上部が半円形を呈するものについては、イ2形態の前段階として捉えることも可能であるが、45によって成品化後も上部の形状が変化しないことが分かる。

広鉄ウ1に該当する資料は30・33の2点で、泥除装着装置(C1)を持つものと、持たないものが1点ずつとなる。隆起はともにA3である。広鉄ウ2は35・36の2点で、35はやや欠損しているものの、この2点はほぼ同形態で隆起の下方がやや丸みを持つ点も酷似している。ともに泥除装着装置は見られない。

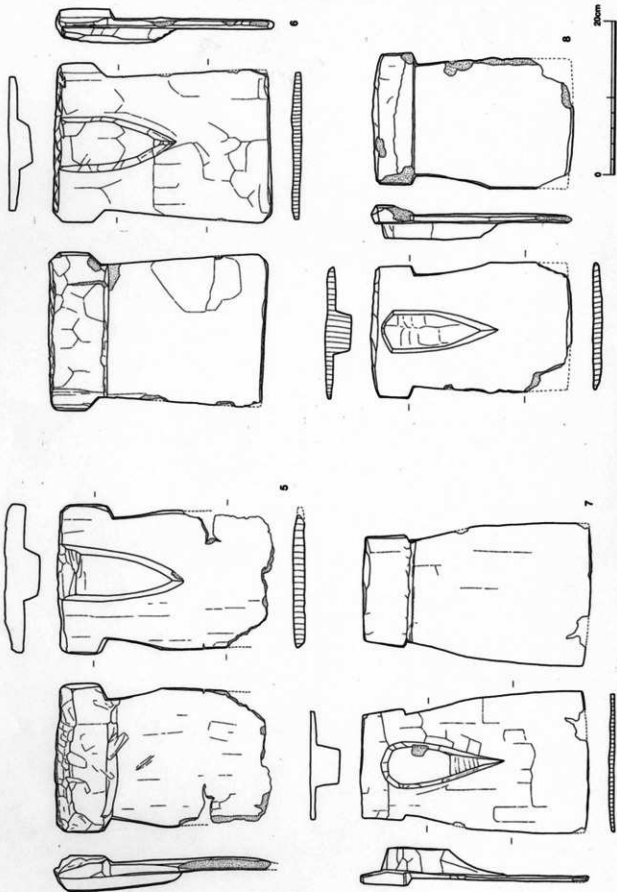
広鉄エ1は26・64の2点で、26には隆起が見られるが、64は装着部が厚みを増すのみである。広鉄エ2は39のみであるが、同形態の資料で幅が狭く狭鉄として捉えているもの38・41がある。

広鉄オ1に該当するものは、13・17・19・20・24・28・32の7点である。本資料の基本形は17・24で、この2点は分類が同じであるだけでなく、加工の程度も含めてほぼ同一といえる。全点において泥除装着装置(C1)が見られ、隆起の形態もA3をやや長くしたもので共通している。広鉄オ2は、上端よりも刃幅が広いもので、21・22・27・42・49の5点が分類されるが、21・22は加工が粗く断定はできない。泥除装着が可能なものも含まれるが、本分類は装着しないものが基本的な形態である。また、49と類似したものとして47・48・50があり、これらは分類上は狭鉄としているが、用途的には49と同様であろうと考えている。広鉄オ3は43のみであるが、上端よりも刃幅が狭いこのタイプのものは狭鉄に多く見られるもので、65・70はやや小型であるがほぼ同一形態である。

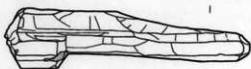
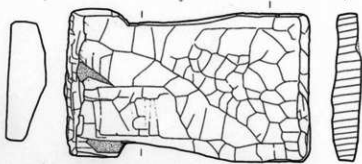
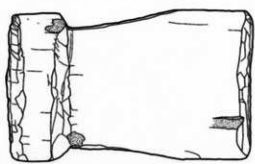
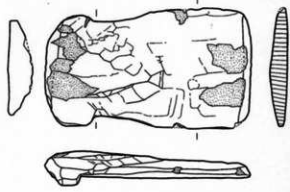
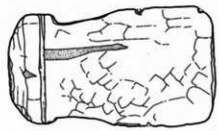
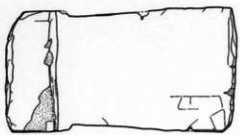
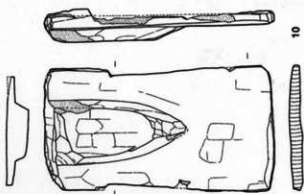
形態毎に該当する資料を観てきたが、全体的に隆起の形態ではA4が主であるが、ウ1・オ1においてはA3が殆どである。A1については61の連結鉄と66の狭鉄に確認できる。またA5は厳密には加工されていないが、未成品の58・59に求めることができる。泥除装着装置の有無についてはア・イ1・オ1において主に加工されているが、この3形態の共通点は非常に明瞭で、いずれの形態においても上端部が一直線であり、刃部を除いた最大幅が組合せ装置の部分で測れるということである。後述する泥除の項目においても言及するが、弥生中期の泥除装着装置の形態と後期以降のそれでは、形態だけではなく構造的にも全く異っており、本資料に観られるように中期段階では泥除の幅



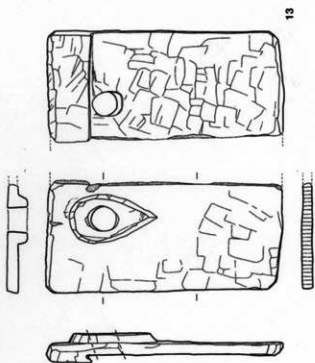
第235图 農耕具 鋤耕具 1 (S-1/5)



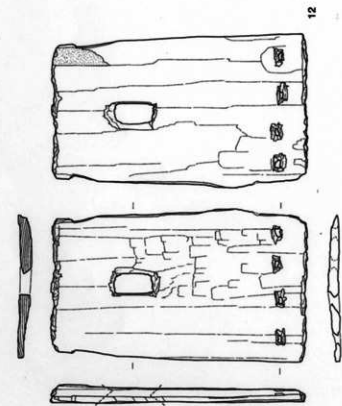
第236图 青铜礼器 鬲 2 (S=1/5)



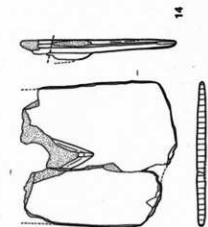
第237回 農耕具 起耕具 3 (S-1/5)



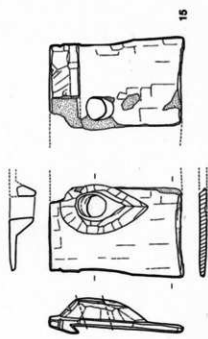
13



12



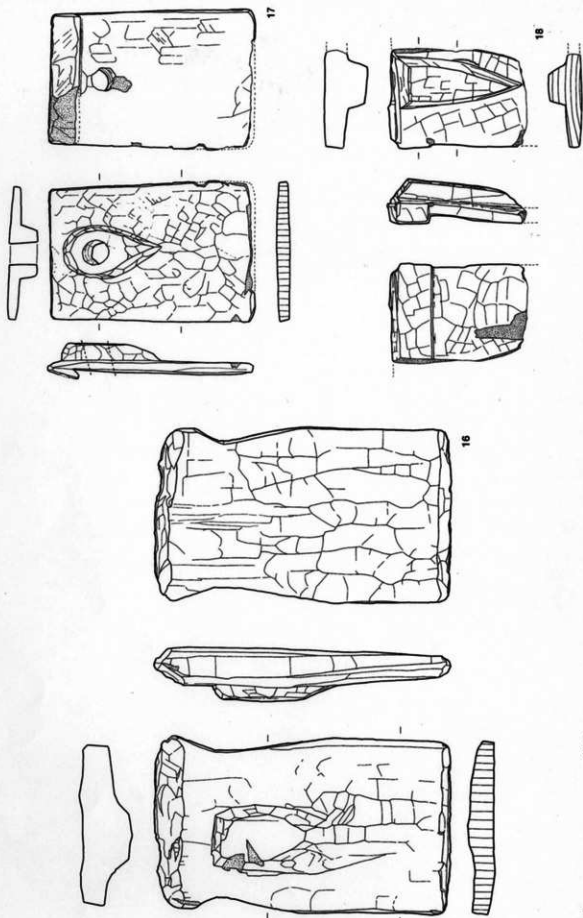
14



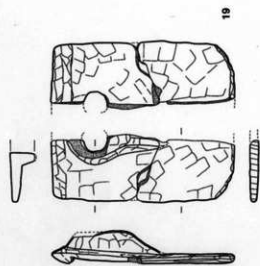
15



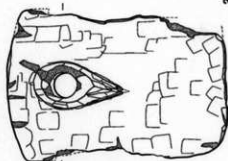
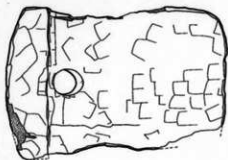
第238図 産物具 起針具 4 (S=1/5)



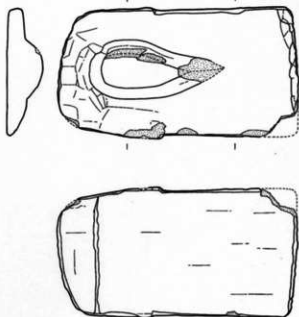
第239回 農耕具 起耕具 5 (S-1/5)



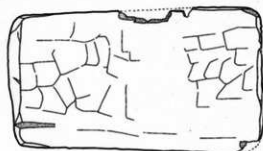
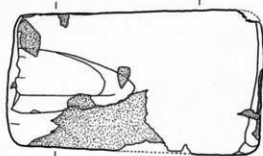
19



20



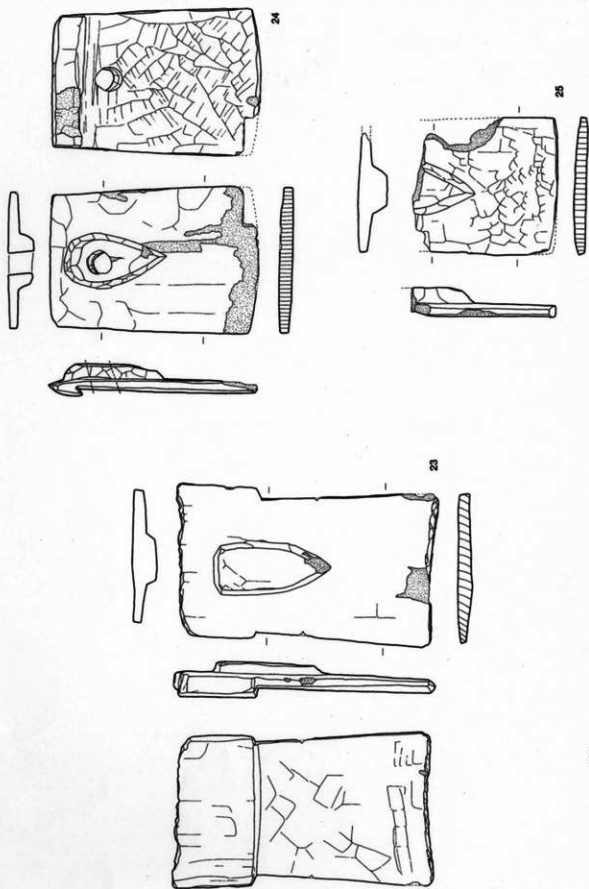
21



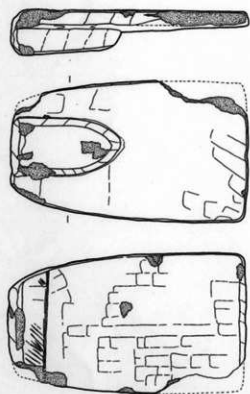
22



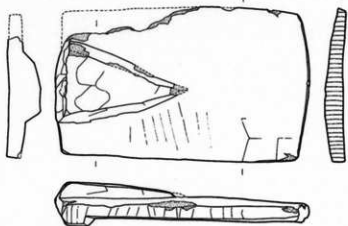
第240圖 磨研具 起研具 6 (S=1/5)



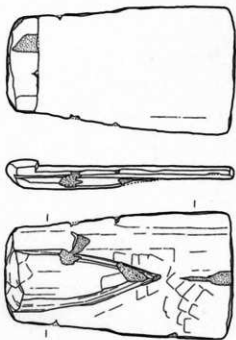
第241圖 廣群具 肥群具 7 (S=1/5)



26



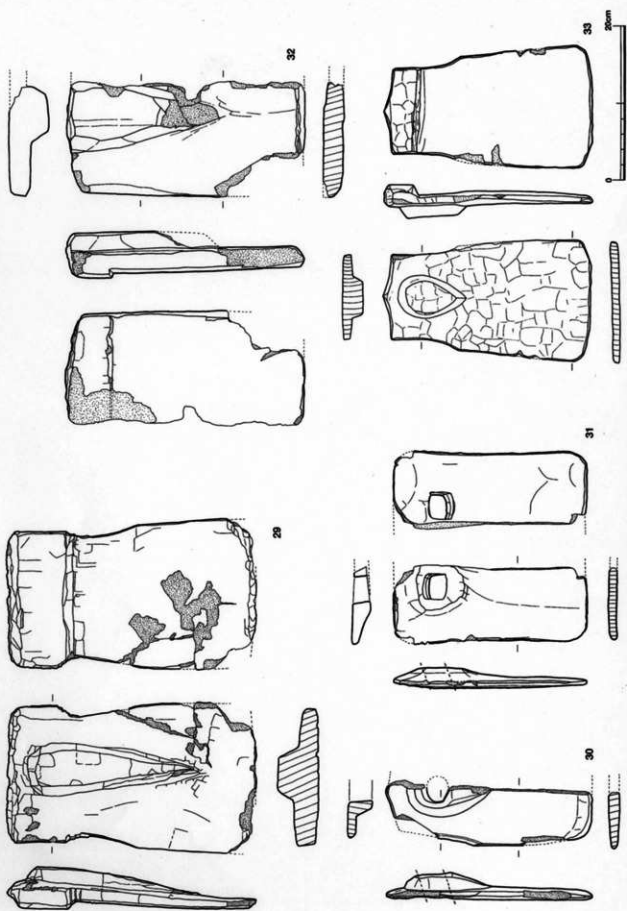
28



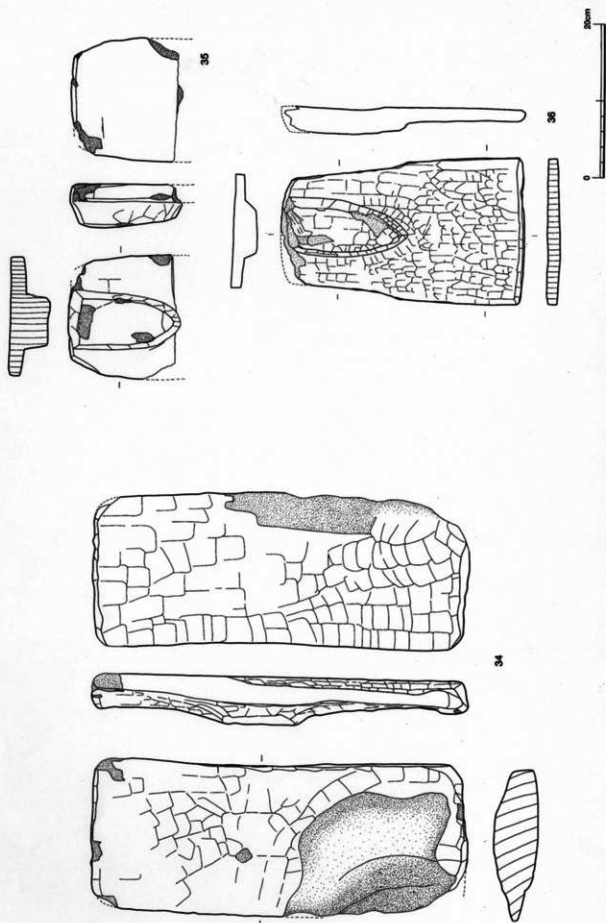
27



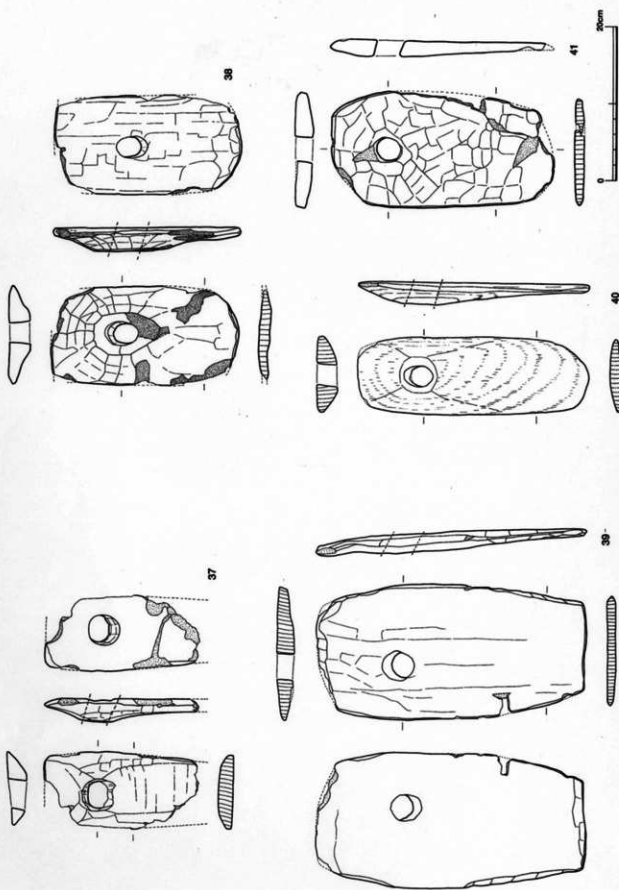
第242圖 農耕具 起耕具 8 (S=1/5)



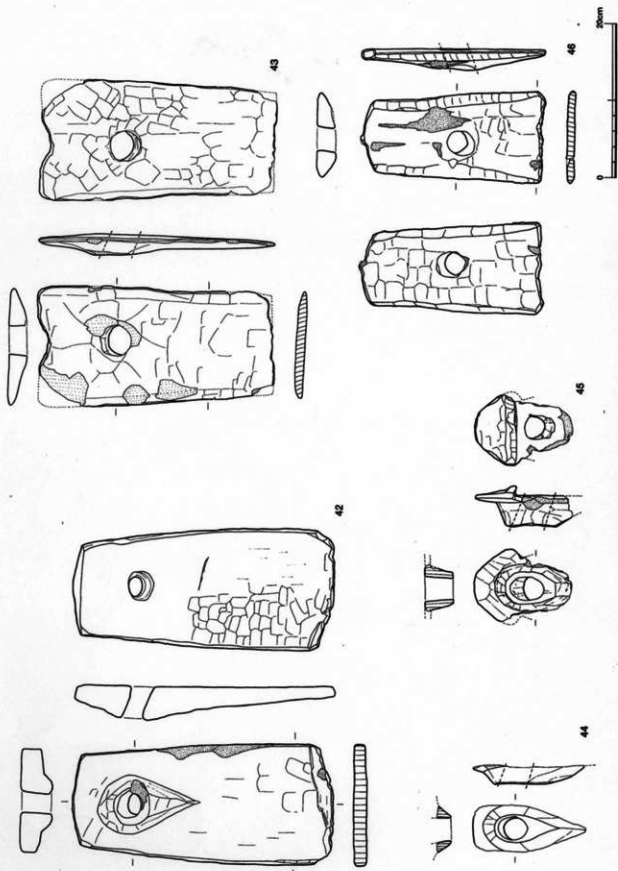
第243圖 農耕具 紀耕具9 (S-1/5)



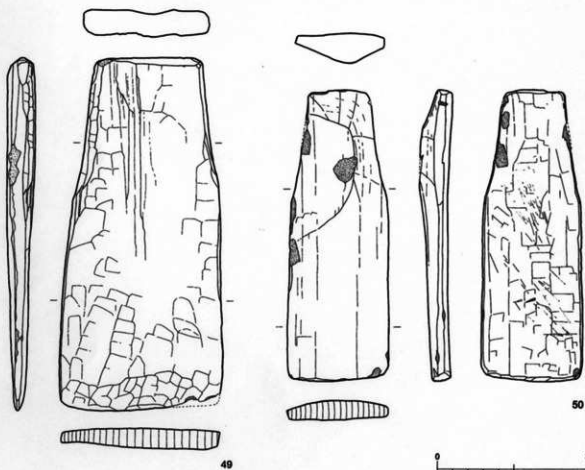
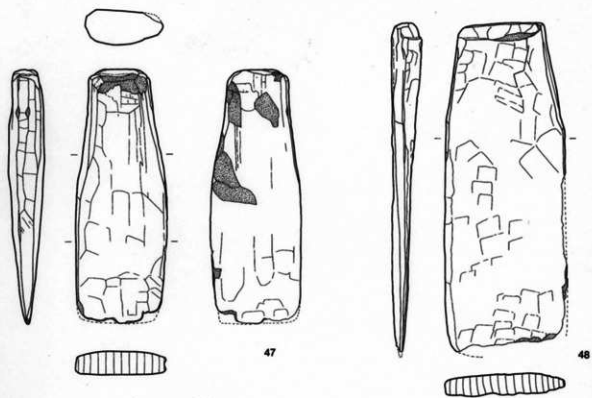
第244圖 農耕具 鋤耕具10 (S=1/5)



新245区 磨研具 紀研具11 (S=1/5)



第246圖 農耕具 起耕具12 (S=1/5)



第247图 農耕具 起耕具13 (S=1/5)

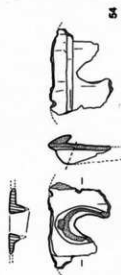
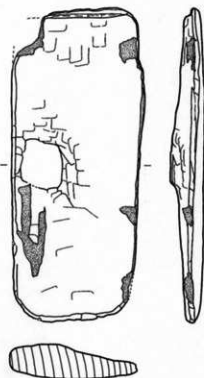
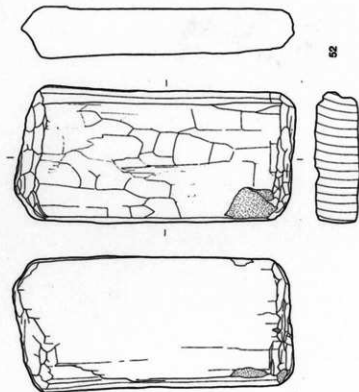
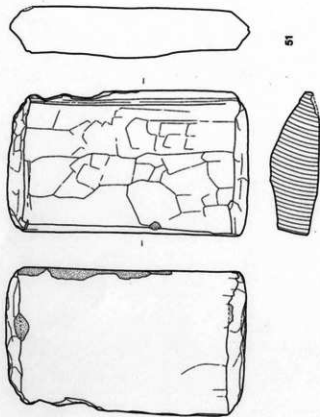
と同等もしくはそれ以上の幅を持つ装着装置が広鋸には求められていたことが分かる。よって上端部の幅が刃部のそれよりも狭い形態の広鋸においては泥除けを加工することは意味を持たなかったといえる。つまり中期段階での泥除装着がそれほど確実なものではなく、脱落しやすい構造であったためできるだけ幅の広い装着装置を必要としたのであろう。また形態説明の中でも触れたが、広鋸に観られる装着装置は全て柄孔の直上にゲタと呼ばれる横方向の突帯を持つC1類であり、後期以降に見られる別構造の組合せ（鋸身・泥除両方の組合せ部分の形態が変化し、それに両者を柄孔の左右で栓留めする方法となる）を示す資料は本遺跡では確認できていない。なお脱落を防ぐための泥除の改良点については「泥除」の中で後述する。

直柄広鋸未成品（連結材含む）

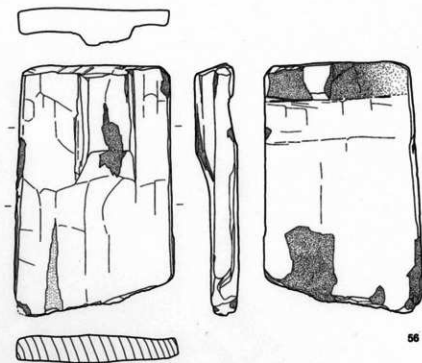
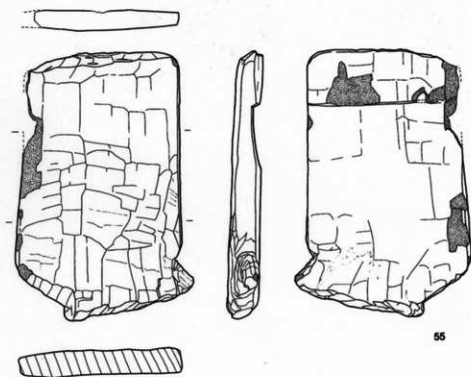
形状がやや厚手の板材であるが、成品化後の形態が明らかに直柄広鋸と推測可能な未成品について、別項目を立てて個々に若干の説明を加える。対象とする資料は34・51・52・55～63の12点である。

34は長さ48.3cm、幅19.1cm、厚さ6.0cmを測る。二連・三連の連結鋸を除くが、本資料は直柄鋸の未成品として大型の部類に入り、ほぼ中央に高まりを持ち、この部分に柄孔が穿たれたものと考えられている。ただし、この高まりがどちらかの長辺寄りに位置していた場合は、後述する53同様に横鋸として扱うべきである。51・52は厚手の板材で、年輪は長軸に対して縦方向に走る（本柁目材）。51はほぼ中央がやや高く、一方の面の角が落とされた状態で、52は両面共に平坦である。この状態のみでは鋸の未成品として捉えることは難しいが、55・57の一方の面に泥除装着装置と断定できる帯状の段が加工されていることから、51・52についても広鋸未成品として報告している。製作工程としては割目材を適当な長さの板材（51・52）に加工し、その後一方の面に泥除装着装置を粗く加工する。次は56の段階で、表面に隆起の形状を作り、上端面の耳の部分を残して両側面を挟り23の形態とする。こうした粗成品の出土を根拠として本遺跡では木製農具の製作工程を追うことができると判断しており、その点では貴重な資料といえる。58・59は中央やや上方に円形の高まりを持つもので、泥除装着装置を持たない69と同様の形態が想定できる。60・61は三連の連結未成品で、60は全体にかなり加工が進んだ状態である。隆起の配置および加工が概ね終了しており、両側面から挟りが入られ、さらに連結部分に切り込みが入っている。隆起の形態は前述したとおりA4であり、身の形態は3点とも「ア」となっている。9・16などは切断後の形状といえる。61は両側面からの挟りは行われていないが隆起の形状は3点とも明瞭に加工されている。このA1隆起を持つ資料は、前記したとおり本資料と66のみである。62は割目材を厚手の板に加工したもので、両面共に加工痕跡を明瞭に残している。本資料に残された工具痕は、鋸の加工段階のものではなく、製材段階での工具痕と捉えている。63は二連の連結未成品で、2箇所の高まりが認められる。

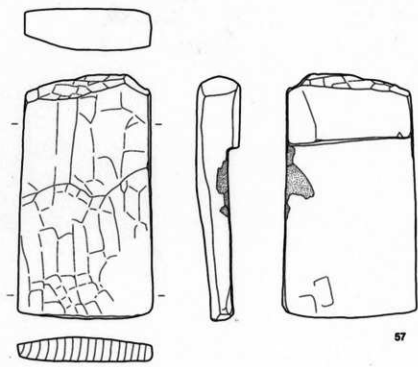
上記した未成品については、全て八日市地方遺跡12地区と26地区より出土している。本遺跡の木製品の大半は26地区からの出土で、13・12地区より出土した木製品については全体に占める割合は低く、特に12地区については本報告での掲載点数も限られている。こうした状況において広鋸（狭鋸は出土していない）は、18・25・33・36・51・55・56・57・59・60と全10点の未成品を確認しており、時期についても殆どが中期後葉を主とする集落Ⅲ期となっている。このことから中期後葉段階において12地区に広鋸製造区域を設けていたことが分かる。木器が大量に出土している区域が26地区を主としていることから、前節の工具においても26地区のどの時期を主として木器製造が行われたかを確認してきたが、12地区に製造区域が確認できたことから器種ごとによる区域分けや加工集団の集落内での移動などが想定可能となる。また広鋸製作に連結材を用いるものと単体の場合があり、12地区での製造は単体加工を主としていたことが分かる。時期毎の形態分布、農具以外の木器加



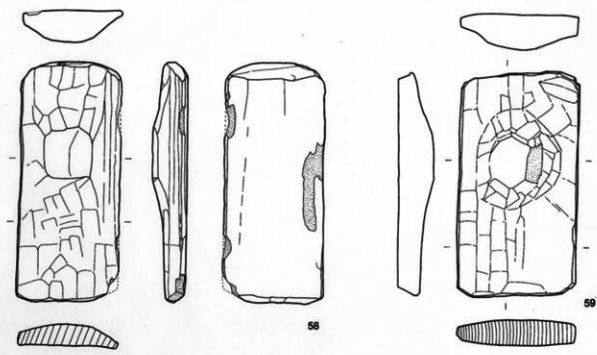
第248圖 農耕具 起耕具14 (S-1/5)



第249图 農耕具 起耕具15 (S=1/5)



57

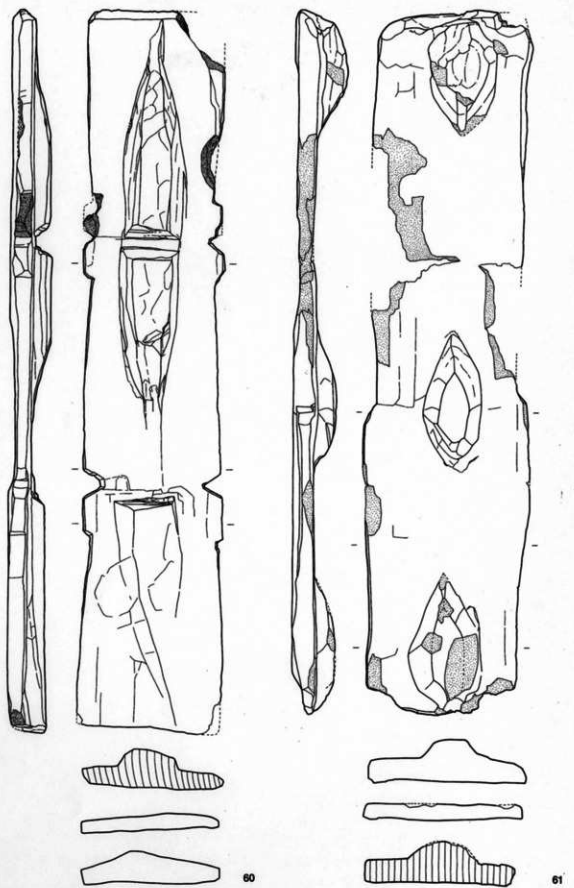


58

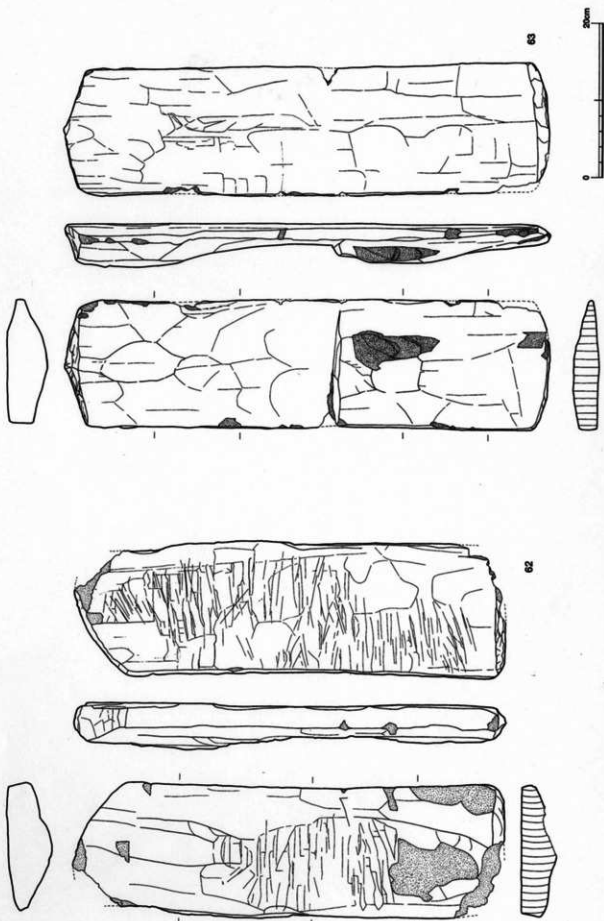
59



第250图 農耕具 起耕具16 (S=1/5)



第251图 農耕具 起耕具17 (S=1/5)



第252図 農耕具 短耕具18 (S=1/5)

工については、全ての資料を確実に網羅することは難しいが、泥除装着装置を持つ広楕が32点確認されており、そのうちの半数近くが中期前業から中業に比定される。しかもこの古い段階の資料の形態は上端部の幅の広いア・イ1・オ1と、その変形であるイ2・イ3である。更にこのうちの約7割が未成品で占められている。広楕全体における未成品の割合については上述したとおり6割以上を占めるが、中期前業から中業段階ではそれ以上の割合で未成品が含まれていることとなる。この様相は、前節で取り上げた太型給刃刀斧柄の未成品が中期前業に集中する傾向と似ている。また柄孔が穿たれて出土した資料については、時期的な分布を見出すことはできなかった。

直柄狭楕

狭楕に分類した資料は身幅15cm未満のもので、31・37・38・40・41・46～48・50・58・65～67・69～72の全17点である。分類については広楕における形態細分を狭楕にも適用して行うが、標記については分類名の前に「狭」の字を付し、「狭工2」とする。以下、分類を行い説明を加える。

狭工2：最大幅がほぼ中央で計測され、上下共に円形に加工されたもの(37・38・40・41)。4点確認しているが、全て広楕39を小さくしたものである。隆起を持つものは見られないが、共通して柄孔周辺が円形に厚みを増している。

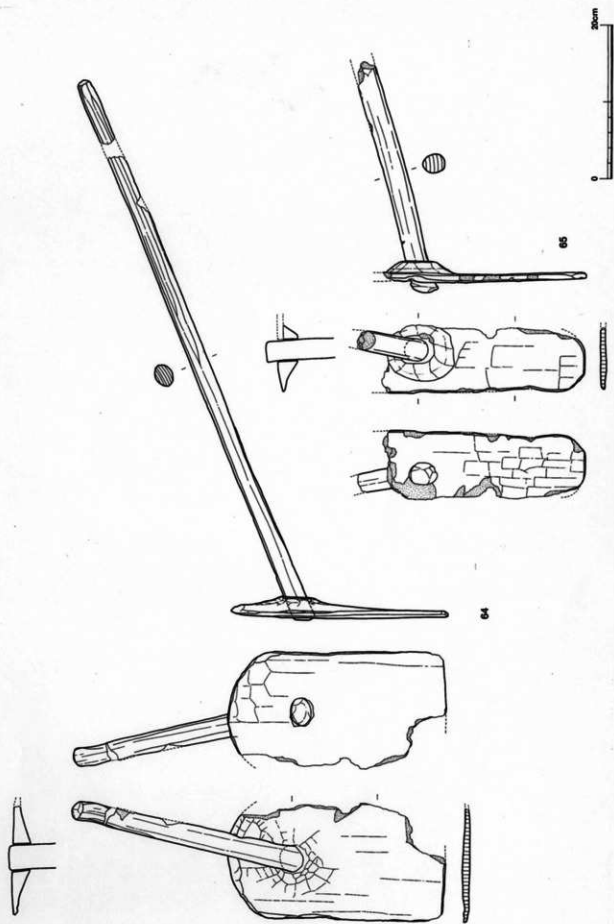
狭オ1：ほぼ長方形のもの(31・58・67・69・71・72)。全6点あり、31は柄孔が方形で、明瞭ではないが円形の隆起を持つ。58は中央より上方に方形の高まりをもつもので、成品化後の形態は69が想定できる。67は全長49.4cmを測り、上下に長く伸びた隆起を持ち、柄孔より上方の側面には細かい刻みが施されている。刃縁は面を取り刃を表現している。71・72は長さ、幅、隆起の高さが似た資料であるが、A4隆起の位置が異なる。

狭オ2：上端に比して刃縁の幅が広いもの(46・47・48・50)。4点確認している。46は柄孔がほぼ中央に穿たれたもので、組み合わせられていた柄がどちら側に伸びていたかによって着柄角度の捉え方が異なる。また上下についても判断しにくい資料である。47・48・50は広楕49とほぼ形態が同じであるが、ウ2の上端部を直線的に加工したものと捉えることもできる。

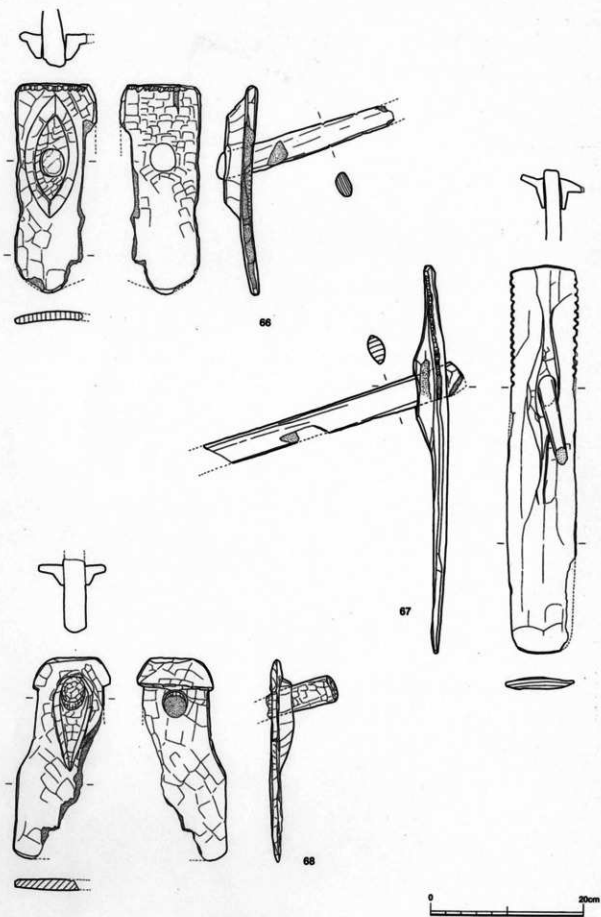
狭オ3：上端より刃縁の幅が狭いもの(65・66・70)。3点確認しており、狭楕の機能的な側面も加味して最も適した形態といえる。全点柄が組み合わせられて出土しており着柄角度は鈍角をなす。上記した65・66・69・70といった着柄角度が鈍角をなす資料については、同形態の広楕64も加えて時期が共通して中期前業に比定される。また柄が組み合わせられて出土した資料に狭楕が多いことは、偶然と捉えるべきか時期的な使用頻度等が関係しているのかもしれないが現時点では説明はできない。樹種の観点からは広楕の殆どがアカガシ亜属であるのに対して、狭楕ではクヌギ節が混じる程度で、それ以外に用材選択に大きな特徴は見られない。

直柄楕の着柄角度等について

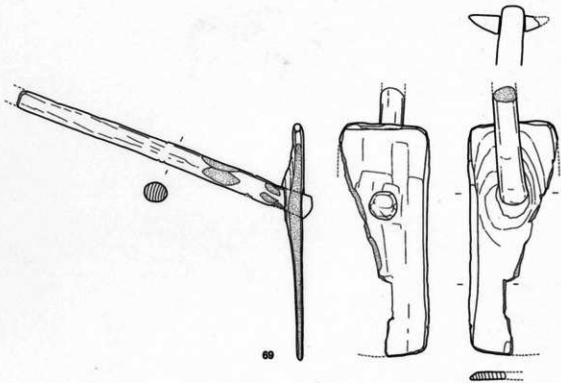
後頁に提示した観察表に計測可能な広楕、狭楕について着柄角度を記してある。この角度について、泥除装着装置が加工されているものと、柄付き資料については問題はないが、それ以外の資料については「隆起を持つ面を原則後面」として計測したことを付しておく。この点について「木器集成原始編」でも若干触れているが、本資料においても64・65・67・69・70の5点は隆起(高まり)を持つ側が前面となっており、上記原則に反する。また柄付き資料を主とするが、64では楕身に対して柄が約12°右に傾斜している。65では10°、70は5°、39は柄付きではないが位置が明らかにズレている。こうした柄の傾斜・ズレは使用者の利き手と関係があることは事実であろうが、製作段階においてどの程度利き手を意識して加工されたものかは分からない。なお、本報告では殆ど触れていないが着柄角度と用途の関係について何らかの法則が見出せるならば後日機会を得て報告したい。



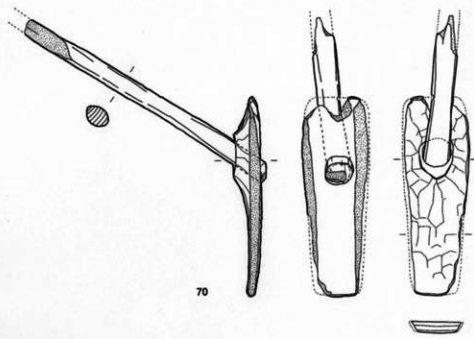
第253圖 農耕具 冠耕具19 (S=1/5)



第254图 農耕具 起耕具20 (S=1/5)



69



70



第255図 農耕具 起耕具21 (S=1/5)

直柄横鋸

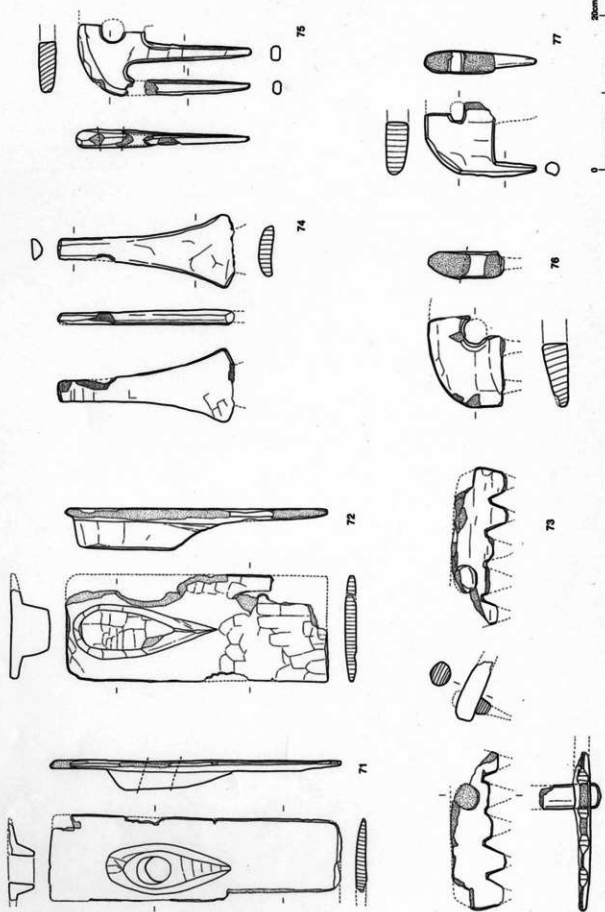
横鋸とは、縦方向に木目を通る直柄鋸に対して、横方向に木目を通る直柄鋸を指すが、本遺跡では53・73の2点を確認している。横鋸は大きく三つに分類できるが、本資料53は「木器集成原始編」に「平面長方形で柄孔は中央よりも上方にあり、隆起を持つ」と説明されているⅡ式に該当する。ただし本資料は未成品であり、隆起の加工および柄孔の穿孔は施されていない。73は欠損品であるが、別材の柄が組み合わされた状態で出土している。分類では刃縁が鋸歯状を呈するⅢ式で、本資料はそのうちの隆起を持たないものに当たる。また本資料は狭義には「エブリ」と呼ばれるものである。樹種はアカガシ亜属と同定されている。

直柄又鋸

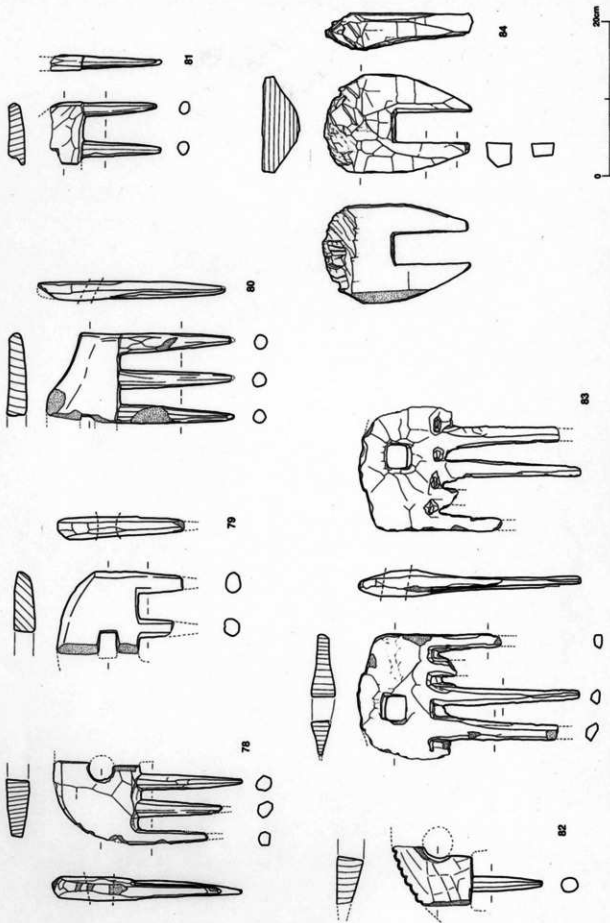
刃先がフォーク状に分かれた鋸身を又鋸といい、本遺跡では75～84までの全10点を確認している。分類は刃数によって行われるが、形態的に完存しにくい資料でもある。本資料では2本歯(84)、3本歯(77)、4本歯(75・76・79・81)、5本歯(82)、6本歯(78・80・83)が確認できる。ただし84が未成品である以外、完存資料は1点もなく、上記歯数が推定本数であることは言うまでもない。また「木器集成原始編」では隆起について触れているが、本資料には隆起を持つものは見られない。未成品である84を除き、刃部についてはそれぞれに長さの法則を持つようであるが、加工方法については全体を円形に加工し先端を尖らせている点において共通する。柄孔に付いては方形のもの(5点:77・79・80・81・83)と円形のもの(4点:75・76・78・82)が認められるが、歯数との関係など規則性を見出すことはできていない。身の上部の形態には各種あり、75～78は円形で肩を持たない。79・80は肩の加工を認めるが上部の反り方が正反対である。82は円形で肩を持たないものと思われるが、端部に細かい刻みが施されている。83は刃先を二本欠損している資料であるが、欠損部分は面取りされていて柄孔の位置がズレている以外は違和感を感じない。歯と歯の間の部分については、一方の面から見るとひだ状の加工漏れが見られるが、反対側を見ると穿孔途中のやや粗い孔が4箇所並んだ状態となっている。一部刃先の欠損後、更に歯長を長くする加工を施しているものであろうか。樹種については、半数がアカガシ亜属であり、それ以外ではケヤキが1点、クヌギ節が3点、スギが1点となっている。

曲柄平鋸・曲柄又鋸

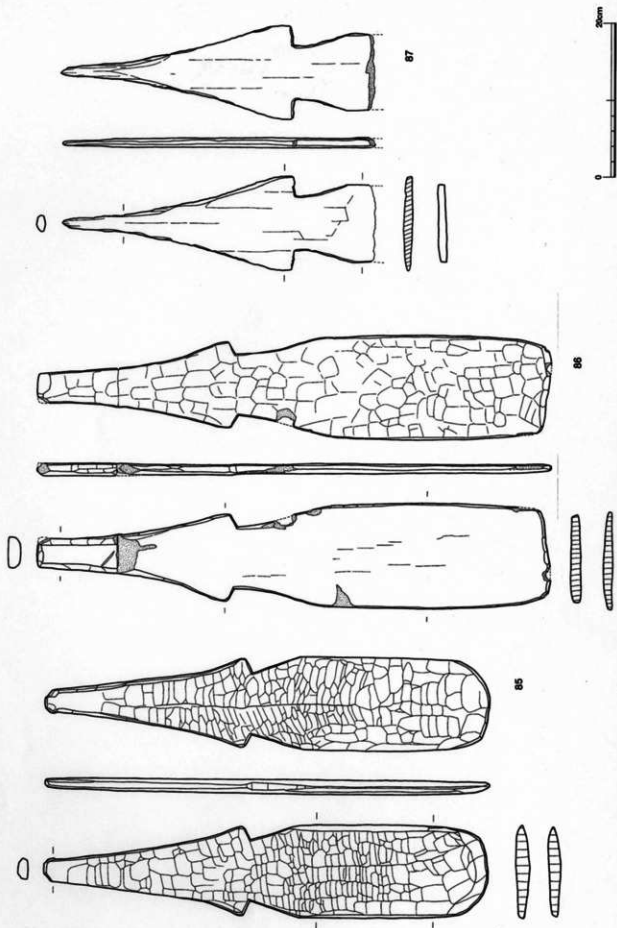
曲柄鋸身については74・85・86・87の4点と若干形態は異なるが88についても本分類としている。本資料はいわゆる「ナズビ形」と呼ばれるもので、その分類については身の上部に伸びる軸部の形態に基づいて行われている。74・85・86・87の4点のうち84は刃部を欠損しているため笠を持つタイプ以上の細分はできないが、85は「笠の下くびれから内彎しながら幅を増し、歯部の両側がほぼ並行して長くのびる」もの(DⅡ)にあたり、86・87の2点は同様にくびれ部分から外彎して幅を増すDⅢに該当する。この形態の鋸身の北陸での出土については、これまで弥生後期以降と捉えられていたため、本報告により一時期繰り下がったこととなる。形状的には薄く加工された87を成品とすると、他の3点は未成品ということになる。いずれも表面に多数の工具痕跡を残しており、そのことから未成品と判断することができる。木取りは4点ともに本柁目材で、樹種はアカガシ亜属(85)とクヌギ節(86)が同定されている。88は全長74.7cmを測る大型品で、刃部先端が二股に分かれている。軸部と刃部の境界は明瞭ではなく、軸部先端より25cmの範囲に幅1.5cm、深さ1.6cmの溝が彫られ、更に表面には別材の柄を緊縛するための浅い溝が軸に直交する形で2条彫られている。樹種はスギであり、本資料を他で報告されている曲柄又鋸とするには余りにも形態に違いがあり、分類が妥当であるとはいえない。



第256圖 農耕具 起耕具22 (S-1/5)



第257圖 農耕具 起耕具23 (S-1/5)



第258圖 農耕具 起耕具24 (S=1/5)

鋤の分類

鋤は身と柄からなり、本遺跡も含めて弥生～古墳時代の鋤には柄と身を一木から作り出す一木式と、身と柄を別材で加工し両者を組み合わせる組合せ式がある。本遺跡では一木式は1点(99)のみで、それ以外は全て組合せ式である。なお一木式・組合せ式を問わず身と柄のなす角度により「直伸鋤」「屈折鋤」があるが、組合せ式は身と柄の組合せ方法により更に次の2種に大別される。一つは身の中央近くに後面から穿孔し、柄の下端をその孔に挿入する方法で、これを「ほぞ結合法」という。もう一つは身の中央近くに左右2箇所に穿孔し、孔の間に柄を添えて緊縛する方法で「紐結合法」という。これまでに確認されている資料により、一木式の殆どは直伸鋤であり、組合せ式で二材をほぞ結合するものは屈折鋤が多い。また紐結合のものについては、組み合わせられた状態での出土例が殆どないがこれについてはその殆どが直伸鋤と考えている。身の形態については、なで肩・丸肩・角肩があり、それぞれ細分されているが、詳細については「木器集成原始編」を参照されたい。

一木鋤

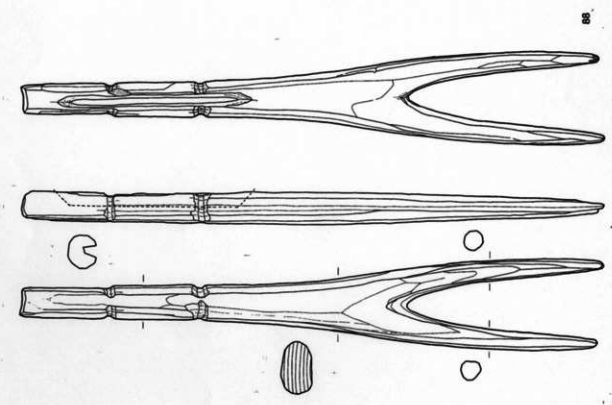
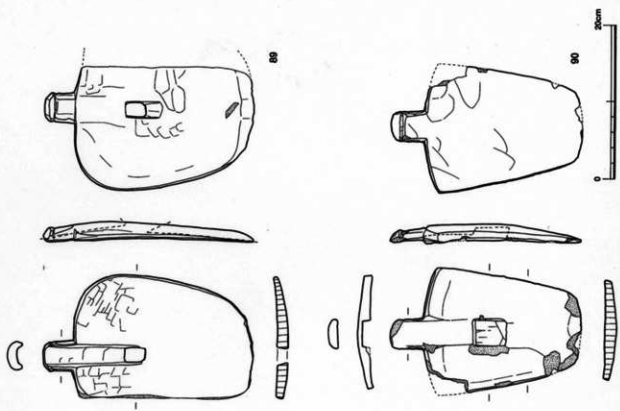
確認できているのは99の1点のみであり、この状況は北陸における弥生後期から古墳時代にかけての様相と全く正反対であり、中期から後期にかけて一木鋤の割合が急激に増加し、組合せ鋤が減少する傾向が窺える。資料99は柄の先端を欠損しているため全長を把握するには至らないが、残存長98.7cm、身の長さ20.7cm、幅15.5cm、柄径3.1cmを測る。高堂遺跡の古墳後期資料に全長120cmを越えるものがあることを考えるとそれほど長大な資料ではないが、身の大きさに比べてやや長い柄が加工されていると思われる。身の形態は、柄の軸部分から肩に至る丸肩で、左右両脇が立ち上がり、柄の延長部分が身の後面まで伸びている。樹種はマテバヤシ属と同定されている。

ほぞ結合による屈折鋤

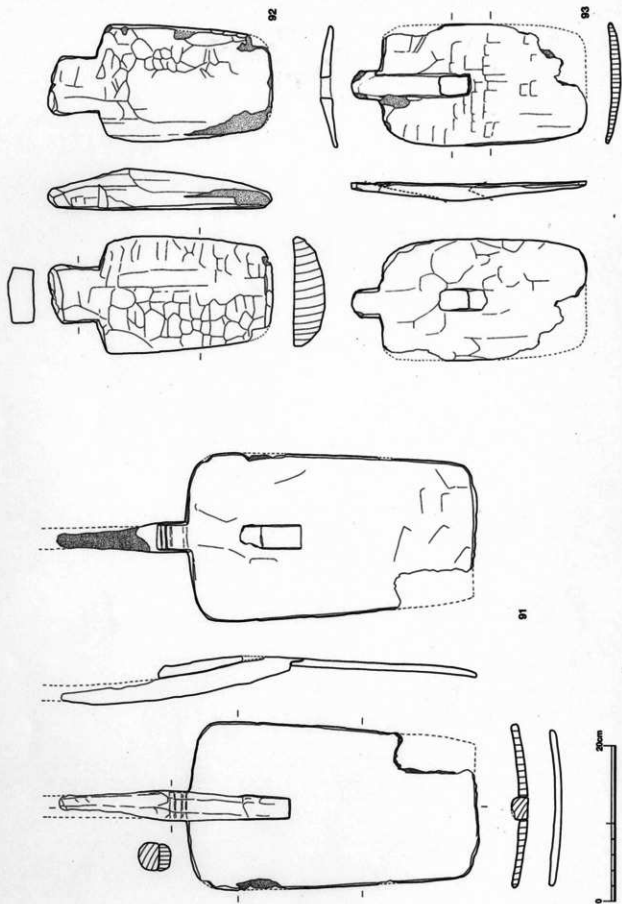
89～98まで10点がほぞ結合法による組合せ鋤と捉えている。このうち92・98は未成品であり、92については身後面が平坦なままで、全く彫り込まれていない。全長28.6cm、幅14.9cm、軸長6.5cmを測り、成品化された後の大きさは、本資料の中では最も小型になると推測される。98は全長39.0cmを測る大型の未成品で、資料95が成品化後の形状と捉えている。2点とも丸肩の形状で先端にかけて徐々に幅を減ずるが、尖らない点で共通している。91・94についても一見すると形状は似ているがこの2点と95では同じほぞ結合法によるものであるが、95では組み合わせられる柄が身の前面まで貫通しないタイプであり、91・94については柄が身の前面まで貫通している。縦断面図を見れば一目瞭然であるが、91は別材の柄が組み合わせられて出土した好例で、着柄軸と緊縛されていた柄の部分には明瞭にその痕跡を残している。

89・90・93・96は上記資料に比べて小型のものであるが、この4点についても90のみ柄が身の前面に貫通しないタイプである。形態的には丸肩と角肩が混在しており、貫通するものとししないものの形態差は認められない。時期的な分布については、上記の全長が35cm以上のものと小型のものでは区別はできないが、柄が前面に貫通するものとししないものでは、貫通する資料が中期前葉から中葉に該当するものが多く、貫通しないものは中期中葉から後葉と新しい時期に該当している。樹種についてはアカガシ亜属(6点)を主とし、クヌギ節(2点)が混在している。

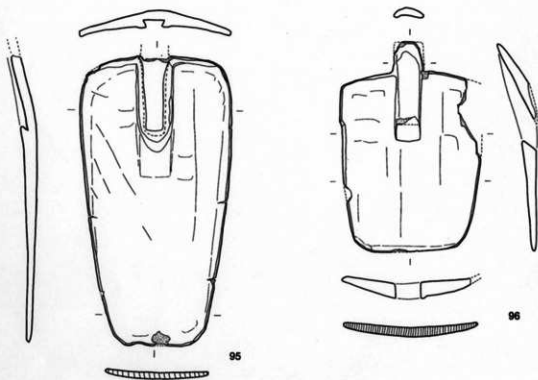
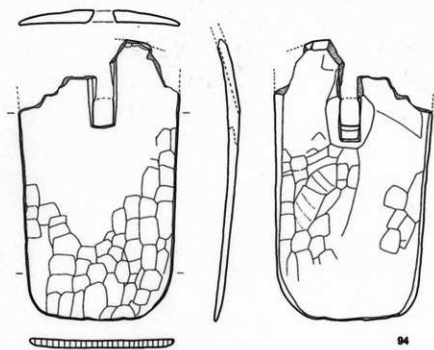
97は鋤身の一部を欠損しているものの長さ147.5cmを測る長大な柄が組み合わせられて出土した資料である。組合せ後の全長は168.2cmを測り、一木式の鋤と比較しても現在報告されている資料の中では最長であると確信している。身の形状は丸肩で同じであるが、他の資料に比べて全体に短く、横幅が広い。また組合せ方法から分類すればほぞ結合法と捉えることができるが、正確には上記した柄が身の前面に貫通するものとは全く異なる方法により身と柄を組み合わせている。柄の径は全体を通



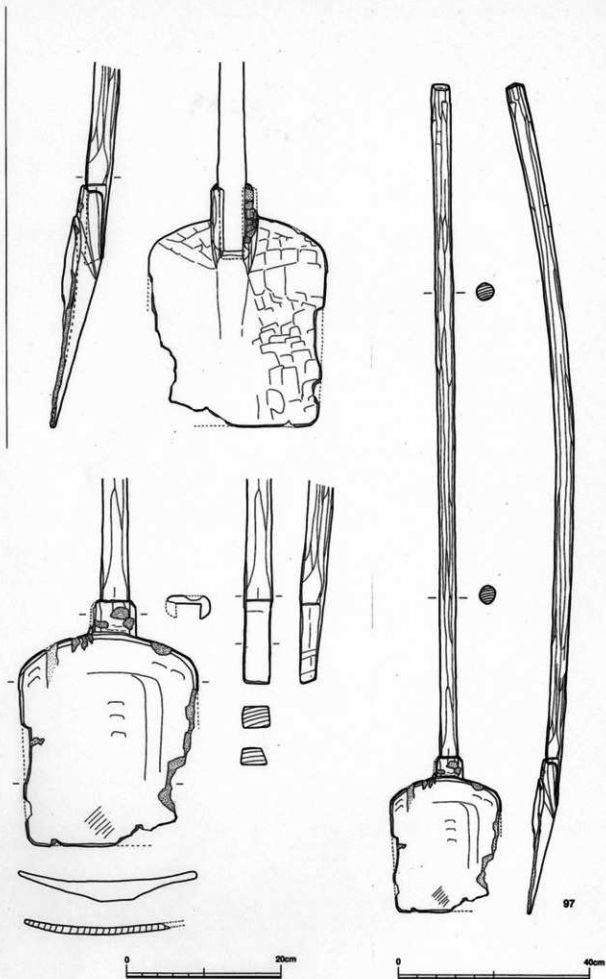
第259回 農耕具 起耕具25 (S-1/6)



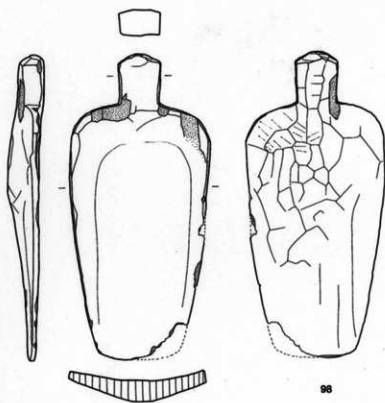
第260圖 農耕具 鋤耕具26 (S=1/5)



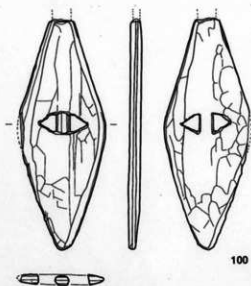
第261图 農耕具 起耕具27 (S=1/5)



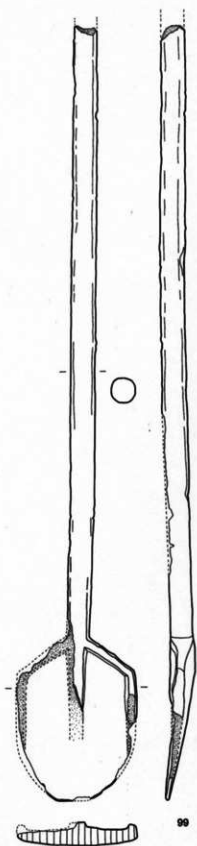
第262图 農耕具 起耕具28 (S=1/5, 1/8)



98



100



99



第263图 農耕具 起耕具29 (S=1/5)

してほぼ均一で3.5cm前後、断面円形となっているが、組み合わせられる挿入部は断面方形で先端に向かって細くなっている。組合せ方法は身の軸部から前面にかけて組合せ用の溝を彫り込み、そこに柄を挿入するようになっている。「木器集成原始編」には本資料と同様の組合せ方法をとる鋤は掲載されておらず、着柄軸直下に方形の柄孔を穿ち、柄は身前面から後面に挿入されると思われる資料が1点掲載されているにすぎない。本資料の比定される時期は中期前葉であり、組合せ式の鋤では最も古い段階にあたる。加工に際しても最も手間がかかっており、柄が長いことから組合せ部分には相当の強度が要求されたであろうことは容易に推測できる。本資料が時期的に古い段階に位置すること、後期以降に一木鋤が急増することの背後には、他の農耕具にも見られる製作における簡略化傾向を見出すことができるが、この点について現時点では深くは言及しない。97の樹種は、身がアカガシ亜属で、柄がヤマグワとなっている。また本資料は第1分冊 第IV章で取り上げられている集積部分より出土している。

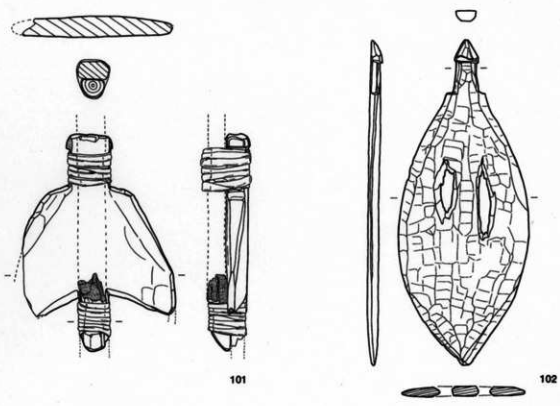
紐結合による直伸鋤

紐結合法による組合せ鋤は100～114までの15点を確認している。そのうち103は身中央に緊縛用の2孔が穿たれていないことから未成品の可能性がある。ここで取り上げる紐結合法による組合せ鋤については「木器集成原始編」が刊行された1993年当時、組み合わせられて出土した資料が1点も確認されておらず、恐らく本報告による101の掲載が初見となるものと思われる。

掲載した15点は、形態分類ではその多くが丸肩に該当し、肩幅の広いものは少ないが、一見してバラエティに富んでいることが分かる。幾つかの形態に更に分類を試みるならば104・107・108・112などは長さが40cm以上で幅10cm以内という細身型といえよう。また緊縛用に穿たれた2孔が単純にデザインの差異ではなく、機能との関係が見出せるならば、方孔型・三角形型・円孔型などに細分が可能である。着柄軸端部の紐かけの有無によって実用・非実用の区別を想定することも一つの方法である。101は上記したとおり別材の柄が組み合わせられた資料である。三角形状の2孔が穿たれた部分より先端は欠損しているが、明らかに本項にて分類可能な資料である。別材の柄は緊縛部分のみ残存しており、下端に紐かけが作り出されていたかは分からない。組み合わせられている柄は心持ち材で鋤身と接する密着面を平坦に加工してあるが、全体に径が細い。鋤身は着柄軸の上端部に作り出しが認められるが、102・114などにも多少形は異なるが作り出しがあり、こうした資料が特異なものではないことが分かる。

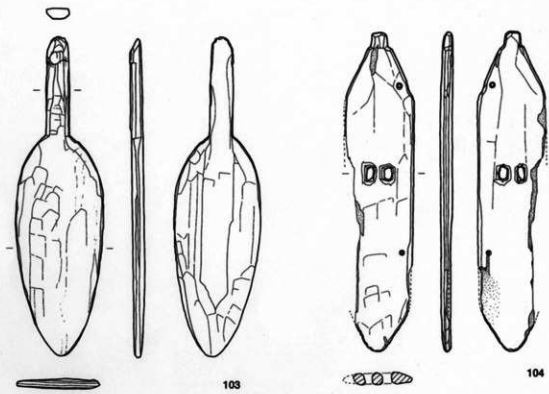
「木器集成原始編」ではこれらの紐結合による鋤に対して、樹種同定された資料に針葉樹が含まれることと先端形状に尖ったものが含まれることを根拠として漁労具の櫂としての用途も想定している。この点について本資料で樹種同定結果を得ているものは15点中11点に上るが、その内114がアカガシ亜属である以外、残りの10点はスギ9点、ヒノキ属1点となっている。また先端の形状についても109と欠損品を除いて残り全ての先端は尖っている。以上、得られる情報を総合的に判断すると、本資料を農耕具として位置づけることは非常に難しく、身の形状以外では現時点で農耕具とする根拠は見出せない。しかも櫂も含めた農耕具以外の用途を推測することは比較的容易であり、本報告では言及はしないが、研究者の間では祭祀具的な扱いも想定されている。また機能の想定に繋がるか否かは別として104の長辺に沿って2箇所の小孔が穿たれている。通常これらの小孔は補修孔または別材の組合せ用として捉えているが、本資料においては用途は不明である。

時期的な分布については、ほぼ全点が中期中葉から後葉に比定され、長さや緊縛孔の形状などによる分布差は認められない。また、本資料を現時点において鋤身として扱う以上、ほぞ結合による鋤と比較し、機能(用途)的な区別についても考えていく必要がある。



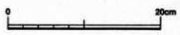
101

102

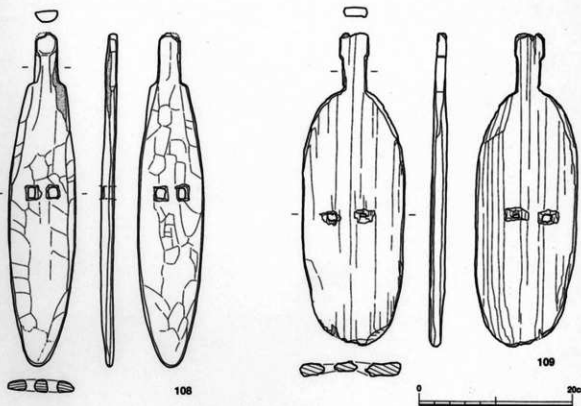
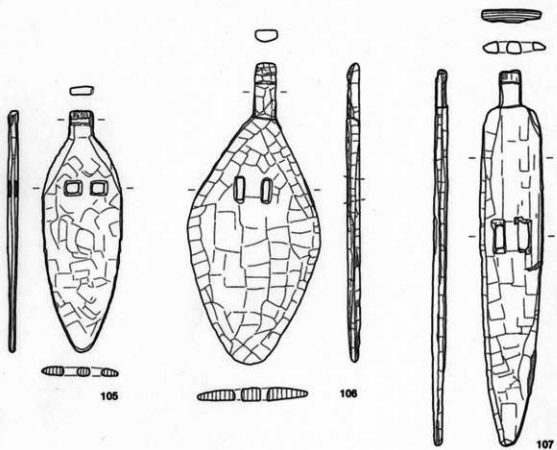


103

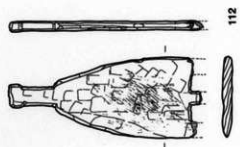
104



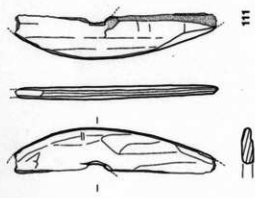
第264图 农耕具 起耕具30 (S=1/5)



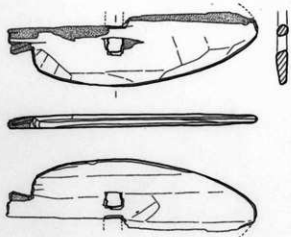
第265图 農耕具 起耕具31 (S=1/5)



112



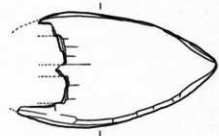
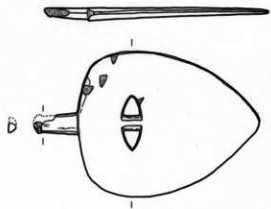
111



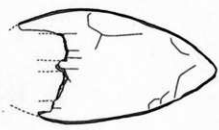
110



114



113



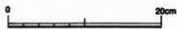
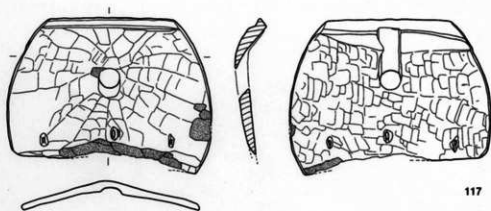
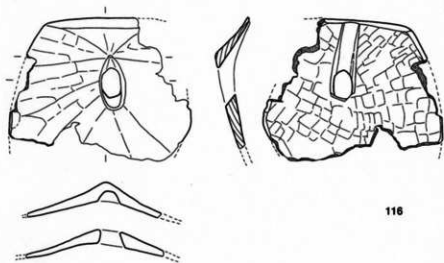
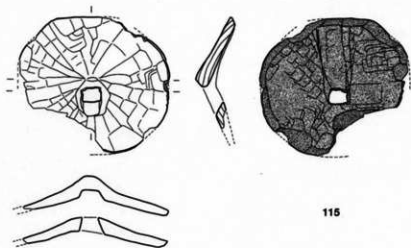
第266圖 農耕具 肥耕具32 (S=1/5)

泥除

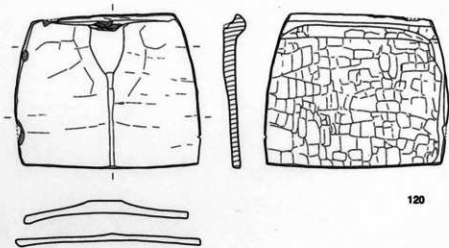
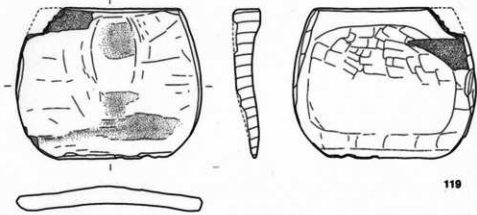
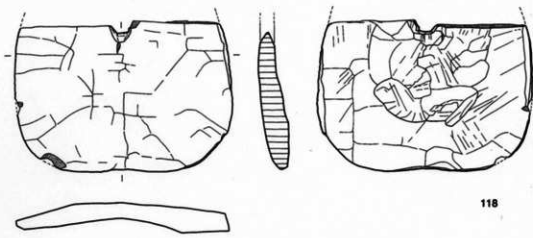
泥除については身の平面形態と直柄鋏との装着方法を主観点として分類されている。本遺跡資料においては、「平面形は上端のみが直線的な不整形円形をしており、断面形はやや膨らんだ笠形となるもの。木目は横方向に走る。」と説明されている泥除Ⅰ式に殆どものが該当する。また前述したとおり泥除け装着装置を持つ直柄鋏の形態については、柄孔の直上にゲタと呼ばれる横方向の突帯を持つもの（ア・イ1・オ1）が殆どであり、泥除の組合せ方法は「木器集成原編幅」でいう「C1類と泥除Ⅰ式」の組合せと捉えられる。泥除は現在までに115～126まで全12点を確認している。上述したとおり分類上は121・122を基本形態とするⅠ式に該当すると考えている。ただし上端形状は全て組合せを想定して一直線となっているが、下方については120・124・125は方形を呈しており、126はほぼ円形であり、全てが122と同様の形状をしているわけではない。

115・116はかなり欠損率が高く、115についてはほぼ全周を欠損しているが縦断面の形状が笠形を呈していることから泥除Ⅰ式と判断できている。内面は殆ど炭化しているが、外面には至っていない。また組合せ時に柄があたる部分に溝が彫り込まれている（以下、装着溝という）が、この装着溝と広鋏のゲタといわれる帯状突起によって柄を固定している。同様の装着溝については116・117にも観られる。直柄鋏の柄が左右に5～10°傾くことについては、利き手との関係があることは前述したとおりであるが、116の装着溝は、上端面に対して直交しておらず、やや右に傾いており、このことから柄が右に傾いて装着されていたことが分かる。また使い手は恐らく右利きであったと推測する。117は上記の2点とは多少異なり、組合せ部分の断面形状が先端において僅かに段を持つよう加工されている。こうした加工を施すことで使用時における泥除の脱落を完全に防ぐことができたとは思えないが、そのための一つの工夫であったと考えている。また下方部分に均等に3孔穿たれているが、この孔については補修孔として捉えており、図中に示した欠損範囲が中央部分のみとなっているのは、欠損後もその状態で使い続けられたため、両端部が擦れて摩耗したものと観ている。126についても成品の一部であるが、本資料は泥除Ⅰ式またはⅢ式の両方の可能性があるが、組合せ部分の欠損により断定はできない。

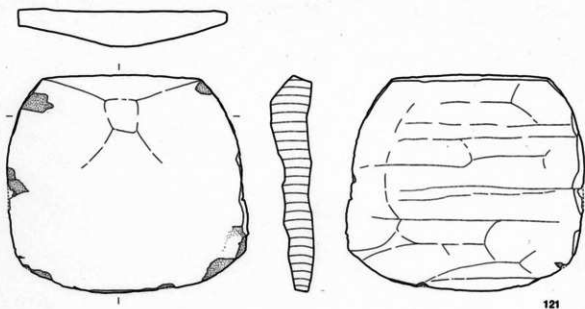
118～125の8点は全て未成品である。118には柄孔の一部が残存しているが、断面図に見られるように依然として肉厚であり、未成品として捉えている。119・120は製作における段階を示す資料で、平面形態に若干差異を認めるがほぼ同一と考えている。分類ではⅠ式に該当するが断面形状での組合せ部分の高まりが弱く笠形とはなっていないことと、装着部分が両者ともに段を持たせるタイプであることが共通する。装着部分及び全体の成品形態は117を想定している。123は方形のやや厚い板材であるが、一方の表面を加工により僅かに掘り下げていることから泥除未成品としている。泥除としての判断基準の一つに年輪が横方向に入ることが上げられており、この観点からは泥除とは判断できない。ただし124の年輪が同様に縦方向であることから、このタイプの木取りのものも泥除に加工されていることが分かる。なお、羽咋市吉崎・次場遺跡の中期後葉の資料に122とほぼ同形態の未成品が報告されており、このタイプの泥除が弥生中期における北陸での基本形であったことを証明している。本資料について概観したが、泥除自体の個体数が少ないことと成品比率が低いことが注目される。また泥除装着を前提とする直柄広鋏の点数と比較すると大きな差があり、鋏の製作における最終工程が柄孔の穿孔であったと仮定すると、未成品の段階で柄孔が穿たれた泥除118が確認されていることから、鋏と泥除では製作工程に違いがあったことは事実である。鋏と泥除の点数の関係について根拠を示して説明することはできないが、この段階での泥除が非常に脱落しやすく、後期におけるいわゆる「北陸型」と呼ばれる装着方法の完成をもって点数の増加が図られたものと考えている。



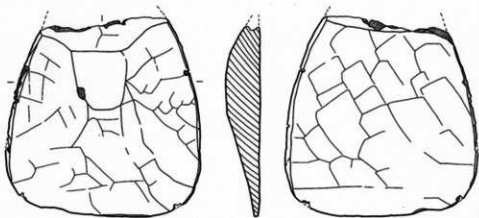
第267图 農耕具 起耕具33 (S=1/5)



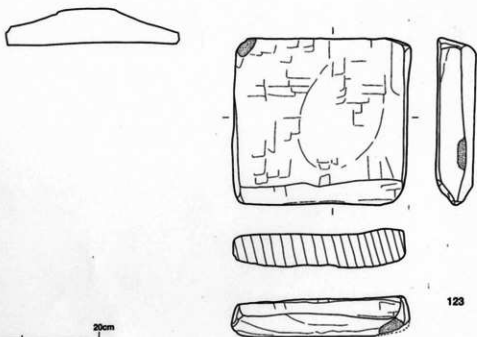
第268図 農耕具 起耕具34 (S=1/5)



121



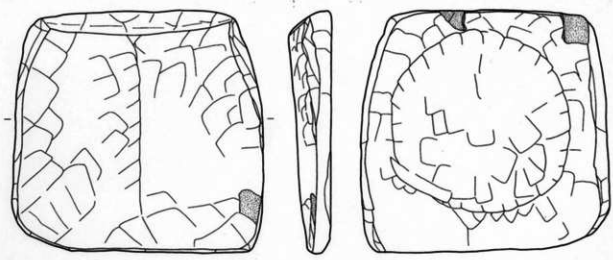
122



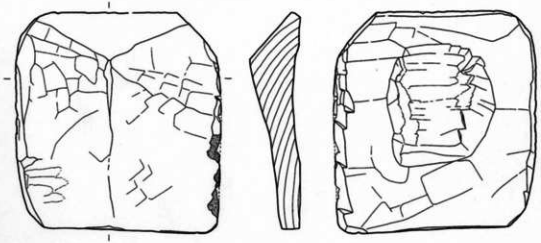
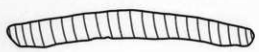
123



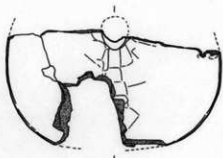
第269圖 農耕具 起耕具35 (S=1/5)



124



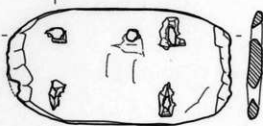
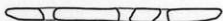
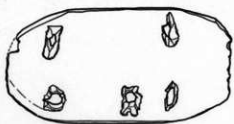
125



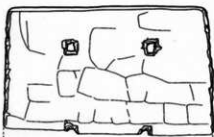
126



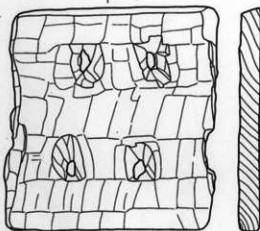
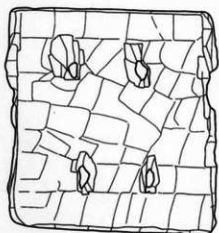
第270图 農耕具 起耕具36 (S=1/5)



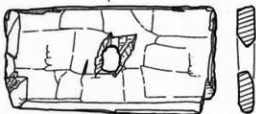
127



128



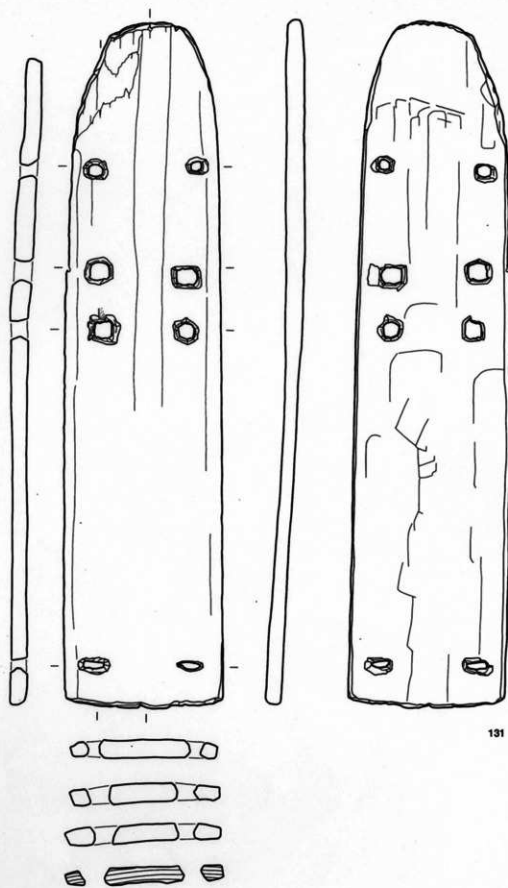
129



130



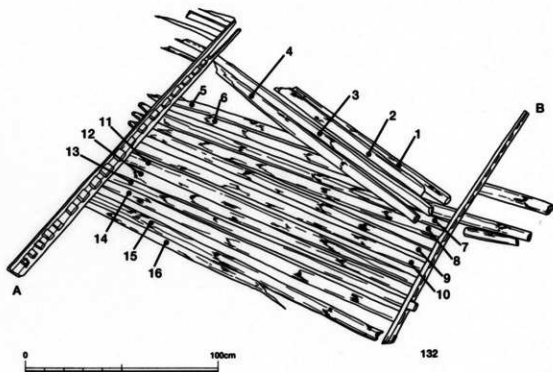
第271図 農耕具 田下駄1・その他1 (S=1/5)



131

0 20cm

第272図 農耕具 田下駄2 (S=1/4)

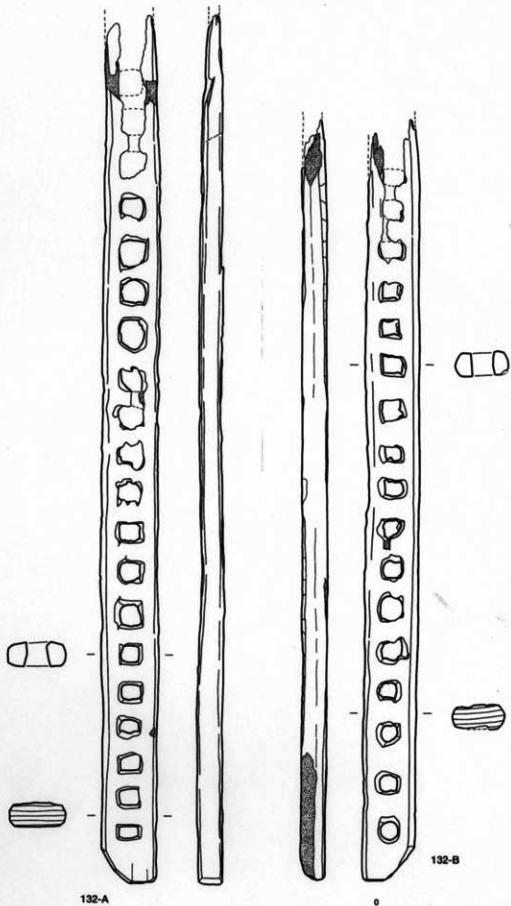


第273図 農耕具 その他2-1 (S=1/20)

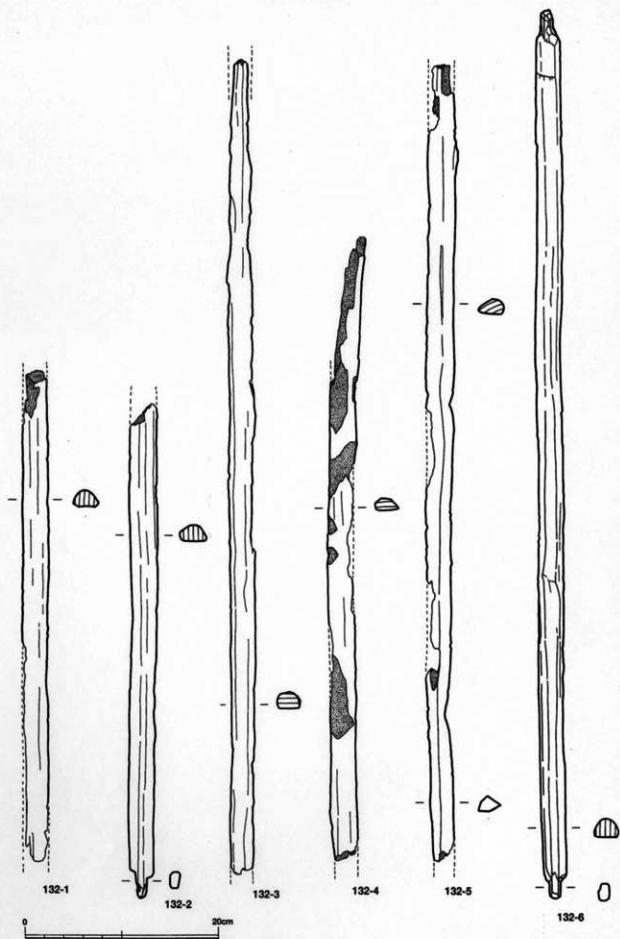
田下駄

湿田で農作業を行う場合、体が泥の中に沈まないようにする履物として田下駄がある。現在の民俗事例では、上記以外に代踏み（田の土をならす）や緑肥の踏み込みにも使用されている。本報告で対象とする田下駄とは、足を直接のせる板（足板）のことであり、その分類については、兼康保明氏が「田下駄」『弥生文化の研究5 道具と技術Ⅰ』（1985）の中で提示した案に従うものとする。兼康氏は足板の使用法に着目し、足と板が直交方向に横長に使う場合と、足と平行して縦長に使う場合に2分し、前者を横長田下駄（A）、後者を縦長田下駄（B）としている。さらに足板のみからなる単純田下駄（ア）、周囲にたわめた枝がめぐる輪襦付き田下駄（イ）、四角に組んだ枠付き田下駄（ウ）に細分している。

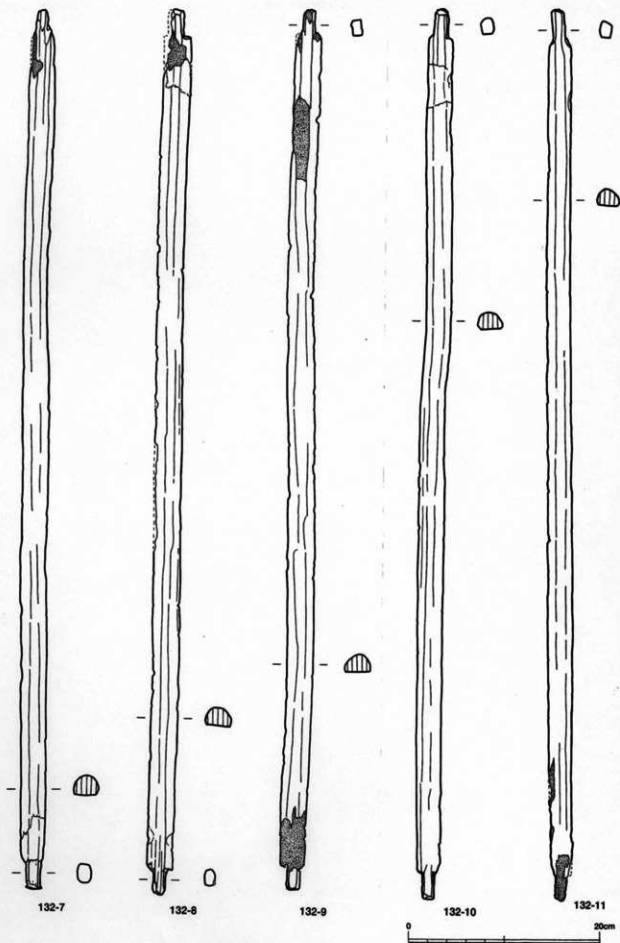
本遺跡出土資料は図版では127～131までであるが、130は板材の中央に1孔穿たただけのもので、板材のサイズとしては他の資料と大差はないが、使用に際しては穿たれている1孔をいかに利用して田下駄として用いるかが不明である。また132は兼康氏の分類によれば枠付き田下駄（オオアシ）に該当するが、本資料は形状以前にサイズのな問題があり、報告するにあたっては田下駄とはせず、別項目を設けて「枠組み材」としている（田下駄の後に後述する）。以下、本資料について概説する。127は長方形板の角を落として全体にやや丸みを付けた形状で足板には5個の緒孔が穿たれている。5孔のうちの1孔の配置が悪いが、分類を行うならば単純横長田下駄となる。128は一部欠損しているが完存ではほぼ正方形を呈するものである。緒孔はほぼ等間隔に4孔穿たれている。方形であることから横長・縦長の区別はできない。129は厚さ2.6cmの厚い板材に4孔穿ったもので、緒孔はややズレて配置されている。本資料についても田下駄と判断できるならば単純横長田下駄となるが、厚さや全体の形状より有孔板として捉えている。131は全長70.4cm、幅16.2cm、厚さ1.9cmを測る大型品で、板材に緒孔が穿たれているものと判断し、田下駄として分類している。孔の形状には三種類あ



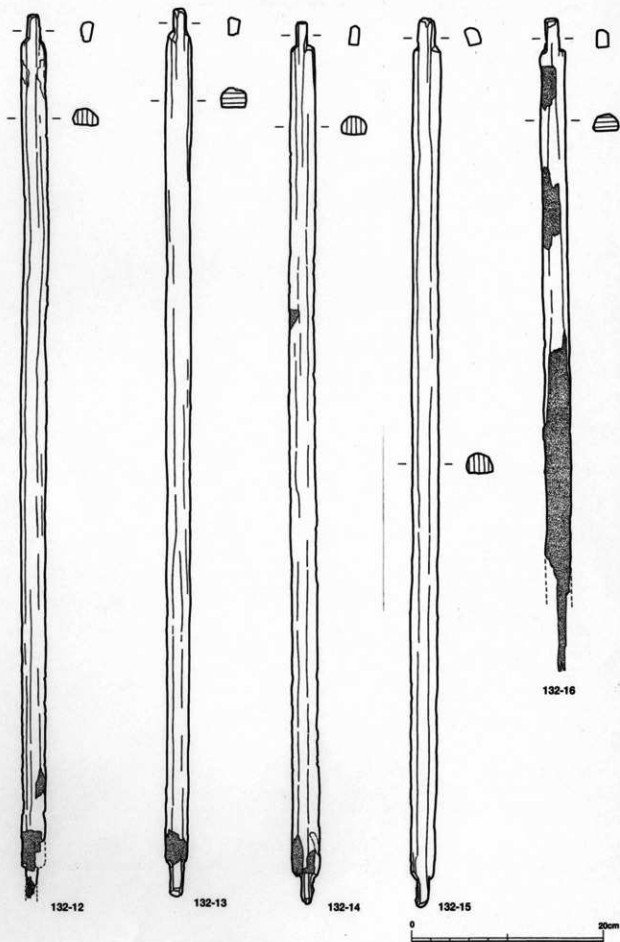
第274図 農耕具 その他 2-2 (S=1/4)



第275図 農耕具 その他 2-3 (S=1/4)



第276図 農耕具 その他 2 - 4 (S=1/4)



第277図 農耕具 その他 2-5 (S=1/4)

り、上方の2孔はやや小型で径は2cm以内である。中段上部に穿たれた4孔は方孔で一辺は2.5cm前後であり、下方の端部や上に穿たれた2孔は細長い形状となっている。本資料を田下駄とした場合には、足が固定される位置も重要な要素となるが、孔の形状の違いから8孔のうち上下の4孔は別材で組まれた枠と本材を組み合わせるための孔と考える。この観点から本資料は枠付き田下駄と捉えることができるが、別材と組み合わせずに単独で使用することも可能な資料である。

枠組み材

132(枝番A・B・1~16)は本遺跡17地区の環濠内出土資料で、132は出土状況図を提示している。現地での状況図と取上げ後の部材形状が若干異なるものも見られるが、出土時点で既に腐蝕が進んでおり、遺物状態が非常に悪かったことを考慮していただきたい。各材は枝番に示した通りでA、Bは左右の枠材であり、1~16は枠に組み合わされていた横棧である。本資料は出土当初その形状より「大足状木製品」と仮に名称を冠していたが、枠材の長さが90cm弱、横棧についても完存のものは90cm以上あり、サイズの大きさを想定することが不可能であることと、鳥取県青谷上寺地遺跡で類似資料が数点出土し「窓枠状木製品」と報告されているという経緯から遺物名を再考した。その結果、推測される用途を名称に使用することは現時点では避け、形状ではなく組み合わされて出土した状況を名称に使用することとし、「枠組み材」としている。A、Bはいずれも一方の端部を欠損しているが、組み合わされていた形状がほぼ方形であるとするならば、穿たれた孔数は20~21程度となる。全ての孔の形状は概ね方孔であり、組み合わされていた横棧の先端形状よりもやや大きい。つまり組み合わされていた横棧は取り外しが可能であった。横棧の断面形状はいずれも底面が平坦で上方が弧状に加工されている。こうした形状から将来的には用途を特定することが可能かもしれない。

収獲具・木包丁

本報告では第Ⅲ章第14節「石包丁」に対応し、木製板材の一方の長辺に刃状の加工を施したものを「木包丁」と呼ぶが、このことは石包丁も含めたこれらの用途が必ずしも穂摘であったとは断定できないことと、除草などの用途も想定可能であることによる。

木包丁およびそれに類するものは133~137の全5点である。分類については、石包丁のそれが材質および加工法を主観点としているのに対して、木包丁においてはその形態を重視し、工業普通氏が「木製穂摘具」『弥生文化の研究5 道具と技術I』(1985)の中で提示された案に従う。工業氏はその形態により平行四辺形(H)、直線刃半月形(C)、外彎刃半月形(G)、杏仁形(K)に分類している。近年、上記分類案は関係諸氏によって細分され、更に研究の幅は各形態の変遷、石器との関係など細部に及んでいる。今回報告するにあたっては、本資料の実体に即して工業氏の案を引用しているが、後述する石包丁との関係や木包丁の形態変遷における本資料の位置付けについては山崎順人氏の「木製穂摘具における研究(上・下)」『大阪文化財研究19・20』(2000・2001)を参考にし、一部引用する。以下、本資料について概述する。

133は幅10.4cm、刃長5.4cm、厚さ1.1cmを測る。刃部は一方の面からの研ぎ出しを主とするが、両刃に加工され厚さを減じた弱い稜がつく。形態は直線刃半月形で、紐孔は2箇所穿たれている。各地の出土例に2孔の紐孔を結ぶように溝が彫られているものがあるが、本遺跡資料で溝(擦切)が観られるものはない。ただし133は一方の面の2孔を結ぶ箇所に使用に際して紐が擦れたと観られる痕跡をとどめている。また使用時に握り部となる上縁部(背)は全体に厚みを増しており、使用効率を高めている。このことは断面形状より説明に易い。また後述する資料も含めて紐孔は全て円孔であり、方孔は見られない。

134は背の加工が直線的であることから分類上は平行四辺形として捉えているが、断定はできない。幅11.4cm、刃長5.7cm、厚さ1.0cmを測る。刃部の加工は片刃で、全体にやや彎曲するが、研ぎ直しが行われた可能性もある。133同様上縁部は厚みを増している。紐孔は刃部上方やや左寄りに2孔あり、一方の面には未貫通の彫り込みが紐孔に並ぶ。

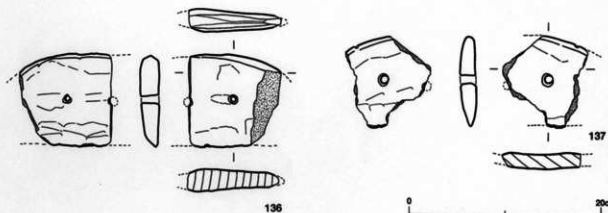
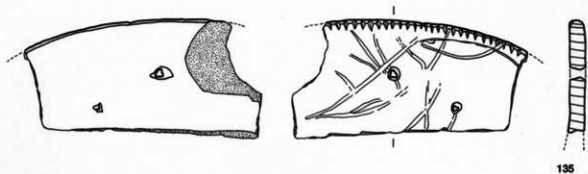
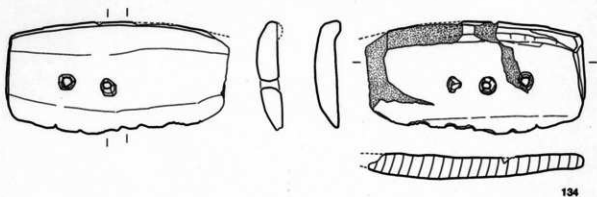
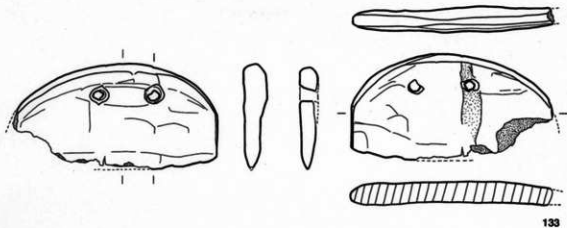
136は大部分を欠損しているが、背の形状がやや丸みを持つことから133同様直線刃半月形である。ほぼ中央に穿たれた2孔は他の資料に比して小さい。刃部の加工は片刃である。

137についても欠損率が高いが、直線刃半月形である。紐孔はほぼ中央に2孔穿たれている。刃部の加工は両刃である。

以上4点については、いずれも刃部(背)に対して年輪が直交する柁目材または斜めに入るもの(流れ柁目材)である。この年輪の入り方(背または刃部と木目がなす角度)については工楽氏が前掲書の中で「平面形がほぼ平行四辺形の木包丁では、その短辺を柁目方向に合致させるという原則がある。これはほぼ直線となった背に対して、木目方向のなす角度を計測した結果、40~80°となり、60°前後の数値を示すものが多く見られたことによる。この角度は使用の際、木目にそって割れるのを防ぐ役目を持っているだけでなく、使用に際して木目に沿う遣管部分が損耗し、刃先が鋸歯状を呈することで總摘み作業をより効果的に進めることをねらったものといえる」と記している。本資料のうち平行四辺形は1点のみであるがその他のものも含めて刃部に対して年輪が直交するものは工楽氏が指摘する作業を効率的に進める工夫と捉えることができる。

135は残存幅12.2cm、刃部長5.9cm、厚さ0.8cmを測るが、現状において刃部成形の痕跡は認められず、逆に厚みを増しているように見られる。本資料を木包丁とした要因は、一つには形状から直線刃半月形を想定できることと、紐孔と判断できる孔が1孔穿たれていることにある(もう一つの孔については位置および加工の程度より現状では紐孔とは断定できない)。もう一つは兵庫県玉津田中遺跡出土資料に別材の刃を装着する木包丁が報告されており、本資料にも同様の組合せが行われていた可能性を考慮した点にある。ただし端部(背)に施されている刻みや木取りが他の資料と異なることなど不明な点も多い。また本資料の一方の面には土圧によるものかもしれないが舟や魚と思われる表現(絵画とまでは言えない)がある。後述する線刻資料と比較すると明らかに使用した用具が異なることが分かるが、現時点ではどちらとも判断は付かない。

次に木包丁の形態変遷について確認しておくが、全国的にみても出土点数が限られる現状では133を基本形とする握り部が弧状を呈し石包丁を模したと考えられているタイプが先行し、その後平行四辺形が続く。このことは以前に県内資料の集成に携わった折りにも確認していることであるが、県内でも後期以降の資料は全て平行四辺形を呈している。この形態変化については山崎氏が前掲論文の中で「長方形の板材の一方の長辺を石包丁を模して丸い曲線に仕上げる作業は、直線のもの(平行四辺形)よりも手間がかかっており、その曲線を作り出す工程を省略することによって製作の効率化(大量生産)が図れる」といった内容の記述をおこなっている。山崎氏の論旨に従うならば遺跡内から多量の木包丁の検出があつてしかるべきであり、単に製作の効率化によって形態変化が起こったとは考えにくい。また山崎論文には本資料(133)についても石包丁を模したモデルの一つとして言及されている。しかし山崎論文に掲載された石包丁は本報告第Ⅲ章第14節「石包丁」に掲載されている資料17であり、石包丁17の刃部表面に観られる使用痕跡が刃部と平行していることから担当者は17を除草用と捉えている。つまり木包丁133に与えられていた用途が仮に總摘みであったならば、異なる用途に使用された用具を模していることとなり、機能を除外して形態上の類似点が認められるにすぎないこととなる。この点も含めて木包丁・石包丁の用途については再確認の余地がある。



第278図 農耕具 収穫具 (S=1/2)

調整具・堅杵

杵は搗くことにより食物を脱穀・製粉するための道具で、一般に杵は堅杵と横杵とに大別される。長い棒状のもので中央を握り部、両端を搗き部とするものを堅杵という（横杵については後述する）。なお、資料の説明にあたり、搗き部の最も握り部寄りの部分を基部とする。形態上の大別では、握り部に2ヶ所の算盤球状もしくは鼓状の節帯（造り出し部）を持つものをA類、握り部の中央1ヶ所に節帯を持つものをB類、節帯のないものをC類とする。

本遺跡では現時点で6点の堅杵を確認している。その内3点は完存品である。以下、形状等を確認した上で全国的にみた堅杵の変遷の中で本資料の位置付けを行う。堅杵の変遷や形態的な分布については、合田茂伸氏の「弥生時代の杵と臼」『網干善教先生華甲記念考古学論集』（1988）と村上由美子氏の「杵と臼の変遷について」『滋賀考古15』（1996）などを参考とさせて頂いた。

138は埋積浅谷における凹地利用で木器が集中（集積）して検出された区域から出土している。また後述する142については本資料と並列して出土している。この2点は中期前葉に時期比定されるもので、本遺跡では最も古い段階にあたる。138は全長126.7cm、搗き部径7.2cm、握り部径3.8cmを測り、ほぼ中心に節帯を1箇所持つ。搗き部の一端をやや平坦に、もう一端をやや丸く突き出すように仕上げられており、食物を砕く場合とすりつぶす場合に応じて双方を使い分けたと見られる。また本資料には東大阪市の鬼虎川遺跡で出土している堅杵（一方の基部に10条の沈線、もう一方の基部には綾杉文が彫られている）と同様に線刻により基部に装飾が施されている。一方の基部には5重の菱形文（重区画文）が斜位に2ヶ並び、菱形文の2辺を利用して綾杉文に転じ、基部を全周する。更にその両脇には各5ないし6条の沈線を施す。もう一方の基部は、同じ菱形文が4ヶ並び基部を全周し、両脇には5条の沈線が施されている。

装飾的要素を持つ堅杵の分布割合については、村上氏が前掲論文の中で全国の弥生中期後半までの資料77点を調べた結果、そのうちの36.4%にあたる28点の基部に幅広の突帯や数条の沈線などが刻まれていることを報告している。これらの装飾は使用の際の滑り止めという、実用的な側面もあったと思われるが、鬼虎川遺跡資料および138においては、実用面よりはむしろ装飾により祭祀具としての価値が付与されていると思われる。

基部への装飾は、139にも認められ、一方の基部は欠損により装飾の有無は定かではないが、もう一方の基部に3条の沈線が彫られている。長さおよび搗き部径は138に比べてやや小さいものと思われる。140は完存品で全長111.0cm、搗き部径6.8cmを測る。本資料は更に小型のもので、節帯の作り出しがやや曖昧で、僅かに幅を増す程度である。141は加飾は見られず、一方の搗き部を欠損しているが、もう一方の搗き部長が57.2cmであり、完存の場合は本遺跡資料の中では最長で150cm以上となり、堅杵の長さとしては全国的にも最長の部類となる。また握り部のほぼ中央に作られる節帯であるが、他の資料に比べて幅が狭く凸状に作り出されている。142は上記した138と並んで出土したものである。同一地点から出土したものであるにも関わらず、全長で約20cmの差があり、搗き部径も太く、基部には一切装飾は施されていない。143は一方の搗き部のみの出土であるが、搗き部長が28.0cmと最も小型の杵である。本資料が堅杵であるならば推測される全長は80cm程度となり、縄文晩期から古墳時代を通して最も短い部類の堅杵となる。木取りについては141・143が心持ち材である以外は、全て割目材を加工している。樹種についてはアカガシ亜属3点（138・141・142）、クスギ節1点（139）、コナラ節1点（140）となっていて、143は同定されていない。

以下、前掲した合田・村上両論文において主に取り上げられている杵の短小化・簡素化といった杵の形態変遷について村上論文より引用・提示する。杵の時期的な形態変化が最もよく反映されるのは

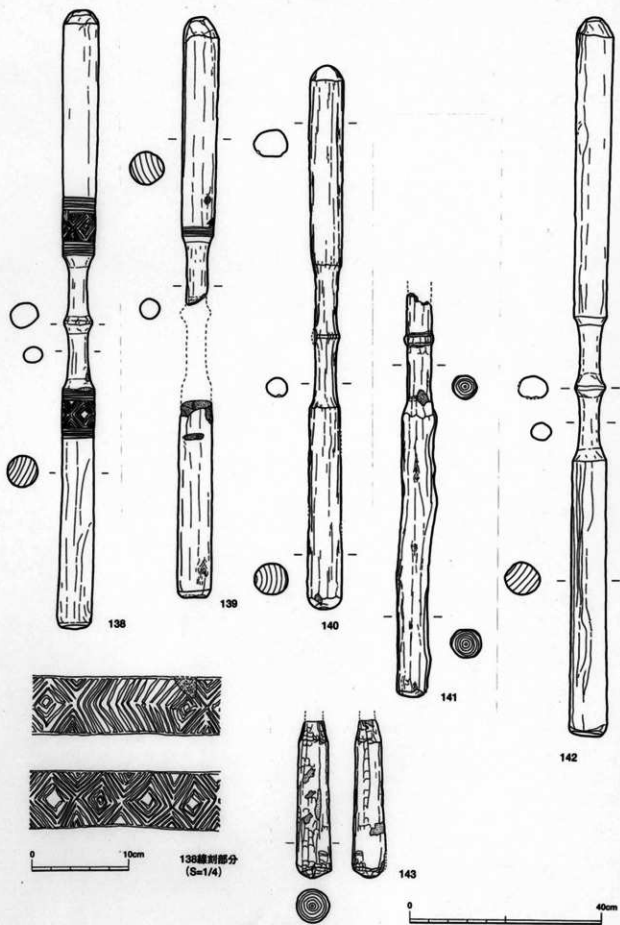
握り部の形状（節帯の数、有無）であり、これについては若干の形態変化ののち弥生後期以降には節帯を持たないものが主流となる。このことは長さ・太さとも関係があるが、例外的な資料を除けば、概ね短小化傾向にあることと、握き部径は次第に太くなっていく。簡素（簡略）化については、上記した節帯の退化と装飾的要素の消滅ということがあげられるが、木取りについても簡素化の現象が見られる。このことは整件製作に際しての用材変化を表しており、当初は割目材を用いていたが次第に作業工程の簡略化が進み、割目材を用いず心持ち材を多用する傾向が窺えるという。

次に上記の形態変化に対応して、本資料の位置付けおよび时期的な整合性を確認していくが、まず本資料6点の比定される時期について示しておく。138・142の並んで出土した資料は前記したとおり弥生中期前葉に比定され、139・143はやや時期幅を持つが概ね中期中葉と考えている。140・141については中期後葉の資料である。まず本資料は143以外については、欠損品も含めて握り部中央に1箇所節帯を持つ。このことは村上論文においてもこの時期の資料に節帯が存在することは問題ない。ただし140については節帯加工が明瞭ではなく、退化の兆しが窺われる。長さや木取りなどそれぞれの要素において本資料が時期毎の様相に全て対応しているという状況は見出せないが、142が146.3cmと長大なことや、中期前葉に比定される138に同時期の土器と似た文様が施されていることなどがあげられる。さらに141が心持ち材であることも説明が付く。ただし握き部の径については、本資料のみを対象としたデータからは若干の差異は認められるものの、短小化に伴って起こる重量変化を補うような数値データを提示することはできない。また時期毎の用材選択に共通性を見いだすことも現有資料のみでは難しいと言える。

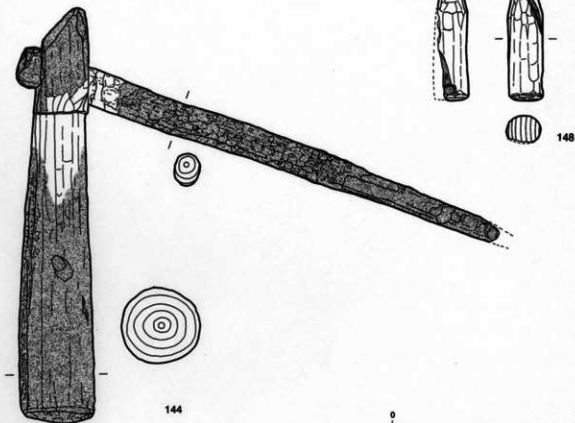
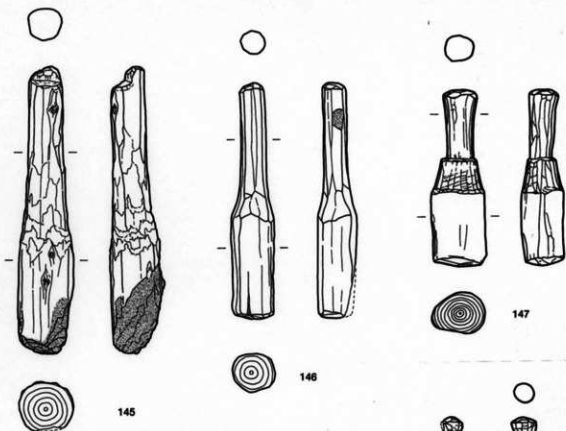
横杵

資料144は別材の握き部と柄を組み合わせた横杵である。横杵には握き部と柄とが一木からなるものと、本資料のように握き部の側面に柄孔をあけて棒状の柄を挿入する組合せ式とがある。一木式と組合せ式では明瞭にその形態を異にする。一木式の横杵は、枝分かれた木を加工し、幹を握き部、枝を柄に仕上げる。握き部の上端近くから柄が横または斜め上方にのびるのが特徴で、報告されているものの多くは握き部が比較的短い。これに対して組合せ式の横杵は、円柱形をした握き部側面の中央近くに柄孔を穿ち、それにほぼ直交するように柄を挿入する。また、系譜的に繋がる確証はないが、中世以降の横杵の握き部は、下端をやや細めに仕上げ、組合せ部分はやや上方に移る。組合せ式の横杵の多くは握き部と柄が直交するものが多く、上記一木式のように握き部に対して柄が鈍角に挿入される形態のものは報告されていない。以下、本資料について概述する。

144は握き部長42.3cm、最大径8.0cm、柄残存長52.4cm、着柄角度71°を測る。本資料の形状は、握き部の長さが40cmを越えていることを除けば、着柄角度などは一木式のそれに類似している。ただし、組合せ式・一木式を問わず横杵の出土は全国的にも例が少なく、それらと比較することが横杵の形態分布を示すものとは現時点では言えないため、類似資料との比較は上記した程度にとどめておく。柄は表面全体が炭化しており、先端に至っては原形に比して細くなっている。握き部についても表面は炭化面および比熱面が大部分を占める。ただし柄の一部に全く熱を受けていない部分があり、この部分については別材装着または樹皮巻きなどが想定できるが、根拠はない。木取りについては握き部・柄ともに心持ち材を加工しており、握き部先端は整件の一方と同様にやや平坦に仕上げられ、使用によるものか表面が若干摩滅している。握き部長が42.3cmを測り、着柄部分と握き部とは段をなして区別されている。前述した整件の基部も含めた握き部長の平均は47.4cmであり、このことから考えると本資料は整件からの転用の可能性もある。ただし握き部に使用された材がヤブツバキであることと、握き部径が8.0cmと整件に比べてやや太いことから整件からの転用とは断定できない。



第279圖 農耕具 調整具 1 (S=1/8)



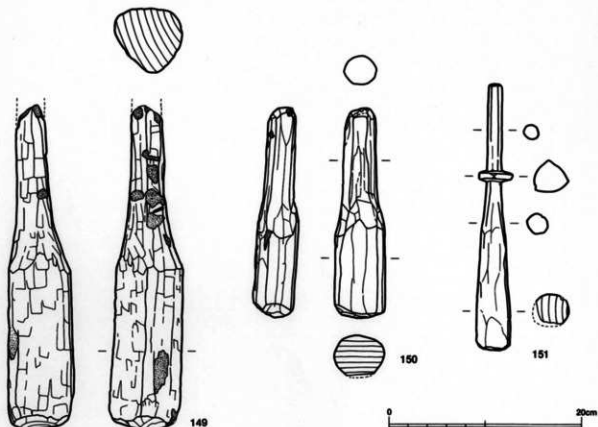
第280图 農耕具 調整具 2 (S=1/4)

横槌

横槌については、渡辺誠氏が「ヨコヅナの考古・民具学的研究」『考古学雑誌 70-3』(1985)の中で、形態別に7つのモデル(A~G)を設定し、考古資料に対比させ分析を行っている。本遺跡出土資料7点についても上記モデルにより分類を試みたが、一部の資料を除いて全体的に形状に大差がないことから、身(敲打部)と柄(握り部)の境に明瞭な後を持つもの(A)と、身から柄にかけて徐々に幅を減じていくもの(B)に分け、更に身と柄の境に加飾されているものを1類、柄の先端に加飾されているものを2類とした。

また渡辺氏は横槌の形態・サイズおよび材質などから次の用途を提示している。それによると横槌には①ワラ打ち用、②豆打ち用、③楢打ち用、④キヌタ用、⑤綿打ち用、⑥工具としての転用、⑦首・形代としての転用と少なくとも7つの用途(機能)が想定出来るという。想定される用途において、本資料がそれに適合していることを示すことは容易ではなく、実際の民具資料で一応の用途が付与されているものであっても、形態的に全く同じ資料であっても、本資料においては地域的な要素との関わりが大きく、他の考古資料に比して用途が限定しにくい器種である。以上により本報告においては形態について概述することと、民具資料の用途から本資料のそれを類推することは行わない。用途については後日、県内および近県の民具資料調査を経たのち、地域の実情に照らして再度検討するものとする。

横槌として確認している資料は上記の通り7点あり、分類上は145のみ身から柄にかけて徐々に幅を減じていく「B」としている。ただし146・149・150についても明確に身と柄を区別しているとはいえず、これら4点は表面に加工痕跡を留めることから未成品と捉えることが妥当である。147は、

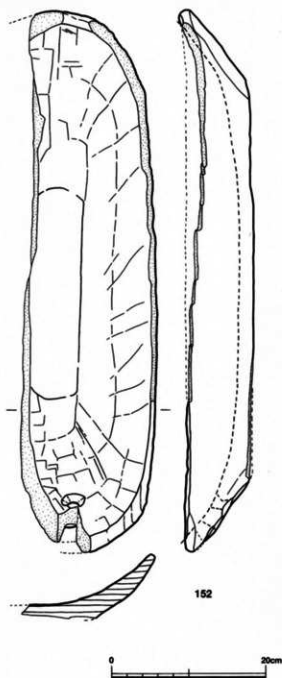


第281図 農耕具 調整具 3 (S=1/4)

長さ 18.0cm、幅 5.4cmを測る小型品であるが、身と柄を明確に区別し、柄は端部にかけて僅かに幅を増す。柄の長さが 7.0cmであり、男性の手にはやや小さく、女性が使用したものであると思われる。148 は 147 と全長がほぼ同じであるが、身と柄の間に段差を付けないことから男性の使用も可能である。柄の端部に宝珠形の加工（加飾）がある。151 は身幅 3.3cm、柄幅 1.4cm と非常に細いもので、身と柄の間に三角形の加飾が施されている。

田舟

152 は本来ならば容器・食道具の中で盤または槽として分類すべき資料であるが、短辺に穿たれた 2 孔により本節において田舟として扱っている。資料は全長 69.4cm、残存幅 17.1cm、高さ 8.2cm を測り、盤・槽としてはやや大きい部類に入る。盤・槽の形状から観ると、本資料が横木取りであり、短辺が長辺よりもやや厚手に加工されていることなど基本的な条件は満たしている。今回、報告にあたり本資料を田舟に分類したのは、短辺に円孔が上下に 2 箇所穿たれており、この 2 孔を紐孔として捉え、この 2 孔に紐を通し、深田において使用が想定される田舟と判断したことによる。ただし形態から純粋に判断するならば、盤・槽に分類すべきであり、そのことを否定するだけの要素が見あたらないのも事実である。



第282図 農耕具 その他 3 (S=1/5)

農耕具検査表 (注書の()内は諸寸値)

検査 番号	品名	部分	分度1	分度2	形状	寸法 (mm)			高さ mm	グリ ド	番付	本取り	備考	備考 (検査員氏名)
						長さ	幅	厚						
1	直耕機	広板			イ1	24.5	(12.9)	4.0	26	F-13	wd	本板目材	アカガシ直板	巻柄内径: 8.2"
2	直耕機	広板			ア	24.5	17.6	4.3	13	B-6	wd-x	本板目材	アカガシ直板	巻柄内径: 8.9.5"
3	直耕機	広板			イ3	29.3	15.5	4.4	26	F-8	wd	本板目材		本板目材
4	直耕機	広板			ア	29.9	19.7	4.2	26	G-6	x~x i	本板目材	アカガシ直板	本板目材
5	直耕機	広板			イ1	(27.8)	19.0	4.6	6	D-2		本板目材	アカガシ直板	本板目材
6	直耕機	広板			ア	27.9	20.4	4.3	26	G-6	x i	本板目材		本板目材
7	直耕機	広板			イ2	29.7	18.0	4.8	26	F-4	x i	本板目材	アカガシ直板	本板目材
8	直耕機	広板			イ1	26.0	16.8	4.1	26	F-5	x i	本板目材	アカガシ直板	本板目材
9	直耕機	広板			イ1	31.6	18.8	7.5	26	F-9	v	本板目材		本板目材
10	直耕機	広板			ア	29.5	16.1	4.2	26	F-9	v	本板目材	アカガシ直板	本板目材
11	直耕機	広板			イ3	26.6	15.2	4.3	26	E-8	wd	本板目材	アカガシ直板	本板目材
12	直耕機	広板			イ1	32.8	19.4	2.3	26	F-4	x i	鍍銀材 I	スチ	巻柄内径: 9.0"
13	直耕機	広板			イ1	30.1	(14.4)	3.7	26	F-11	v	本板目材	アカガシ直板	巻柄内径: 7.3.5"
14	直耕機	広板				(20.1)	18.5	(2.5)	26	C-2	v~v	本板目材	コナツ農	巻柄内径: 7.8.5"
15	直耕機	広板			イ1	17.4	(12.0)	4.6	13	H-8		鍍内板目材	アカガシ直板	巻柄内径: 67.5", H8-0.6
16	直耕機	広板			イ1	37.9	22.0	6.6	26	G-8	x i	本板目材	アカガシ直板	本板目材
17	直耕機	広板			イ1	25.9	17.9	4.5	26	G-12	wd	本板目材	アカガシ直板	巻柄内径: 7.5.5"
18	直耕機	広板			イ1	(17.9)	(12.8)	5.6	12	27-63	wd	鍍銀材 I		本板目材
19	直耕機	広板			イ1	23.3	(8.5)	4.0	26	C-8	wd~x	本板目材		巻柄内径: 9.0"
20	直耕機	広板			イ1	28.1	19.5	3.5	26			本板目材		巻柄内径: 7.3.5"
21	直耕機	広板			イ2	31.3	16.6	4.9	26	F-4	x i	本板目材	アカガシ直板	本板目材
22	直耕機	広板			イ2	33.1	18.6	4.9	26	E-8	v~v	本板目材		本板目材
23	直耕機	広板			ア	33.6	19.4	4.4	26	G-8	x i	本板目材		本板目材
24	直耕機	広板			イ1	26.6	18.7	4.1	26	G-12	wd	本板目材	アカガシ直板	巻柄内径: 7.4"
25	直耕機	広板				(18.6)	17.4	3.6	12	27-66	wd	本板目材	アカガシ直板	
26	直耕機	広板			イ1	30.4	(17.8)	5.8	26	D-4	v~v	本板目材		本板目材
27	直耕機	広板			イ2	29.4	16.0	3.6	13	C-11	v~v	本板目材		本板目材
28	直耕機	広板			イ1	32.7	19.9	5.6	26	F-9	v~v	本板目材		本板目材
29	直耕機	広板			イ1	31.7	(19.0)	5.2	26	F-4	x i	鍍内板目材		本板目材
30	直耕機	広板			ウ1	26.5	(7.5)	3.3	26	F-10	wd	本板目材	アカガシ直板	巻柄内径: 7.5"
31	直耕機	狭板			狭イ1	25.0	(9.8)	2.4	26	F-8	x i~x i	本板目材	アカガシ直板	巻柄内径: 6.9"
32	直耕機	広板			イ1	30.5	(14.8)	5.6	13	A-6	wd~x	本板目材		本板目材
33	直耕機	広板			ウ1	26.9	15.6	4.3	12	28-64	wd	本板目材	アカガシ直板	本板目材
34	直耕機	広板				48.3	19.1	6.0	26	F-10	x i~x i	鍍内板目材		本板目材
35	直耕機	広板			ウ2	(14.3)	16.0	5.5	26	D-4	v~v	本板目材		本板目材
36	直耕機	広板			ウ2	31.4	18.8	3.3	12	28-63	wd~v	本板目材	アカガシ直板	本板目材
37	直耕機	狭板			狭イ2	(19.9)	9.6	3.0	26	F-7	v~v	本板目材		巻柄内径: 6.9.5"
38	直耕機	狭板			狭イ2	23.9	12.8	2.9	26	E-3	wd~x	本板目材		巻柄内径: 7.3.5"
39	直耕機	広板			イ2	34.9	17.2	2.4	26	E-7	wd~v	本板目材	アカガシ直板	巻柄内径: 5.6.5"
40	直耕機	狭板			狭イ2	29.8	10.0	2.8	13	C-4	x~x i	本板目材	アカガシ直板	巻柄内径: 7.2"
41	直耕機	狭板			狭イ2	28.7	15.0	2.0	26	E-7	wd~v	本板目材		巻柄内径: 7.2.8"
42	直耕機	広板			イ2	33.3	15.2	4.2	13	C-4	bx~x i	本板目材	アカガシ直板	巻柄内径: 7.0"
43	直耕機	広板			イ3	30.3	15.5	2.7	26	E-8	x	本板目材	アカガシ直板	巻柄内径: 71.3"
44	直耕機	広板				(14.6)	(5.8)	(2.5)	26	E-4	wd~x	本板目材	アカガシ直板	巻柄内径: 7.6.5"
45	直耕機	広板			イ3	(12.8)	(9.2)	5.2	26	F-4	x i	本板目材	アカガシ直板	巻柄内径: 7.2"
46	直耕機	狭板			狭イ2	24.3	11.6	2.7	26	D-2	v~v	本板目材		巻柄内径: 1.07.5"
47	直耕機	狭板			狭イ2	32.5	11.6	4.4	26	F-6	x i	本板目材		本板目材
48	直耕機	狭板			狭イ2	(4.2.3)	16.5	3.8	26	E-6	v~v	本板目材		本板目材
49	直耕機	狭板			狭イ2	44.7	20.7	3.4	26	D-8	v~v	本板目材		本板目材
50	直耕機	狭板			狭イ2	35.1	13.0	3.7	26	C-3	v~v	本板目材		本板目材
51	直耕機	広板				30.7	18.3	6.3	12	27-65	wd~v	本板目材		本板目材
52	直耕機	広板				35.7	17.2	6.5	26	F-9	v~v	本板目材		本板目材
53	直耕機	狭板				17.1	29.9	4.2	13	B-10		本板目材		本板目材
54	直耕機	広板				(8.0)	(10.9)	3.6	26	F-2.3	x i	本板目材	アカガシ直板	巻柄内径: 6.9"
55	直耕機	広板				34.4	22.6	3.9	12	28-64	wd	本板目材		本板目材
56	直耕機	広板				31.9	20.3	5.2	12	28-56	v~v	本板目材		本板目材
57	直耕機	広板				31.3	17.1	5.5	12	28-64	wd	本板目材	アカガシ直板	本板目材
58	直耕機	狭板			狭イ1	30.3	12.7	4.3	26	F-11	v~v	本板目材		本板目材
59	直耕機	広板				28.5	15.4	4.8	12	28-64	wd	本板目材		本板目材
60	直耕機	広板			ア	92.7	18.5	5.3	12	26-57	v~v	本板目材	アカガシ直板	本板目材
61	直耕機	広板			ア	90.1	21.7	6.8	26	G-8	x i	本板目材		本板目材
62	直耕機	広板				55.2	16.7	5.8	26	F-5	x i	本板目材		本板目材
63	直耕機	広板				62.4	16.6	5.5	26	E-6	v	本板目材		本板目材
64	直耕機	広板			イ1	28.1	(14.8)	2.6	柄2.6	F-6	x i	本板目材	イ: アカガシ直板 イ: ヌズリ八厘	巻柄内径: 11.5"
65	直耕機	狭板			狭イ3	(2.6.2)	(8.7)	2.8	柄2.8	F-8	x i	本板目材		巻柄内径: 1.0.5"
66	直耕機	狭板			狭イ3	26.8	10.2	3.6	柄3.2	F-5	x i	本板目材	アカガシ直板	巻柄内径: 1.0.6.5"
67	直耕機	狭板			狭イ1	49.4	8.9	4.0	柄3.6	F-6	v	鍍銀材 I	アカガシ直板	巻柄内径: 7.5"
68	直耕機	狭板			狭イ2	25.6	(11.9)	(2.8)	柄3.1	F-10	wd	鍍内板目材		巻柄内径: 7.3"
69	直耕機	狭板			狭イ1	30.0	(11.8)	2.8	柄2.8	E-15	A-2	本板目材	イ: クヌギ イ: ヌズリ農	巻柄内径: 1.1.2"
70	直耕機	狭板			狭イ3	25.2	(8.4)	3.4	柄2.4	E-5	x i	鍍銀材 I	イ: アカガシ直板 イ: ヌズリ農	巻柄内径: 1.2.2"
71	直耕機	狭板			狭イ1	37.4	11.0	3.8	26	F-2	x i	本板目材		巻柄内径: 7.3.5"

132-13	*	*	楕円13	91.0	2.5	2.0				辺材	スギ			
132-14	*	*	楕円14	90.3	2.6	1.8				辺材	スギ			
132-15	*	*	楕円15	91.0	2.6	2.1				辺材	スギ			
132-16	*	*	楕円16	(97.0)	2.6	1.6				辺材	スギ			
				円周		楕円	円周	楕円						
133	水割了		C	5.4	(10.4)	(6.0)	1.1	13	B-5	楕円-x	本庭母材	クヌギ等		
134	水割了		H	5.7	11.4	(9.9)	1.0	13	C-3	楕円-h	本庭母材			
135	水割了			(5.9)	(12.2)		0.8	13	B-6	楕円-x	本庭母材	クヌギ		
136	水割了		C	4.7	(4.7)	(9.2)	1.0	13	C-3	楕円-h	本庭母材	ヤマザシ		
137	水割了		C	4.6	(4.4)	(1.1)	0.8	直径	A-21		流内庭母材	クヌギ		
				全長		最大径	楕円部径							
138	樹幹	樹幹1	B	12.6	7	7.2	3.8	24	E-4	xll	樹幹材	アカガシ層底	樹幹部母材に加工	
139	樹幹		(B)	(5.8, 8)	(9.9)	7.0	3.9	13	C-8	楕円-h	樹幹材	クヌギ等	樹幹部母材に加工	
140	樹幹	樹幹1	B	11.1	0	6.8	4.0	12	27-61	楕円	樹幹材	コナラ等		
141	樹幹	樹幹1	B	(8.2, 0)		6.7	4.8	24	F-8	楕円	心材材	アカガシ層底		
142	樹幹	樹幹1	B	14.6	3	7.4	3.8	24	E-4	xll	樹幹材	アカガシ層底	138と混んで出土	
143	樹幹			(31.9)		6.8		13	D-5	楕円-h	心材材			
144	樹幹	結合せ		結合部長 42.2	結合部径 8.0	部長 (52.4)	部径 4.0	24	F-10	楕円	心材材	樹幹・ヤブツバキ 樹トネリコ等	樹幹内径：71*	
145	樹幹		B	29.4	5.5	4.9		24	C-5	v-h楕円	心材材		加工部	
146	樹幹		A	24.2	4.3	3.9		27	27-63	楕円	心材材			
147	樹幹		A	18.0	5.4	4.2		26	F-8	xll	心材材	ヒヤクキ	樹幹	
148	樹幹		A-2	18.4	3.4	(3.0)		13	B-4	楕円-x	辺材	ハイノキ等	樹り部内径に定規形の加工	
149	樹幹		A	(3.3, 3)	6.9	6.5		16					SD-8	
150	樹幹		A	21.4	5.1	4.1		3	28-65	楕円	辺材			
151	樹幹		A-1	27.1	(3.3)	(2.9)		1	4	26	C-8	xll	辺材	樹幹
152	樹幹			69.4	(17.1)	3.5		高8.2	17	H-3	樹幹材!		樹幹部径に3孔穿つ	

第3節 漁労具 (第283~286図)

漁労具に大別されるものとして、タモの網枠6点、櫂3点、アカ取り2点、ヤス1点を確認している。以下、分類及び特徴の提示を行う。

タモ網枠

「木器集成原始編」の分類に従うと、網漁法に用いる用具で、枠木を必要とするものにはタモ網、又手網、四ツ手網がある。本遺跡で出土している6点(1~6)は全てタモ網枠である。タモ網枠は二種類に大別できる。第1類は枝分かれした材を利用し、幹を柄、枝を枠に仕上げ、柄の反対側で緊縛するものであり、第2類は枠木のみからなり、両端を緊縛するための紐掛けを作り出したものである。枠木の形態は、たわめるために部分的に内面を削ったものもあるが、大きくは素木のままのもの(A)と、網を留める孔を内側に等間隔に配したもの(B)がある。

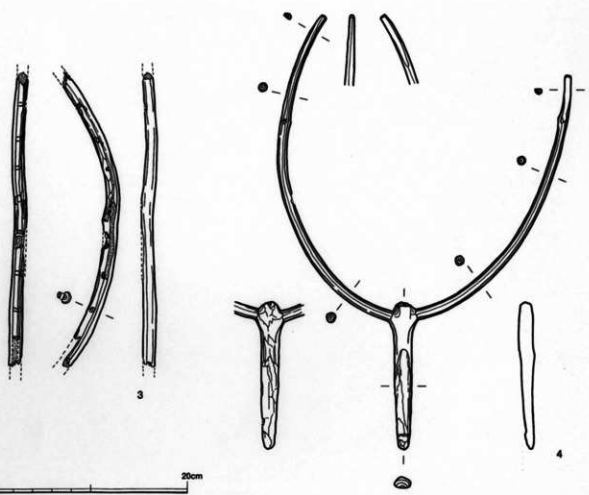
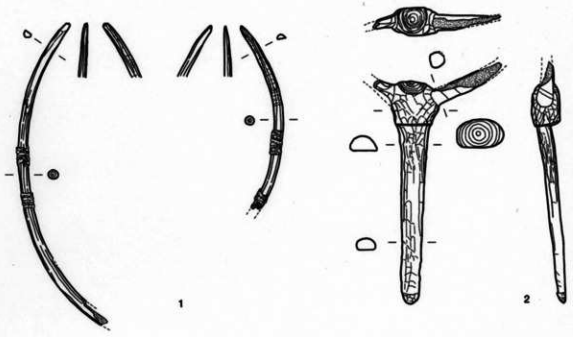
出土しているタモ網枠に網が残存しているものは見られないが、枠に等間隔で樹皮が巻かれたものが含まれている(1・6)。樹皮が巻かれた理由は、枠をたわめて緊縛する必要性から、たわめる時点での破損を防ぐため、もしくは全体の強度を高めるために施されたものと見られる。1は枠木のみで枝分かれ部分は欠損している。2・4~6のうち2・6は枠木を部分的に欠損しているもの、枝分かれ部分および柄には破損は見られない。4~6の枠の先端は、いずれも緊縛による枠ズレを防ぐ(隠す)ために4~6cm手前から段をなしほぼ半分に厚みを減じている。また5の両先端は紐掛け部分を作りだしてある。柄の構造は4点とも共通していて、いずれの材も半裁されたもので断面は半円形を呈する。先端にいくに従って厚みを減じ、端部には別材の柄を組み合わせて使用する際の滑りを防止するために作り出しが加工されている。(2・5・6は枝分かれ部と柄の境に明瞭な段差を付けている。)6は完存ではないが別材の柄が組み合わされている資料で、しかも追加装着された柄は、心持ち材ではなく、加工によって円形に作り出された材が組み合わされている。また、2・5・6の枝分かれ部と柄については、共に加工痕を明瞭に残しており、別材を組み合わせることを想定して滑り止めの効果をねらったものと考えられる。

3は網を留める孔が内側に等間隔に配されたもので、他の資料と比較して全体的に径が太く、両端部は欠損しているがともに窄まる兆しが見られないことから、柄を持たない第2類に分類すべきである。形状は彎曲する内面を上下から削り、作り出されたテラス部分に3~4cm間隔で穿孔し、網を留める装置としている。

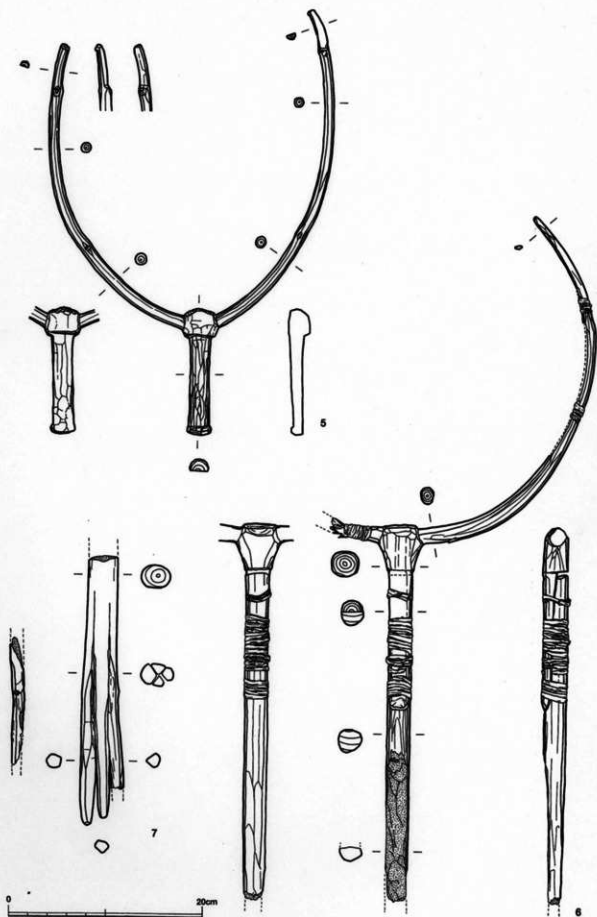
6の資料についてのみ樹種同定を行っており、材はモミ属と結果が出ている。

櫂

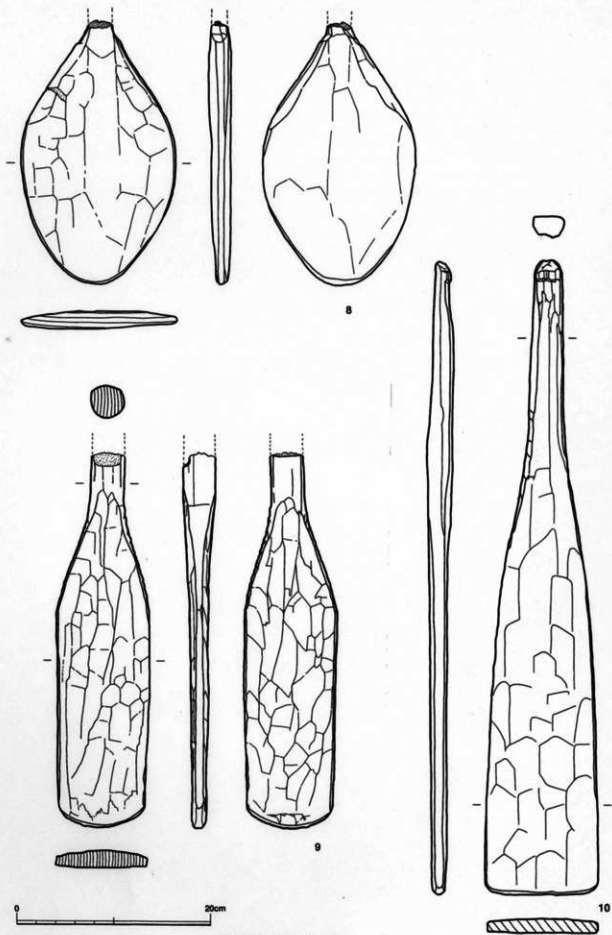
舟の推進具としての櫂に該当する資料が3点(8・9・10)出土している。櫂の部分名称は鋤に準ずるが、身の部分を「水かき部」とも呼ぶ。8の水かき部はやや角がとれた楕円形、9は長方形で先端に丸みを持たせている。形状は異なるが、2点とも表面は削り込まれておらず、横断面はやや影らみを持つ。また9の柄の断面は円形に加工されていて表裏の区別がつかない。10は完存品で曲柄鋤身または組合せ式の鋤身として分類することも可能な資料であるが、鋤・鋤に類似資料が見あたらないことから櫂として捉えている。形状は板材を加工しており先端が一直線となっている。水かき部の断面は両面平坦であるが、組合せ部となる上部1/3はやや加工は粗いが半円形となっている。木取りについては8は板目材、9が柁目材、10については流れ柁目材となり、共通性は見いだせない。樹種は9のみ同定結果が出ていて、スギとなっている。



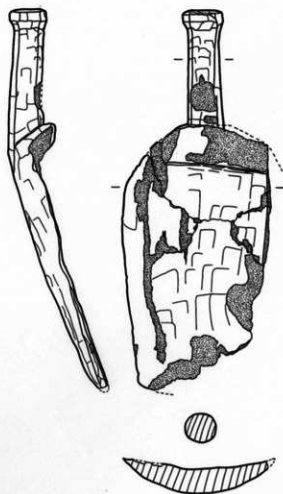
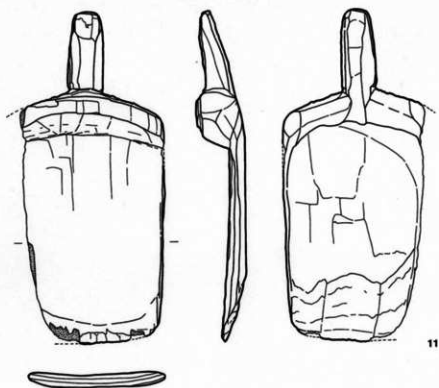
第283圖 漁勞具 タモ網種1 (S=1/4)



第284図 漁労具 タモ網枠2・その他1 (S=1/4)



第285图 渔劳具 槽 (S=1/4)



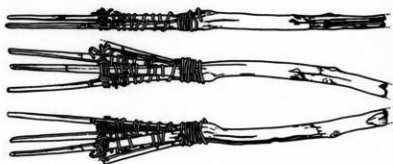
第286図 漁労具 その他2 (S=1/4)

アカ取り

船底に溜まる水をアカ(塗)と言い、アカを汲み出す道具が「塗取杓」であるが、本報告では「木器集成原始編」に従い「アカ取り」の呼称を用いる。出土した2点(11・12)のうち1点は板目材であり、もう1点は柁目材と木取りは異なるがともに一木を削り抜いて加工されている。身の形状は2点とも先端にかけて僅かに狭くなり、柄は外底面の延長で作り出され、斜め上方にのびる。柄と上端面との間に段差をもつものである。側面は2点ともその殆どを欠損しているが、前内側面から分かるように比較的低いものである。この点について「木器集成原始編」では、アカ取りに分類される資料で、側面の立ち上がりが高く水を汲み出す道具として適さないものは、民具例などから別の機能を考える必要があると指摘しており、本資料についても今後遺跡の性格などから用途について言及できないかを考える必要がある。樹種については、2点とも同定結果は出ていない。

ヤス(箱)

先端が尖った棒で漁道具「ヤス」に分類できる資料が出土している。ヤスは先端が一本の単式ヤスと複数の複式ヤスとに分類される(単式で基部に茎を持つものは「第4節祭祀具」の中の「木鎌」に含めた)。出土しているのは1点(7)のみで、一木式の複式ヤスである。形状は材の先端(木口面)を4分割して各々を尖らせたものであるが、現状での先端はかなり摩滅しておりそれほど鋭利な感じは受け



0 5 10 20 30cm

金沢市二口六丁遺跡出土「熊手形木製品」(S=1/8)

ない。図版は、4分割の一本が途中欠損により位置が定まらないことから別図として左横に掲載してある。なお、資料の樹種は同定されていない。また「木器集成原始編」には、金沢市二口六丁遺跡出土の類似資料(熊手形木製品として報告されている)が提示されていて、民俗事例からサザエを突き込んで採集する道具としての用途が推測されている。

漁具類表 (注: 括弧の()内は保存番号)

種別	器名	分類	形状	分節	分節点	寸法 (cm)				出土	グリ	用途	採取	備考
						長(柄)	幅	厚	重					
1	ヤス		-A		(31.0, 18.9)					2.6	D-6	V-6	(部分欠損)	
2	ヤス	柄付き	1-A		(24.7)	22.8	(13.2)	2.7	柄2.3	重2	B, C-20	V-6	部分欠損	
3	ヤス	柄のみ	2-B		(30.1)				1.3	1.3		V-6	破損	
4	ヤス	柄付き	1-A		44.0	14.8	柄30.2	1.3	柄1.7	1.1	K-8	V-6	部分欠損	K8-08
5	ヤス	柄付き	1-A		43.7	12.9	柄29.1	2.1	柄1.8	2.6	F-10	X1	部分欠損	
6	ヤス	柄付き	1-A		(70.1)	(38.3)	柄(27.4)	2.5	柄2.3	1.2	27-62	V-6	部分欠損	毛土層
7	-	複式	-	一本式	(27.3)				3.0	2.6	C-6	V-6	心持ち・丸形	
8	ヤス				(27.0)		15.7	2.2	柄2.4	2.6	D-6	V-6	破損	
9	ヤス				(38.2)		9.3	2.0	柄3.3	2.6	C-5	V-6	破損	スズ
10	ヤス				64.5		11.6	1.7	2.6	G-6	X1	内底面破損		
11	アカ取り				34.0	8.6	(14.4)	4.8	柄3.4	2.6	C-5	V-6	破損	
12	アカ取り				38.6	11.7	(15.0)	5.4	柄3.1	2.6	E-4	V-6	破損	

第4節 祭祀具 (第287~310回)

祭祀具に大別される資料の殆どは「○○形木製品」と呼ばれ、形状により鳥形木製品、魚形木製品、人形(木偶)、武器形木製品、舟形木製品などに分けられる。本報告ではこれらに加えて線刻板、楽器(琴)等を祭祀具として扱う。以下、分類及び特徴の提示を行う。

祭祀具(形代)

精神世界の生業や「まつり」全般のことを祭祀といひ、その場で使用されたと思われる用具のことを祭祀具という(人々が願いや祈りを込めたこれらの用具は形代ともいわれる)。まつりの実体がどのようにして執り行われ、何を祈願したのかは永久に説明することは困難で、時代ごとの様相が異なる上に、用具も異なり、その根本的な動機が観念的である。ただし出土品の形状が特殊であったり、用途が不明の場合、民俗事例を参考にして使用方法などを探ることは稀なことではなく、本資料についても民俗事例を引用し、機能について若干後述する。民俗学において「まつり」は「集団の生命力の年ごと・季節ごとの更新をはかってくり返し行われる儀礼」とされ、人々は繰り返されるまつりによって集落内での結束を強めていったと解釈することができる。本遺跡では「まつり」を演出する多種多様な祭祀具が大量に出土しており、全国的に見ても極めて稀なケースであり、独自のまつりの形態が存在した可能性がある。また当時の人々の土地や自然に対する働きかけが現在よりもはるかに密接に影響を受けていたことを示している。

鳥形木製品

鳥形木製品についての研究では、金岡恕氏が「神を招く鳥」『考古学論考』(1982)で、神杆の鳥であり魏書に記される「蘇塗」と関係があるとした弥生祭祀に関する先駆的論文と、全国の資料を集成・分類し、検討を加えている山田康弘氏の「鳥形木製品の再検討」『信濃』(1996)、錦田剛志氏の「弥生時代の鳥形木製品」『古代文化研究』(1993)などが代表的なものである。今回分類・報告するにあたり本資料の形状を考慮して新型式を設定した。当遺跡で出土している鳥形は、これまでに報告されているものと比べると、尾部の作りが全く異なるものとなっており、一部を除いて全体的にやや小型である。尾部の作りには2種類あるが、双方とも尾部を先細りにして何らかの部材に差し込むように作り出している。この型式の鳥形を新たに3類とし、山田・錦田両氏の分類案を参考にして次の観察項目によって型式分類した。なお、体部加工の精粗については別段取り上げることはせず、分類項目から除外した。また鳥形の各部位の呼称については、羽根を装着されたと思われる鳥形が多いことから、まず羽根部と体部に分け、体部はさらにくびれ方などにより頭部、頸部、胴部、尾部とする。

人の視点の位置

- (1類) 横からみた場合に鳥に見えるもの(側面観重視)。
 - (A類) 胴部下面(辺)にはほぞ孔を穿ち、棒・杆状のものに装着、使用したと想定されるもの。
 - (B類) 胴部下面(辺)にはほぞ孔を持たないもの。
 - (C類) 胴部下面に平坦面を持ち、平坦な部所に置いて使用したと想定されるもの。
- (2類) 上または下からみた場合に鳥に見えるもの(上面観重視)。
 - (A類) 胴部下面に貫通孔・ほぞ孔を穿ち、棒・杆状のものに装着、使用したと想定されるもの。
 - (B類) 胴部下面に平坦面を持ち、平坦な部所に置いて使用したと想定されるもの。
 - (C類) A・B類に該当せず、樹枝から削り出された棒状のもの。
 - (D類) 鳥の平面形(垂直方向から見た形)に主眼を置いて表現しており、翼を想定した板材が装着されたもの、もしくは装着が想定されるもの。

(3類) 翼以外の材と組み合わせることによって、上・横からみて鳥に見えるもの(板差込鳥形)。

(A類) 尾部を明らかに板差込み用に作出しているもの。

(B類) 胴部のやや尾部に近い部分、もしくは胴部と尾部の境から尾先端部にかけて一方の側面に僅かに段をつけて先細く作り出しているもの。

体部の表現方法

(a類) 心持ち材や厚手の板材を用いて立体的に作出したもの(丸彫り)。

(b類) 板材を用いて扁平に仕上げたもの(板作り)。

本遺跡出土の鳥形木製品は現時点で33点確認している。形状的に類似した資料が多いことから個々の形状・加工などについては上記の分類と各々にモデルを設定して説明を加えることとする。また全点埋積浅谷より出土しており、出土状況等の記述についても割愛することとした。全33点のうち2点(21・22)は、尾部が扁平な板材に差込まれた状態で出土している。21はほぼ一定厚の板材に挟りを入れて頭部、頸部、胴部、尾部の各部を作り出している。胴部後方は上方に跳ね上がり、頭部は飛翔する鳥の様に上方を注視する。差込み板材は、加工の粗い長方形の板目材を用いてあり、四方の角を落として八角形を作り出している。22は頭部と頸部の区別が明確でなく、胴部から頭部に向かって徐々に厚みを減じている。差込み板の木口面は切り取られたままで調整されていない。

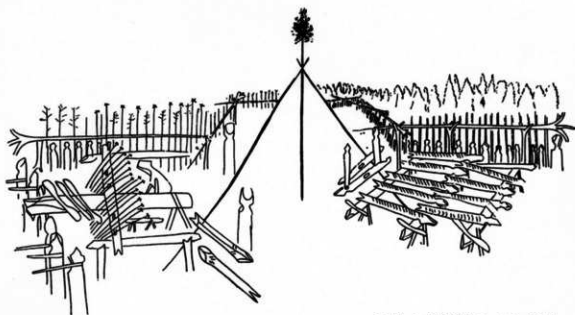
この2点の出土によって分類案に3類を設定する必要が生じたわけであるが、この2点も含めて全体の67%にあたる22点が3類に該当している。更に尾部を欠損している3点(2・6・18)を加えると76%が3類となる。更に細分すると22点中15点が3A類となり、3B類に属するものは7点となる。3A類の分類根拠は「尾部を明らかに板差込み用に作出している」ことであるが、資料8は各部を明確に削り出しており、3A類の基本形といえる。また20は全長43.8cmを測る大型品で、胴部と尾部の段差が小さく、頭部に鶏冠状の加工を持つ特異な資料である。3B類の基本形は10・12の鳥形で、側面観では胴部と尾部の区別は付かないが、一方の側面に僅かに段をつけて先細く作り出し、板差込み部(尾部)としている。

分類上、1類に該当する鳥形は7点(14・16・24・25・30・31・33)、2類は1点(19)となっている。1類に分類した25は全長42.5cmを測る大型品で、頭部と頸部の区別は明確ではないが長頸の鳥を模していると思われる、尾部は欠損している。頭部は亀頭状に作り出されていて、飛翔する長頸の鳥を立体的に表現している。体部の加工が立体的に表現されている鳥形は、25以外では2・28があるがいずれも頭部および胴部がやや丸みをおびるにすぎない。

時期毎の分布であるが、3類に該当する鳥形では2・8・21・22の4点が弥生中期前葉に比定され、それ以外は中期中葉～後葉を通して見られる。また3A類、3B類の分布については明確には区別できない。鳥形木製品の樹種は32・33以外の31点の同定結果が得られており、スギが全体の61%、クロベが30%、ヤマゲワが1点(25)となっている。

次に鳥形の機能であるが、これについては酒井龍一氏が「鳥形木製品の考古学—その研究に見通しはあるか」【日本の信仰遺跡】(1998、雄山閣)の中で想定される使用法や設置場所について仮説モデルを立てて検証を行っているので参照されたい。またシベリアでの鳥形を用いる儀礼については楢本哲氏の「鳥形をめぐる儀礼の研究—ノースシベリア諸民族に見られる鳥形使用の儀礼の分析から—」【弥生文化博物館研究報告】(1993)が興味深く、鳥形には「(1)写実的・全体的に表現されたものと、(2)非写実的・部分的に表現されたものがあるといわれ、前者は複数の種類の鳥を必要とする儀礼に用いられることが多く、その鳥の特性を儀礼の中で象徴的に使い分ける必要がある場合と考えられる。後者は集団の中では既に特定された鳥であり、むしろ抽象化されているほうが宗教儀礼の雰囲気の中

では効を奏することもある」としている。更に鳥形が用いられる儀礼について「一定の生業サイクルに関連して用いられ、霊の意味合いだけが担われるわけではなく、直接生活に関わる儀礼を中心に、病気や死に対しても重層的に関わっている」という。また金閣惣氏に送って頂いたHENRY N. MICHAEL, THE SHAMAN'S TENT OF THE EVENKS AND THE ORIGIN OF THE SHAMANISTIC RITE, Studies in Siberian Shamanism, University of Toronto (1963) の中に以下に示したシベリア・エヴェンキ族のシャーマンテント(祭場)が示されていた。酒井氏の機能に関する仮設モデルに「結界モデル」「見張りモデル」が挙げられていて、シベリアの事例はまさに祭祀具によって結界を張っている様子「結界祭祀」と受け取れる。本遺跡の鳥形木製品は30点を超えており、また新型式を設定したとおりこれまでに報告されているものとは全く異なる方法で組合せられている。よって機能についてはこれまで報告されてきたものとは異なることは確実で、シベリアでの祭祀を直接想定することは難しいが用法および与えられていた機能について類似点が見出せると考えている。また後述する魚形木製品、木偶、武器形なども含めたトータルで祭祀を想定する必要があると思っている。



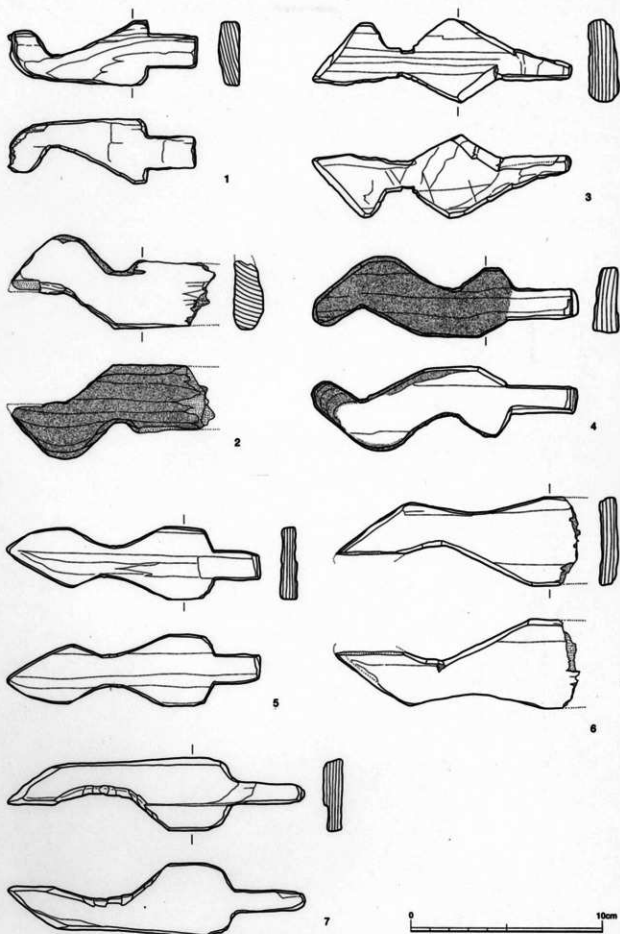
エヴェンキ族のシャーマンテント
(H.N.Michael, 1963より)

板差込資料

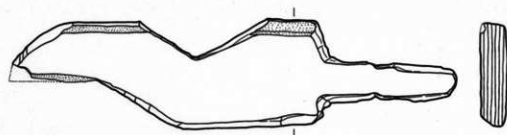
34・35は上記鳥形木製品などの形代が組み合わされていた可能性のある有孔板である。34は形状および加工の面では非常に粗いもので、本資料に類する資料は実際には多数の出土を確認しているが頁数に限りがあることから掲載を断念している。34は一方の面に中央の貫孔上をクロスするように比熱箇所が認められ、更に四分割されたほぼ中央にも1点づつ熱を受け黒く変色している箇所がある。焼却処分によってこうした斑点が現れることは考えられず、故意に熱を当てたものと断定できる。

35は資料21の差込板と同様、板材の角を落とし更に円形に近づけた資料である。

36・37は、いずれも組み合わせられて出土したもので、組み合わせられている材の形状から矢羽根形として報告する。ただし、こうした資料が祭祀具に該当するの否かの判断は非常に難しく、上述した鳥形などの類似資料として祭祀具の範疇として捉えている。2点とも加工面で特筆すべきものは見出せず、先端の形状が武器形の鋒に類似していることが挙げられる程度である。



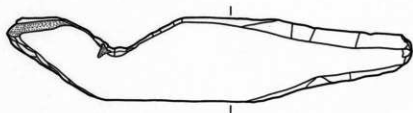
第287圖 祭祀具 動物形1 (S=1/2)



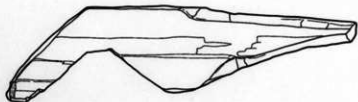
8



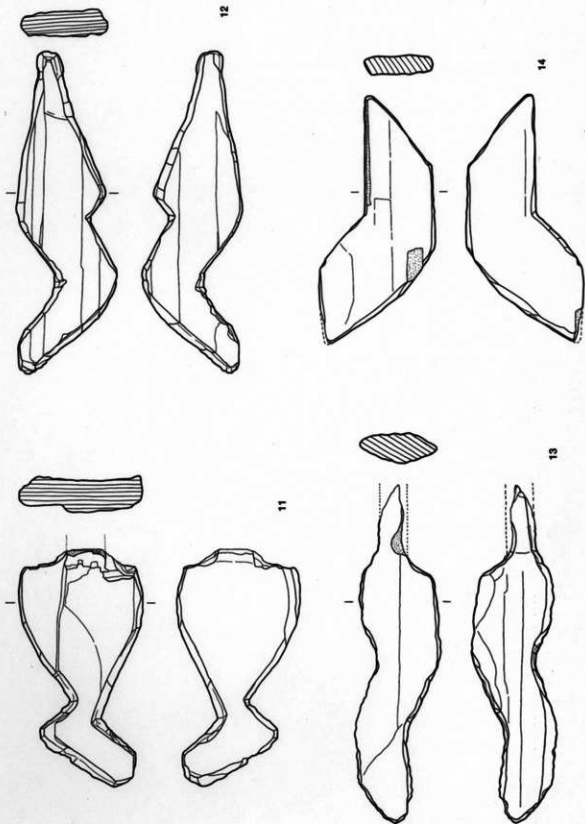
9



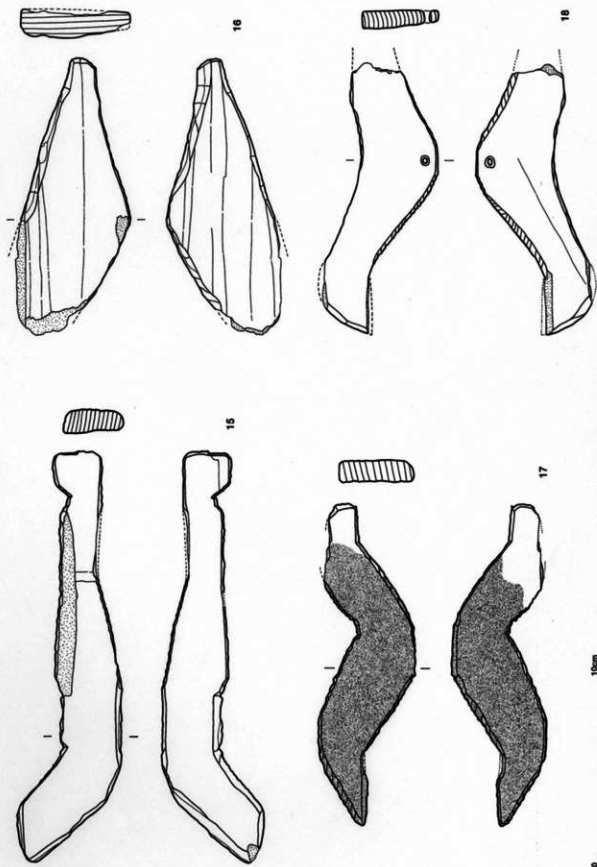
10



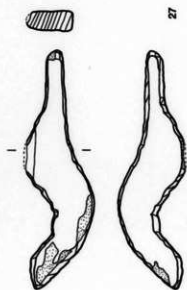
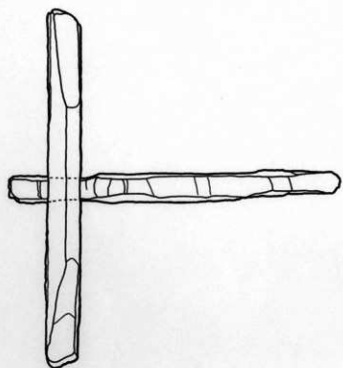
第288圖 祭祀具 動物形 2 (S=1/2)



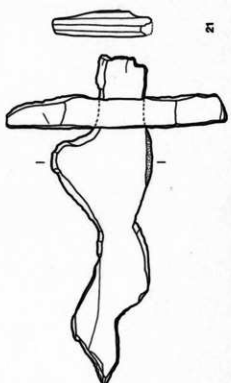
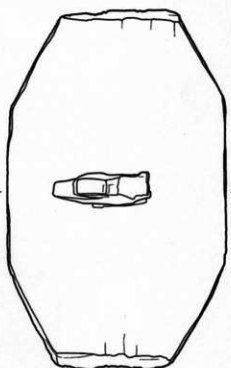
第289圖 新記具 動物形 3 (S=1/2)



第290圖 標記具 點輪形 4 (S-1/2)

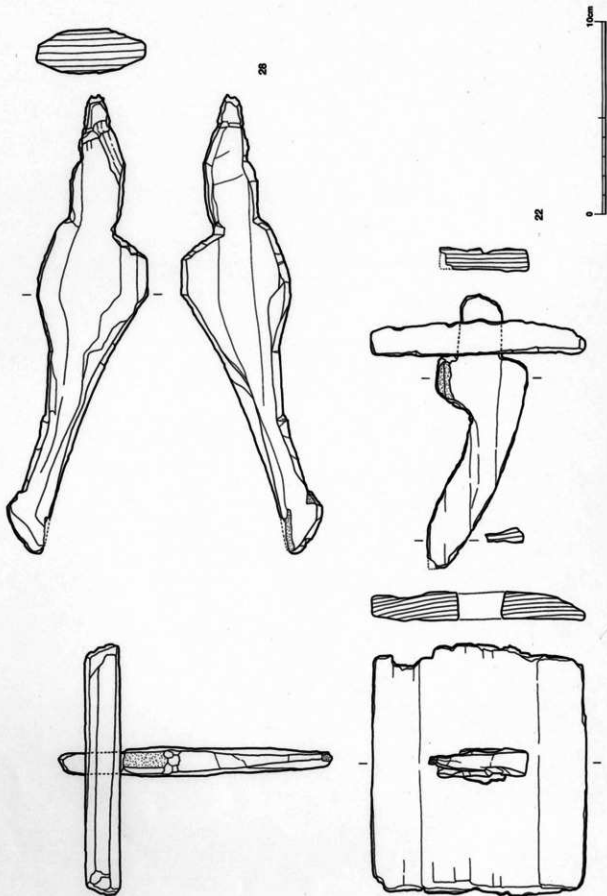


27

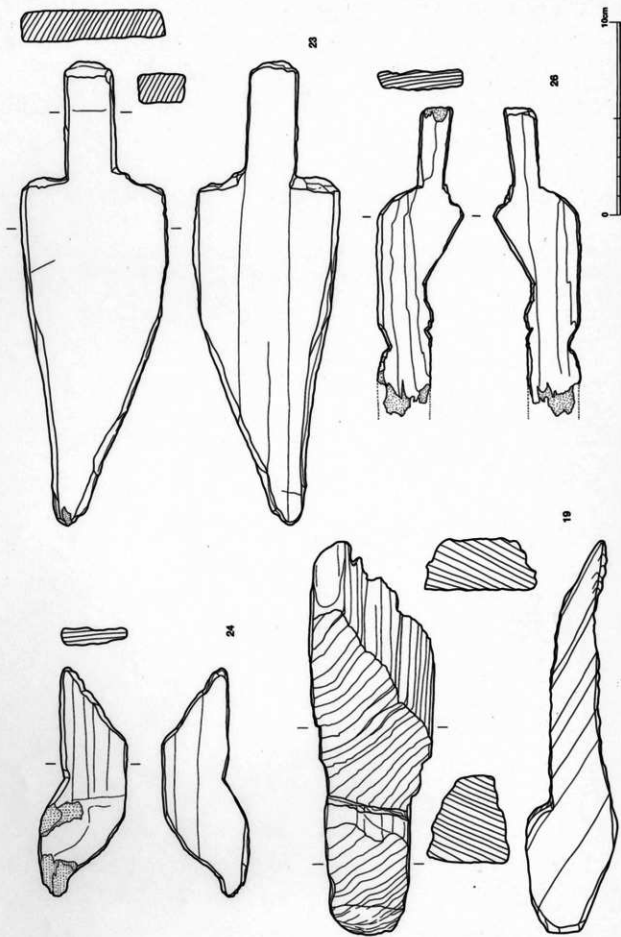


21

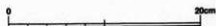
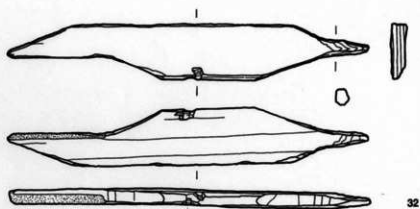
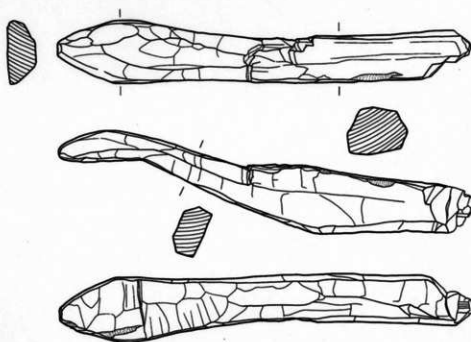
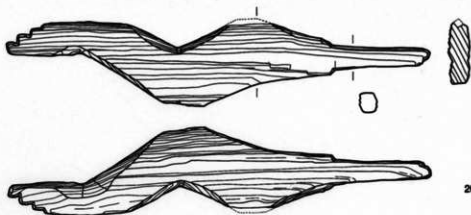
第291圖 新紀具 器物形 5 (S=1/2)



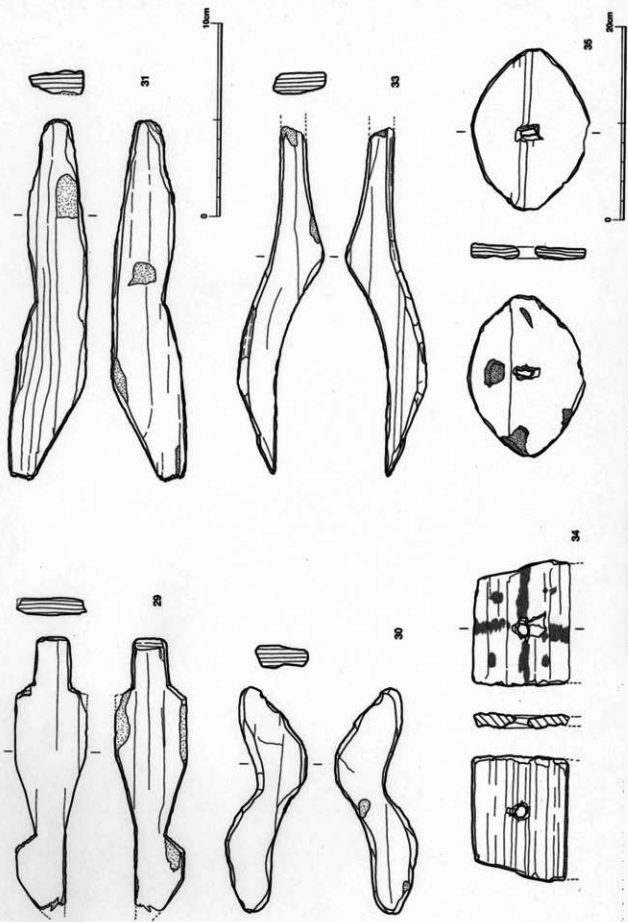
第292圖 標記具 器物形 6 (S=1/2)



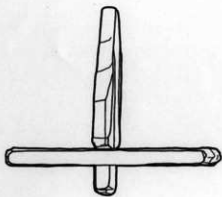
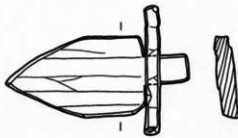
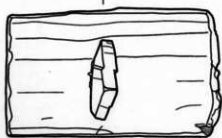
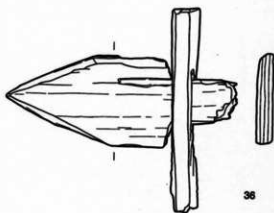
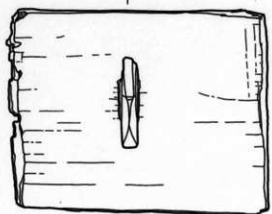
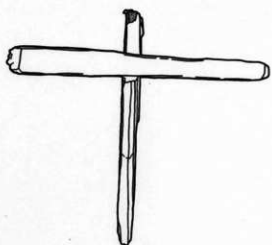
第293圖 標記具 點線形7 (S=1/2)



第294圖 祭祀具 動物形 8 (S=1/4)



新295図 磨石具 動物形9 (29~31:S=1/2, 33~35:S=1/4)



第296図 祭祀具 その他1 (S=1/2)

魚形木製品

考古資料において現時点で「魚」を絵画のモチーフとして表現しているものには、土器絵画、銅鐸絵画、板材に線刻表現されたものなどがあるが、鳥形木製品同様に動物形代としての魚形の報告は本資料が初で、類似資料は見あたらない。魚形に該当する資料は38～42までの5点で、40・42は尾鰭部分を想定して魚形としているものであるが断定はできない。39・41は尾鰭部分を先細りにしたもので、鳥形木製品同様に板蓋式と思われる。39は口・鰓・眼の表現が見られ、表面に7個穿たれた貫孔は鱗を表現したものと捉えている。41は板材を両側面から挟んだもので口や鰓等の表現が見られないことから魚形以外の形代も推測される。

38は埋積浅谷出土資料ではなく集落域における溝内資料で、溝の性格は方形周溝墓の周溝が想定されている。時期は中期中葉～後葉で集落Ⅲ期にあたる。共存資料等については遺物整理中であり、言及を避ける。なお資料の形状および彩色などについて概説するにあたり、便宜上赤と黒の2色を用いて彩色された面を表面とし、もう一方の面を裏面とする。また彩色に使われている2色の顔料については正確な分析が行われていないため本報告では「赤彩」および「黒色顔料または黒彩」の用語を用いる。38は両面に彩色された魚形で全長92.1cm、幅6.8cm、尾鰭推定幅9.0cm、厚さ1.2cmを測る。樹種はスギと同定されている。口は上顎、下顎ともに突き出す形で嘴のように長く伸び細く尖っている。両面ともに眼はその縁が浅く彫り込まれていて、表面のみ黒く塗りつぶしている。腹部中央に縦に2ヶ所、貫孔が並んでおり、胸鰭か何かの部材が組み合わされていたものと思われる。この部分にのみ赤彩・黒色顔料の塗布痕跡が見られず、組み合わせた後、彩色されていたことを示している。腹部の後方に小さな背鰭が上下に一对表現されており（片方は欠損）、尾鰭はやや大きい三日月形をしている。

彩色については、裏面は組合せ部分を除いた全面が赤彩であったが、出土時点で既にその多くを失っている。表面については出土時の状態が非常に良好で、赤彩と黒色顔料が交互に縞杉状または「く」の字状に塗布されている。また表面には眼から背鰭にかけての体表中央に、魚の背骨もしくは側線を模した幅4mm前後の一条の線が彫り込まれている。更に両面を丁寧に観察すると、顔料の剝離部分を中心に細いケガキ線で魚の肋骨が表現されていることが分かる。このケガキ線は顔料の剝離部分で明瞭に確認できることから分かるように、非常に鋭利な刃物を用いて塗布以前の前工程として施されたものである。こうした鋭利な工具を用いてのケガキ線は後述する線刻絵画資料にも見られるが、多くの場合彫り込み以前の割り付け線と考えている。しかし本資料では線刻表現ではなく彩色という方法を用いている。しかも肋骨を表現した可能性もある割り付け線は両面に施されており、仮に表面のみを観た場合でもケガキ線に沿って彩色している部分は僅かしか認められない。このケガキ線については絵画の割り付け線としての性格と魚の肋骨を表現したものと2通りの捉え方ができるが、この点について佐原真氏より「レントゲン画」との指摘を受け、国内外の多くの資料提供を受けている。佐原氏はこの後「古墳時代の絵の文法」と題した論文を『国立歴史民俗博物館研究報告第80集』に掲載している（頂いた資料の中上記論文の校正コピーも含まれていた）。今回報告にあたり再度佐原論文を読み直し、対象としているケガキ線について引用も交えて多少なりとも位置付けを行う。佐原論文によれば魚形に描かれたケガキ線が肋骨を表現したものならば本資料は「広い意味での多視点画」と捉えることができ、その中の一つの技法である「レントゲン画」ということになる。しかし、読み返すに従って疑問が出てきた。レントゲン画が「実際には目に見えない部分が見える形で表現したものであるならば、本資料のケガキ線はレントゲン画の表現ではない。本資料のケガキ線は割り付け線であっても、肋骨を表したものであっても、その上に彩色が施されることによって実際には見えな

い線となるからである。このことは資料において彩色が剥離した部分を中心にケガキ線が確認できていることから分かる。

次に両面の彩色についてであるが、彩色方法を違えることで表裏の区別をしていることについては現時点では民俗例も含めて類似資料を見出せておらず、当時の精神世界を示すものと考えている。ただし、2色を交互に彩色した面については時期的な流行もしくは佐原氏に指摘を受けた「レントゲン画」としての表現と捉えることが可能である。用いられた色については時代的な背景があることと、顔料の正確な分析が行われていないことから言及を避けるが、黒色顔料が漆ではないことは肉眼観察でも分かる。

以下、民俗例と魚の種類の特定などから推測の域は出ないが紙幅の許す限り与えられていたとされる用途（機能）について報告者の見解を付記する。

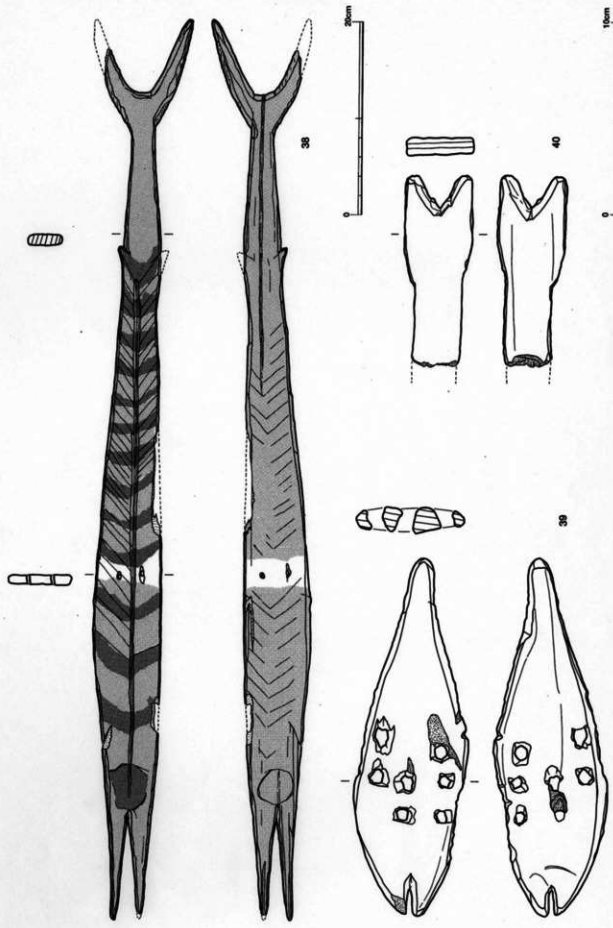
鳥越憲三郎氏の著書『稲作儀礼と首狩り』（1995、雄山閣出版）の中に中国雲南省の「倭族」翁丁（ランピン）村の事例として次の記述がある。「竹竿に木彫りの舟（ラー）と魚（ガ）とが取りつけられ、舟の両端に木彫りの鳥（スーム）が見られる。竹竿につけられた魚は天の大海原を象徴し、また神の乗り物と信じられている鳥を舟の両端に配しているのは、その舟で神が天界から降臨していることを物語るものである。」

また、魚形の尾鰭と口の上下の顎の形から魚の種類の特定を試みている。水産関係の方に資料を実見していただいた結果、表面の彩色からは似た種類の魚は特定できず、大きさや形状からアプローチすると、トビウオと似た種類で、南日本から中国南部に多く分布する「ダツ科」の「ダツ」または「テンジクダツ」が当たるといふ。ただし分布域から見ると日本海では稀な種であることが分かる。ダツと類似して日本海側でも漁が可能な種類としてサヨリ科のサヨリやカマス科のナガタチカマス、サバ科のカマスサワラなどがあげられるという。コピーを頂いた『日本産魚類大図鑑』（1984、東海大学出版会）によれば、本資料と形状が似ているテンジクダツ属の魚が照明に対して突進する性質を持っていて沖縄近海で本種の嘴によって人命が失われた例があるという。つまり話を若干飛躍させるとダツには殺傷能力があり、危険な魚といふことができる。

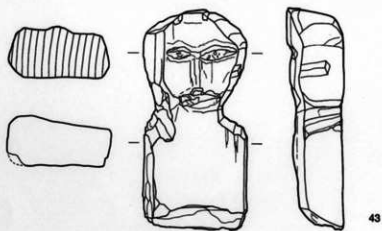
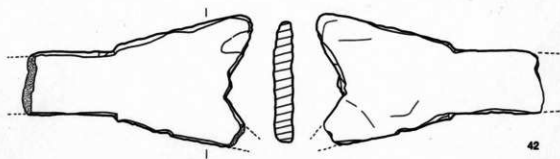
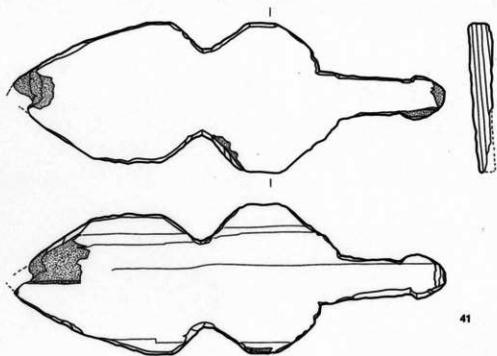


テンジクダツ『日本産魚類大図鑑』より

翁丁村の事例では魚は天の大海原を表している。また奈良県清水風遺跡の土器絵画に魚が描かれているものがあり、清水風遺跡ではその描かれた魚に対して水を象徴しているとした上で「水神」という捉え方をされていてやはり水との関係を重視していることが窺える。そして殺傷能力を持つ魚の存在、当時の人々にとって魚が一種の信仰の対象となっていたことは想像に難くない。遺跡の立地条件が埋積浅谷と潟湖に挟まれた低地であり、八日市地方遺跡の人々は当時この地における水利を占有していた可能性があることも踏まえて、本魚形は集落内での祭祀具というよりは集落を表すシンボリックな役割を果たしていたものと想像する。そして正確にはレントゲン画ではないが、彩色によりケガキ線を見えない状態としているのは、対象とする魚に対して水や神と捉えて畏敬の念を込めて本来内側に存在する骨を描いたものではないかと考えている。



第297圖 箭記具 動物形10 (38:S=1/4, 39-40:S=1/2)



第298圖 祭祀具 動物形11 (S=1/2)

人形(木偶)

43は全長11.1cm、幅5.3cm、厚さ2.6cmを測る木偶である。木偶の分類については濱修氏が「弥生時代の木偶と祭祀—中主町湯ノ部遺跡出土木偶から」【紀要第6号】(1993、滋賀県文化財保護協会)の中で形態分類と用途について考察をおこなっているため、その分類案に従って説明を行う。

濱氏の分類は、頭部・胴部・腰部・脚部からなるものをA類、頭部・胴部・腰部からなるものをB類、頭部・胴部と腰部が一体化したものをC類とし、末端部の成形形態から、先端が平らなものをI、杭状に尖らせたものをII、脚の付くものをIIIとしている。分類に従えば本資料はC-Iに該当するが、全長が11.1cmと非常に小型であり、末端部の形状が加工によるものなのか欠損によるものなのか判断ができず、仮に欠損と断定したならば現状では分類不可能の資料となる。用途については濱氏をはじめとして各氏が祭祀場(祭場)での祖霊神(像)としての用法について記しているが、本資料は埋積浅谷よりの出土であることを考慮して用途・機能については言及を避けることとする。

本資料の樹種はクロベで、側面から見ると厚さはほぼ一様で、背面は平坦である。頭頂部は角を落としただけで未調整のままである。頭部側面には耳を表したと思われる削り込みが見られるが、正に耳を表現したものと断言できない。顔面には目、口が彫り込まれ、両目の下を窪ませて鼻も表現されている。目は切れ目、その中には深く突かれた一点があり、おそらく眼珠を表したものと思われる。

剣形木製品(武器形木製品)

祭祀具の武器形に分類した資料は、44～78までの35点で、そのうち61～78までの18点は木鏃で(64は不明品)、「木器集成原始編」では武器・馬具に分類されている資料である。また102は戈の装着が想定される柄であり、戈形木製品(58)と同じ項目で特徴等の提示を行う。

44～60は剣形(武器形、58は後述する)に該当する資料で、部分名称については武器形青銅製品のそれに従う。44・45・46はいずれも柄と身を固定するために穿たれた穿の部分で欠損している。完存の場合は剣形または戈形に分類可能な資料である。44は両面共に平坦に加工されたもので、脊や樋の表現は見られない。45・46はいずれも加工が丁寧で、鋒は丸みをおびている。45は一方の面がやや丸みを持ちもう一方の面は平坦に仕上げられている。46は断面菱形で鑄を表現しているものと思われる。47は長さ39.0cm、幅6.1cm、厚さ1.9cmを測る。両面共に板目材の木取りを利用して身の中央に脊が作り出されている。刃部(両側面)下半には浅く抉られた刳方が表現され、撫で肩の関を経て茎に至る。断面形は菱形を呈する。49は細形銅剣を模倣した可能性を窺わせる形状で全長31.6cmを測る。関の斜め上方に直径約4mmの円形の孔(穿)が二ヶ所穿たれている。形状は板材に抉りを入れて茎、刳方などを作り出していることから、脊や樋の表現は見られない。身の両端部は刃を表現したものであろうか面取りされており、鋒は僅かに欠損しているものの鋭く尖っている。48・51・52はいずれも身の下端より茎が延びているもので、加工はやや粗い。また比定される時期についても本遺跡集落Ⅰ期(中期前葉)にあたる。50は全長46.7cmを測る大型品で、関部が丸みを帯び、刳方を表現したものであろうか身中央下半の両側が浅く抉られている。扁平な板材を加工しているため、脊や樋の表現は見られない。53は全長21.4cmの小型品で茎の先端が屈曲するように加工されていることから銅矛の耳を想定したものかもしれない。54・55・56はいずれも欠損品である。57は全長48.2cm、幅5.5cm、厚さ0.8cmを測る。身の両面に黒色顔料を用いて6条の横線が描かれ、鋒は塗りつぶされている(裏面はほとんどの彩色が失われている)。彩色の方法から西日本で出土している文様を持つ銅矛(身部分の研ぐ方向を変えることにより表面を矢羽根状に仕上げたもの)を模した可能性を想定できる。形状は関の端部に丸みを持たせて、茎は作り出されたままの状態である。59は全長37.8cm、幅2.8cm、握り径2.0cmを測る。樹種はイヌガヤで心持材を加工して身から柄まで

一木で作り出されている。柄頭・柄間・柄縁が明瞭に表現されており、身と把の間には5cm以上に及んで茎（または剣方）が表現されている。身は全体にやや湾曲し、反っている。また両側面は薄く刃を表現し、鋒は丸くヘラ状に仕上げられている。なお武器形木製品として分類した本資料は、「木器集成原始編」補遺で取り上げられている団扇の要の可能性もある。60は武器形木製品で、一方の端部を欠損していることと類似資料が見あたらないことにより全体形状の把握には至っていない。残存長12.9cm、幅1.6cm、厚さ0.6cmを測る小型品であるが表面は非常に丁寧に加工されている。中央部は両側面から挟りが入り、先端は鋭く尖っている。また一方の面中央に縦1条の樋が通っている。

上記剣形木製品の殆どは樹種がスギと同定されていて、一部イヌガヤ、クロベ、ヤマグワが混じる。スギの占める割合が高いのは鳥形木製品と同じ傾向を示しているが、クロベが1点(56)と低比率であることは鳥形の用材選択とは異なっていることを示している。またイヌガヤが含まれることについては、材質的に堅木であることから祭祀具とは異なった用途が付与されていた可能性がある。

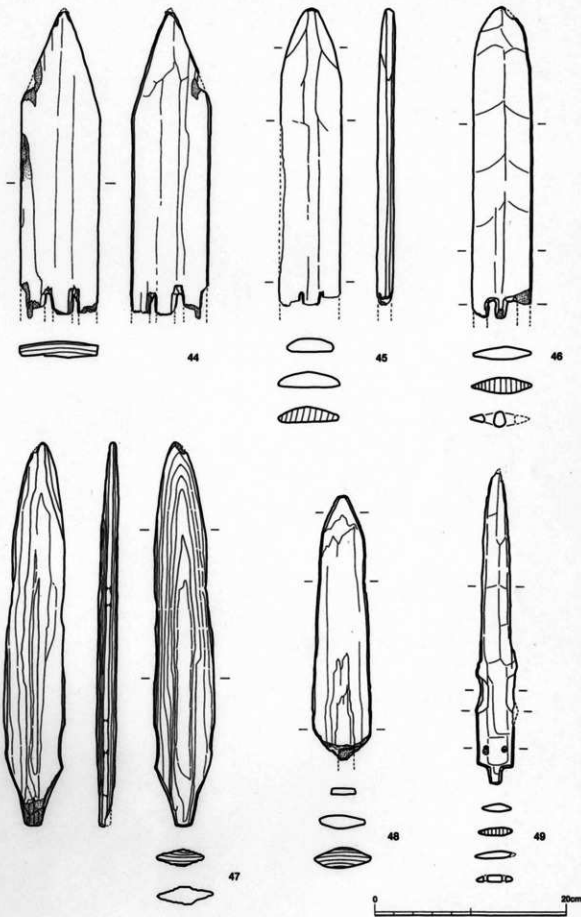
戈形木製品・戈の柄

58は完存の戈形木製品で全長27.3cm、幅4.2cm、厚さ0.5cmを測る。板材を加工したものであり、鑿、脊の加工は見られない。装着される柄に沿って本来は上下に延びる胡の表現は見られず、角が取れている。また柄の中に差し込むための突出部（内）は長さ1.3cmを測り、鋒はやや丸く尖ってはいない。柄と身を固定するための穿が身の長軸に対して斜めに2箇所穿たれている。

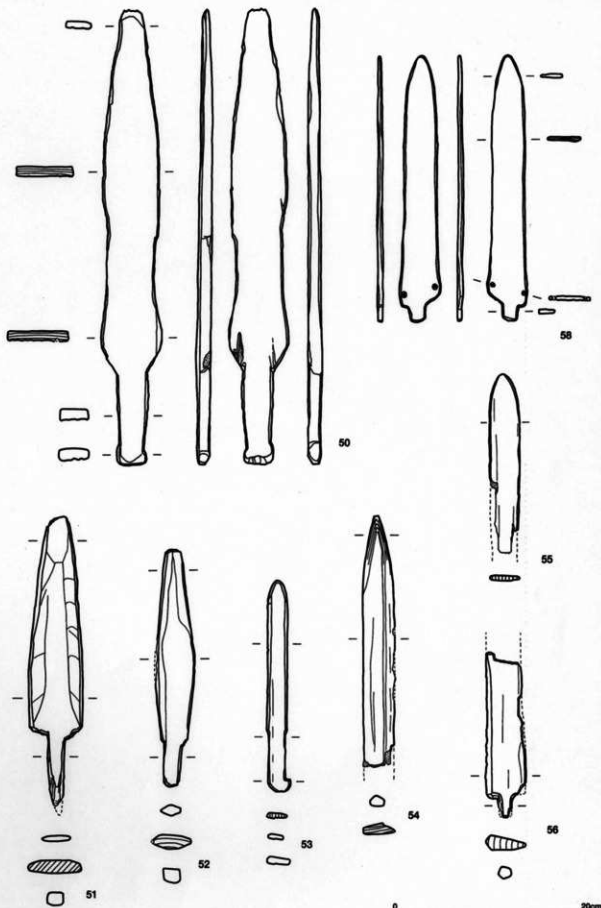
102は武器形または武器としての戈の装着が想定される柄である。全長68.0cm、握り部径2.6×1.8cmを測り、武器形としては大型の資料となる。全国的には大阪府鬼鹿川遺跡、滋賀県下之郷遺跡、岡山県南方遺跡、愛知県朝日遺跡の4遺跡で戈の柄が報告されており、それらと比較すると長さや装着孔の位置、先端部が屈曲することなど類似箇所が認められる。なお戈の柄については土器絵画や中国の青銅器資料をもとに深澤芳樹氏が「戈を持つ人」『みずほ24』（1998）の中にその使用方法等について論じており、本報告においても参考とさせて頂いた。以下、本資料の各部の形状について概説するが、説明にあたり上端を屈曲部、側面に穿たれた孔を装着孔、下方を握り部と呼称する。上端は装着孔に対して反対方向に屈曲しており、先端部は僅かに欠損しているもの尖らせてはいない。屈曲部から装着部にかけての内側は上下を削り込み刃を付けたように加工されている（両面とも刃部との境に明瞭な稜を持つ）。装着孔は幅1.8cm、深さ1.8cmを測るが、孔の上下に溝が切られており、この部分に戈の胡が組み合うものと思われる。ただし戈の装着を示す緊縛痕や接着効果を高める付着物は認められない。この装着孔部分で幅4.2cm、厚さ2.4cmを測り、徐々に幅を減じていき握り部に至る。握り部先端は長さ2.9cmにわたり滑り止め兼用の装飾が見られるが、この部分の形状に対しては深澤氏より別材装着の可能性を指摘されている。

木鏃

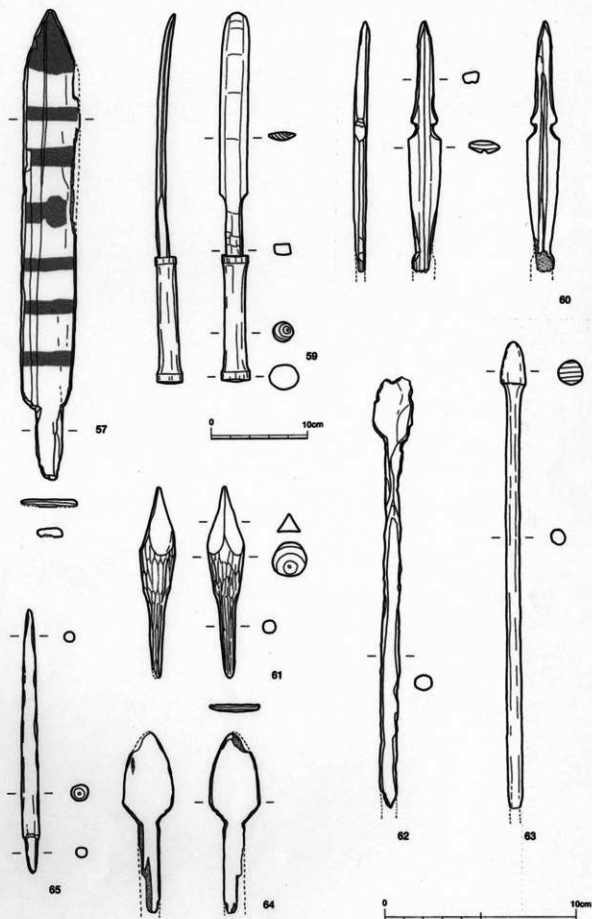
本報告では石鏃を武器または狩猟用と捉えて、木製品である木鏃については実用品としての効果（威力）が定かではないことから祭祀具としている。64は資料的に不明点が多く木鏃するには難しく武器形としている。よって61～78までの17点について説明を行う。木鏃は身と茎よりなり、主に身の形態により三稜鏃、細身鏃、栓状鏃、扁平鏃に分けられる。出土した殆どの資料が細身鏃に分類されるが、身と茎の区別が明瞭でないものもある。それらについては漁労具のヤスと報告すべきであるが加工が粗いことと長さが15cm前後と他の資料と共通することから木鏃として捉えている。61は長さ9.7cm、身の断面形が三角形を呈する三稜鏃である。62は扁平鏃と思われるが残存状態が非常に悪い資料である。63・78は矢尻と矢柄を一本で作りに出したもので、63は精品で刃材を加工して製作されている。78は表面の加工が粗く、矢柄がやや屈曲するなど未成品と捉えている。



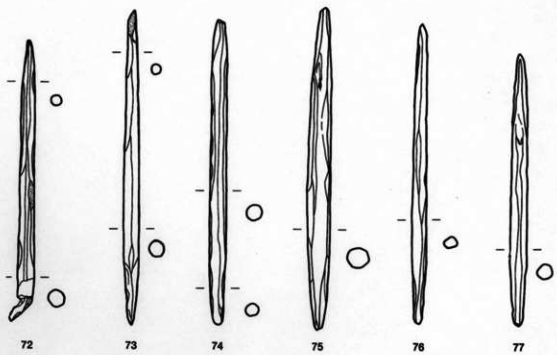
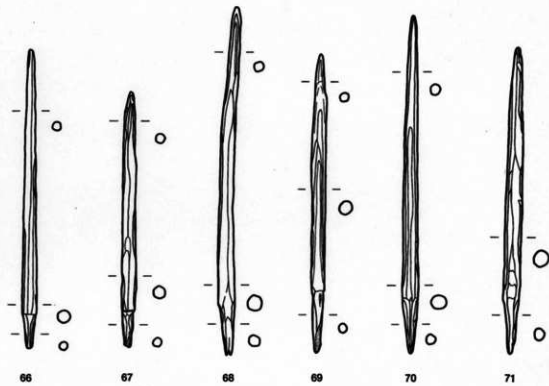
第299圖 祭祀具 武器形1 (S=1/4)



第300圖 祭祀具 武器形2 (S=1/4)



第301图 祭祀具 武器形3 (57·59:S=1/4, 60~65:S=1/2)



第302圖 祭祀具 武器形 4 (S=1/2)

舟形

舟形に該当する資料には祭祀具としての「舟形木製品」と容器としての「舟形容器」があるが、本報告にあたっては用途には言及しないことを前提として両者を区別することはせず、祭祀具「舟形木製品」として捉えた上で特徴の提示を行うこととする。なお舟形の分類については久保寿一郎氏が「日本古代の船舶資料—舟形模造品資料集成—」[九州考古学 61] (1987) の中で提示された案に従うものとする。久保氏は舟形木製品の分類にあたって、全体的な形状を主観点とした分類案と、平面観・側面観をによる形態分類の2案を提示している。案1は立体舟形(A類)と板状舟形(B類)に大別し、A類は更に内部を削り抜くもの(A1)、欠き込み・削り・溝等により内部を表現するもの(A2)、内部を加工しないもの(A3)に細分している。同じくB類は平面観を呈するもの(B1)と、側面観を呈するもの(B2)に分かれている。案2では船首・尾の形状を平面観・側面観を重視して分類している。以下、本資料の分類に際して案2の内容を必要に応じて提示していく。

今回報告するにあたり本遺跡出土舟形木製品は79~91の全13点と第7節容器・食具の中に掲載した25がある。本節においては上記の13点を対象とする。案1に従えば全点A1類の立体舟形で内部を削り抜いたものに該当する。しかし本資料は大きさ・形状が多様にわたり全点同一分類ではないことが分かる。案2の分類を引用すると平面形では船首・尾を鋭角に尖らせるもの(A1)、船首・船の幅を狭くしながら、端部を隅丸形状につくるもの(A2)、箱形を呈するもの(A3)に分類することができ、A1には80・91が該当する。A2には79・88の2点、A3は81・82・83・84・86・87・89・90の8点が当てはまる。85は船首・尾を欠損しているため正確な分類はできないがA3に該当するものと考えている。更に側面観での分類では、舷側上面が平坦なもの(イ)、船首・尾、あるいは船首のみが反りあがるもの(ロ)、舷側上面は平坦であるが、船首・尾を高く作り出すもの(ハ)に分けられ、80は上面を欠損しているため分類はできないが、84がハに該当するほかは、全てイに当たる。また久保氏の案では分類はされていないが全長によって10cm前後のもの、20cm前後のもの、25cm以上のものに分かれるようである。

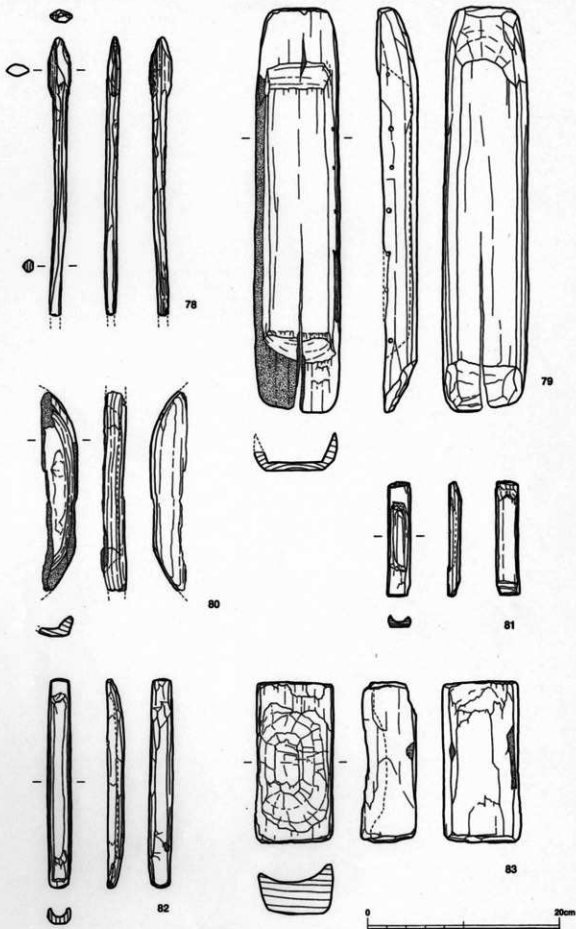
久保氏の案に従って本資料を分類したが、それぞれの分類が個々の遺物の特徴的な差異を示しているわけではないことから、上記分類と長さを考慮したものが祭祀における用途の違い、または容器としての性格を示しているものと捉えている。本資料を元に時期的な変化を辿ってみると、86・87・89といった平面形が箱形の資料が比較的古い時期(中期前葉)に相当し、船首・尾が鋭角のものが主として(一部隅丸形状のものも含まれるが)中期後葉に比定されるようである。寸法の差異は用途との関連を重視していることによるが、サイズと時期的な関係は見出せなかった。

舟形木製品の特徴の一つとして舷側に側面から貫孔を穿ったものがあるが、本資料においても79には7箇所、84に1箇所の貫通孔が認められる。推進具である櫂の残片が残存している資料は確認できていない。また88は船首部分に上下から1孔穿たれているが貫通には至っていない。91は裏側外面に幅1.0cmの彫り込みを二条加工したもので、容器・食具に掲載した25の資料と同様の用途が想定される。樹種についてはスギ、サワラといった針葉樹が主に用いられていて、容器で主となるヤマブキ、ケヤキは同定されておらず、この点からも舟形容器と食器としての容器の違いが分かる。

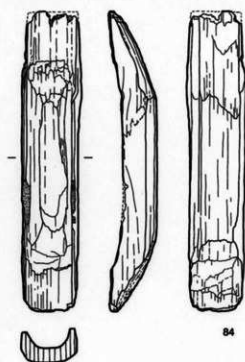
線刻板

板材、角材を問わず表面に絵画または文様を線刻表現(陽刻・陰刻、鋭利な刃物によるケガキ割付線)されたものを「線刻板」として一括し、個々の遺物について特徴の提示を行う。資料は92~101まで全10点確認しているが、100・101については別項目を立てて後述する。

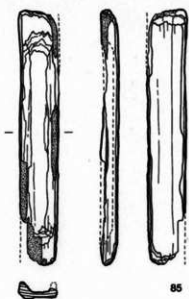
92は「人物意匠陽刻板」として各種刊行図書に掲載してきた資料である。縦6.8cm、横20.7cm、



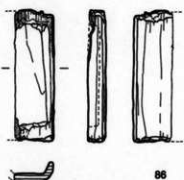
第303图 祭祀具 武器形5・舟形1 (S=1/4)



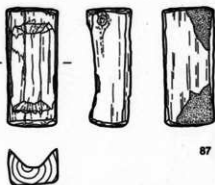
84



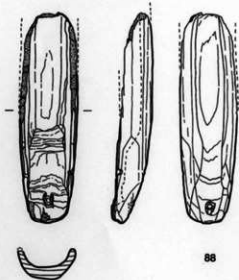
85



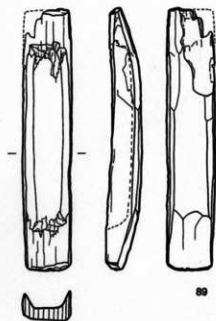
86



87



88

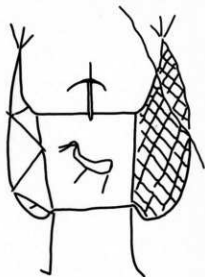


89



第304图 祭祀具 舟形 2 (S=1/4)

厚さ 0.9cm を測る板材で、上下は欠損している。形状は台形状でやや傾斜した両短辺に各 3 孔が穿たれており、同様の板材を紐で緊縛し箱状のものとして使っていた可能性が高い。ただし孔の穿たれている位置や裏面に未貫通の孔が数カ所あることなど不明な点も多い。絵画表現として右側に人物が陽刻表現されている。人物は頭部先端を欠損しているが顔はやや菱形で頸が長い。胸部が腕と同じ幅で細く表現されているため肩幅から腕が下がっているようにも見えるが、屈曲部は肘を表現している可能性もある。足の先端を欠損しているため現状では非常に短足で、バランスが悪い。性器や性別を示すものは表現されていない。また板材の中央に配されている線刻（陰刻）表現についても人物と推測される。この表現と類似した資料が奈良県清水風遺跡で出土している弥生時代の土器絵画に見られる。「鳥装の人物像」と言われているもので、そこに描かれた人物は両腕を高く差し上げている。更に人物が身につけている衣服の両袖は大きく袋状になっていて、右袖には鋸歯文、左袖には斜格子文が描かれている。本資料についても人物であると仮定したならば、中央上端にある三角形の部分が顔で、両腕を上方に挙げている様子と捉えることができる。また左側の弧状の表現が土器絵画における袖の表現と見るならば、清水風遺跡同様に鳥装の人物が腕（羽根）を挙げた（広げた）状態をひだ状に表現したものと解釈することができる。



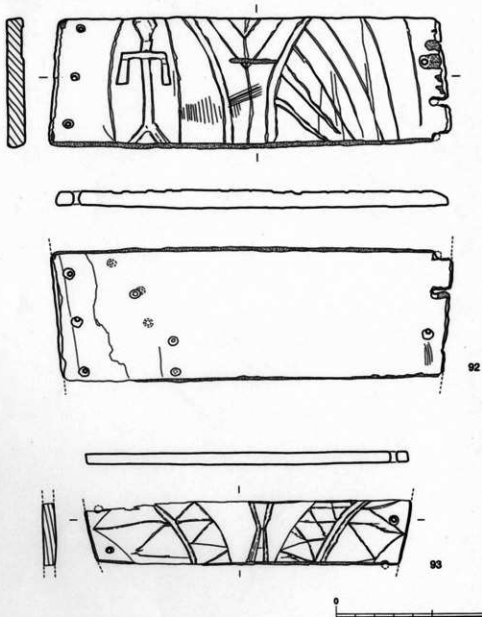
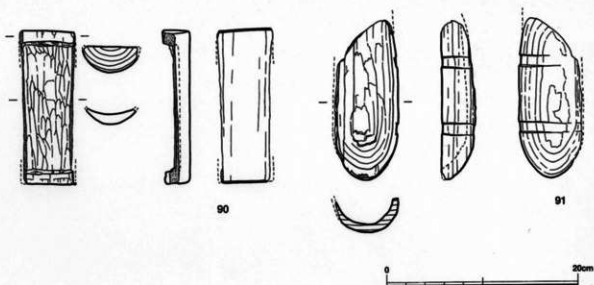
清水風遺跡出土
「土器絵画」

93・94 についても 92 と同様の絵画表現が観られる。93 の絵画表現は 92 と酷似し、中央の線刻表現を両腕を挙げた人物と捉えたと、その両脇には二重に鋸歯文が表現されていることになる。これは前記した清水風遺跡の土器絵画で一方の袖に表現されたものと同様の表現である。また本資料にも短辺に沿って 2 孔づつ穿たれているが左右の孔の位置が異なることから箱状を呈するかどうかは疑問が残る。94 は大部分を欠損しているが、中心より左に放射状に線刻表現が見られる。全体像を推測するには至らないが、92 と同様に衣服の袖の表現と推測する。

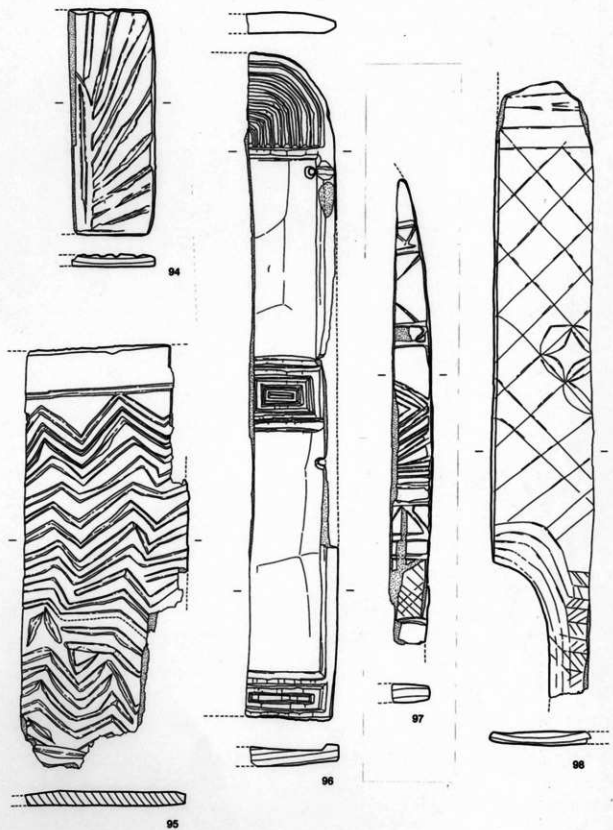
95～99 には絵画表現は見られず、いずれも何かの規則に従って文様を配置したものである。95 は残存長 21.7cm の板材で全面に山形文を表現しているが、線刻方法には規則性が見られない。96 は全長 34.2cm の板材で、一方の側面が僅かに立ち上がり、側辺に沿って二箇所の貫孔が穿たれている。文様は上段に重弧文、中段・下段には彫り方を変えた二種類の重区画文が丁寧に配置されている。二孔および重弧文を施した上部の形状から用途が特定できるかもしれない。97 は板材の細片の中央に重区画文、下端にケガキ線で斜格子文が施されている。98 は全面にわたって鋭利な刃物で割付線が配されたもので、中央に木葉文、下端に矢羽根状の文様が見える。弧状に挟まれた部分から用途が推定できるかもしれない。99 は残存長 66.7cm を測るやや大型品で、表面は境界線を入れて 3 区分されていて、上段には綾杉文、中段左には重区画文が縦に 2 個、右には縦に 3 個並ぶ。下段は全体を利用して同様の重区画文が線刻されている。

琴の天板

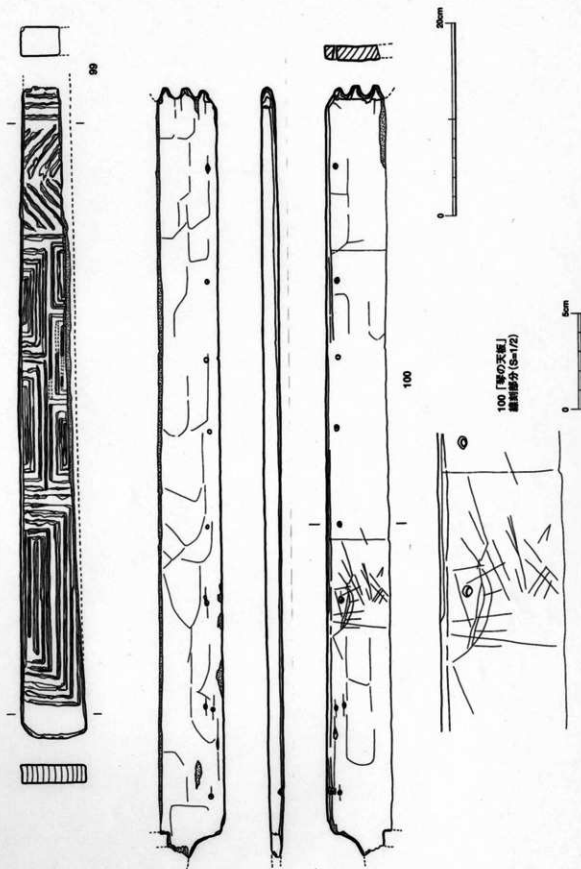
100 は琴の天板である。「木器集成原始編」の分類に従うならば楽器の項目を設けて説明を行うべき資料であるが、表面に「舟」とそれを漕ぐ道具である「櫂」が線刻表現されていることから本報告では祭祀具の線刻板として分類・報告する。琴の形態には板作りのもの（Ⅰ類）と、天板の下に箱状の共鳴槽を組み合わせた槽作りのもの（Ⅱ類）がある。板作りの琴は縄文時代から存在し、琴尾部分の



第305図 祭祀具 舟形3・線刻板1 (90・91:S=1/4, 92・93:S=1/2)



第306図 祭祀具 線刻板 2 (S=1/2)



新307図 新記具 線削板 3・その他 2 (S=1/4)

弦を受ける突起（櫛形）の本数が少なく、小型で幅もやや狭い（「筧状木製品」として報告されている例もある）。これに対して槽作りの琴の出土は弥生時代中期後半までさかのぼることができ全体に長大で幅の広いものが多く、突起の数では4～6本のものが多く確認されている。

報告資料は全長78.5cm（残存）、幅6.6cm（残存）を測る槽作りの琴の天板である。樹種はスギと同定されている。全体を通して幅に大差は見られず、完存品であったとしても琴頭の中央が突出しているのみで胴部及び琴尾部分は長方形を呈していたと推測できる。琴尾部分には長さ1cm前後の弦を受ける三本の突起（櫛形）が作り出され、天板の長辺端部1～2cmのところには10箇所の木釘穴が穿たれている（一箇所は木釘が残存）。琴頭が完存していないため、集弦孔の有無または琴頭での弦の受け方が不明瞭であるが、天板のくびれ部分に並んで集弦孔の可能性のある方孔が一部残存している。この孔が集弦孔であるならば、完存での幅は15cm程度となり、櫛形突起は6本と推測される。天板は丁寧に仕上げられ、加工痕は僅かに認められる程度であるが、表面には鋭利な刃物を使い舟と櫂が線刻されている。描かれている舟の全長は約6.4cmで、そこから6本の櫂が外に向けて放射状に飛び出し、水上を漕ぐ様子が表現されている。舟の周辺には一部不明な線が引かれているが人物の表現は見当たらない。また表面全体を観察すると3本の直線が同様の工具で長軸に直交するように引かれていることが分かる。線の間隔に規則性は認められないが、製作段階での割付線または琴柱の設置箇所に関係した線の可能性が考えられるが、断定はできない。

矢羽根状木製品

101の資料は用途が不明瞭であるが遺物の形状が矢羽根に類似し、矢を弦につがえる部分（筧）が表現されていること、表面に矢羽根状の線刻表現が施されていることから上記の名称を便宜上冠している。全長39.0cm、幅9.3cm、厚さ1.1cmを測る。本報告での説明上、資料の表・裏については、矢羽根状の線刻表現が施された面を表、鋸歯状の線刻が施された面を裏とする。表面は中段より上方に引かれた幅5mm前後の横線を境に上下に区分されている。この横線を境に上段には鋸歯文と横W形の表現が見られ、下段には矢羽根状の線刻が施されている。更に表面を丁寧に観察すると線刻の間隔から弧状のケガキ線が規則的に表現されている。しかも非常に細い鋭利な工具により施されている。更に観察を続けると矢羽根状の線刻とやや似た角度で、斜線が中央でクロスするように引かれている。この重複関係から表面には少なくとも3種（3段階）の線刻表現が施されていることが分かる。

裏面は鋸歯状の文様が全面に施され、先端に向かって幅が減っていくのに従い鋸歯文を表す二等辺三角形も小さくなっていく。表現されている全ての二等辺三角形の底辺中央には深い挟りがあり、この挟りを利用して紐掛けを行ったと仮定すると、鋸歯文を構成する二辺が全てクロスするようになっていて、計算された文様配置であることがよく分かる。更に幅1.3cmの影り込みが筧部分の延長で縦に一条通り、その底面は面取りされて丸い凸状に加工されている。

上述したとおり本資料の線刻表現には先後関係があり、図版に提示したとおりA～Cの3段階に分かれる。先にふれた上下を分ける横線がどの段階で彫られたものかは特定できないが、A段階では、片面のみの線刻で形状は恐らく大型の剣形木製品のものであったと考えている。表面には弧状のケガキ線が施される。現状では紋様の谷間に当たった部分を中心をはずれて左側に寄っていることから、当初は復元ライン以上の幅の広い材が用いられていた可能性がある。横線の上方に一本と下方に二本、幅の広い弧線が彫り込まれているが、間隔が共通していないこともあり解明には至っていない。

B段階では、全体の形状が変化し表裏に線刻が施される。裏面のB-1、表面のB-2と順を追って線刻されたものと観ている。B-1での鋸歯文が上端まで施されていたと仮定して想定線を加えてあるが、下端においては鋸歯文を構成する一辺が材（長軸）に直交しており以下に同様の鋸歯文を繰

り返し配したかどうか判断できないため空白とした。側面からの挟りはこの段階のもので、この挟りに一部対応してB-2表面のケガキ線が引かれる。また中央を縦に走る彫り込みについてもこの段階のものかどうかは判断できない。

B-2段階は表面のケガキ線を表すが、裏面の鋸歯文とは引き方は似ているものの一見して鋸歯文を想定した割付線ではないことが分かる。ケガキ線は挟り部分と挟り部分またはその付近を結んでいて、結果的に深くは彫られていないが、別の文様構成が割り付けられていたことが観察できる。またこの段階のケガキ線が管部分の表面にクロスする形で残存しており、このことからB-2段階でも依然として長大な形状を維持していてC段階の矢羽根状には加工されていないことが分かる。

C段階ではB-2でのケガキ割付線を無視した形で表面に矢羽根状の線刻が施され、下方の形状を矢羽根状とし、弦につがえる管部分を作り出している。管の延長部分は、表面では緩いV字に彫り込み、裏面は溝状に彫り込まれた底部を丸い凸状に加工し、矢柄の丸みを表現している。また表面の横線上方に施された鋸歯文および横W形の線刻はC段階のもので、これらが果たして文様であるのか、何かの形状をデフォルメさせた絵画であるのか判断はできていない。

本資料は段階を経て形状を変化させており、その点では転用品という捉え方も可能かもしれない。

尚、本資料の線刻およびケガキ線の先後関係については、奈良文化財研究所の深澤芳樹氏にご教示頂きながら遺物観察を行ったことを記しておく。

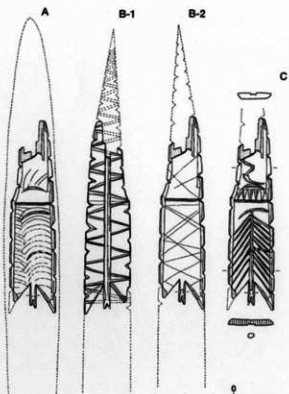
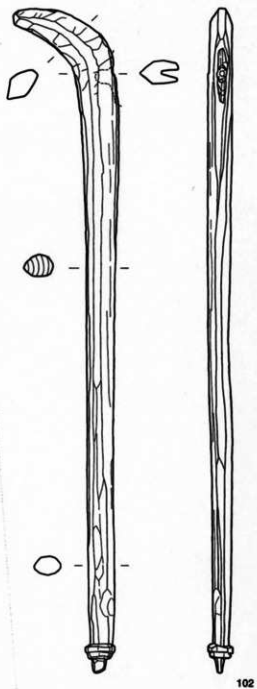
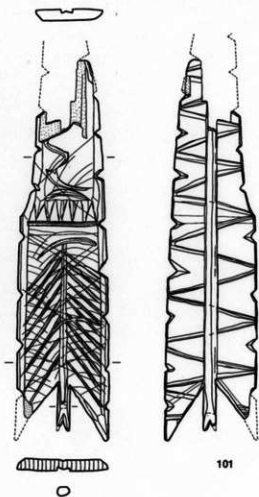
その他

祭祀具のその他に該当する資料は103～109までの7点である。このうちの103～105の3点は水野正好氏が「楽器の世界」『弥生文化の研究8』に書かれている「ささら」に当たるもので、「木器集成原始編」にも若干の記述が認められる。近年では木川正夫氏が「刻骨と鋸歯状木製品に関する比較考察」(平成10年度愛知県埋蔵文化財センター年報)で資料集成を行なっている。今回報告するに当たり、遺物名については現状では用途に言及できないことからその形状を名称に用いることとし、木川氏の報告にもある鋸歯状木製品とした。103は完存品で、全長84.7cmを測る。ほぼ中央に上下二方向から挟りを入れて握り部と擦り部(擦りささらを想定した場合の部分名称を適用)とを区別している。刻みは擦り部先端より13.7cmの範囲で上下に施され、厚さ0.8cm(握り部1.7cm)と非常に薄く加工されている。

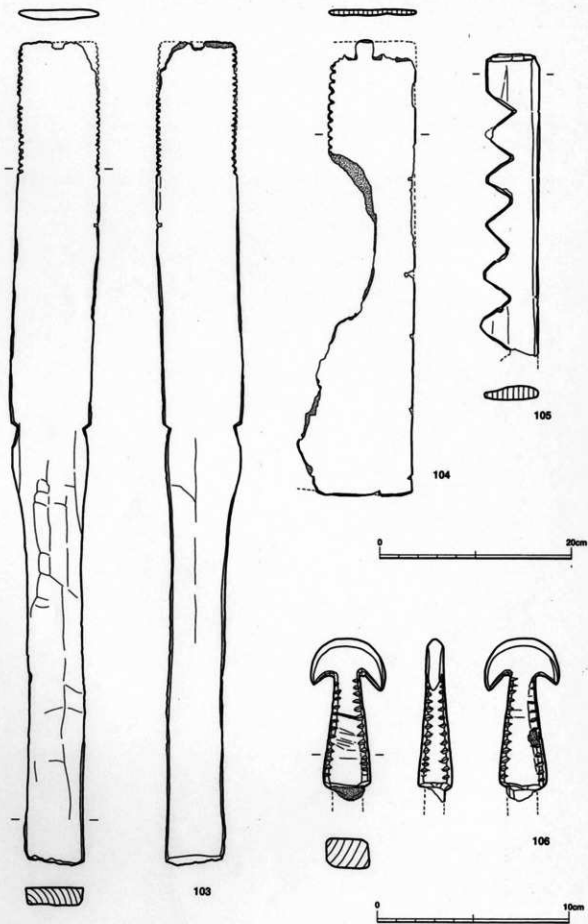
104は更に薄く加工されたもので、厚さ0.4cmを測り、刻みは一方の端部にのみ見られる。中央部分の大半を欠損しており全体形状を把握することはできない。105について当初は横鋸として捉えていたが着柄孔が見あたらないことと幅が5.6cmと狭く柄孔の加工が難しいことから鋸歯状木製品に分類している。

106は残存長8.3cmの小型品で、下部の作り出し部分(幅2.4cm、厚さ1.7cm)で欠損している。両面の側面端部にほぼ2mm間隔で刻みが施され、先端の傘形の作り出しに至っている。36・37資料と同様で方形の板材に差し込んで使用したものと推測するが、加工が非常に丁寧であることから威儀具の裝飾部材とも考えられる。109は粗い加工品で、先端の作り出し部分を36・37資料と同様の方形板に差し込んで使用したものと考えている。108は両先端を尖らせ中央に一孔穿ったものである。

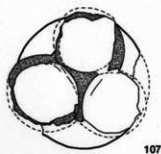
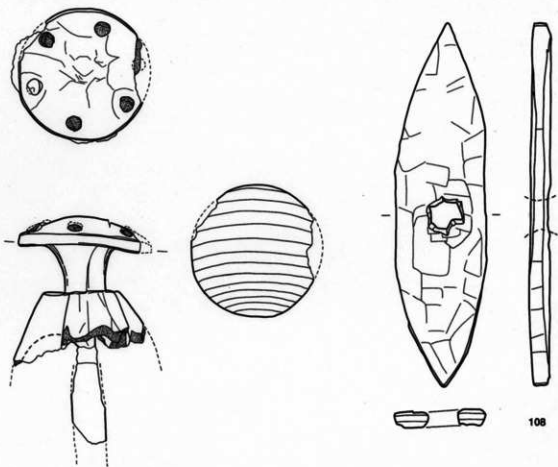
107は残存長11.7cmを測る小型品で、上部は傘状に広がり、表面には6個の円形浮紋(1箇所のみ完存、その他は痕跡のみ)を加工により削り出している。下部は中心から横三方向に一端広がり、更に下方へ放射状に広がる。内側はロケットのエンジン噴射口状で円形に3箇所彫り込まれている。中心は面を削がれた三角柱状で更に下方に伸びる。図版は傘状に加工された部分を上部として掲載したが、上下関係を示す根拠材料についても持ち合わせていない状況である。



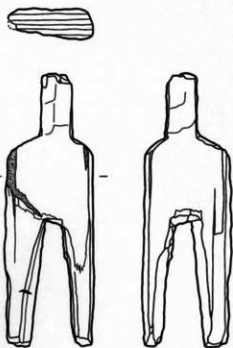
第308図 祭祀具 線刻板4・その他3 (S=1/4)



第309図 祭祀具 その他4 (103~105:S=1/4, 106:S=1/2)



107



109



第310図 祭祀具 その他5 (S=1/2)

探 採 具 類 表 (注 意 の () 内 は 規 格 値)

採 採 具 類 号	形 状	分 類 1	分 類 2	分 類	形 状	寸 法 (mm)			出 土 地 点	グ リ ッ プ	層 位	水 取 り	備 考	備 考
						長	幅	厚						
1	動物形	鳥形			3Ab	9.7	3.2	1.0	13	D-5	v~vi	掘削材	スズ	
2	動物形	鳥形			(3)a	(10.4)	3.5	1.5	2.6	F-3	x i	刃材	スズ	
3	動物形	鳥形			3Ab	13.4	4.3	1.6	1.2	25-63		掘削材	クロベ	
4	動物形	鳥形			3Ab	13.8	3.4	1.4	2.6	E-2	x~x ii	掘削材	クロベ	
5	動物形	鳥形			3Ab	12.9	3.7	0.8	1.3	B-6	vi~x	掘削材	スズ	
6	動物形	鳥形			(3)	(12.5)	4.5	0.8	1.3	B-6	vi~x	掘削材	スズ	
7	動物形	鳥形			3Ab	15.2	3.7	1.0	田次	A-18		掘削材	スズ	
8	動物形	鳥形			3Ab	22.9	5.5	1.4	2.6	F-5	x i	掘削材	スズ	
9	動物形	鳥形			3Bb	20.9	4.3	1.7	2.6	D-2	ix~x ii	掘削材	スズ	
10	動物形	鳥形			3Bb	18.0	4.4	1.8	2.6	F-3	vi~ix	掘削材	スズ	
11	動物形	鳥形			3Ab	(12.1)	6.3	1.6	1.3	B-6	vi~x	掘削材	クロベ	
12	動物形	鳥形			3Bb	16.6	4.4	1.4	1.3	C-5	vi~ix	掘削材	スズ	
13	動物形	鳥形			3Ab	(17.2)	4.0	1.5	2.6	F-5	x	刃材	スズ	
14	動物形	鳥形			1Bb	12.7	3.5	1.0	2.6	F-3	x i	刃材	スズ	
15	動物形	鳥形			3Bb	21.0	3.2	1.1	1.3	D-5	v~vi	本底層材	スズ	
16	動物形	鳥形			1Bb	(14.3)	5.6	1.3	2.6	E-3	x i	掘削材	クロベ	
17	動物形	鳥形			3Bb	16.3	3.9	1.1	1.3	B-6	vi~x	掘削材	クロベ	
18	動物形	鳥形			(3)	(13.9)	4.0	0.9	1.3	B~D-6		本底層材	クロベ	
19	動物形	鳥形			2Bb	19.9	6.4	4.7	2.6	G-14	v~vi	刃材	クロベ	
20	動物形	鳥形			3Ab	43.8	7.0	2.2	1.3	B-4	vi~x	刃材	スズ	
21	動物形	鳥形	邊込層有		3Ab	16.9	5.1	1.3	2.6	F-3	x~x i	掘削材	スズ	
22	有孔版					11.2	1.8	1.6				掘削材	スズ	
22	動物形	鳥形	邊込層有		3Ab	14.0	4.6	1.2	2.6	F-3	x~x i	掘削材	スズ	
23	有孔版					11.0	1.2	1.4				掘削材	クロベ	
23	動物形	鳥形			3Ab	23.9	7.4	1.5	2.6	F-11	v~vi	流れ層材	スズ	
24	動物形	鳥形			1Bb	11.6	4.0	0.8	2.6	G-13	vi	掘削材	クロベ	
25	動物形	鳥形			1Ba	42.5	6.5	6.7	2.6	D-6	v~vi	刃材	ヤマグワ	
26	動物形	鳥形			3Ab	(16.0)	4.3	1.0	2.6	F-3	v~ix	掘削材	クロベ	
27	動物形	鳥形			3Bb	12.2	2.8	1.0	2.6	F-7	vi~v	刃材	スズ	
28	動物形	鳥形			3Aa	23.5	5.5	2.2	2.6	C-13	v	掘削材	クロベ	
29	動物形	鳥形			3Ab	(14.0)	3.6	0.9	1.2	26-61	ix	掘削材	スズ	
30	動物形	鳥形			1Bb	11.4	2.9	1.1	2.6		vi	掘削材	スズ	
31	動物形	鳥形			1Bb	18.4	3.6	1.2	1.1	L-7		掘削材	スズ	
32	動物形	鳥形			3Bb	37.1	5.6	1.4	1.2	30-55	vi	掘削材	スズ	
33	動物形	鳥形			1Bb	(35.6)	5.3	2.0	1.1	M-5		掘削材	スズ	
34	有孔版					12.6	(10.0)	1.4	1.3	B-6	vi~x	流れ層材		
35	有孔版					16.5	12.1	1.2	1.3	B-6	vi~x	掘削材	スズ	
36	矢羽標形					11.9	4.5	0.8	1.3	B-11		掘削材	サワラ	
36	有孔版					10.4	13.1	1.0				掘削材	サワラ	
37	矢羽標形					9.4	4.1	0.9	1.3	C-8	v	流れ層材	スズ	
37	有孔版					6.4	10.9	0.7				掘削材	スズ	
38	動物形	鳥形				92.1	(8.7)	1.2	1.1	M-11		本底層材	スズ	
39	動物形	鳥形				18.1	5.5	1.2	1.7	F-9		掘削材	スズ	SD-12
40	動物形	鳥形?				(9.8)	3.4	0.9	1.3	B-6	vi~x	掘削材	スズ	
41	動物形	鳥形?				(22.1)	7.6	1.1	1.3	B-6	vi~x	掘削材	スズ	
42	動物形	鳥形?				(11.7)	(6.7)	0.9	2.6	E-3	vi~x	本底層材	スズ	
43	動物形	人形	本底			11.1	5.3	2.6	2.6	E-3	vi~x	本底層材	クロベ	
44	武器形	剣形				(31.5)	7.9	1.5	2.6	E-2	vi~ix	掘削材	スズ	
45	武器形	剣形				(30.5)	6.2	1.4	2.6	D-3	v~x i	本底層材	ひのこ装	
46	武器形	剣形				(32.0)	6.0	1.5	2.6	F-6	ix~x	本底層材	スズ	
47	武器形	剣形				39.0	6.1	1.9	1.3	D-2	ix~x ii	掘削材	スズ	
48	武器形	剣形				(26.7)	5.9	1.9	2.6	F-5	x i	掘削材	ヤマグワ	
49	武器形	剣形				(31.6)	4.2	0.7	2.6	E-7	vi	本底層材	スズ	
50	武器形	剣形				46.7	8.1	1.2	2.6	E-4	v~vi	掘削材	スズ	
51	武器形	剣形				(29.4)	5.4	1.2	2.6	F-5	x i	流れ層材	スズ	
52	武器形	剣形				24.1	3.9	1.3	2.6	F-5	x i	掘削材	スズ	
53	武器形	剣形				21.4	2.3	0.7	2.6	D-7a	v~vi	本底層材	スズ	
54	武器形	剣形				(25.4)	3.2	1.0	2.6	E-2, 3	vi~x	掘削材	スズ	
55	武器形	剣形				(18.3)	3.1	0.5	2.6	E-5	v~vi	本底層材	スズ	
56	武器形	剣形				(16.7)	4.1	1.4	2.6	E-5	v~vi	本底層材	クロベ	
57	武器形	剣形				48.2	5.6	0.8	2.6	C-9	vi~vi	掘削材	スズ	
58	武器形	戈形				27.3	4.2	0.5	2.6	E-5	v~vi	掘削材	スズ	彩色有り
59	武器形	武器形 (短剣?)				37.8	2.8	2.5	2.6	D-13	v~vi	心持ち材	イヌガヤ	
60	武器形	武器形				(12.9)	1.6	0.6	2.6	E-3	vi~vi	刃材	イヌガヤ	
61	本底	三枚鏢				9.7	鏢1.8		2.6	E-11	v~vi	心持ち材	マツ葉鏢管末遺蹟	
62	本底	厚平鏢				(21.9)	2.0	0.9	1.1	E-4		アツサイ鏢	SD-7a	
63	本底	後伏鏢	矢			(23.7)	鏢1.2		2.6	E-10	v	サワラ		

64	武器形			(18.3)	5.0	0.6	2.6	F-4	XI	縦目材I		
65	木造	縦身壁		13.3	縦0.6		13				モミ葺	
66	木造	縦身壁		15.3	縦0.6		2.6	G-12	VI			
67	木造	縦身壁		13.1	縦0.6		2.6	F-8	XI			
68	木造	縦身壁		17.8	縦0.8		2.6	D-8	VI~VII			
69	木造	縦身壁		15.3	縦0.7		2.6	G-8	XI			
70	木造	縦身壁		17.4	縦0.8		2.6	D-6	VI			
71	木造	縦身壁		15.7	縦0.8		1.3	B~D-11	VI~VII			
72	木造	縦身壁		14.3	縦0.8		2.6	F-8	XII			
73	木造	縦身壁		15.9	縦0.7		2.6	E-4	VI~IX			
74	木造	縦身壁		15.4	縦0.7		2.6	F-12	VI			
75	木造	縦身壁		16.3	縦1.2		1.1	M-2				SD-2a
76	木造	縦身壁		15.1	縦0.7		1.3	D-5	V~VII			
77	木造	縦身壁		13.8	縦0.8		1.3	C-5	V~VII			
78	木造	柱状壁	失	2.6	縦2.2		1.2	2.6-6.4	VI~IX			糸成肌
79	舟形		A1, A2~イ	41.6	8.4	高4.1	1.2	2.8-6.3	VI	縦目材I	スズ	
80	舟形		A1, A1-	(20.3)	(3.6)	高2.0	2.6	B-2	V~VI	縦目材I		
81	舟形		A1, A3~イ	11.6	2.2	高1.1	2.6	F-10	VI	縦目材I	スズ	
82	舟形		A1, A3~イ	21.2	2.2	高1.5	2.6	D-2	V~VII	本葎目材	サウラ	
83	舟形		A1, A3~イ	16.3	2.9	高3.5	2.6	D-4	V~VII	縦目材I		
84	舟形		A1, A3~ハ	30.7	5.9	高3.5	1.2	3.0-5.5	VI	本葎目材	サウラ	SD-1
85	舟形		A1, -イ	(2.6.1)	3.9	高1.7	2.6	F-6	XI	縦目材I	スズ	
86	舟形		A1, A3~イ	10.5	4.0	高1.7	2.6	F-6	XI	縦目材I	スズ	
87	舟形		A1, A3~イ	12.1	5.2	高4.4	2.6	F-4	XII	角材・心材ち	クスギ葺	
88	舟形		A1, A2~イ	(21.4)	5.8	高3.2	2.6	F-11	V~VI	縦目材I		
89	舟形		A1, A3~イ	26.5	4.9	高3.2	2.6	E, F-7	XI	本葎目材	サウラ	
90	舟形		A1, A3~イ	15.7	(5.7)	高2.7	1.3	B-6	VI~X	縦目材心去り		
91	舟形		A1, A1~イ	16.4	6.4	高3.4	2.6	B-2		縦目材I		
92	縦目材	人物		(20.7)	(6.8)	0.9	2.6	D-5	V~VII	流れ縦目材	スズ	
93	縦目材	人物		(16.8)	(3.3)	0.6	2.6	F-5	VI~VII	縦目材II	スズ	
94	縦目材	人物?		11.7	(4.4)	0.7	2.6	G-1.5	VI	縦目材I		
95	縦目材			(21.7)	(8.4)	0.7	2.6	F-6	XI	流れ縦目材	ヤマグワ	
96	縦目材			(34.2)	(4.5)	1.0	2.6	F-6	XI	縦目材I	スズ	
97	縦目材			(23.8)	(2.1)	1.0	2.6	F-6	XI	縦目材I		
98	縦目材			(31.5)	(5.3)	0.7	2.6	D-2	V~VII	縦目材I	スズ	
99	縦目材			(66.7)	6.5	1.7	2.6	F-5	XI	本葎目材	スズ	
100	縦目材	葺	II	(78.5)	(6.9)	1.4	2.6	C-4	V~VII	流れ縦目材	スズ	
101	縦目材	矢形横状		(39.0)	9.3	1.1	2.7	2.6-9.6	V	本葎目材	スズ	
102	その他	元の横		68.0	4.2	2.4	1.2		VI	縦目材心去り	ヤマグワ	SD-1
103	その他	縦横状		84.7	8.3	1.7	2.6	E-2	IX~X	流れ縦目材	ヤブツバキ	
104	その他	縦横状		46.7	(11.8)	0.4	2.6	F-5	XI	本葎目材		
105	その他	縦横状		(31.1)	6.0	1.5	2.6	E-7	VI~VII	本葎目材	ヤマグワ	
106	その他			(8.3)	3.8	1.7	2.6	E-4, 5	VI~IX	辺材	ヤブツバキ	
107	その他			11.7		横(6.8)	2.6	F-11	VI	縦目材心去り	クスギ	
108	その他			1.8, 7	4.7	1.0	1.3	C-3	VI~VII	縦目材I		
109	その他			13.9	4.4	1.5	1.3	C-1.0		縦目材I	スズ	

第5節 武器・武具 (第311~328図)

武器・武具に大別されるものとして、楯12点、木甲9点、弓33点、矢柄4点、劍把2点を確認している。なお劍把2点のうち1点は第三章20節に磨製石劍として掲載されている。以下、分類及び特徴の提示を行う。

楯

楯の分類については芋本隆裕氏が「甲と楯」『弥生文化の研究9』（1986）の中で、楯本体の表面に赤色顔料を塗布したものの（A類）、板材の表面あるいは表裏共に赤色顔料を塗布し、楯本体に列をなす多数の小孔が見られるもの（B類）、板の上に革張りの可能性を持つもの（C類）に分けている。芋本氏の分類は基本的には表面に彩色を施すことが前提となっており、その観点からは本遺跡出土の楯は後述する1以外に彩色痕跡を示すものがなく、1についても表面全体への塗布ではなく顔料を用いた文様表現であり厳密にはいずれの分類にも該当していない。こうした状況も踏まえ、近年出土例が増加している弥生時代の楯について、橋本達也氏が「盾の系譜」『国家形成期の考古学—大阪大学考古学研究室10周年記念論集』（1999）の中で芋本氏の分類を再検討している。橋本氏は芋本氏の分類を二型式に集約し、楯全体に小穿孔列を持つもの（「紐列式木盾」、1類）と板材を基本として彩色、施文、補強などを行うもの（「無紐式木盾」、2類）に分けている。橋本氏の分類によると本資料は2・3・5・6・7・8・11が1類、1・4・9・10・12が2類に該当する。以下、分類毎に説明を加える。

1類に分類される2・3・5・6・7・8・11について、まずそれぞれの小穿孔列の間隔が個体間で異なることが分かる。2の列間隔はほぼ2cm前後と規則的に配されている（本資料は火鑽白に転用された可能性があり、その点については第9節で後述している）。3は間隔を10cm前後開けて施されている。また側辺に残存する樹皮は紐列とは配置が異なることから補修孔と考えられる。5は穿孔の前工程として2cm間隔で割り付け線を配している。6・7は出土地点の状況から同一個体の可能性があったが、6は2.3~2.7cm間隔であり、7は2.6~3.0cmであることからその可能性は低いといえる。8は8-1・8-2の2点あり、本資料については同一個体として捉えているが、列間隔に規則性が見出せず、しかも不明瞭な小孔が無造作に穿たれている。一部の小孔は補修孔の可能性はあるが、その他のものは小孔を紐結して文様を構成したものであろうか、解明には至っていない。11は全長153.5cmを測る大型品で、両側辺は欠損しているものの全長を示す貴重な資料である。列間隔については配置される部位に応じて調整しており、強度が要求される両端部については密になっている。間隔は把手の上下で2.5~2.7cm、両端部下では上下共に1.7cm、中段については上方が1.7cmと2.5cm、下方は3.2cmと3.0cmとなっている。なお本資料は把手の緊縛部分を残存しており、その形態から全長約35cm、上下の緊縛部分が二股に分かれた把手が組み合わされていたことが分かる。（把手については第9節雑具で類似資料を提示し、説明を加えている。）

1・4・9・10・12については、主に端部を補強していることから2類に分類している。ただし端部の補強箇所によっては更に二分することができる。補強に際してはいずれも両面に棧を用いているが、楯縁に棧を沿わせ縁全体を樹皮で覆うもの（2Ⅰ類）と、端部よりやや下がった箇所に補強するもの（2Ⅱ類）がある。1・12が2Ⅰ類で4・9・10が2Ⅱ類となる。1は残存長18.7cm、幅51.0cm、厚さ0.8cmを測る。本資料を楯とするか否かについては言及を避けるが、弧状に加工された板材の表裏に棧を沿わせ樹皮紐で補強していることを重視する。また補強部分については全体に厚みを半分の0.4cmに減じている。補強に使用された樹皮および棧の樹種は同定されていない。なお本資料は一方の面に黒色顔料（分析は行われていないが、肉眼観察で漆とは異なることが分かる）を用いて鋸歯文

が二重に描かれている。鋸歯文は上辺より内側に向けて描かれた3箇所と、大半を欠損しているが図版右下の側辺にも見られる。楯の表面に鋸歯文が施された事例については、全掲の橋本論文に古墳時代の革盾として「盾面周辺文様を鋸歯文とするもの」が取り上げられているが、弥生中期に比定される本資料との系譜を辿ることはできない。12は側辺を欠損しているが全体形状を示す資料である。全長55.0cm、厚さ1.1cmを測る。本資料も両面に棧を沿わせて縁全体を樹皮巻き補強している。補強部分は1同様に僅かに厚みを減じている。4・9・10はいずれも2Ⅱ類で、端部よりやや下がった箇所2列の小孔を穿ち棧を沿わせたくて樹皮紐を交差させて補強している。4は残存長35.1cmで、一方の補強部分より先端を欠損している。このことより本資料は上下端部が補強されていたのではなく、左右側辺に沿って補強されていたと判断できる。また補強以外の用途が想定できる小孔が穿たれている。

9は補強部分のみで、樹皮紐による緊縛方法を明瞭に示している。10は一方の表面に加工によるものではない多数の欠損孔を持つ。この孔が実用による使用痕であるか否かは判断できない。資料は棧および樹皮紐を欠損しているが上下端部に小孔が二列穿たれていることから2Ⅱ類に分類できる。ただし、表面に小孔列が二条施されており、1類の要素も認められる。補強部分は1・12同様厚みを約半分減じている。樹種については一部未同定のものを除いて、全てスギと結果が出ている。

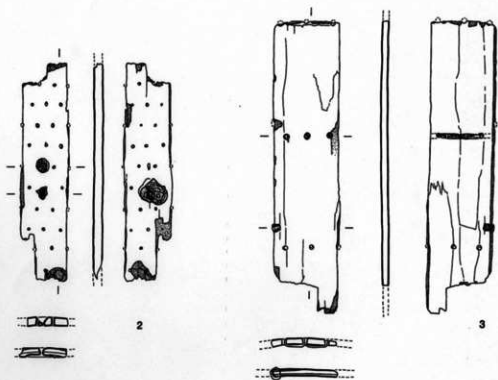
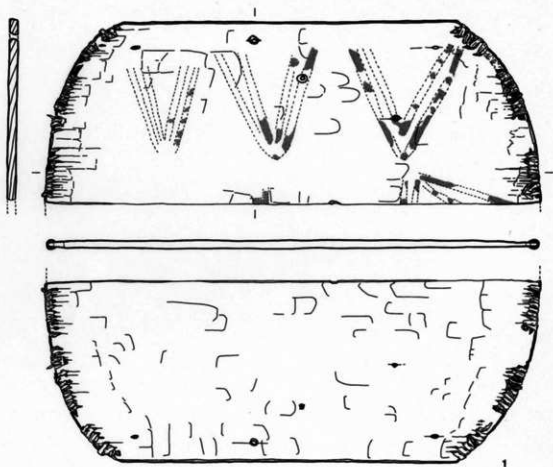
なお、楯の報告にあたっては櫻田 誠氏が「石川県考古資料調査・集成事業報告書 補遺編」(2001、石川考古学研究会)に分類・概述したものに資料追加・加筆して本報告としている。

木甲

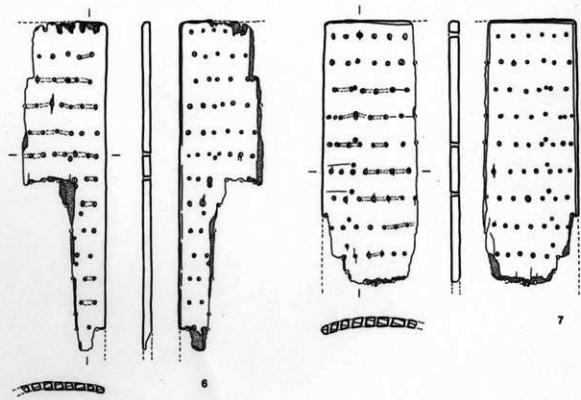
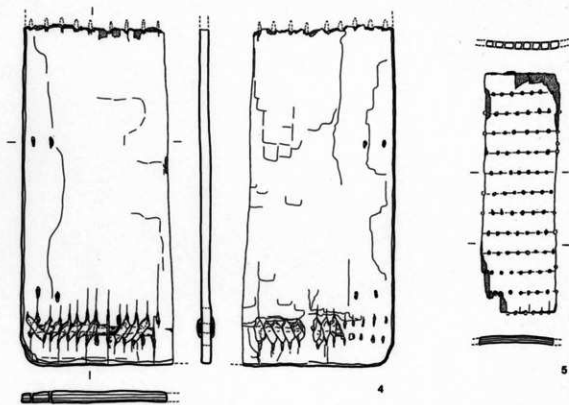
木甲(木製甲)については、古墳時代に現れる鉄製の甲とは異なり、その出現は弥生時代まで遡ることができる。木甲は形態的特徴から次の二型式に分けられ、一つは「割抜き式」で、左右前胴や後胴をそれぞれ一木から作り出し、組み合わせて古墳時代の短甲のような形とするものである。これには加飾されたものと、そうでないものが存在する。もう一つは長方形板を布地などに綴じ付けて黒漆を塗布するといった「綴じ合わせ式」である。神谷正弘氏は大阪府下田遺跡での桶襠式木甲の出土を受けて、木甲を「短甲形式(A)・札甲形式(B)・桶襠形式(C)」に分類し、その集成を行っている。本報告では神谷氏の分類に従うが、出土した木甲片について「札甲」の名称を型式名に引用することには異論があり、名称については橋本達也氏が「古墳時代前期甲冑の技術と系譜」『雪野山古墳の研究 考察編』(1996、八日市市教育委員会)の中で使用している「綴じ合わせ式木甲」を引用することとする。よって本遺跡出土資料については綴じ合わせ式木甲片として説明を行う。

木甲に分類した資料は全9点あり、いずれも表面には黒漆が塗布されている。個々に部分を欠損し残存率の低い資料も含まれるが、本遺跡出土木器で漆塗膜を有するものが木甲と後述する飾り弓以外に存在しないため木甲として捉えている。形状は概ね長方形を呈すると思われ、胴部の曲面に合わせてか、短軸方向で僅かに丸味をもつものも認められる。最も残りのよいもの(14)で全長は9.6cm、幅5.8cm、厚さ0.6cmを測る。上下端の内面を若干削り込み、その縁辺に沿って密に孔列を穿ち、綴孔としている。孔径4～5mmで、出土した9点相互では、綴孔の間隔に規則性は認められない。表面は平滑に仕上げられており、漆膜の剥離状況から綴合わせ後に黒漆が塗布されたことが分かる。内面は漆塗膜が施されており、加工痕跡が残る。確認している9点は年輪の入り方は異なるが全て木取りは縦木取りである。樹種は同定されている6点全てがヤマグワであり、本資料に限ってのみ半数を超える5点が16・17地区の環濠出土資料である。

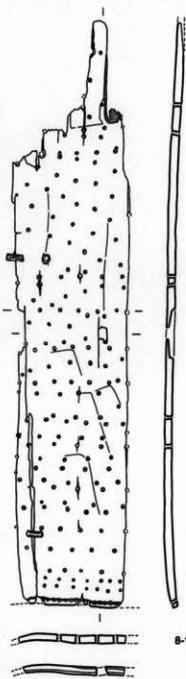
また、上記の形状は西日本で木製甲(札甲)として報告されているものとも共通する。



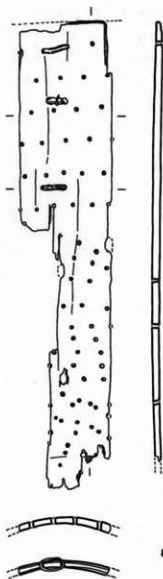
第311図 武器・武具 櫛1 (S=1/4)



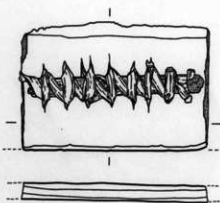
第312图 武器・武具 楯 2 (S=1/4)



8-1



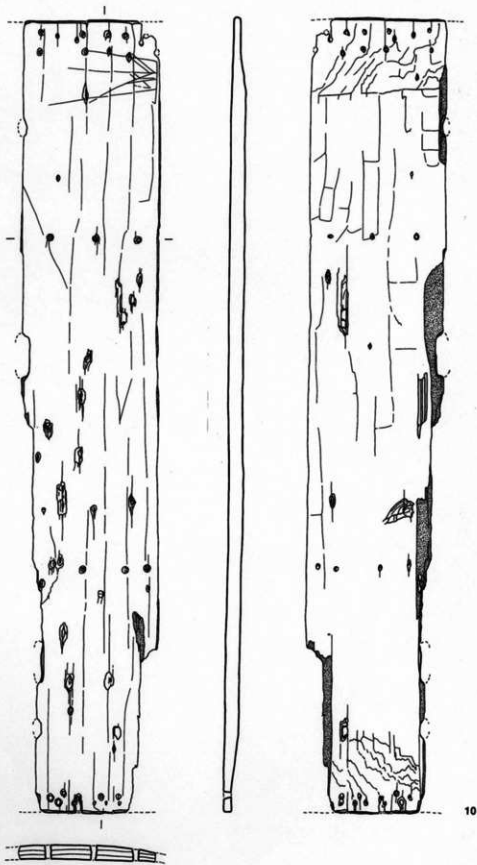
8-2



9



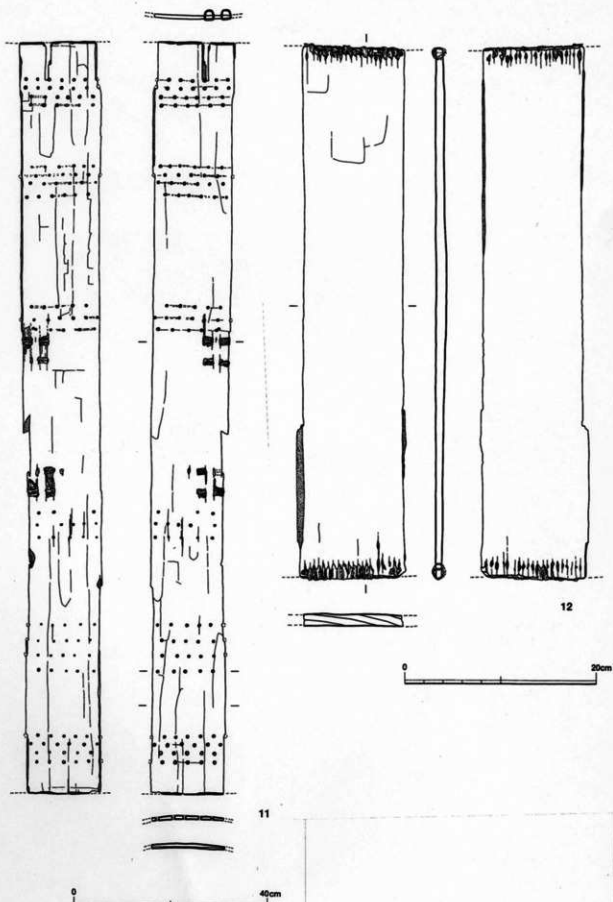
第313图 武器·武具 横3 (8:S=1/4, 9:S=1/2)



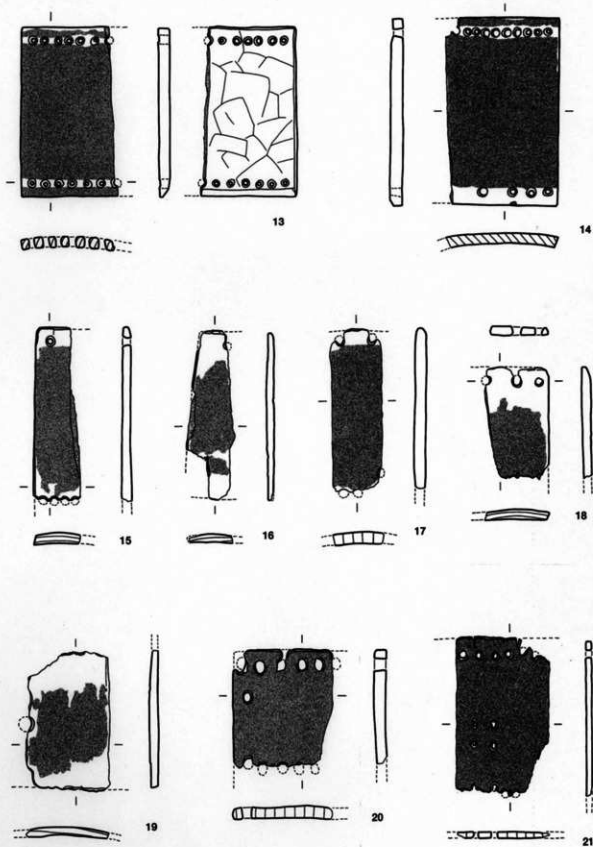
10

0 20cm

第314图 武器・武具 柄4 (S=1/4)



第315図 武器・武具 櫛5 (11:S=1/8, 12:S=1/4)



第316圖 武器・武具 木甲 (S=1/2)

弓

報告にあたっては楢田様に櫻田氏の分類と楠正勝氏が「弓について」【金沢市新保本町チカモリ遺跡】(1986)の中で行った分類案などを参考とした。

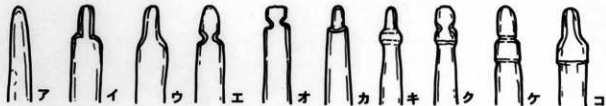
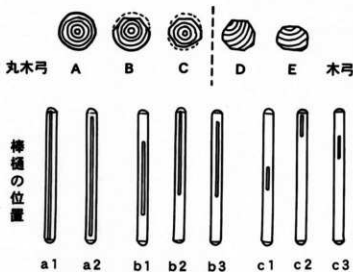
弓は、その本体である弓幹の両端に弦を張り、矢をつがえて引き絞る、弓幹および弦の復元力を利用して矢を発射する道具である。弓幹の端は弭と呼び、上下が区別出来る場合は、上端は末弭、下端は本弭という。弓幹の握り部は拮といい、内湾する側を弓腹、外側を弓背と呼ぶ。以下、弓の各部の呼称等については上記用語を引用する。

本報告では次の観察項目等により弓の分類を行う。長さを観点として三種、形態により二種に分ける。長さによる分類は本遺跡出土弓の実体に即して、完存で1.4m以上のものを「長弓」、1～1.4m前後のものを「短弓」、それ以下のものを「小型弓」とする。形態分類では真っ直ぐな「直弓」と、弦をはずした場合に弦を張った側とは逆に強く反る「彎弓」の二種である。構造上の分類では「単体弓」「強化弓」「合成弓」「複合弓」などに分けられるが本資料は全点一本の材で作られた単体弓である。また弓幹の加工形態からは、径の小さい木(枝)を用いて必要に応じて面取り調整を施した「丸木弓」とやや太い材を用いて削り出して作製した「木弓」に分ける。また丸木弓の細分および棒槓の位置、弭の形態については以下に模式図を提示した。なお観察表に示した弓の全長(残存長)については、遺物実測段階での末弭から本弭までの長さ、もしくはは弭から欠損部までの長さを記してある。

本遺跡では現時点で33点の弓(弓状木製品)を確認している。各部の形状については「弓形態属性分類表」に示した通りである。なお欠損率の高い資料については、弓幹の太さや棒槓の有無により直弓・短弓等の分類をおこなっている。弭の形態については、本資料の実体に即して模式図を提示したが実際には該当しない形態のものも見られる。その場合は形態の似たものを当ててある。

直弓・彎弓の区別については前述した通りであるが、彎弓には現形状が弓字形になっているものと、現状の外湾面に棒槓が施されていて、外湾面を弓腹として弦を張るものがある。それぞれ「半弓形弓」「反曲弓」という。

以下、弓幹形状と弭の形態・棒槓の有無およびその位置などの関係について概述する。分類表をもとに概況を示すが、本資料33点の弓幹加工は一部を除



弭の形態分類

いて材の外彎する側のみを加工した丸木弓Bに該当する。直弓・彎弓についても37・51以外は全て彎弓となっている。弓は出土時点で既に欠損していること多い資料であるが、本資料においても完存品は7点のみである。完存資料に長弓が多いのは、材質（樹種）的な要因と短弓に比してその弓幹が太いためと思われる。一部欠損しているものも含めて長弓としたものは9点あり、そのうち7点が棒槌が切られている。棒槌はほぼ全体に及ぶもの(a)と、全体の約1/2～2/3に及ぶもの(b)が主となっている。弓の形態では一方が刻み一段の「イ」で、もう一方が刻み二段の「ク・ケ・コ」という共通した組合せが見られ、末弭・本弭でその形態を違えていたことが分かる。

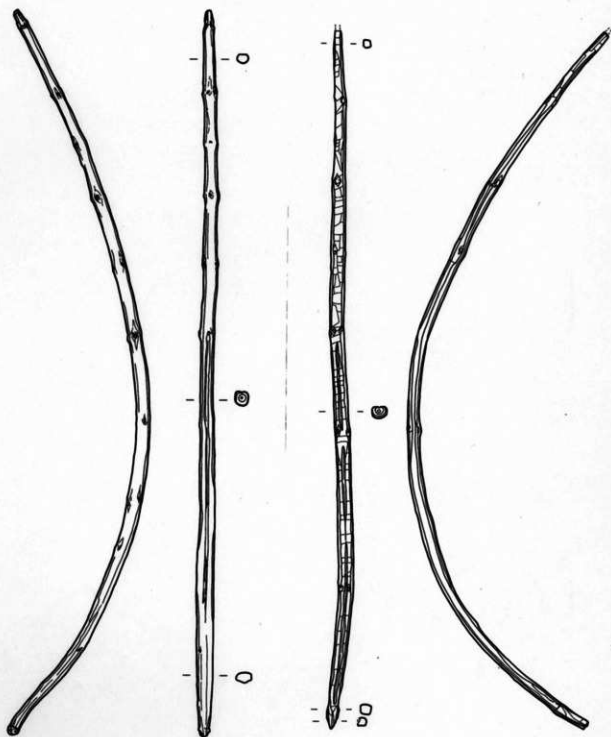
次に短弓については、一方の弭の形態が「イ・ウ・カ・キ」といった両側面から削り込んだものまたは円錐状に作り出したもので、もう一方は全体をやや薄く加工したのち両側面から削り込んだ「エ・オ」の形態が多いことが分かる。弭が小型で一段刻みまたは薄く加工されているのは、用途上それほど強度を必要としないためであるが、長弓に比べると重厚さは感じられず、むしろ弓としての機能を果たし得るのかといった疑問さえ持つ。29は両弭ともに形態はイで、一方の弭直下に短く棒槌を持つ。36はやや形態が異なり内彎側の一部に短く棒槌を持ち、弭は薄く加工され段を持つ。39は一方の端部に全く加工が施されておらず、枝を落とした状態であることから未成品と判断している。なお27は全体的な形状および内湾する弓腹側を加工していることからタモ綱絆の可能性があり、樹皮巻き及び漆塗膜のある50～54は飾り弓であり祭祀具としての側面を持つ資料である。本遺跡出土木器で漆塗膜をもつものは本節の弓3点と第5節 武器・武器に掲載した木甲のみである。

矢柄

本報告では木鏃を祭祀具として分類したため、武器・武器における矢の扱いとして矢柄に想定可能な4点を掲載した。いずれも直径1cm以内で全体または部分的に樹皮が密に巻かれている。55・56は断面円形であるが、55は辺材を加工しているのに対して56は心持ち材（枝）を用いている。57は2本の材を緊縛したもので、一方の先端が二股に分かれるように加工されたものかもしれない。同様に58も先端が小さく割れているが、全体的に太さも含まれた形状が安定しないことから矢柄とするには難しい資料である。

番号 ()は残存品	長さ (cm)	長さによる 分類	形 態 分 類						
			直弓・彎弓	弓背加工	末弭	本弭	棒槌	その他	
22	14.8. 4	長弓	反曲弓	B	イ	ク	b 3		
23	(14.2. 8)	長弓	反曲弓	B	—	コ	b 2		
24	(14.5. 0)	長弓	反曲弓	B	—	イ	a 2		
25	14.7. 5	長弓	反曲弓	B	カ	イ	a 2		
26	10.3. 7	短弓	彎弓	B	ア	—			
27	(11.8. 4)			B				タモ綱絆?	
28	9.7. 8	短弓	彎弓	B	イ	ウ			
29	11.8. 4	短弓	半弓形弓	B	イ	イ	c 2		
30	(8.4. 0)	長弓	彎弓	B	—	—		製成時	
31	9.5. 2	短弓	彎弓	B	キ	オ			
32	10.5. 4	短弓	半弓形弓	B	カ	オ			
33	(7.7. 4)	短弓	彎弓	B	キ	—			
34	(6.9. 8)	長弓	反曲弓	B	ケ	—	a 1	製成時	
35	(6.1. 2)	短弓	彎弓	B	エ	—			
36	(9.4. 0)	短弓	反曲弓	B	ア	—	内c 3	内湾加工	
37	(7.3. 4)	短弓	直弓	B	イ	—			
38	(10.7. 7)	短弓	彎弓	B	エ	—			
39	(9.7. 2)	短弓	彎弓	B	—	—		未成品?	
40	(8.7. 8)	短弓	反曲弓	B	カ	—	a 1		
41	(10.5. 3)	長弓	反曲弓	B	ケ	—	a 1		
42	(7.2. 1)	短弓	彎弓	B	オ	—			
43	(6.9. 8)	短弓	反曲弓	B	ク	—	b 2		
44	(7.6. 2)	短弓	半弓形弓	C	イ	—		両面加工	
45	(10.1. 9)	長弓	半弓形弓	B	エ	—			
46	(10.8. 3)	長弓	反曲弓	B	コ	—	a 2		
47	(11.1. 1)	短弓	彎弓	B	ウ	—			
48	(7.0. 7)	短弓	彎弓	B	コ	—			
49	(6.4. 1)	短弓	彎弓	B	ケ	—			
50	(8.2. 6)	短弓	反曲弓	B	カ	—	a 1, b 2	漆膜、製成時	
51	(4.9. 2)	小型弓	直弓	C	ウ	—		漆膜	
52	(2.9. 6)	短弓	反曲弓	D	カ	—	a 2, b 3	漆膜、製成時	
53	(5.3. 6)	小型弓	彎弓	B	ウ	—		漆膜	
54	(3.1. 2)	短弓	反曲弓	D	—	—	a, b	漆膜、製成時	

弓形態属性分類表

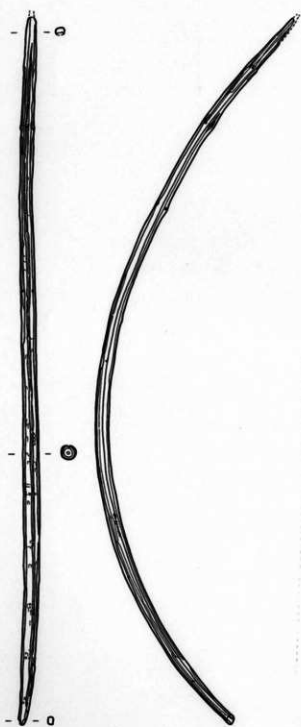


22

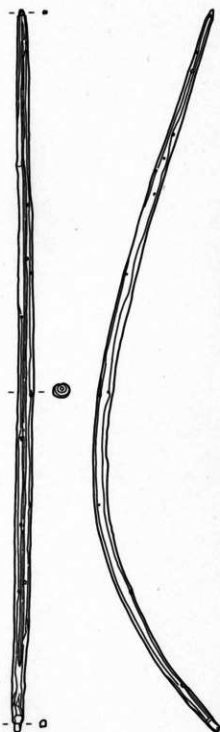
23



第317图 武器·武具 弓 1 (S=1/8)



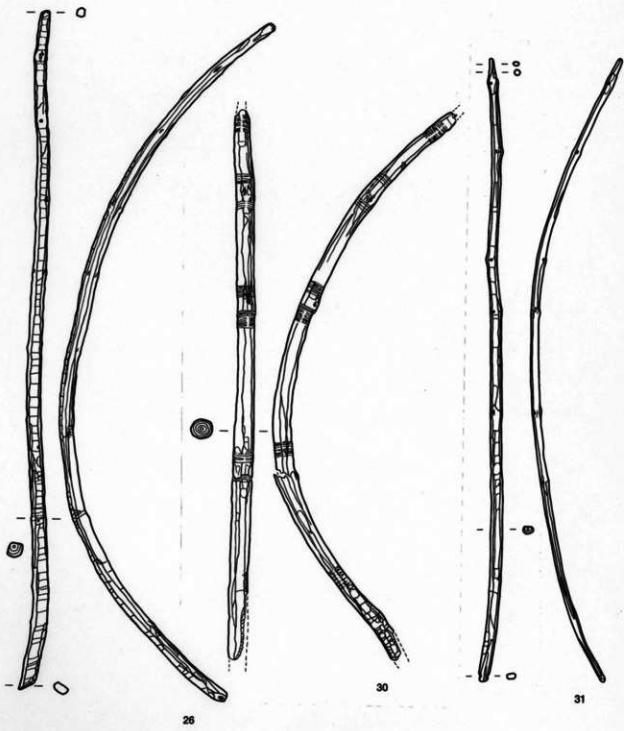
24



25

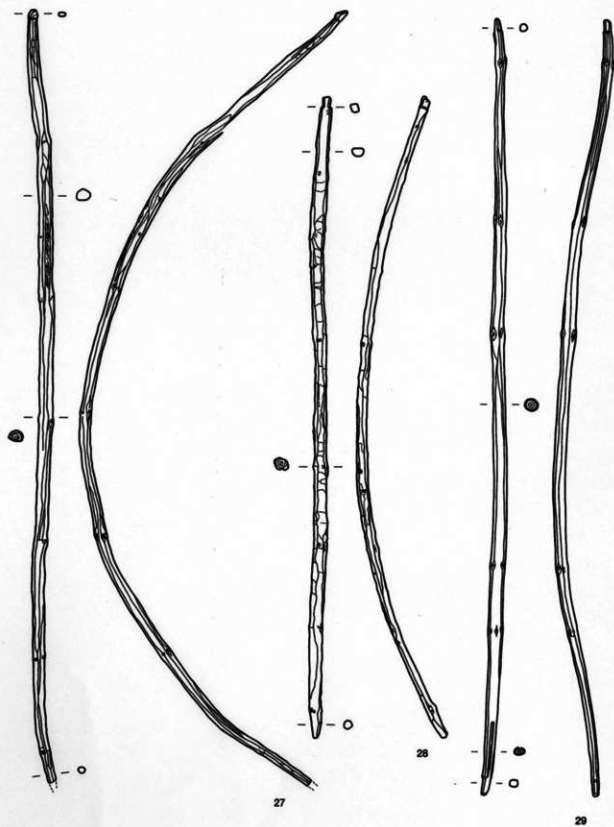


第318圖 武器・武具 弓 2 (S=1/8)

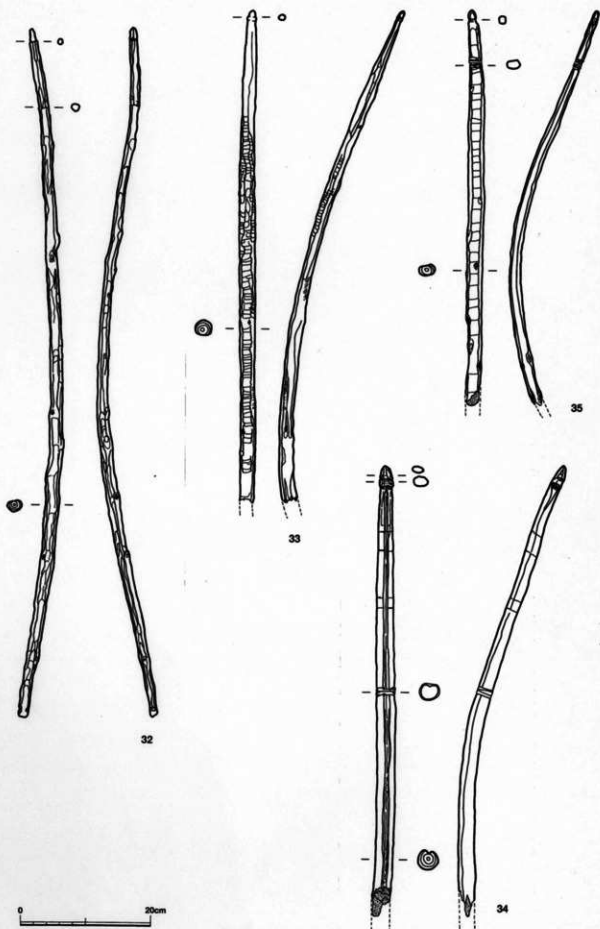


第319图 武器·武具 弓 3 (S=1/6)

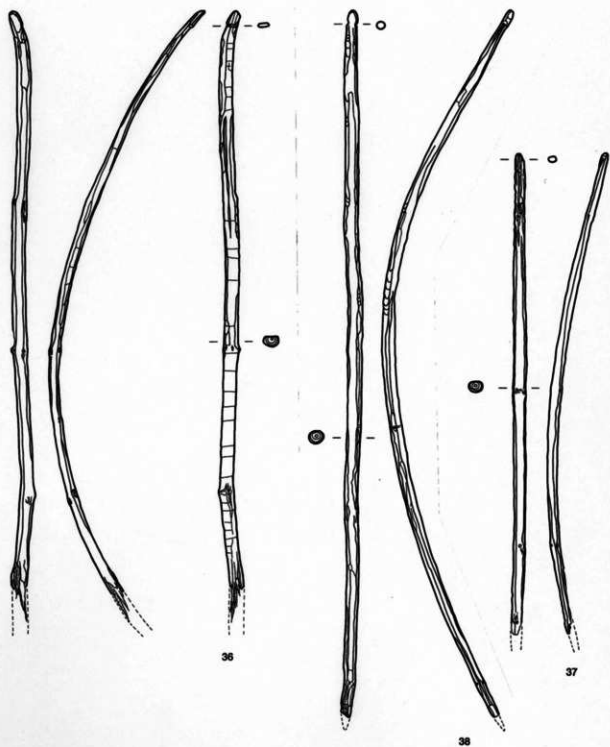
0 20mm



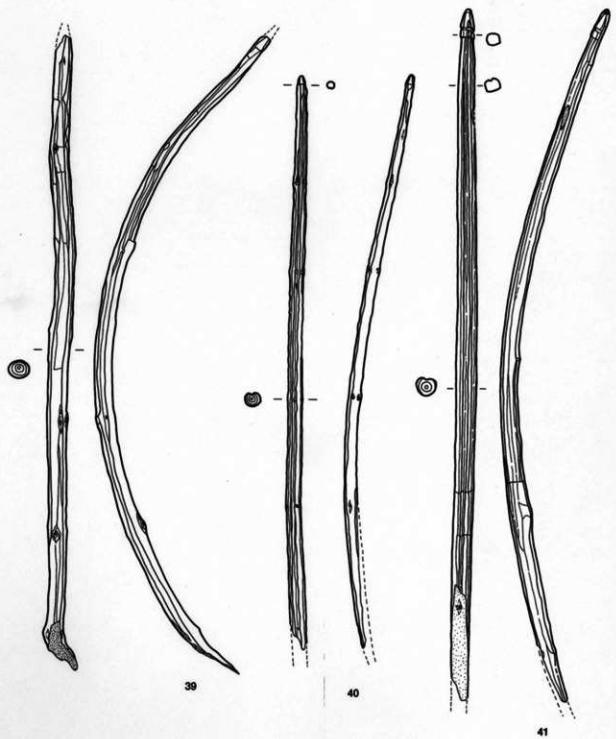
第320图 武器・武具 弓 4 (S=1/6)



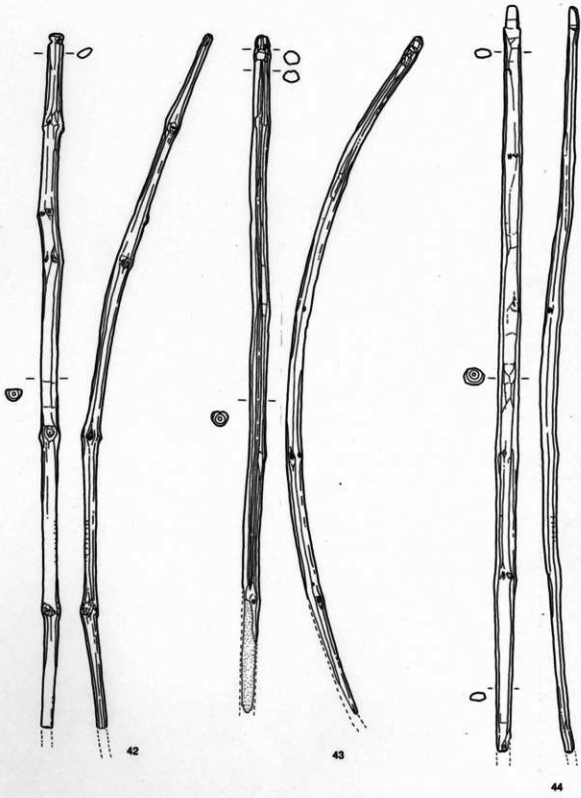
第321圖 武器・武具 弓 5 (S=1/6)



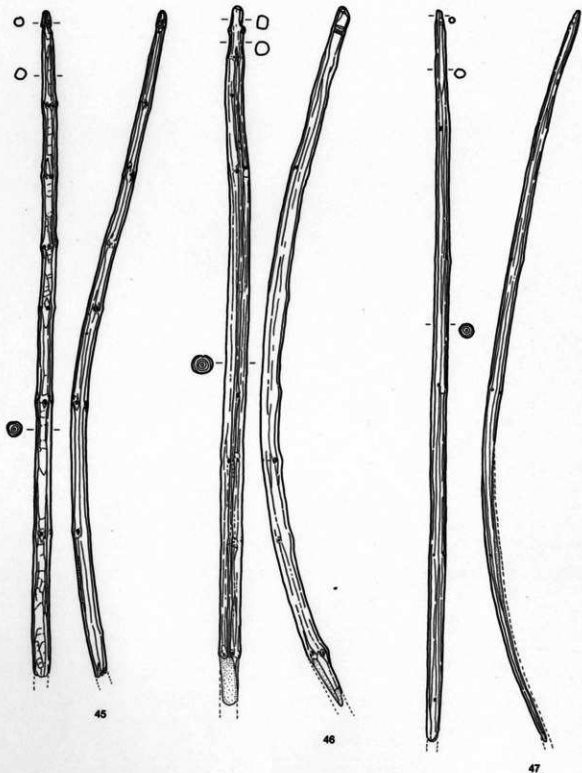
第322圖 武器・武具 弓6 (S=1/6)



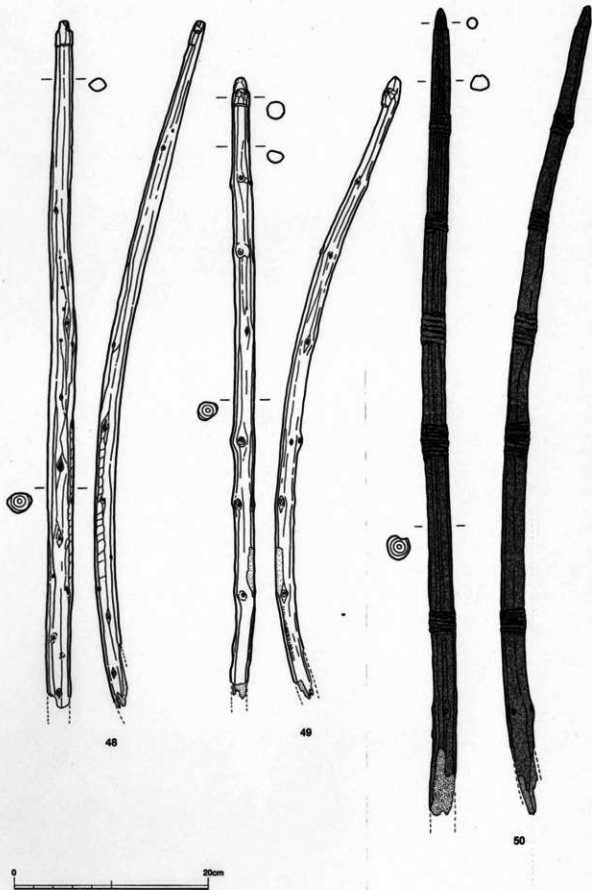
第323圖 武器・武具 弓 7 (S=1/6)



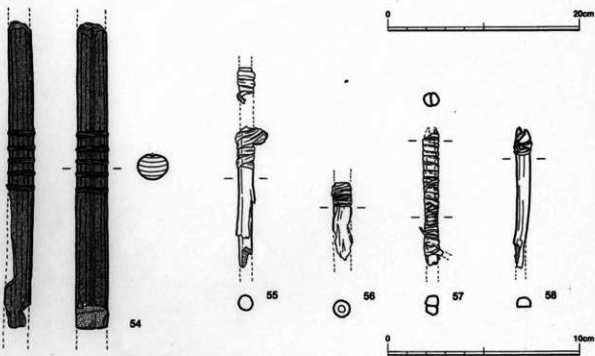
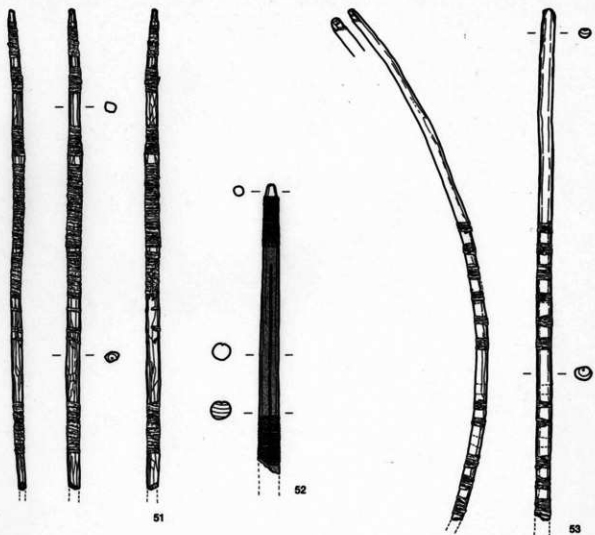
第324图 武器·武具 弓8 (S=1/4)



第325图 武器·武器 弓9 (S=1/6)



第326图 武器·武器 弓10 (S=1/4)



0 20cm

0 10cm

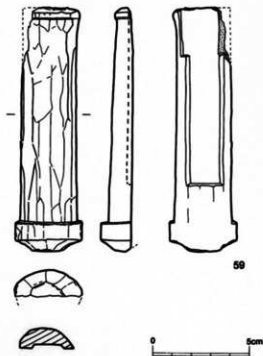
第327图 武器·武具 弓11 (51~54:S=1/4, 55~58:S=1/2)

把付磨製石剣・剣把

「木器集成原始編」では把装具として報告されている資料である。剣把に分類される資料は2点あり、うち1点は第Ⅲ章20節に磨製石剣として掲載されているが、本項においてはその把部分について形状説明を行う。磨製石剣が装着された状態で出土した本資料は全長24.3cm、幅2.7cmを測る。把部分については全長12.2cm、幅2.6cm、厚さ約1.5cmを測り断面楕円形を呈する。石剣の基部をはさむ部分の把縁は半円形に丁寧な加工が施され、先端は角を落とすし磨製石剣との段差をなくしている。これに対して把頭は、やや膨らみをもたせ、そこに2~3mm間隔で細かい横線を彫り込み、端部は階段状に削り出すといった装飾が施されている。握り部(把間)には紐状の樹皮が巻かれており、その約半分は失われているが、その欠損部分より握り部の丁寧な加工が観察できる。

石剣の装着方法については第Ⅲ章において前記されているが、後述する59と比較するため再度言及しておく。本資料は心持ち材を楕円形に加工し、全体を半載せずに装着部分のみ段差を付けて切り取り最初2つの材に分けている。この後上下の2材はいずれも内面を彫り込み石剣装着に必要な幅を確保している。以上のことは把の一方の面はほぼ中央に、「ほぞ」をこしらえて組み合わせた様子が見られることから分かるが、石剣を差し込むのではなく、石剣基部が納まる部分の片面が取り外せる仕組みになっていたようである。

次に59であるが、全長12.5cm、幅3.4cmを測る。把縁は僅かに段を持ち巻かれた樹皮がズレないように加工されている。把頭は握り部より段差を付けて3~4mm太くなっているが、細かい横線などは施されていない。装着方法については上記磨製石剣とは異なり材を半載し、両方の部材に装着溝を加工している(本資料は心持ち材ではなく、辺材を使用していることから全くの別材を組み合わせた可能性も否定できない)。ただし、握り部および把頭に加工痕跡を明瞭に残すことと、樹皮巻きの痕跡が認められないことから未成品もしくは未使用品の可能性がある。装着用に彫り込まれた溝は一部上端を欠損しているが長さ9.1cm、幅1.9cm、深さ約2mmを測る。このことは上記磨製石剣とは全く異なるものであり、装着されていた身の形状だけでなく材質についても再考の余地があるものと思われる。なお以前、栗田薫氏より装着溝の形状より鉄剣装着の可能性を指摘されたことがあるが、現時点で当方にそのことを示せるだけの材料を持ち合わせていない。樹種については、磨製石剣が装着されたものはカヤであり、59はスギと同定結果が出ている。



第328図 武器・武具 その他 (S=1/2)

武器・武器類表 (注量の () 内は積存値)

種別	種別	分	分	形状	注量 (mm)			高土 地区	グリ ッド	層位	本取り	備考	備考
					注	量	厚						
1	種別式	2	1	(1.8, 7)	51.0	0.8		2.6	D-5	v→w	種別式	スズ	
2	種別式	1		(2.2, 2)	(4.8)	0.9		2.6	C-5	v→w	種別式	スズ	大銀目に転用
3	種別式	1		(2.9, 7)	(6.8)	0.6		2.6	E-9	w	種別式	スズ	
4	種別式	2	2	(3.5, 1)	(1.5, 5)	1.1		1.3	C-5	x→x1	種別式	スズ	
5	種別式	1		(2.4, 8)	(7.8)	0.6		2.6	E-6	v→w	種別式		
6	種別式	1		(3.3, 6)	(8.6)	0.8		2.6	E-7	w	種別式	スズ	
7	種別式	1		(2.6, 8)	(9.9)	1.0		2.6	E-7	w	種別式	スズ	
8-1	種別式	1		(6.0, 1)	(12.0)	0.8		2.6	E-11	w	種別式		
8-2	種別式	1		(4.6, 1)	(9.6)	0.8					種別式		
9	種別式	2	2	(6.5)	(9.7)	1.0		2.6	E-4	v→x	種別式	スズ	
10	種別式	2	2	81.2	(1.4, 1)	1.4		1.2	2.6-6.5	x	種別式		
11	種別式	1		153.5	(1.6, 2)	0.8		2.6	E-4	v→w	種別式	スズ	
12	種別式	2	1	56.0	(1.1, 2)	1.1		2.7	2.6-9.5	w	種別式	スズ	
13	水厚	片	B	8.2	(4.9)	0.6		2.6	D-6	w	本取素材	ヤマグワ	
14	水厚	片	B	9.6	(5.8)	0.6		2.6	E-4	w→w	透れ種別式	ヤマグワ	
15	水厚	片	B	(8.9)	(2.3)	0.5		1.7	N-3, 4		種別式	ヤマグワ	SD-1 E
16	水厚	片	B	8.6	(2.4)	0.3		1.7	N-4		種別式	ヤマグワ	SD-1
17	水厚	片	B	(8.3)	(2.6)	0.6		1.6			本取素材		SD-8 A
18	水厚	片	B	(5.7)	(3.3)	0.4		1.7	N-4		種別式	ヤマグワ	
19	水厚	片	B	(7.1)	(4.2)	0.4		1.7	N-4		種別式	ヤマグワ	SD-1
20	水厚	片	B	(6.0)	(5.2)	0.6		1.3	C-3	w→w	本取素材		
21	水厚	片	B	(8.0)	(4.8)	0.3		2.6	E-2	v→w	本取素材		
22	均			14.8, 4			2.8	1.3	D-3	v→w	心持ち	イヌガヤ	
23	均			(14.2, 8)			3.0	2.6	E-3, 4	v→x	心持ち		
24	均			(14.5, 0)			3.2	2.6	E-2	x→x1	心持ち		
25	均			14.7, 5			3.4	1.2	2.7-6.4	x	心持ち		
26	均			10.9, 7			2.1	2.6	E-4	w→x	心持ち		
27	均			(11.8, 4)			2.2	1.3	B-8	w→x	心持ち		
28	均			9.7, 8			1.8	2.6	C-6	x	心持ち		
29	均			11.8, 4			2.0	1.3	B-4	w→x	心持ち		
30	均			(8.4, 0)			2.7	1.2			心持ち		
31	均			9.5, 2			1.6	2.6	E-4	w→x	心持ち		
32	均			10.5, 4			2.0	2.6	E-3	w→x	心持ち		
33	均			(7.7, 4)			2.2	1.2	2.6-5.7	x	心持ち		SD-1
34	均			(6.9, 8)			3.0	1.3	B-5	w→x	心持ち		
35	均			(6.1, 2)			2.4	2.6	E-2	x→x1	心持ち		
36	均			(9.4, 0)			2.0	1.2	2.6-5.8	w	心持ち		
37	均			(7.3, 4)			1.8	1.3	B-9		心持ち		
38	均			(10.7, 7)			2.0	2.6	E-4	v→x	心持ち		
39	均			(9.7, 2)			3.0	1.2	2.6-6.3	w	心持ち		
40	均			(8.7, 6)			2.2	2.6	F-3	x→x1	心持ち		
41	均			(10.5, 3)			2.9	1.3	C-5	x→x1	心持ち		
42	均			(7.2, 1)			2.0	1.3	D-11	w	心持ち		
43	均			(6.9, 6)			1.6	1.3	C-1	x→x	心持ち		
44	均			(7.6, 2)			2.2	1.3	C-4	w→w	心持ち		
45	均			(10.1, 9)			2.5	2.6	D-4	w→x	心持ち		
46	均			(10.6, 3)			3.3	1.3	C-4	w→w	心持ち		
47	均			(11.1, 1)			2.3				心持ち		
48	均			(7.0, 7)			2.5	2.6	D-4	w→x	心持ち		
49	均			(6.4, 1)			2.3	1.3	C-4	w→w	心持ち		
50	均			(8.2, 6)			2.7	2.6	C, D-11	v→x1	心持ち		
51	均			(4.9, 2)			1.4	1.3	B-9	x	心持ち		
52	均			(2.9, 6)			2.2	2.7	2.4-9.8	v	心取り	チドリノキ	
53	均			(5.3, 8)			1.6	2.6	E-5	v→x	心持ち	ひのき	
54	均			(3.1, 2)			3.0	2.7	2.4-9.7	v	心取り	ヤマグワ	
55	均			(1.3, 7, 2)			0.9	2.6	F-9	v		ムラサキシキブ	
56	均			(3, 9)			1.0	2.7	2.5-9.8	w		ツカキ	
57	均			(7, 0)			0.8	2.6	F-15	w		ムラサキシキブ	
58	均			(7, 1)			0.9	2.6	G-11	w→w		アジサイ	
59	均			12.5	3.4	1.5		2.6	E-8	v→w	透れ	スズ	

第6節 服飾具 (第329~332回)

服飾具に大別されるものとして、竪櫛、儀仗、木履各1点と、これまで蓋(衣笠)の傘骨とされてきた「多枝付木製品」1点を確認している。以下、特徴の提示を行う。

竪櫛

櫛の形状には横に長いものと、縦に長いものがあり、前者を横櫛(A)、後者を竪櫛(B)と呼ぶ。製作方法からは、歯を結縛して作った結歯式(I)と、材を刻んで歯を作り出した刻歯式(II)の2種に分類される。出土しているのは刻歯式の竪櫛で、樹種はヤブツバキと同定されている。「木器集成原始編」に報告(指摘)されている刻歯式竪櫛の出土例を見ていくと、頭部が共通して逆台形に加飾・成形されていることが分かるが、当資料においては形状面で装飾を示す箇所は見当たらない。歯部は2cm弱を残してほぼ全体を欠損しているが、残存部の刻みの状態から推測するに本資料は未成品であり、刻みによる歯部成形途中と判断することができる。全体形状における加飾の有無については、未成品と判断することで一部説明はつく。しかし本資料の頭部表面は工具痕跡が全く見られない程に丁寧に面取り調整されていて、更に未分析であるが表面は僅かに赤味をおびていて、赤色顔料が塗布されていた可能性が窺える。

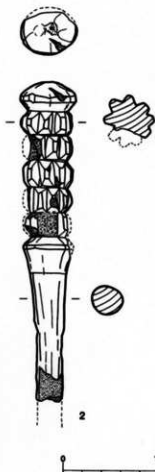
なお本資料は図中には板目材として木取りを示したが、年輪界の見分けが非常に難しい資料であったため、後日訂正の必要が生じるかもしれないことを付しておく。

儀仗

付与されていた機能について言及することはできないが、装飾性に富んだ祭祀具というよりは権威者の威厳を示すための付帯用具(威儀具)として捉えるほうが理にかなっていると思われる資料である。完存品ではないこともあって分類を行う上で明確な根拠を示すことはできないが、上述した権威者の用具で制裁棒の側面を持つこと、先端が石突状に加工されやや潰れていることなどから器種を儀仗とした。握り部先端または下端に想定される部位を欠損しているが、頭部の加工部分との間には鋭利な刃物で境界線が刻まれ、僅かに段をなしている。頭部は幅2.5~2.7cm間隔で縦に五分割され、それぞれは全周を断面歯車状に加工されている。全周が完存している箇所はないが、歯数は8~9で各段の歯の頭が縦一直線に並ばないように、削り



第329回 服飾具 竪櫛 (S=1/2)



第330回 服飾具 儀仗 (S=1/4)

出しに際して歯を頭半分ずらして加工している。歯の頭が整然と配置されたものに比べて、頭半分ずらすことで安定感を欠き（不安定な側面から恐怖心を抱かせるかもしれない）、権威者の威儀具としての性格をより高めていると思われる。樹種はアカガシ亜属と結果が出ていて、形状要素に加えて材質的な要素を加味すると明らかに本資料は祭祀具ではなく、実用具であることが分かる。

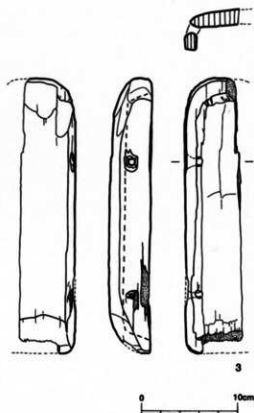
木履

出土した資料は、厚さ約4cmの板材を周縁部を残して約2.5cm削り込み、側面にやや大きめの二孔を配したものである。一方の側面および端部は欠損しているが、完存の場合、形状は長方形を呈し、一方の端部が弧状で丸みを持ったものであることは想像に難くない。ただし僅かに台形形であった可能性も比定できない。

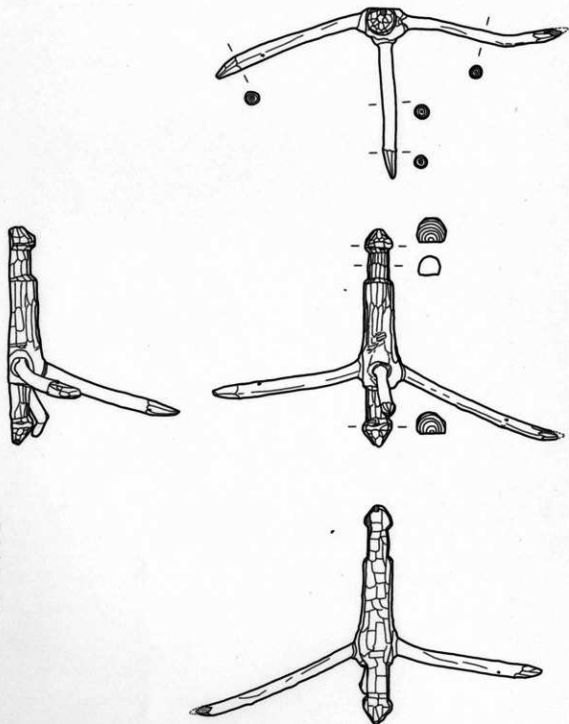
分類に際しては祭祀具「舟形木製品」と形状が似ていることから当初は舟形として捉えていた。しかし当遺跡で出土している舟形は船首および船尾の形状に区別がなく、両方も方形または弧状で、他遺跡では先端が先細りに加工されたものが主な形式となっている。これに対して本資料は一方が方形、もう一方が弧状を呈すること、更に側面に穿たれた二孔の径が舟形のそれに比して大きいことから別用途が想定された。今回上記形状を再考し、類似資料との比較により主に北部九州で出土が確認されている「木履」として報告する事とした。ただし明確な用途が定まっていない現時点において器種名に「木履」の用語を用いる事について、適切ではないとの指摘もあるが、本報告

では「木器集成原始編」に従い、「木履」の名称を用いる。分類については比佐陽一郎氏が「木製履物雑考」『九州考古学72号』（1997）で提示された案に沿って行う。比佐氏は、特徴が顕著に現れる紐通し孔周辺の形態と表面の形態を主観点としている。紐孔の形態は、Ⅰ：一対で付属物が付かない、Ⅱ：二対以上、Ⅲ：孔の下に舌状の突出が作り出されるもの、この三種に細分される。表面の形状は、1. 滑り止めがそれぞれ突起状に削り出されている、2. 滑り止めが連続している、3. 滑り止めが無い、に分かれる。

今回報告の資料は、紐孔が二対で表面に滑り止めが加工されていないもので、Ⅱ-3に該当する。木履に分類した上で再度遺物を観察すると、裏面の中央を除いた前面がかなり擦れて摩滅していることが分かる。また先端が弧状になっている側を「かかと」側と仮定し、方形になっている側を「爪先」側とすると、ちょうど親指の付け根に当たる箇所が若干深く削られていることが観て取れる。樹種はスギと結果が出ていて、九州で確認されている資料の多くはクリ、クスノキを含む広葉樹である。この点について本資料とは共通しないが、分類項目には現れない上記要素等が「木履」としての分類を裏付けていると確信している。



第331図 服飾具 木履 (S=1/4)



4



第332図 服飾具 その他 (S=1/4)

多枝付木製品

衣笠・蓋などとして表記・報告されてきた資料で、「木器集成原始編」の中では類似資料も含めて広義の意味で「衣笠」として分類されている。ただし本報告では、浅岡俊夫氏が『立命館大学考古学論集Ⅰ』（1997）の中で「多枝付木製品考—蓋骨の再検討—」と題して再分類を行ったものを支持し、分類方法および器種名はこれに準拠している。

出土した資料は、3本の腕木のうちの1本の先端が僅かに欠損しているほかはほぼ完存品である。軸長は22.1cmを測り、上下端部にほぼ同型の宝珠形の削り出しを持つ。上端部削り出しの下方は幅約2.6cmにわたり表面を削り込み幅・厚みを減じている。同様に下端部削り出しの上方は、枝分かれ部までの約3.4cmにわたり幅・厚みを減じている。軸は材を縦に半載した後、表面を加工している。裏側の半載面は平坦に仕上げられていて、この部分に別材を緊縛もしくはこの面を利用して別材等に装着されたものと推測される。軸の枝分かれ部からは112°、107°、98°の角度で3本の腕木がのび、長さはいずれも16.0、14.1、15.2cmで、先端部分は3cm程度尖らせてある。

各地で出土している類似資料をもとに浅岡氏が行った分類は、明らかに衣笠の傘骨に想定可能なものと、本資料同様に用途が現時点では定まっておらず「多枝状」という形状を名称に適用したものも含まれている。分類は以下の通りである。Ⅰ類は腕木の先端部分に挟りのあるもの（Ⅰa）と挟りのないもの（Ⅰb）に分けられる。Ⅱ類は軸受孔が貫通するもの（Ⅱa）と貫通しないもの（Ⅱc）。Ⅲ類は軸に別材を組合せ傘骨とするもの。Ⅳ類は長大な軸上部にほぞが作り出されているもの（Ⅳa）と、ほぞ孔が穿たれているもの（Ⅳb）。Ⅴ類は軸を半載して面を作り、軸の端部を有頭状に成形し、通常腕木3本を外方に伸ばしその先端を尖らせる。Ⅵ類は腕木が短く軸側にのびる形態のもので、自在鉤に類するもの。（Ⅶ類は省略）

本遺跡出土資料はⅤ類に該当し、類例は九州、岡山、滋賀で5点報告されている。このうち1点は弥生前期に比定されるが、その他は弥生中期で、本資料とほぼ同時期である。資料の増加が望まれる器種の一つであることは言うまでもないが、浅岡氏の分類・集成に従う限りにおいて、本資料がこれまで想定されてきた「衣笠」としての機能を持ち合わせていないと考えられる。

器物具類表 (注) () 内は残存値

器物 番号	器 種 分 類		形状 分類	注 量 (cm)			出土 地層	グリ ッド	層 位	本取り	組 成	備 考
	分類1	分類2		幅	厚	径						
1	筒形	新形式	B-Ⅱ	(10.3)	6.9	0.9	26	E, F-3	xⅰ	新素材Ⅰ	ヤブツバキ	本産品
2	筒状			(12.7)		径9.7	径2.6	13	B-5	樹-x	新素材	アカガシ葉裏
3	木製		B-3	(28.2)	(5.8)	高4.2	径厚1.6	26	F-5	xⅱ	本産素材	スズ
4	その他	多枝付木製品	V	高22.1	幅35.6	奥行17.3	軸径3.3	26	C-11	v-xⅰ	枝分かれ材	

第7節 容器・食具 (第333~349図)

「木器集成原始編」では容器と食具について別項目を立てて解説されているが、本報告では両者を製作技術の観点から別物に一括し、木製容器・木製高杯・匙・杓子・容器蓋などの項目で説明を加えることとする。

木製容器

本項で概説する資料には、台付容器、合子、コップ形・ジョッキ形容器、把手付容器、碗形容器、鉢形容器、組合せ式の箱形容器がある。

1・3は長辺の胴部の張りに若干差が認められる他はほぼ同形態の木製容器である。2点共に透かし高台付きで長軸に3箇所、短軸に1箇所、長方形の透かしが左右対称に入る(3は身の底面のみ残存)。1は台部と身の立ち上がり部分に境を持ち口縁部に向かって徐々に広がる。高台内面に明瞭に加工痕跡をとどめる。2は底部周縁が僅かに段を持つ台付き容器で、身の形態は1・3と類似している。4は1・3と同様に透かし高台を持つ容器で、長辺8.8cm、短辺7.2cmを測る。形状は長方形の四隅を丸くしたもので小型品である。両短辺の口縁中央に小突起(紐孔は穿たれていない)が加工されており、この形状から本資料は合子と捉えられる。上記4点のうち3のみ樹種同定はされていないが、他の3点は全てヤマグワと同定されている。

12・14は未成品であるが、2点とも相対する2辺に突起が加工されており、これについては合子未成品と判断できる。12は内面の彫り込みが全く行われていないが、底部を加工して四脚を作り出している。未成品でありやや加工は粗いが成品化後は、円柱状の脚になると思われる。脚の高さは2.0cm、全体の高さは14.2cmを測る角の丸い方形四脚の合子である。14は口縁を3cm弱残して彫り込み加工を始めた合子である。底部には高さ1.2cmの円形の台が付く。本資料も角丸形状である。なお12・13の樹種については、2点ともにケヤキと同定されており、1・2などがヤマグワであったことから製作する容器の大きさに応じて用材選択を違えていたことが分かる。

5・6・7・8・9の5点はコップ形容器としているもので、器高は10~17cm位までであるが、最大径は6~8cmと大差はない。7は底部のみの残存である。口縁の形態には2種あり、5・8は口縁端部が最大径となるものであり、6・9は中段またはそれ以下で最大径を測れる。更に底部の加工についても、5・7が底面を平坦に加工しているのに対して、6・8・9は底面を持たず丸く加工されている。8は底部と胴部上方の外面に二条の沈線が施されている。9は胴部上方に稜線を持ち口縁と区別している。樹種については、5がヤマグワで、6・9がケンボナシ属と同定され、木取りについては5点全て縦木取りとなっている。

10は小型の鉢形容器で、内面の彫り込みがやや浅いが、加工痕跡が認められず、逆に何かをつぶしたように内面が摩滅している。小型臼として用途が見出せるかもしれない。11は一方の長軸端部に把手が付く容器の未成品で、把手部分が残存していれば18とほぼ同形態の未成品となる(11・18は同一時期の資料である)。13は五角形状の粗型の内面を彫り込んだもので、外面は年輪に沿って加工し、底部を作り出している。15は心持ち材の縦木取りで一方の木口面から彫り込んでいる。内面中央に残存する角柱が成品化後も残るのであれば、容器以外の分類が必要となる。16も心持ち材を加工したもので、形状は碗(台付鉢)形である。

17は鉢形容器の未成品で口縁部径21.5cm、器高9.7cm、底部径6.5cmを測る。19は11・18同様で把手付容器の未成品であるが、本資料は把手が長軸側面に縦位置に加工されている。17・19の樹種はトチノキと同定されており、大型品にはケヤキとトチノキが主に用いられていることを表している。

24はジョッキ形容器としているもので、側面に縦位置の把手が加工により作り出されている。把手の身と接する部分は断面方形であるが、握り部は断面円形で丁寧に加工されている。器高14.5cm、口縁部径8.9cm、底部径7.9cmで把手のある胴部中央が最も細くなる。底部底板の形状は「木器集成原始編」にある「底板側面は上下面と直角をなし、周縁上面を切欠いて段を設け側板を当てる」方法とほぼ同じであるが、本資料は組み合わせられる底板が全て側板の中に収まるように加工されている（組合せ模式図参照）。本資料には表面に樹液か何かを塗布した痕跡があり、保存処理後の遺物観察によって組合せ部分にのみ塗膜が観られなかったことから底板の形状が判明したものである。つまり本資料は底板を組み合わせた後、表面塗布している資料となる。なお把手の下にある2孔については当初底板を木釘で留めるための孔として捉えていたが、山田昌久氏より補修孔であるとの指摘を受けている。木取りは縦木取りで、両木口面から彫り込みにより加工されている。

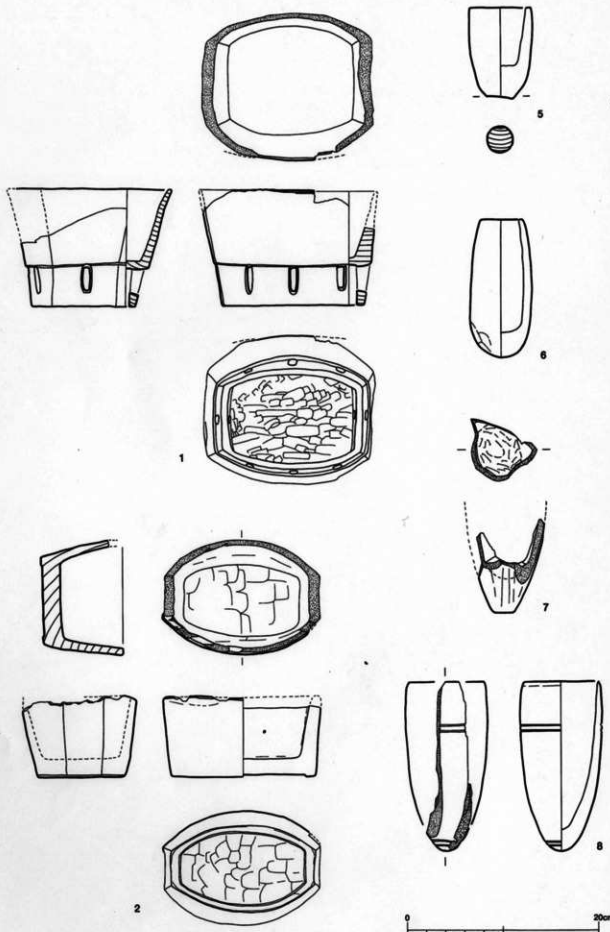


ジョッキ形容器の
底板組合せ想定図

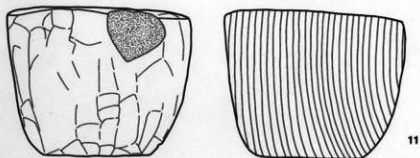
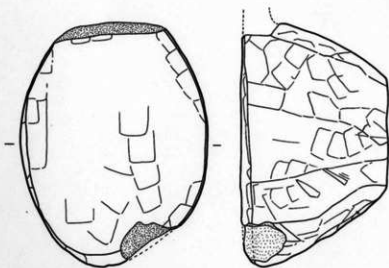
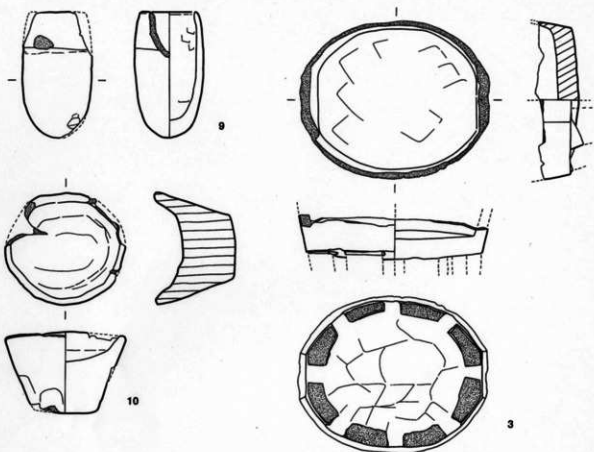
20・21は鉢形容器で、20は底部から口縁にかけて直線的に広がるもので、底部は5mm前後と薄い。これに対して、21は内彎しながら外に広がるもので、内外面共にミガキにより加工痕跡を消している。21の樹種はヤマグワと同定されている。

22・23は組合せ式の箱形容器である。身の形状は平面長方形の厚手の角材を彫り込み、両端・両側を作り出す。2点共に一方の端部と両側面の大半を欠損しているが、ほぼ同形態と判断している。蓋の形状は合子に見られる被せ蓋・置き蓋とは全く異なり、内面の両側辺上端に浅い溝を彫り込み、板状の蓋を一方の端部よりスライド挿入する方法をとっている。この組合せの様子は両側面を完全に欠損している22では確認できないが、23の断面図・側面図によって分かる。また23の板蓋であるが、一方の長辺に沿って2箇所、もう一方には4箇所の細長い小孔が穿たれており、組み合わせた後、容器身と皮紐によって結ばれていたものと考えられる。22に戻るが、22の底面に先端が尖った錐状工具によると思われる小孔（貫通はしていない）と鋭利な刃物によるケガキ線が観られる。小孔の一部は列をなして施されており、列孔による絵画表現や文様と考えたことから図版提示に至ったが、解説はできていない。

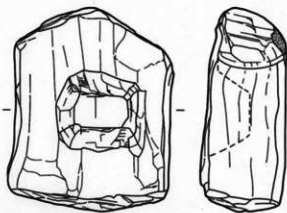
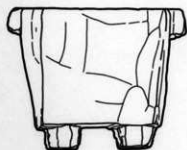
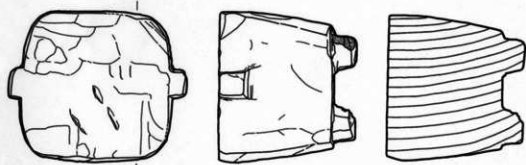
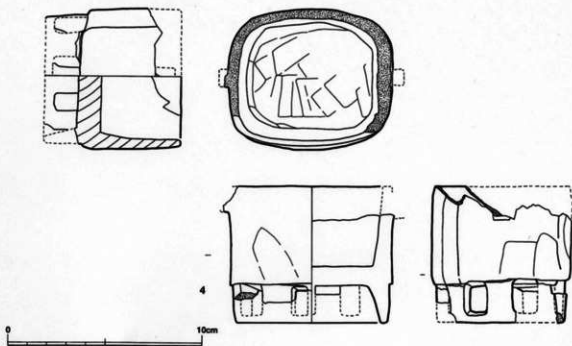
25は半裁材を用いて、内面を彫り込んだ資料であるが、断面図の木取りから分かるように新材にあたる木表側を彫り込んでいる。形状的に似た資料を第4節 祭祀具の舟形木製品に求めることができるが、舟形木製品において内面に孔が穿たれた資料が見られないことから本節に分類している。底部も含めた外面に幅5.1・7.1cmを測る浅い彫り込みが認められることから、本資料は同様の別材または板状の蓋が組み合わせられていたと思われる。なお実見はしていないが本資料とほぼ同形態のものが「脚組合せ容器」として福岡県下稗田遺跡で出土している。



第333図 容器・食器具 1 (S=1/4)



第334图 容器·食器具 2 (S=1/4)



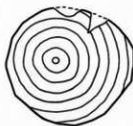
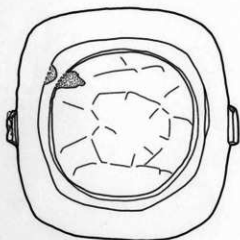
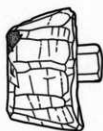
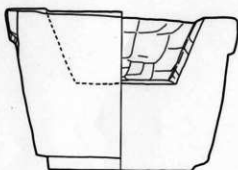
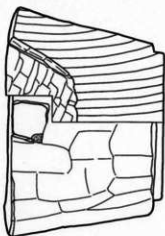
12



13



第335図 容器・食器具 3 (4:S=1/2, 12-13:S=1/4)

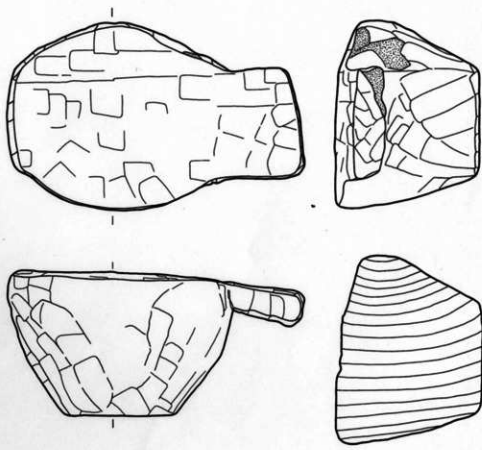
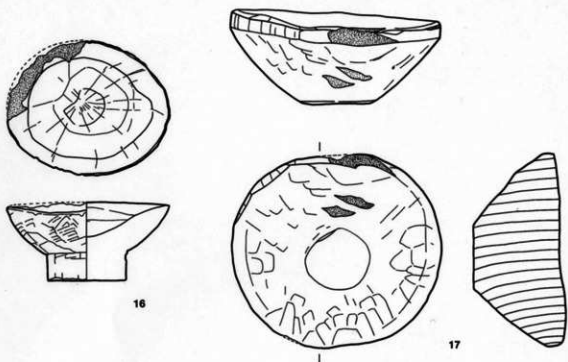


14

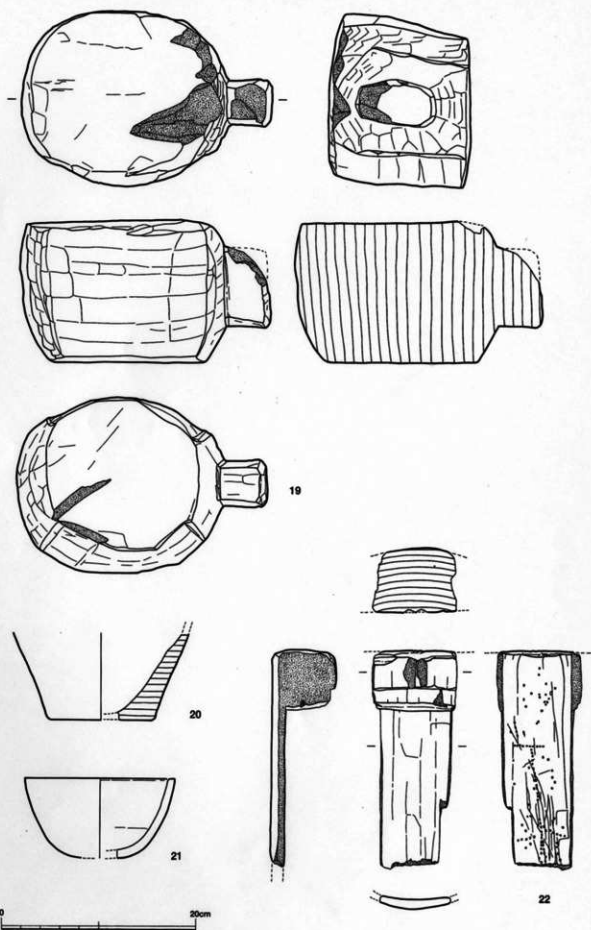
15



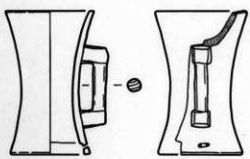
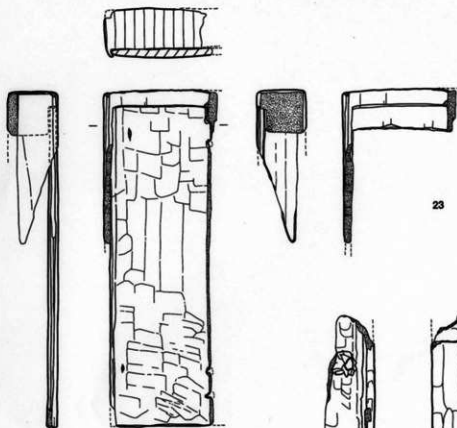
第336図 容器・食器具 4 (S=1/4)



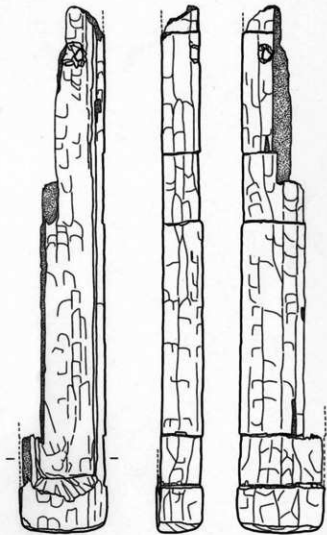
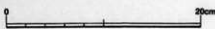
第337图 容器·食器具 5 (S=1/4)



第338図 容器・食器具 6 (S=1/4)

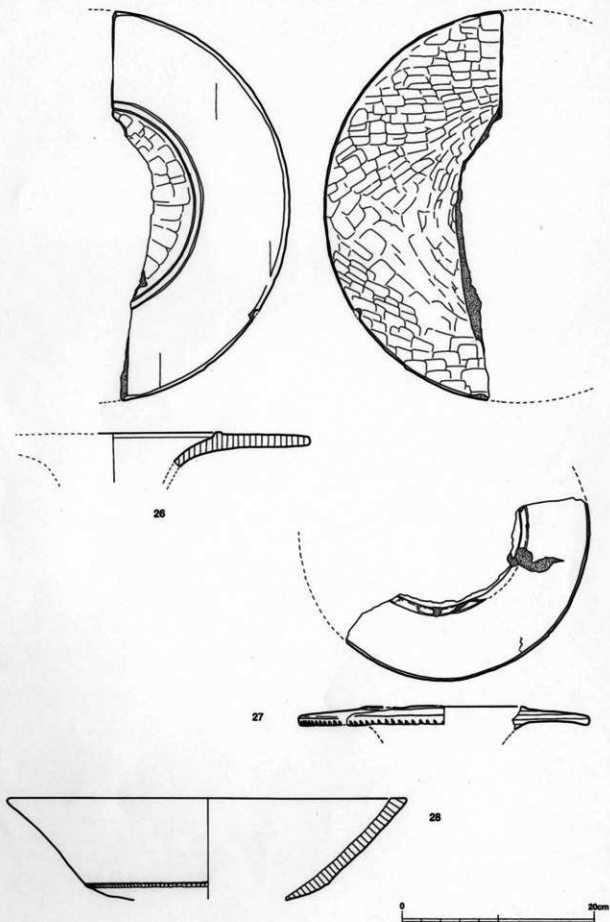


24

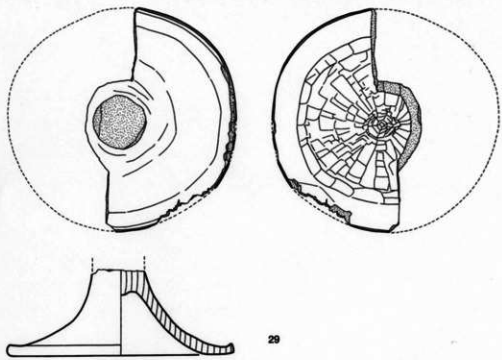


25

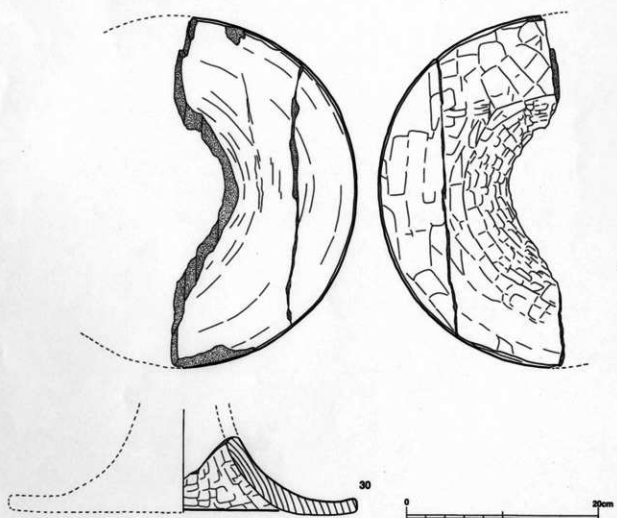
第339图 容器·食事具7 (S=1/4)



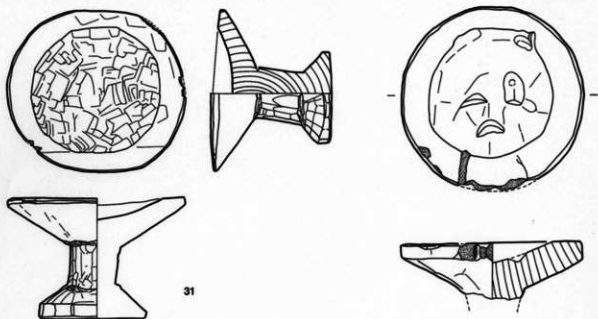
第340图 容器·食事具 8 (S=1/4)



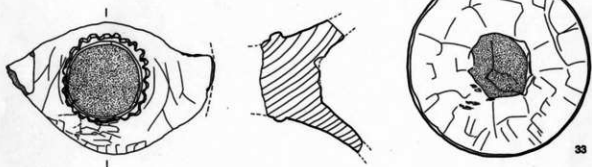
29



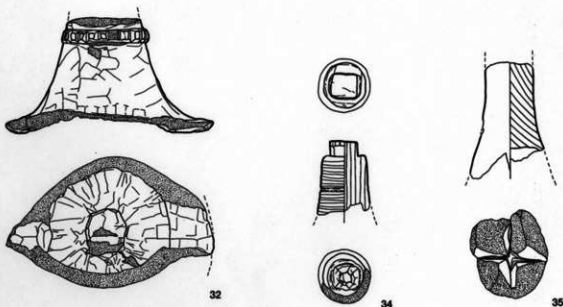
第341图 容器·食事具9 (S=1/4)



31



33



32

34

35



第342図 容器・食器具10 (S=1/4)

木製高杯

土製高杯との先後関係もあり、木製高杯については別項目を立てて説明を加える。本報告では26～35まで全10点の高杯を掲載している。このうち全体形状が把握可能な資料は31のみで、その他は杯部・脚部・脚柱部だけの欠損品である。

26・27は水平口縁を持つ土製高杯とほぼ同形態の木製品である。口縁部と彫り込まれた身の境界に土器と同様に幅1cm弱の突帯を持つ。26は口縁上面の水平部分には殆ど加工痕跡は観られず精品を窺わせるが、身内面および口縁裏は明瞭に加工痕を残す。復元径は40.4cmを測る。27は更に残存率が高いが、口縁部は両面共に磨かれており、やや下方に傾斜する口縁端部(口唇部)に細かく刻みを入れている。復元径30.0cmを測る精品である。

28は口縁復元径41.0cmを測る大型品で、杯部下方に幅4mm程度の高まりを持ち、表面は細かく刻まれている。この刻みを境に屈曲し、脚柱部に至る。表面は磨きにより、加工痕は殆ど認められない。29・30・32は脚部である。後述する31・33に対して大型であり、これらの資料の多くは杯部と脚部を別材で加工し、ほぼ結合したと思われるが、いずれも組合せ部分までは残存していない。3点共に脚部内面に加工痕跡を明瞭に残すが、全て成品として捉えている。32は脚柱部に刻み突帯を持つ。

34・35は脚柱部で、34の上端部には組合せ用のほぞが作り出されている。表面にはほぼ等間隔で横線が入り頭頂部は丸く面取りされているため凸凹するが、工芸的なセンスを感じる。なおこの加飾は中段に幅の広い彫り込みを持ち、上下に分けている。35は表面に加飾は見られないが欠損している脚部内面が十文字に彫り込まれていることが分かる。

31・33は台付き鉢状の一木式高杯である。2点とも未成品であり(33は脚柱部以下を欠損)、表面には多数の加工痕跡をとどめている。

樹種については大型品では杯部のみの26・28と脚部の29・30が同定されているが、4点全てケヤキであり、木製容器の大型品と用材選択が共通している。また31はケンボナシ属でこれについてもコップ形容器と共通している。

木製高杯の出土時期については、土製高杯との先後関係が重視されるが、水平口縁を持つ26・27以外は全て中期前葉を主とし、一部層位が曖昧な資料についても中期中葉までに内包される。これに対して土製高杯においては殆どが中期中葉～後葉に比定されており、木器高杯が土製のそれに先行して製作・使用されていたこととなる。こうした状況は、畿内における弥生前期の木製高杯と土製高杯の様相と共通している。木製高杯の加工が土器に比して困難であったにも関わらず土器が見られないのは、中期前葉段階での土器製作技術においては高杯の製作が不可能とされていたのか、または木製高杯の用途と強度・耐久性の必要から土製高杯は製作されなかったと見ることもできる。

匙

匙と後述する杓子(縦杓子)との区別については、「木器集成原始編」に従い、「身が浅く、平面形が柄の軸方向に長い楕円形もしくは紡錘形を呈しているもの」を匙とし、「身が深く、平面形が正円に近いもの」を杓子とする。

匙の分類は現時点では非常に簡便で、身の口縁と柄の付け根上面とがほぼ一直線をなすA類、身の口縁を柄の付け根の上面よりも一段高く作り、両者が鈍角をなしてとりつくB I類、身の口縁と柄の付け根の上面との間に段差がなく、両者が鈍角をなしてとりつくB II類にのみ分けられている。本遺跡では匙として36～53・66までの19点を確認しているが、大型品の51・52・53と形態が異なる66以外は全てB I類に該当する。匙の用途としては、それを用いて食物を口に運んでいたのか、分

配(取り分け用具)に用いられていたことが想定される。ただし分配用として捉えられる根拠は、加飾された奢侈品が含まれること、食物を口に運ぶ以上に身の形態が大きいこと、一遺跡での出土点数が比較的少ないこと等によるものである。よって本遺跡での出土点数は「木器集成原始編」の掲載点数を超えており、加飾の見られないもの、小型のものが含まれることから上記した用途にとらわれることなく、純粋に個人の食具としての可能性も一案として想定することができる。換言すれば本遺跡における匙の身の形態は、ほぼ楕円形で先端が先細くなる木葉形で、身の上端部と柄のなす角度についても150°前後と共通する。形態的な共通は当然ながら用途と関連があることは確実で、このことは前項の木製容器の形態が多岐にわたることと対照的であり、匙については個体毎に用途を見出すことは意味を持たず、全体として共通した用途を考えていく必要があり、前記した個人用としての可能性に繋がっている。以下、本資料について若干説明を加える。

匙に分類した資料の多くは身の内面に加工痕跡をとどめるものや身の彫り込みが全く行われていない未成品である。成品として捉えている資料は、36・37・38・40・48の5点で、このうちの36・38および未成品の42・45・46、形態の異なる66の柄の先端に共通した装飾が施されている。ただし柄の先端を欠損した資料が多く、全点に装飾が施されていた可能性も否定はできない。50・53は匙の粗型未成品で、こうした資料の出土によって遺跡内での匙の製産根拠としている。51・52は大型品で分類上はAに該当するが、どちらかと言えば横杓子とすべきものである。66は52の小型品で、形態は異なるが機能面を重視して匙と捉えている。資料は、身と柄の境界を持たないもので、柄から連続して身の削り込みが施されている、いわゆるレンゲ形である。67は匙ではないが、フォーク形の食具で用途の推測には至っていない。

匙の樹種についてはイヌガヤ、ケヤキ、ヤマグワ、カエデ属などが同定されており、加飾の有無や時期的な分布による共通性は見出せないが、匙の多くは中期前業から中業に時期比定される。

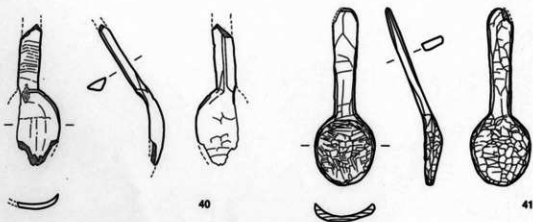
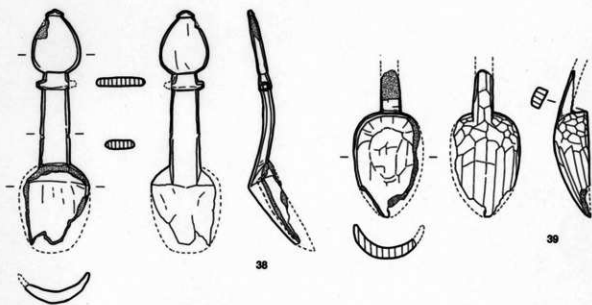
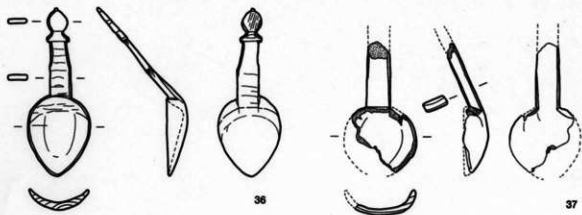
縦杓子

54～61を縦杓子と分類している。本遺跡の縦杓子は2種に大別可能で、一つは全長が35cm以上で柄が長く、柄の先端に円形の装飾が施されるもの(CⅠ類、54・55・57・58)。もう一つは柄が短く、柄の先端に装飾が見られないもの(D類、56・60)である。また59・61はC類をやや小型化したもの(CⅡ類)と判断している。分類は主に形態的差異によるものであるが、上記分類に樹種も対応していることが同定結果より判明している。CⅠ類はヤマグワ(54・55)であり、CⅡ類の2点はケヤキ、D類の56・60はスギとなっている。資料の時期については、形態差は見られず全て中期(中業～)後業に比定される。

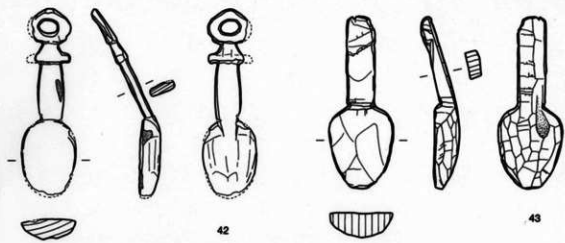
容器蓋・その他

62～65までの4点を容器蓋として捉えている。62・64は精品であり両長軸の側面に1孔穿たれた突起状の作り出しがあり、このことから2点は合子蓋と捉えられる。組合せ方法は、内面の周縁から容器身の幅の分だけ内に入った所に全周して突起をもつもので、「木器集成原始編」では「栓蓋Ⅱ」と分類されている。65は長軸の両端に2孔ずつ穿ったもので、これも合子蓋と捉えられる。組合せ方法は本資料を成品と仮定すれば、容器身の上に置くだけの「置き蓋Ⅰ」となるが、未成品の場合は分類はできない。63はほぼ中央に紐孔を2孔穿ったもので、容器身との組合せは「置き蓋Ⅰ」となる。樹種は62・64のみ同定されており、ともにヤマグワである。

68は不明品である。二条突帯を持つ容器としてのみ想定可能であったことから本節で資料の提示を行っているが、内外面共に加工痕跡を明瞭にとどめており成品としての判断は難しい。ただし樹種はヤマグワとして同定されており、他の容器類との整合性は認められる。

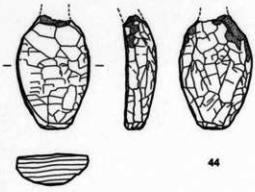


第343图 容器·食事具11 (S=1/4)



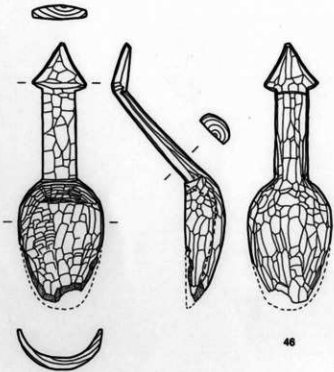
42

43



44

45

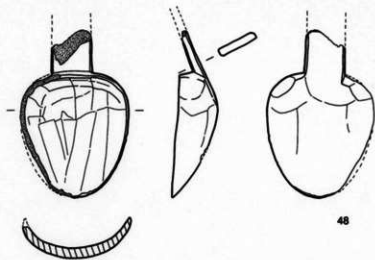


46

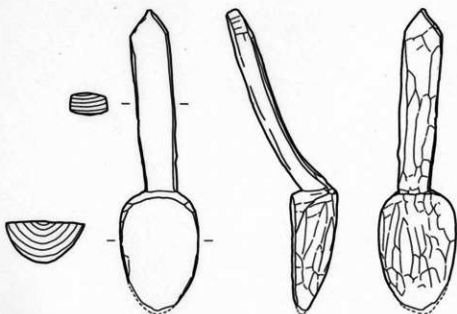
47



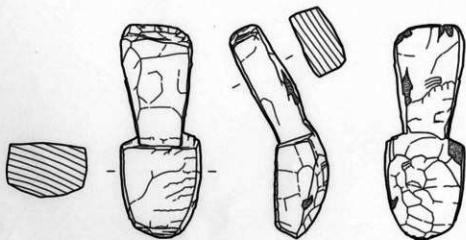
第344图 容器・食器具12 (S=1/4)



48



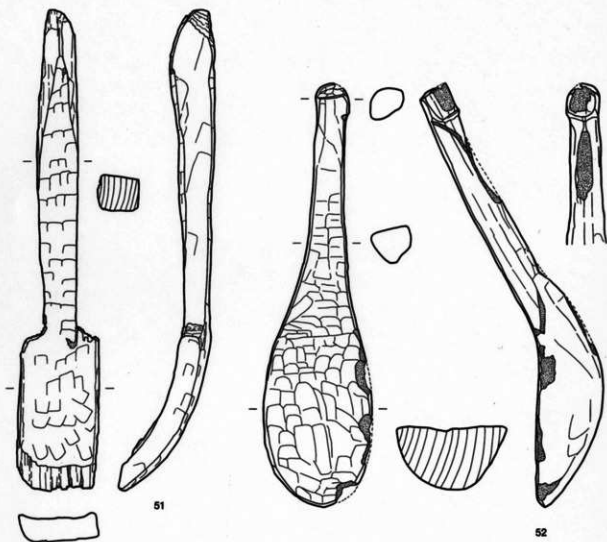
49



50



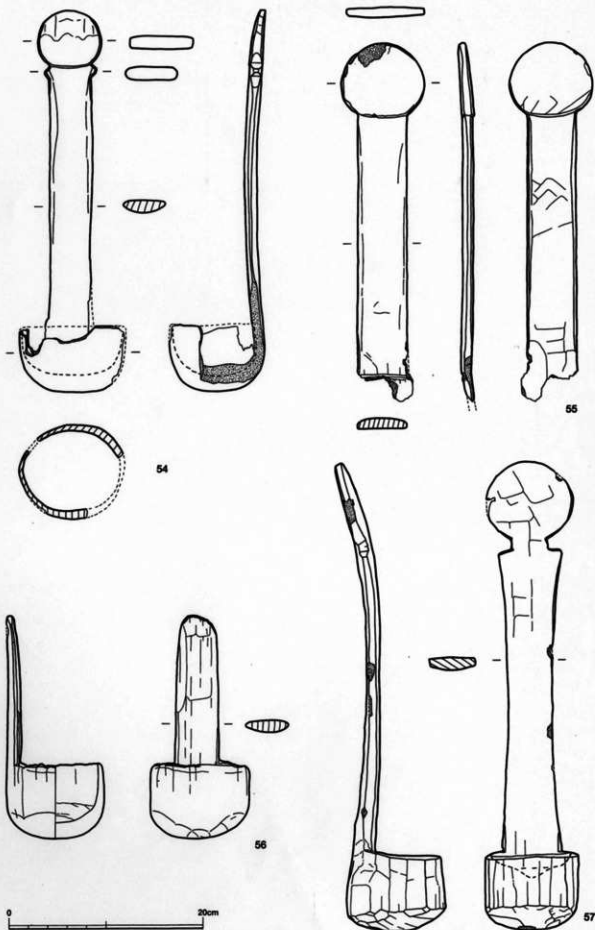
第345图 容器·食事具13 (S=1/4)



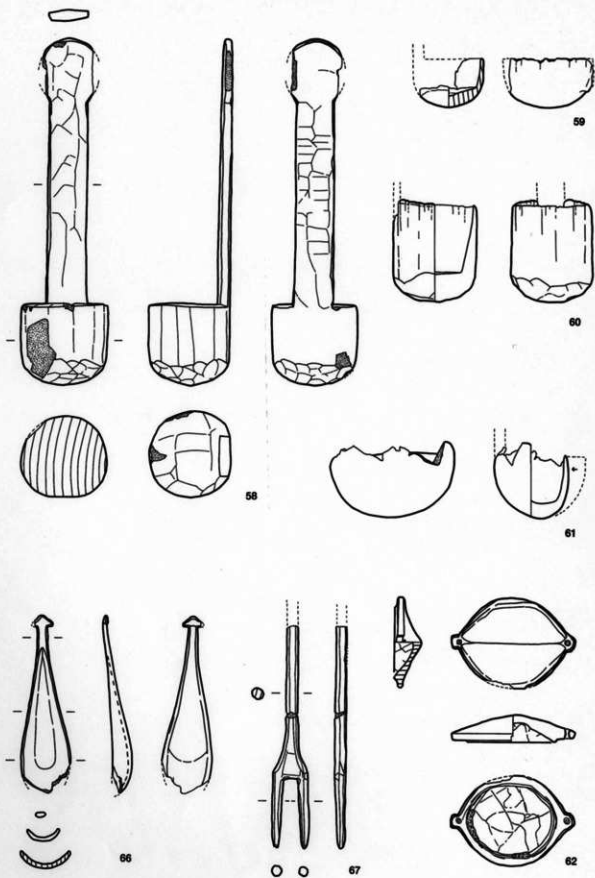
53



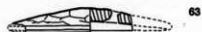
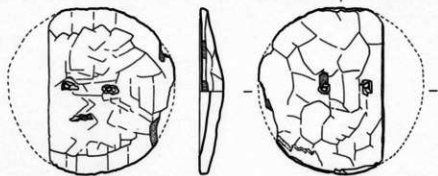
第346图 容器·食器具14 (S=1/4)



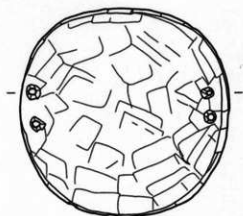
第347图 容器・食器具15 (S=1/4)



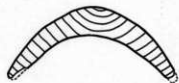
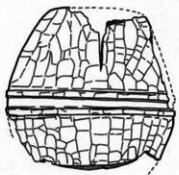
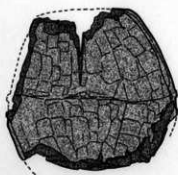
第348圖 容器・食事具16 (S=1/4, 67:S=1/2)



64



65



66



第349图 容器·食事具17 (S=1/4, 65:S=1/2)

寄器・食器具類表 (注記の()内は隠存品)

器種 器名	器 分類	分器1 分器2	分器3	形状 分類	寸法			高さ mm	グリ ッド	器位	水取り	脚 部	備考	
					長さ	幅	高さ							
1	器類	透かし具合			(17. 8)	(18. 0)	11. 7	13	C-6	V-横	焼木、磁器	ヤマダフ		
2	器類	合付			(16. 1)	(11. 5)	8. 2	26	C-3	V-横	焼木、鏡れ紙	ヤマダフ		
3	器類	透かし具合			(19. 8)	(16. 1)	(4. 4)	26	C-5	X	焼木、磁器			
4	器類	透かし具合	合付		(8. 8)	7. 2	6. 9	12	F-81	W	焼木、磁器	ヤマダフ		
5	器類	コップ形			6. 5		9. 3	13	C-3	W-X-E	焼木取り	ヤマダフ		
6	器類	コップ形			6. 2		14. 1	11	D-4	W	焼木取り	ケンボナン皿	S D-2 4	
7	器類	コップ形			(6. 9)		(9. 3)	26	F-4, 5	X-E	焼木取り			
8	器類	コップ形			8. 4		17. 1	25	D-18	W	焼木取り			
9	器類	コップ形			6. 9		12. 9	26	W	W	焼木取り	ケンボナン皿		
10	器類	煎茶			12. 2	11. 4	8. 2	12	D-5	W-横	焼木、磁器			
11	器類	煎茶付			(24. 8)	19. 0	15. 1	13	D-5	W-横	焼木、磁器			
12	器類	煎茶付	合付		18. 2	15. 3	14. 2	26	F-4	X-I	焼木、磁器	クヤキ		
13	器類				20. 6	17. 0	8. 5	26	F-4	X-I	焼木、中継			
14	器類	合付	合付		23. 5	23. 3	18. 2	26	E-2	X-I	焼木、磁器	クヤキ		
15	器類				14. 6	12. 5	9. 9	13	D-2	W-X-E	心持ち			
16	器類	煎茶			16. 5	13. 7	8. 0	26	D, E-7	W-X-E	心持ち	ハンノキ製		
17	器類	煎茶			21. 5	19. 8	9. 7	26	E-4	W-X	焼木、磁器	トチノキ		
18	器類	煎茶付			30. 4	19. 0	14. 8	13	D-5	V-横	焼木、磁器			
19	器類	煎茶付			25. 5	17. 8	14. 5	26	E-3	W-X	焼木、磁器	トチノキ		
20	器類	煎茶			(17. 8)		(8. 7)	26	E, F-8	W-X	焼木、磁器			
21	器類	煎茶			(18. 1)		(8. 1)	13	C-6	V-横		ヤマダフ		
22	器類	煎茶・組合せ	身		(22. 0)	(8. 7)	6. 5	26	D-3	V-横	焼木、磁器			
23	器類	煎茶・組合せ	身		(18. 4)	(11. 8)	5. 0	26	E-4	V-横	焼木、磁器			
24	器類	煎茶・組合せ	身		22. 8	(10. 0)	1. 0				足付・鏡れ紙			
25	器類	ジョッキ形			8. 9	(8. 3)	14. 5	26	E-10	W	焼木取り	ヤマダフ	煎茶組合せ式	
26	器類	煎茶・組合せ	身		(53. 5)	8. 9	4. 7	26	E-4	V-横	焼木、磁器			
26	器類	高杯	研部	組合せ	40. 4	(3. 4)		2			焼木、磁器	クヤキ		
27	器類	高杯	研部	組合せ	30. 0	(2. 3)		26	E-9	V	焼木、磁器	クヤキ		
28	器類	高杯	研部	組合せ	41. 0	(10. 3)		26	F-4	X-I	焼木、鏡れ紙	クヤキ		
29	器類	高杯	研部	組合せ	(9. 0)	22. 8		26	E-4	X-E	焼木、磁器	クヤキ		
30	器類	高杯	研部	組合せ	(7. 8)	35. 7		26	F-4	X-I	焼木、磁器	クヤキ		
31	器類	高杯	洗存	一水	18. 1	12. 3	10. 9	26	E-2	X-X-I	焼木、中継	ケンボナン皿		
32	器類	高杯	研部	組合せ	(11. 7)	(21. 1)		26	F-3	W-X-I	焼木、鏡れ紙			
33	器類	高杯	研部	一水?	18. 8	(6. 0)		13	C-4	W-X	焼木、磁器			
34	器類	高杯	研部	組合せ	(7. 5)	(5. 4)		13	B-8	W-X	焼木、磁器			
35	器類	高杯	研部	組合せ	(11. 8)	(8. 9)		13	B-6	W-X	焼木、鏡れ紙			
36	食卓具	匙			長さ	幅	柄	高さ					身と柄の角度	
36	食卓具	匙		B-I	17. 1	8. 0	6. 2	2. 0	26	D-7	W-X	焼木、磁器	140°	
37	食卓具	匙		B-I	(19. 3)	(6. 7)	(6. 8)	2. 5	11	X-E	焼木、磁器	クヤキ	C 9-0 8, 156°	
38	食卓具	匙		B-I	(24. 1)	(8. 8)	(6. 0)	2. 9	26	E, F-8	X-E	焼木、磁器	ニシキギ製 154°	
39	食卓具	匙		B-I	(18. 0)	10. 7	(6. 8)	3. 5	26	F-8	X-I	焼木、磁器	ヤマダフ 160°	
40	食卓具	匙		B-I	(14. 4)	(7. 9)	(4. 2)	1. 4	26	F-10	W		150°	
41	食卓具	匙		B-I	17. 9	7. 1	6. 0	1. 7	13	B-5	W-横	焼木、磁器	イヌギヤ	
42	食卓具	匙		B-I	(19. 1)	(7. 9)	5. 5	2. 0	26	F-5	X-I-X-E	焼木、磁器	サウワキ製	
43	食卓具	匙		B-I	17. 6	8. 6	6. 5	2. 5	26	F-10	X-I	焼木、磁器	クヤキ	
44	食卓具	匙		B-I	(11. 6)	(10. 7)	7. 3	3. 0	12	B-8-E 4	W-X	焼木、磁器	カエデ製	
45	食卓具	匙		B-I	15. 1	8. 7	5. 9	1. 9	26	F-8	X-I	焼木、磁器	サカキ	
46	食卓具	匙	中継	B-I	(20. 3)	12. 3	8. 5	4. 0	26	E-5	W-横	焼木、磁器	イヌギヤ	
47	食卓具	匙		B-I	(10. 5)	9. 5	6. 2	2. 0	13	C-11	W	焼木、磁器		
48	食卓具	匙	中継	B-I	(17. 1)	13. 0	11. 0	4. 0	26	F-10	X-I	焼木、磁器	ケンボナン皿	
49	食卓具	匙		B-I	(30. 7)	(12. 1)	7. 9	4. 7	26	F-5	X-I	焼木、磁器	カエデ製	
50	食卓具	匙		B-I	21. 6	9. 5	8. 1	5. 5	12	F-2-E 6	W	焼木、磁器	クヤキ	
51	食卓具	匙	大型	A	(49. 2)	(17. 7)	(8. 2)	3. 1	13	B-3	W-横	焼木、磁器		
52	食卓具	匙	大型	(A)	43. 3	17. 0	11. 1	6. 6	26	E-4	W	焼木、磁器	クヤキ	
53	食卓具	匙	大型		(21. 4)		11. 9	5. 5	26	D-6	V-横	焼木、磁器		
54	食卓具	膳内子	加飾	C-I	高39. 1	(10. 6)	9. 7	2. 6	D-2	V-横	焼木取り	ヤマダフ		
55	食卓具	膳内子	加飾	C-I	高38. 8	(8. 5)	(1. 2)	1. 1	L-6		焼木取り	ヤマダフ	S D-2 2 A	
56	食卓具	膳内子		D	高22. 8	10. 0	9. 7	1. 2	F-8-E 3	W-X	焼木取り	スズ		
57	食卓具	膳内子		C-I	高47. 4	8. 6	10. 1	2. 6	F-9	W	焼木取り			
58	食卓具	膳内子	加飾	C-I	高35. 6	8. 8	8. 2	2. 6	D-4	W-横	焼木取り			
59	食卓具	膳内子		C-II	高(5. 0)	(8. 6)	(8. 4)	2. 6	F-7	W	焼木取り	クヤキ		
60	食卓具	膳内子		D	高(10. 4)	8. 3	8. 5	2. 6	F-8	W		スズ		
61	食卓具	膳内子		C-II	高(7. 6)	12. 7	7. 6	2. 6	C-5	V-横		クヤキ		
62	食卓具	合手櫃			12. 7	9. 1	2. 7	12	B-5-E 6	W	本組足付	ヤマダフ		
63	食卓具	合手櫃			17. 0	(12. 9)	高2. 4	13	B-6	W-X				
64	食卓具	合手櫃			(14. 6)	11. 2	高2. 0	17	E-9			ヤマダフ	S D-2 8	
65	食卓具	合手櫃			10. 6	10. 8	高1. 0	高次	C-1-2		鏡れ足付			
66	食卓具	匙(レンジ用)	加飾		(18. 0)	5. 0	1. 9	2. 6	E-2	V-横		カヤ		
67	食卓具	フーコ匙			(11. 3)	1. 8	0. 5	1. 2	B-6-E 1	W-X	足付	ムラサキキップ		
68	その他	不明品			16. 4	17. 4	2. 8	高7. 2	13	B-6	W-X	煎茶付	ヤマダフ	

第8節 紡織具 (第350~351図)

紡織具に大別されるものとしては、紡錘車1点、布巻具・緯打具各2点を確認している。以下、特徴の提示を行う。

紡錘車

八日市地方遺跡では土製および石製の紡錘車がともに出土しており、これらの製品についてもあわせて検討を加えるべきであるが、本節では1点出土している木製紡錘車に限定して説明を加える。なお土製品・石製品については、用途を勘案して節の見出しが紡錘車とはなっていないが、それぞれ各節を参照されたい。

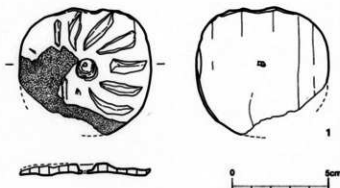
出土した紡錘車は直径6.7cm、厚さ0.4cmの円盤状で、中央に直径1.0cm、

深さ0.3cmの小孔が彫り込まれ、中心には径2mm貫通孔が穿たれている。表面には中心から放射状に配置された彫り込みがあり、中にはやや彎曲したものも含まれる。中心を貫通する紡茎は残存していないが、回転により繊維に撚りをかける際、表面の彫り込みも同時に回ることから、機能的な効果までは期待できないが何らかの精神的なねらいが込められているものと思われる。

布巻具・緯打具

「木器集成原始編」の中に織機の経(布)巻具として掲載されている「棒状でその両端に紐掛けを作り出した棒状品(3類)」と類似した資料については、本遺跡においても10点以上の出土例がある。しかし本報告では用途が必ずしも織機部材に限定できないことと頁数に限りがあることから、現時点で用途がほぼ確実に織機部材と判断できる4点について報告する。2・3は布巻具(経巻具との区別はできていない)で、分類では1類の長い板の両端が把手状にのびるものに該当する。(2類は両端に紐掛を削りだし、身の中央を一段深く彫り下げた棒状品)。「木器集成原始編」には兵庫県新方遺跡、大阪府亀井遺跡、奈良県唐古遺跡の例が掲載されているが、平成8年に報告書が刊行された兵庫県「玉津田中遺跡」にも類似資料が掲載されている。本資料は玉津田中遺跡出土資料と形状が酷似しており、ともに2点一対のセットを成すものである。2は全長60.2cm、把手を除いた長さが43.1cm、最大幅4.7cmを測る。断面図から分かるように一方の側面に深さ1.5~1.6cmの断面二等辺三角形の切り込み溝を穿ったものである。3は断面菱形状で、一方の側面は両面から一段下げて突起を作り出している。全長は59.8cm、把手を除いた長さが43.2cm、最大幅5.6cmを測る。2の資料と比較すると一方の側面の形状が異なる以外は量法に大差はなく、出土地区、グリッド、取上げ層が同一であり、玉津田中遺跡報告書でも指摘されているが、2点はセットで使用または織機の構造部位に組み込まれていたものと判断できる。なお、掲載はしなかったが資料2・3の裏面には鋭利な刃物で長軸に直交する各2本の線刻が施されており、線刻の幅は2では23.6cm、3では23.9cmとなっている。現在の反物の幅(平均37.0cm)と比較するとやや狭い感じを受けるが、この線刻の間隔が当時織られていた布の幅を示している可能性がある。

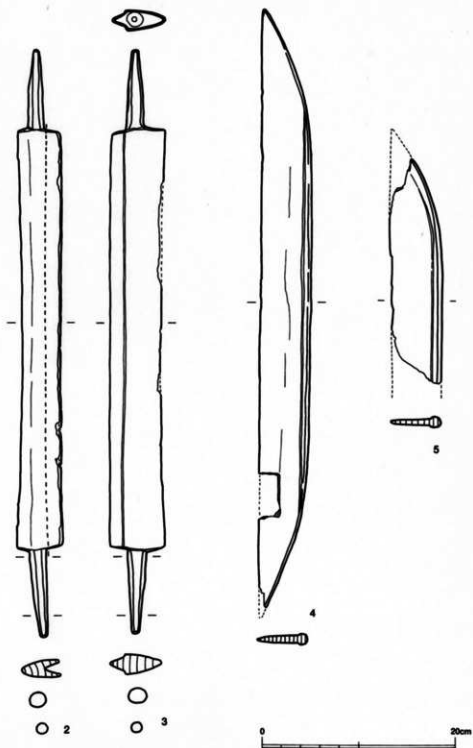
4・5はいずれも緯打具で、両端を尖らせた板の一方の長辺を薄い刃状に仕上げ、背側を一段厚く



第350図 紡織具1 (S=1/2)

帯状に残している。
4は全体形状を把握可能な資料で、全長は61.3cm、最大幅5.1cm、背側の帯部分で最大厚1.0cmである。5の資料は、4より僅かに幅が広いものであり、形状的な差異は認められない。また、緯打具(布巻具も含めて)では糸擦れなどの痕跡の有無が観察項目の一つに上げられるが、出土した資料は表面がかなり腐蝕していることもあり、痕跡を確認するには至っていない。

布巻具、緯打具に分類した4点の樹種はいずれもヤマグワであり、木取りについても全点本柁目材を使用している。



第351図 紡織具2 (S=1/4)

紡織具観察表 (注量の()内は残存値)

観測番号	器種	分類	分類1	分類2	形状	法量 (cm)				出土地区	グリッド	層位	木取り	樹種	備考
						長	幅	厚	径						
1	紡織	紡織車						0.4	6.7	11	M-8		本柁目材		SD-24d
2	紡織	布巻具		1層		60.2	4.7	1.7		26	F-9	vi	本柁目材	ヤマグワ	
3	紡織	布巻具		1層		59.8	5.8	2.0		26	F-9	vi	本柁目材	ヤマグワ	
4	紡織	緯打具				(61.3)	5.1	1.0		12	28-62	vii-ix	本柁目材	ヤマグワ	
5	紡織	緯打具				(23.0)	5.3	1.1		26	D-11	v-x	本柁目材	ヤマグワ	

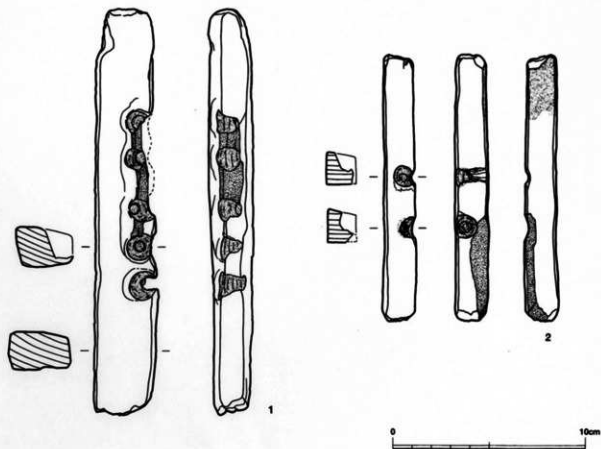
第9節 雑具 (第352~356回)

雑具に分類されるものとして、発火具2点、把手2点、指物腰掛の脚1点、二つの部材を接合するための補助材である栓を確認している。以下、特徴の提示を行う。

発火具

出土している資料は、回転摩擦式発火法で用いられた火鑽臼と呼ばれる木片2点で、1には5箇所、2には2箇所の火鑽穴（回転摩擦により生じたくぼみ）がある。いずれも内面は黒色で、摩擦により熱を受けたことが窺える。1の火鑽穴の径は約1.1～1.4cm、2は1.0cmと1.1cmであり、この違いは使用された火鑽杵（棒）の太さに比例している。また各地での出土例にも見られるが、2の火鑽臼の側面には浅い溝状の切込みが見られ、回転時における酸素の取込みを容易にしている。更に類似資料を確認できていないが、2の資料の火鑽穴は、二方向からの摩擦により凹んでいることが分かる。このことは元々の材の幅と厚みがともに1.6cmとやや細かったことに起因しているが、事前準備として側面に切込みを入れることが慣例となっていたとするならば、本資料は稀な資料であるといえる。

第5節「武器・武具」で提示した火鑽臼に転用された可能性のある楯であるが、比熱範囲が広いように感じるし、酸素の取入れが可能なのかといった疑問も残ることから転用の賛否については再考の余地がある。なお樹種については、1はツルアジサイ、2はスギで、上記の楯もスギである。



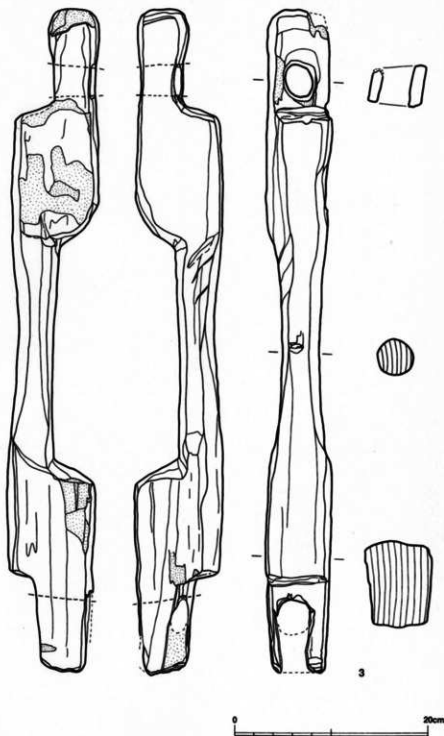
第352回 雑具 発火具 (S=1/2)

把手

中央が握り部で、上下に組合せ用のほぞ穴または緊縛用の加工が施された資料が2点出土している。組み合わせられていた別材の形状が特定できないことから、部分名称ではあるが「把手」として説明を行う。3は大型品で全長68.0cm、握り部径3.8cmを測り、上端の組合せ部には3.4×4.0cmのほぞ穴が穿たれている。全体的にやや加工の粗い製品ではあるが、使用に際しては次項で説明する接合補助材の「栓」が不可欠で、大型の扉や門などの把手が想定できる。

4は小型品で、一部欠損しているが装着面が平坦であることから楯などへの組合せが考えられる。全長23.5cmと小型でありながら、握り部径が3.0cmもあり、予想以上に重量のある部材に装着されていた可能性がある。緊縛用の加工についても3とは異なり、上下の組合せ部側面に貫通する一孔を穿ち、貫孔より後方に向けて溝を切り、この間を紐が通るように作られている。緊縛に用いられた紐が表面に現れないようにすることが可能で、組合せ後の表面加飾が想定できる資料である。樹種は大型品の3がサワラで、4はエノキ属となっている。

把手として確認している資料は以上の2点であるが、第5節「武器・武具」で言及したとおり資料11の楯には組合せ部が二股に別れる把手が装着されていた形跡があり、把手の大きさおよび組合せ部の形状は、組み合わせられる別材の大きさおよび重量に応じて多種多様な器種が存在していたことが推測できる。



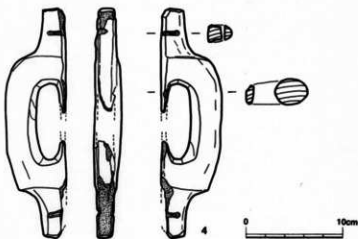
第353図 雜具 把手1 (S=1/4)

接合補助材・栓

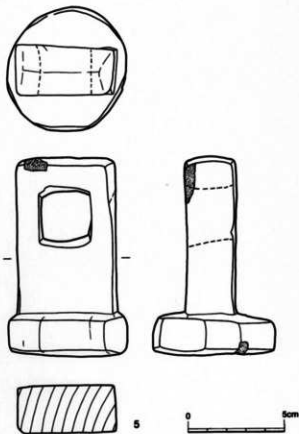
上記大型把手等の組合せにおける補助材として想定される栓が出土している。建築材として使用された可能性もあり用途を限定するには至っていないため現時点では部品名の「栓」を当てている。本報告で掲載したものは、割目材を用い、一方の端部を円形の敲打部として2cm余り残し、その他の部分を四角柱状に仕上げたものである。全長10.1cmを測り、先端より1.5cm下の側面にやや大きめの方形の貫孔を穿ってある。なお頁数に制限があり1点のみの掲載となったが、類似資料が5点以上出土しており、後日機会を得て分類・報告したいと思っている。また本文における分類名等については三重県埋蔵文化財センター「六大A遺跡発掘調査報告書（木製品編）」(2000)を参考とした。

指物腰掛の脚

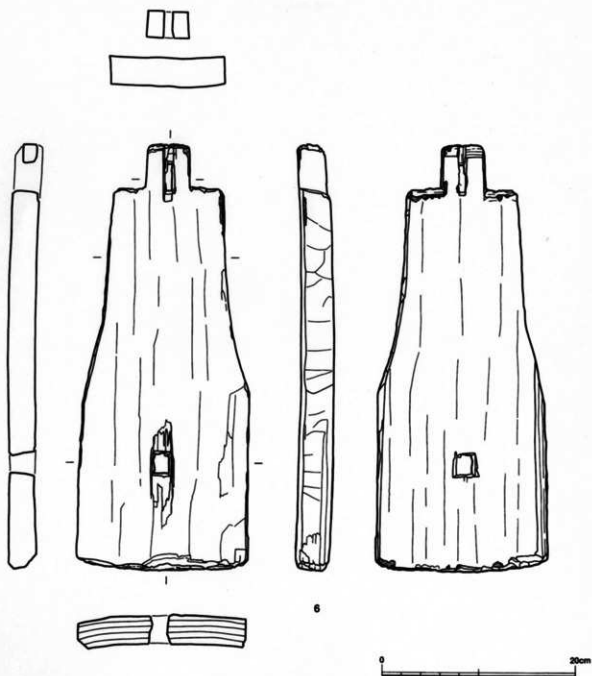
腰掛けには座板と脚を一木で作出した例物と別材を組み合わせた指物があり、本資料は指物腰掛の脚に当たる。脚（脚板）は平面形態により以下に細分されている。A類：ほぼ長方形のもの。A'類：ほぼ長方形の両側辺がくびれた形もしくは両側辺を切り欠いた形。B類：台形もしくは両側辺がくびれた台形。B'類：台形もしくは両側辺がくびれた台形の下に横長の長方形がつく形。（上記分類は「木器集成原始編」に提示された置田雅昭氏の案による）本資料はB'類に該当し、全長43.6cm、幅17.6cmと比較的大型である。脚板の上端に作り出されたほぞ差し部と脚板中位に一箇所づつほぞ孔が穿たれている。前者は座板上面よりほぞを突出させて小木片で栓（楔）留めを行う孔であり、後者は横棧を渡すためのもので、いずれも座板と脚をより強固に結合するための工夫である。また座板下面と接する部分が平坦ではなく斜めに加工されていることから、組合せ時の脚は座面に対して垂直ではなく、裾広がりや内側に反っていたことが分かる。



第354図 雑具 把手2 (S=1/4)



第355図 雑具 その他1 (S=1/2)



第356図 雑具 その他2 (S=1/4)

雑具観察表 [注量の()内は検存数]

報告 番号	器 種	分類	形状 分類	法 量 (cm)			出土 地区	グリ ッド	層 位	水取り	新 規	備 考
				高	径	厚						
1	焼火具	火鏝口		20.8	3.2	2.2		13 D-5	v~vi	角材・二方柱	フルアジサイ	
2	焼火具	火鏝口		13.6	1.6	1.6		26 F-10	vi	角材・二方柱	スギ	
3	把手	(大型)		68.0	6.7	高9.0	層3.8	12 29-56	vi	角材・二方柱	サワラ	
4	把手	(小型)		23.5	2.7	高6.1	層3.0	26 D-8	v~vi	角材・二方柱	エノキ属	
5	結合補助材	栓		10.1				6.2 11 D-3		榎目材		S D-7 b
6	器物	腰掛	脚(脚)B'型	43.6	17.6	3.4		26 E-10. 11	v~vi	榎目材?		

第10節 用途不明品 (第357~358図)

本報告では用途不明品として次の二種の製品 (部品) について資料の概要を提示する。

曲折形木製品

本資料と形状および法量、樹種、帰属時期がほぼ同一のものが昭和63年に石川県立埋蔵文化財センターが刊行した羽咋市の「吉崎・次場遺跡」報告書に掲載されている。報告では同類の資料が3点掲載され、遺物名を「五辺曲折形木製品」としている。本報告における遺物名はそれに従ったもので、辺数が6辺の資料が含まれていたため「曲折形木製品」とした。3点確認しており、形状はいずれも長さが1m前後、直径2.0~4.0cmの心持ち材を用い、内側に約20cm前後の間隔で他の部材を組み合わせるためのU字状の受け部を加工している。一方の先端を欠損している資料も含まれるが、恐らく両先端には緊縛時の紐掛かりが作られていたと思われる。使用に際しては緊縛により多角形をなし、井戸枠内などにおいて各々のU字状受け部に角杭を組み合わせ、壁面の崩落を防いものと推測される。ただし現時点では出土状況との整合性が得られておらず断定するには至っていない。

暖簾状木製品

本資料は一方の先端を僅かに欠損しているがほぼ完成品で、全長111.3cmを測る。類似資料が見当たらないが、想定される用途によっては建築部材または雑具の範疇に入れるべきかもしれない。今回報告に当たり現在使われている類似用具の名称を引用して「暖簾状」とした。出土状況など根拠を示すことはできないが、住居の入口などに暖簾状の用具を掛けたと仮定すると、両先端の形状や装着面を作り出した上で均等に孔を配置してあることなど形状には問題はないようである。

用途不明品観察表 (注量の()内は残存値)

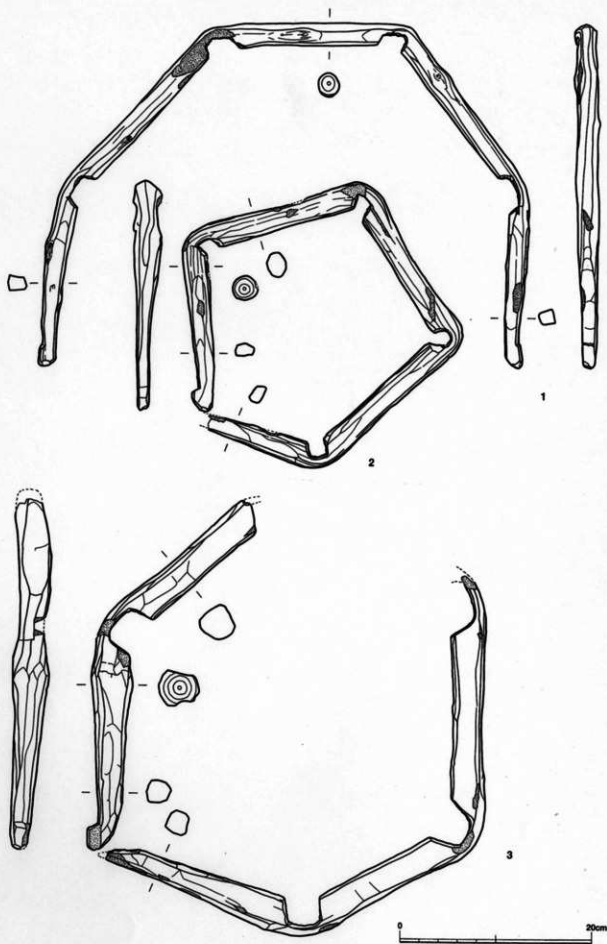
報告書 番号	部類	分類	形状 分類	法量 (cm)				出土 地区	グリ ッド	層位	木取り	樹種	備考
				長 (各辺の合計)	幅	厚	径						
1	曲折形木製品	五辺		99.9		2.2	2.6	F-3	xⅡ	心持ち	マタタビ属		
2	曲折形木製品	五辺		(87.6)		2.7	2.6	F-4	xⅠ	心持ち			
3	曲折形木製品	六辺		(111.5)		4.0	2.6	F-4	xⅠ	心持ち			
4	暖簾状木製品			(111.3)	4.2	3.5		2.6	E、F-5	xⅡ	辺材	ヤマグワ SK-136	

第11節 建築部材 (第359図)

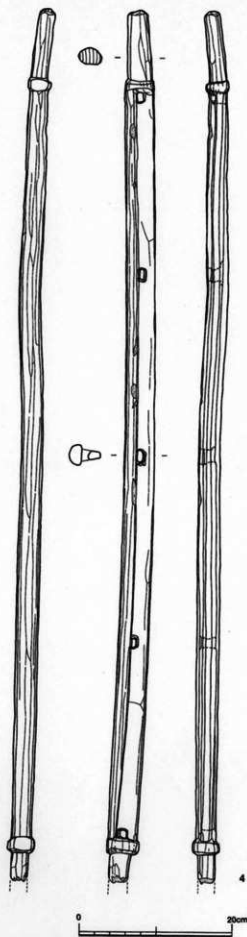
本報告が埋積浅谷より出土した資料を主としていることから、頁数の関係もあり居住域で検出された柱根等は除外することとした。掲載した資料は柱材1点と表面調整されたY字材の2点である。柱材は全長2.33m、最大径19.5cmを測る。上端より44.0cmの範囲に2段の作り出しを持つ。この部分の装飾に祭祀的な意味が込められていると解釈できるならば、分類を祭祀具とすべきかもしれない。Y字材については又木を利用したものであるが、自然木ではなく表面調整されている。用途の特定には至らないが何かの未成品または編台脚などか推測される。

建築部材観察表 (注量の()内は残存値)

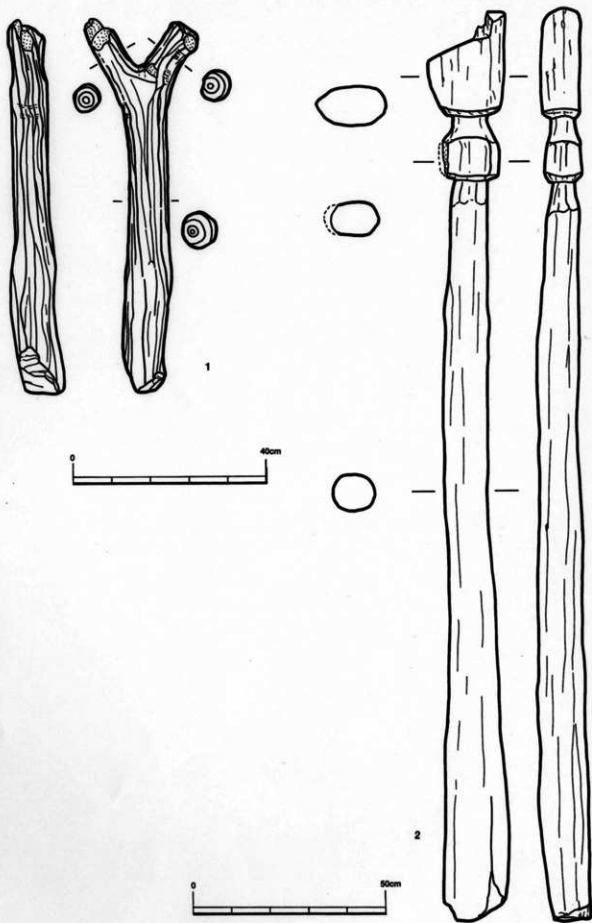
報告書 番号	部類	分類	形状 分類	法量 (cm)				出土 地区	グリ ッド	層位	木取り	樹種	備考
				長	幅	厚	径						
1	その他	Y字材		76.5			8.8	2.6	E-4	xⅡ	心持ち		
2	柱材	上端加飾		233.0	19.5		16.0	2.6	F-3	xⅠ	心持ち		



第357图 用途不明品 1 (S=1/4)



第358圖 用途不明品 2 (S=1/5)



第359図 建築部材 (1:S=1/8, 2:S=1/10)

第12節 樹皮製品 (第360~366図)

樹皮製品として図版掲載した資料は、編物、環状樹皮製品・蔓製品およびその素材、類似品の曲物を含めて全38点に上る。この樹皮や蔓を素材とした資料については、木器以上に材質的に脆弱であり、調査中の取り上げ方法やその後の(保存処理も含めての)保管など取り扱いが非常に難しい資料である。なお報告に当たっては、「漁用の笊」や「樹皮製〇〇」など機能・形状を加味した名称を本来は付すべきであるが、殆どの資料が全体形状を把握することが不可能な状態での出土であり、一部の資料を除いて素材に基づいた名称を与えた上で分類を行っている。また木製品と異なり切片サンプルを用意し、顕微鏡観察することができないため全遺物について樹種は同定されていない。

本節で扱う編物をはじめとした脆弱な資料が大量に出土することは極めて稀なことで、言い換えれば当時集落内において樹皮製品が相当量使用されていたことを裏付けている。

編物

編物については全7点確認している。いずれも完存であれば籠状を呈していたと推測されるが、資料1・2・3以外については底部および胴部の一部であり、全体像を推測することは難しい。編み方の表記については、名久井文明氏のご教示により大分県別府産業工芸試験所(現、大分県竹工芸・訓練支援センター)から刊行されている『竹編組技術資料』(1991、以下「竹編組資料」)を参考とした。形状等から用途を推測可能な資料も含まれるが、遺跡の性格や地域性に左右されることが多いことから言及を避け、編み方や素材の太さといった観点から資料を概観する。1の胴部および5・6・7はいずれも「竹編組資料」によると「二本とび網代編み」技法で編まれている。いわゆる「網代編み」であるが、1の資料では上部口縁は「からみ編み」で、そこから技法を変えて「二本とび網代編み」を行っている。この中段の編み方が「二本とび網代編み」の基本形で、その下方は作業効率を上げるための工夫または強度を考慮してのものか基本形をアレンジし、単位が4本となっている。5・7には単位が4本の編み方が見られ、6は基本形の二本とびで編まれている。素材の幅の違いは成品における大きさの違いを表していると考えられるが、手触りや柔軟性を考慮したものかもしれない。

2・4は一見すると全く異なる編み方をしているようにも受け取れるが、両方とも「もじり編み」で、2では横ヒゴの間隔が開いているのに対して、4では縦ヒゴが間隔を開けて編まれている。この2点は同一の編み方をしているが、明らかに用途が異なることを示している。

3の口縁は1と同じ「からみ編み」であるが、胴部は「竹編組資料」にある「ごぞ目編み」技法をアレンジした方法で編まれている。「ごぞ目編み」は縦ヒゴを並べた上で、それに直交する横ヒゴを「押さえ」と「すくい」を交互に編む方法であるが、本資料では縦ヒゴは2本単位で、横ヒゴは1本づつ交互に編まれている。掲載した出土遺物では確認できなかったが、この「ごぞ目編み」についても基本形を知った上で変形編みを行っていたものと思われる。

編み方表記について以前は「二つ越え二つ潜り」で「一つ送り」という表現をしてきたが、上述したとおり名久井文明氏のご教示により本報告では、「竹編組資料」を参考とした。これまで引用してきた説明では「網代編み」と上記「ごぞ目編み」の両技法に区別がつかず、編み方が異なるにも関わらず、文章記述が同一となっていた。今後は統一的表記が必要であると実感した。

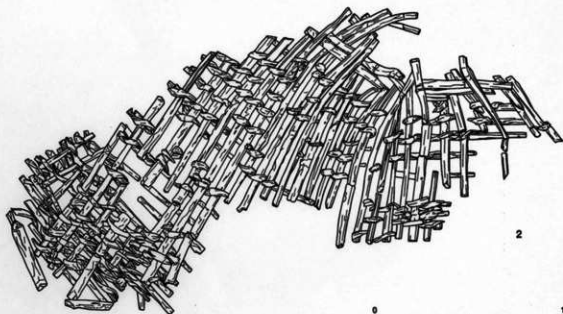
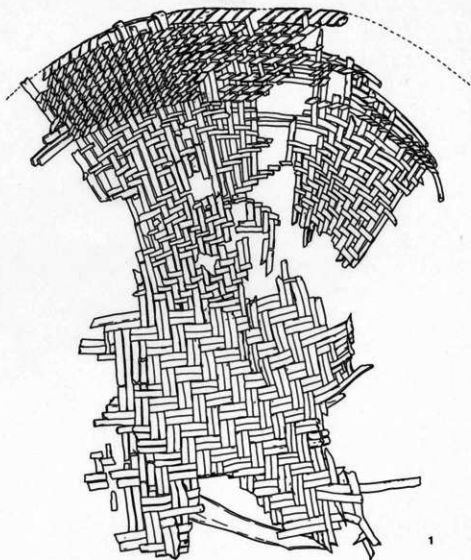
また本資料を分類・整理するにあたって縄文・弥生の編物に見られる粗形技法と系譜はさておき大分県の伝統工芸である竹細工が技法的に同一であったこと、更に「竹編組資料」に記載のない変形の編み方が弥生の遺物に行われていることは驚きであった。

樹皮成品・素材、蔓成品・素材

植物同様に樹皮や蔓などの植物資源をもとに製作された遺物を「成品」、それ以外を「素材」として分類・説明を行う。掲載した資料のうち成品の範疇に捉えられる資料は9・10・13・17・20・21・31の7点と板材をたわめて曲物とした37・38である。それ以外は素材と考えている。18は樹皮を三ツ編みにした紐（縄）で、そのもの自体には機能は認められず、使用される目的やその場の状況が重視される資料である。成品とした9・10・13・17について、現時点で想定されている用途は、大型の土器に地面に安定して置くための土器台（鍋敷）が有力で、民俗事例では岩手県の例として籠の口縁に装着して内厚の縁としたものが名久井文明氏によって報告されている。また20・21の2点については、素材扱いとした他の資料に比べて非常に手が込んでいて、明らかに何らかの意図を持って蔓を環状に仕上げていると判断し、成品としている。31は剥がした樹皮を異なった種類の皮紐で綴じたもので、表面に結び玉が現れている。底部に底板が組み合わされていた可能性もあるが、現状ではその痕跡は見あたらない。37・38は板材をたわめて曲物としたものであるが、この2点についても成品と素材、両方の可能性がある。なお資料8・24は不明品であり、類似資料も全く見出せない。

樹皮製品観察表 [法量の()内は残存値]

植物 番号	器 種 分 類		形状 分類	法 量 (cm)		出土 地区	グリ ッド	層 位	木取り	備 考
	分類1	分類2		長(寸)	幅(寸)					
1	樹物		網代編み	28.0	21.4	26	F-9	vi		
2	樹物		もじり編み	12.0	29.0	26	F-10	vi		
3	樹物		からみ編み、ござ目編み	42.6	50.0	12	27-62	vii~ix		
4	樹物		もじり編み	18.3	27.0	26	F-4	xi		
5	樹物		網代編み	26.8	26.6	26	F-10	vi		
6	樹物		網代編み	17.6	4.0	26	F-10	xi		
7	樹物		網代編み	13.0	7.0	26	F-10	xi		
8	不明品			20.6	1.4	26	B-2	vi~vii		
9	樹皮製品	環状成品		14.4	18.0	12	27-61	vi		
10	樹皮製品	環状成品		14.8	16.0	12	26-57			
11	樹皮製品	素材		16.0	14.4	12	27-64	x		
12	樹皮製品	素材		12.8	17.2	12	27-63	vii		
13	樹皮製品	環状成品		14.0	16.4	26	G-13	xii		
14	樹皮製品	素材		14.0	20.0	13	C-6	v~vii		
15	樹皮製品	素材		19.2	20.0	13	C-5	v~vii		
16	樹皮製品	素材		19.2	28.4	26	F-6	x~xi		
17	樹皮製品	環状成品		12.4	16.8	27	26-93	v~vi		
18	樹皮製品	紐(縄)	三ツ編み	23.6	27.2	13	B-6	vii~x		
19	樹皮製品	素材		13.2	17.6	13	C-5	v~vii		
20	樹皮製品	環状成品		7.4	9.8	26	F-9	vi		
21	樹皮製品	環状成品		10.0	12.0	26	D-6	v~vii		
22	樹皮製品	素材		10.0	14.6	26	E-11	vii		
23	樹皮製品	素材		7.0	8.4	26	E-11	vii		
24	不明品			9.0	12.2	26	F-8	xi		
25	樹皮製品	素材		7.6	10.0	26	E, F-9	v~vi		
26	樹皮製品	素材		37.0	43.0	26	F-8	vii		
27	樹皮製品	素材		16.0	16.0	26	F-8	ix		
28	樹皮製品	素材		22.0	23.2	26	F-10	vii~x		
29	樹皮製品	素材		5.4	10.0	26				
30	樹皮製品	素材		9.4	11.2	26	F-5	xi		
31	樹皮製品	環状成品		14.0	22.4	26	I-6	v~vi		SK-8井戸
32	樹皮製品	素材		24.0	32.0	26	E-6	vi		
33	樹皮製品	素材		12.8	20.0	26	F-9	v		
34	樹皮製品	素材		10.4	20.0	26	F-7	vi		
35	樹皮製品	素材				26	G-14	vii		
36	樹皮製品	素材		15.2	24.0	13	E-9, 10	ix~x		SD-29
37	板材曲物			8.0	19.6	26	F-4	xi~xii	板素材	
38	板材曲物			26.8	29.2	13	B-5	vii~x	板素材	銅鑄:スズ

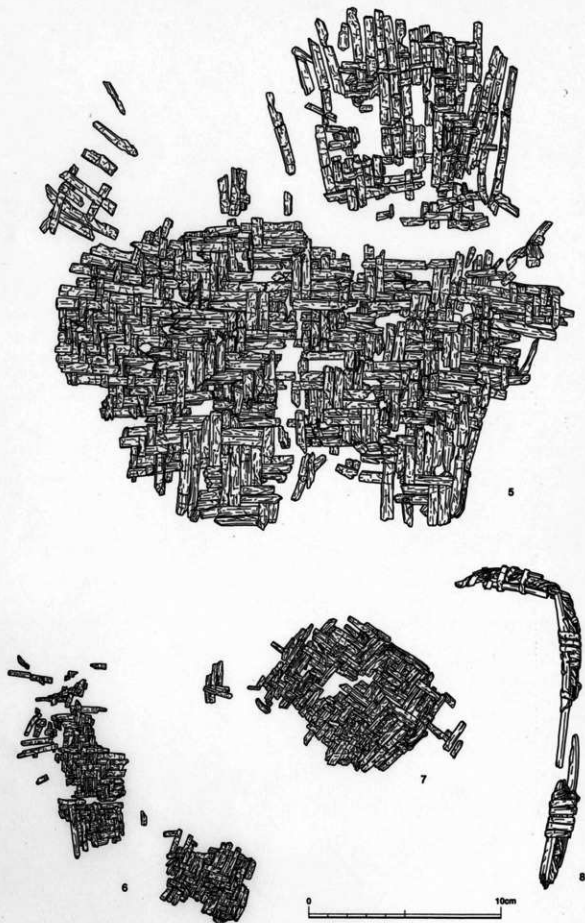


第360图 树皮製品1 (S=1/2)

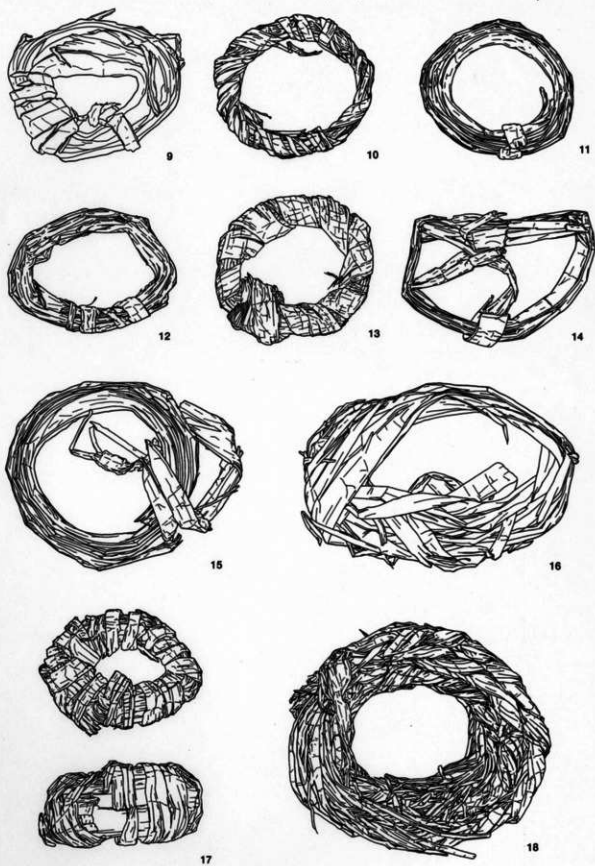


第361圖 樹皮製品 2 (S-1/3)





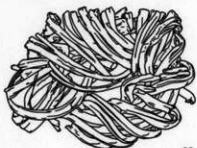
第362图 树皮製品 3 (S=1/2)



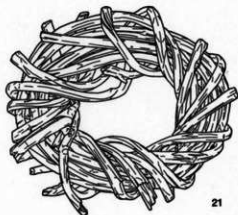
第363图 树皮制品4 (S=1/4)



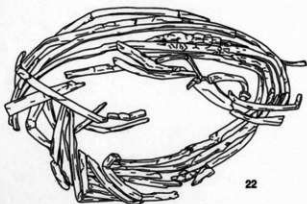
19



20



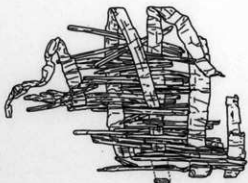
21



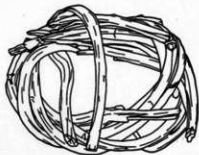
22



23



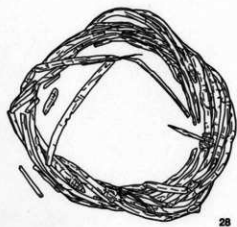
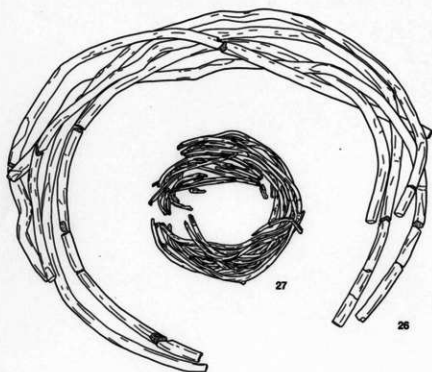
24



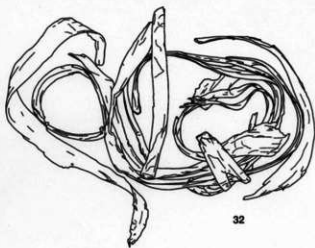
25



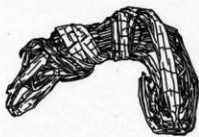
第364圖 樹皮製品 5 (19:S=1/4, 20~25:S=1/2)



第365圖 樹皮製品 6 (26~28・31:S=1/4, 29~30:S=1/2)



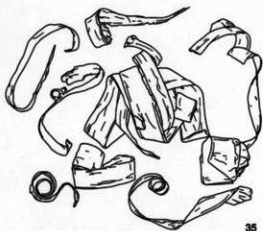
32



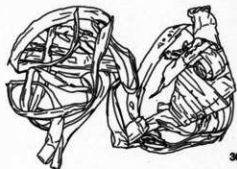
33



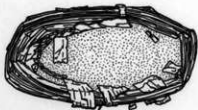
34



35



36



37



38



第366圖 樹皮製品 7 (S=1/4)

参考文献

編著者名 発行年

- ア青木一男 1998「上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書5 松原遺跡 弥生・総論2 弥生中期・遺構図版」長野県埋蔵文化財センター発掘調査報告書36 長野県埋蔵文化財センター
- 青木一男 1999「上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書5 松原遺跡 弥生・総論1 弥生中期・遺構本文」長野県埋蔵文化財センター発掘調査報告書36 長野県埋蔵文化財センター
- 青木一男 2000「上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書5 松原遺跡 弥生・総論6 弥生中期・土器図版」長野県埋蔵文化財センター発掘調査報告書36 長野県埋蔵文化財センター
- 伏見浩三 1993「大足の再検討」『考古学研究』40-3 考古学研究会
- 浅岡俊夫 1997「多枝付木製品考 葦骨の再検討」『立命館大学考古学論集1』立命館大学考古学論集刊行会
- 船谷 一 1988「朝日遺跡の異形土器について - 鳥形土器を考えるにあたって - 『年報』昭和62年度 (財) 愛知県埋蔵文化財センター
- 船谷 一・佐藤公保 2000「東海地方の鳥形木製品 本川遺跡出土例の検討」『研究紀要』1 愛知県埋蔵文化財センター
- 飯塚武司 1999「東日本における古墳出現期の木工集団 (上)」『古代文化』51-5 古代学研究会
- 飯塚武司 1999「東日本における古墳出現期の木工集団 (下)」『古代文化』51-6 古代学研究会
- 飯塚武司 2001「農耕社会成立期の木工技術の伝播と変容」『古代学研究』155 古代学研究会
- 石川考古学研究会 1996「武器・武具・馬具」I 石川県考古資料調査・集成事業報告書
- 石川考古学研究会 1999「農具」石川県考古資料調査・集成事業報告書
- 石川考古学研究会 2000「狭身具」II 石川県考古資料調査・集成事業報告書
- 石川考古学研究会 2001「補遺編」石川県考古資料調査・集成事業報告書 石川県考古学研究会
- 石黒立人 1993「朝日遺跡」IV 愛知県埋蔵文化財センター調査報告書33 (財) 愛知県埋蔵文化財センター
- 伊藤雅文 1991「石川の初期木製農具をめぐって」『畝田遺跡』石川県立埋蔵文化財センター
- 井上義光 1985「祭祀研究の一視点 鳥形模造品を中心として」『末永先生米壽記念獻論文集』
- 岩瀬由美 1998「上町和住下遺跡」石川県立埋蔵文化財センター
- 若木 貴 2000「大宮式大型壺の転用」『研究紀要』2000 (財) 静岡県埋蔵文化財調査研究所
- ウ上原真人 1991「農具の変遷 鋸と鑿」『季刊考古学』37 稲作農耕と弥生文化 雄山閣
- 上原真人 1993「木器集成図録-近畿原編」史料第36巻 奈良国立文化財研究所
- 内田律雄 1988「西川津遺跡発掘調査報告書」IV 鳥根県教育委員会
- オ原崎 由 1995「岡山市 南方 (済生会) 遺跡」『考古学研究』42-2 考古学研究会
- 大分県別府産業工芸試験所 1991「竹編組技術資料」
- 大村 直 1983「弥生時代における鉄鋸の変遷とその評価」『考古学研究』30-3 考古学研究会
- 岡本恭一 2001「松任市乾遺跡発掘調査報告書」A・C区下層編 (財) 石川県埋蔵文化財センター
- カ甲斐博幸 1996「千葉県君津市一帯代遺跡群-」第1分冊 君津郡考古資料刊行会
- 賀来孝代 1997「銅鐸の鳥 ツルもいるし、サギもいる」『考古学研究』44-1 考古学研究会
- 櫻田 誠・望月精司 1988「念仏林遺跡」石川県小松市教育委員会
- 加藤晋平・小林達雄・藤本 強 編 1983『縄文文化の研究』7 道具と技術 雄山閣
- 金岡 恕・佐原 眞 編 1985「弥生文化の研究」5 道具と技術 I 雄山閣
- 金岡 恕・佐原 眞 編 1987「弥生文化の研究」8 祭りと墓と装い 雄山閣
- 金岡 恕 1983「弥生時代の呪術と術具」『考古学研究』30-1 考古学研究会
- 金岡 恕 1984「弥生時代の祭祀と稲作」『考古学ジャーナル』228 ニュー・サイエンス社
- 金岡 恕 1982「神を招く鳥」『考古学論考』
- 狩野 睦・酒井重弘 1991「北陸自動車道遺跡調査報告書」一朝日町編6-境A遺跡 土器編 富山県教育委員会
- 神谷正弘 1990「日本出土の木製短甲」『考古学論集』3 考古学を学ぶ会
- 神谷正弘 1996「下田遺跡出土の櫛櫛式木甲について」『下田遺跡』(財) 大阪府文化財調査研究センター
- 亀田 博 1985「堅櫛」『末永先生米壽記念獻論文集 乾』
- キ木川正夫 1998「厨骨と鋸術状木製品に関する比較考察 楽器説をめぐる諸問題について」『愛知県埋蔵文化財センター年報』(財) 愛知県埋蔵文化財センター
- 北浦弘人 2001「鳥取県気高郡青谷町 青谷上寺地遺跡」2-一般国道9号改築工事 (青谷・羽合遺跡) に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅷ (財) 鳥取県教育文化財団

- 北野信彦 1984「整作の出現と波及についての一試論」『元興寺文化財研究』（財）元興寺文化財研究所
- 木下亀城・小川留太郎 1995「岩石鉱物」エコロン自然シリーズ 保育社
- 木下哲夫 1994「3単位波状口縁深鉢型土器」『季刊考古学』48 縄文文化と土器 雄山閣出版
- 楠 正勝 1986「弓について」『金沢市新保本町チカモリ遺跡』金沢市文化財紀要60 金沢市教育委員会
- 工藤俊樹ほか 1987「鳴瀬手島遺跡」福井県埋蔵文化財調査報告書15 福井県教育庁埋蔵文化財センター
- 久保寿一郎 1983「弥生時代における舟形木製品」『西宮田』大阪府教育委員会
- 久保寿一郎 1987「古代の船舶資料 舟形模造品資料集」『九州考古学』61 九州考古学会
- 久保寿一郎 1988「編み具の研究」『九州考古学』62 九州考古学会
- コ合田茂伸 1988「弥生時代の臼と杵」『網干善教先生華甲記念考古学論集』
- 合田茂伸 1991「農具の変遷 収穫と脱穀の道具」『季刊考古学』37 稲作農耕と弥生文化 雄山閣
- 国立歴史民俗博物館 1997「農耕開始期の石器組成」4 中部・近畿
- 小島俊彰 1979「本江遺跡」『清川市史』考古資料編 富山県清川市
- サ酒井能一 1998「鳥形木製品の考古学 その研究に見通しはあるか」『日本の信仰遺跡』雄山閣
- 坂上有紀 2000「平田遺跡」新潟県埋蔵文化財調査報告書98 新潟県教育委員会
- 佐々木 勝・林 大智 2000「北陸地域における弥生時代鉄製品の様相」『考古学ジャーナル』467 ニュー・サイエンス社
- 佐田 茂 1980「古代琴塚考」『考古学雑誌』66-1 日本考古学会
- 佐藤宗史 1970「大中の湖南遺跡における玉作について」『古代文化』22-1 (財)古代学協会
- 佐藤由紀男 1999『縄文弥生移行期の土器と石器』考古学選書 雄山閣
- 佐原 真 1999「古墳時代の絵の文法」『国立歴史民俗博物館研究報告』80 国立歴史民俗博物館
- シ設楽博己 1991「弥生時代の農耕儀礼」『季刊考古学』37 稲作農耕と弥生文化 雄山閣
- 柴田 豊 1980「静岡県蔵平遺跡発見の鳥形土器」『考古学雑誌』66-1 日本考古学会
- 嶋倉巳三郎 1985「古代日本の武器武器に使われた木」『末永先生米壽記念獻呈論文集』
- 下條信行 2002a「片刃石斧の型式関係から見た初期稲作期の韓日関係の展開について」『清溪史学』16・17 合輯
- 下條信行 2002b「北東アジアにおける伐採石斧の展開」『韓半島考古学論叢』すずさわ書店
- 下村晴文・才原金弘 1977「鬼鹿川遺跡出土の武器形木製品について」『考古学雑誌』63-2 日本考古学会
- ス杉村幸一 1989「打製石器の形態分類に関する一考察—非計量的属性の分析を中心として—」『生産と流通の考古学』横山浩一先生退官記念論文集 I
- セ石器使用痕研究会 2002「弥生文化と石器使用痕研究」～農耕に関わる石器の使用痕～
- タ高田浩司 2001「弥生時代銅鏡の二つの性格とその特質」『考古学研究』47-4 考古学研究会
- 高橋保ほか 1979「下谷地遺跡」新潟県埋蔵文化財調査報告書19 新潟県教育委員会
- 高橋保ほか 1987「下谷地遺跡」『柏崎市史資料集』考古編1 新潟県柏崎市
- 高瀬勝喜 1983「野々市町御経塚遺跡」石川県野々市町教育委員会
- 田代 弘 1993「奈具岡遺跡」『京都府遺跡調査概報』55 (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター
- 田代 弘 2001「石針について」『京都府埋蔵文化財論集』4 (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター
- ツ辻尾榮市 1985「考古学から見た古代日本の例舟」『郵政考古紀要』10 郵政省
- テ寺沢 薫 1986「国道23号線横原バイパス建設に伴う遺跡調査報告書」II 奈良県史跡名勝天然記念物調査報告書第49冊 奈良県埋蔵文化財研究所
- 寺前直人 1998「弥生時代の武器形石器」『考古学研究』45-2 考古学研究会
- 寺村光晴 1966「古代玉作の研究」國學院大學考古学報告3 吉川弘文館
- 寺村光晴 1980「古代玉作形成史の研究」吉川弘文館
- 寺村光晴 1990「タマの道」『日本海と北国文化』海と列島文化 I 小学館
- ト富山正明 1988「下屋敷遺跡 堀江十家遺跡」福井県埋蔵文化財調査報告書14 福井県教育庁埋蔵文化財センター
- 鳥越憲三郎 1995「稲作儀礼と首狩り」雄山閣
- ナ中司照世 1990「曾万布遺跡」『福井市史』資料編1 考古 福井市
- 中村慎一 1999「農耕の祭り」『古代史の論点』5 神と祭り 小学館
- 中村徹也 1977「宮ヶ久保遺跡出土の木製武器形石器」『考古学雑誌』63-2 日本考古学会
- 中村友博 1980「弥生時代の武器形木製品」『東大阪市遺跡保護調査会年報 1979年度』
- 名久井文明 1999「樹皮の文化史」吉川弘文館
- ニ錦田剛志 1993「弥生時代の鳥形木製品」『古代文化研究』1 鳥根県古代文化センター
- 西谷 正 1982「朝鮮先史時代の勾玉」『森貞次郎博士古希記念 古文化論集』上巻

- 西野秀和 1983『上田うまばら遺跡』 石川県押水町教育委員会
 西野秀和 1987『金沢市米泉遺跡』 石川県立埋蔵文化財センター
 西野秀和・南久和 1999『旧石器・縄文時代』『金沢市史』資料編19 考古金沢市
 榎本 修 1976『木製農耕具の意義』『考古学研究』22-4 考古学研究会
 榎田佳男 1999『伐採石斧の柄』『国家形成期の考古学』大阪大学考古学研究室10周年記念論集 大阪大学考古学研究室
 八橋 雅子 1997『八日市地方遺跡出土の人形土製品』『考古学ジャーナル』424 ニュー・サイエンス社
 橋 雅子 1998『八日市地方遺跡出土の人物意匠陶板』『考古学ジャーナル』432 ニュー・サイエンス社
 橋本澄夫 1968『石川県小松市八日市地方遺跡の調査一県下の欄目文系土器一』『石川考古学研究会々誌』11
 橋本達也 1999『盾の系譜』『国家形成期の考古学』大阪大学考古学研究室10周年記念論集 大阪大学考古学研究室
 橋本達也 1996『古墳時代前期甲冑の技術と系譜』『雪野古墳の研究』考察編 八日市市教育委員会
 橋本正春 1992『北陸自動車道遺跡調査報告書』一朝日町編7-境A遺跡 総括編 富山県教育委員会
 橋本正博 1968『石川県八日市地方遺跡』『邪馬台国時代の人々』季刊考古学別冊9 雄山閣
 橋本正博 2000『石川県八日市地方遺跡出土の木製祭祀具』『考古学ジャーナル』457 ニュー・サイエンス社
 橋本正博 2001『石川県八日市地方遺跡出土の鳥形木製品』『花園大学考古学研究室20周年記念論集』花園大学考古学研究室
 濱 修 1993『弥生時代の木偶と祭祀 中主町湯ノ部遺跡出土木偶から』『紀要』6 滋賀県文化財保護協会
 林 謙三 1958『和琴の形態の発育経過について』『書陵部紀要』10 宮内庁書陵部
 ヒ比佐陽一郎 1997『木製履物雑考』『九州考古学』72 九州考古学会
 フ深澤芳樹 1998『戈を持つ人』『みずほ』24 大和弥生文化の会
 深堀 西 1999『北陸の木製農耕具集成(1)』『富山考古学研究 紀要』2 (財) 富山県文化振興財団埋蔵文化財調査事務所
 深堀 西 2000『北陸の木製農耕具集成(2)』『富山考古学研究 紀要』3 (財) 富山県文化振興財団埋蔵文化財調査事務所
 福島正実 1987『吉崎・次場遺跡』第1分冊 石川県立埋蔵文化財センター
 福島正実 1988『吉崎・次場遺跡』第2分冊 石川県立埋蔵文化財センター
 古川 登ほか 2002『飯谷』清水町埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅳ 福井県清水町教育委員会
 豊 逢秋・青木正博 1996『藍物・岩石』保育社
 へHenry N. Michael, 1963. The shaman's tent of the Evenks and the origin of the shamanistic rite. Studies in Siberian Shamanism, University of Toronto
 マ益富壽之助 1987『原色岩石図鑑』全改訂新版 保育社
 橋本 哲 1993『鳥形をめぐる儀礼の研究ノート シベリア諸民族に見られる鳥形使用の儀礼の分析から』『弥生文化博物館研究報告』2 大阪府立弥生文化博物館
 増山 仁 1988『金沢市磯部運動公園遺跡』金沢市文化財紀要70 金沢市教育委員会
 松井一明 1995『弥生時代の石鏝について』(上)『弥生文化博物館研究報告』4
 松岡達郎・中田清彦・横山美介 1977『確石鏝考』『考古学研究』24-1 考古学研究会
 ミ水野正好 1980『鏝の誕生とその展開』『考古学雑誌』66-1 日本考古学会
 南 久和 1993『金沢市馬骨遺跡』金沢市文化財紀要107 金沢市教育委員会
 南 久和 2001『編年』-その方法と実際- 南書会
 宮腰健司ほか 1994『朝日遺跡』Ⅴ 愛知県埋蔵文化財センター調査報告書34 (財) 愛知県埋蔵文化財センター
 宮腰健司 2000『朝日遺跡』Ⅵ 愛知県埋蔵文化財センター調査報告書83 (財) 愛知県埋蔵文化財センター
 宮下幸夫・橋 雅子 1997『八日市地方遺跡出土の絵土器』『みずほ』21 大和弥生文化の会
 ム村上由美子 1996『杵と臼の変遷について』『滋賀考古』15 滋賀考古学研究会
 ヤ山口謙治 1991『弥生文化成立期の木器』『横山浩一先生退官記念論集 日本における初期弥生文化の成立』
 山崎順人 2000『木製總括具の研究(上) -木製總括具における二者-』『大阪文化財研究』19 (財) 大阪府文化財調査研究センター
 山崎順人 2001『木製總括具の研究(下) -木製總括具における二者-』『大阪文化財研究』20 (財) 大阪府文化財調査研究センター
 山田康弘 1996『鳥形木製品の再検討』『信濃』48-4 信濃史学会
 山田康弘 1994『祭りを演出する道具 弥生時代の鳥形木製品』『季刊考古学』47 先史時代の木工文化 雄山閣
 山本直人 1985『石川県における打製石斧について』『石川考古学研究会々誌』28
 山本正敏 1990『北陸自動車道遺跡調査報告書』一朝日町編5-境A遺跡 石器編 富山県教育委員会
 ヨ湯尻修平 1977『加賀市横北遺跡発掘調査報告書』石川県教育委員会

- 湯沢修平 ほか 1987『小松市中海遺跡』 石川県立埋蔵文化財センター
- ワ若林邦彦 ほか 1993『河内平野遺跡群の動態』VI-南遺跡群 一弥生時代中期編 近畿自動車道天理吹田線建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書 (財)大阪文化財センター
- 渡辺 仁 1969『所謂石鏃について。先史学に於ける用途の問題』『考古学雑誌』55-2 日本考古学会
- 渡辺 誠 1973『縄文時代の漁業』考古学選書7 雄山閣
- 渡辺 誠 1975『委何下遺跡発掘調査報告書』平安博物館
- 渡辺 誠 1985『ヨコブチの考古・民具学的研究』『考古学雑誌』70-3 日本考古学会
- 渡辺 誠 1989『ヨコブチをめぐる』考古資料と民具『民具が語る日本文化』河出書房新社